全国厚生労働関係部局長会議
（厚生分科会）

詳細版資料

平成２９年１月２０日（金）

雇用均等・児童家庭局

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）
詳細版資料

目　次

（重点事項）

１．「一億総活躍」社会の実現に向けた子ども・子育て支援について‥ 1

２．平成29年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について　‥‥‥

（２）民間児童養護施設職員等の処遇改善について
（３）民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律について

９．ひとり親家庭等自立支援施策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30

10．妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について　・・・・・・　31
（１）不妊治療への助成等について
（２）子育て世代包括支援センターの全国展開について
（３）産前・産後の支援について

11．少子化対策・子育て支援等の重要課題に対応するための組織再編について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

５．配偶者からの暴力（ＤＶ）対策等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　60
（１）平成29年度予算案における対応について
（２）ストーカー規制法の改正を踏まえた婦人保護事業の対応について

６．児童健全育成対策等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　62
（１）放課後児童クラブについて
（２）利用者支援事業について
（３）地域子育て支援拠点事業について
（４）児童厚生施設について
（５）児童委員について
（６）児童福祉週間について

７．保育対策等の推進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　73
（１）保育対策関連予算について
（２）企業主導型保育事業の推進について
（３）平成29年度税制改正について
（４）小規模保育事業の対象年齢の拡大について
（５）保育園等の連携施設の確保について
（６）保育事故防止に係る安全対策の強化について
（７）認可外保育施設の届出について
（８）地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について
（９）保育園等の優先入所に係る取扱について
（10）保育園における第三者評価の受審について
（11）アレルギー対策ガイドライン及び感染症対策ガイドラインの改訂について
（12）保育園等の実態調査について

８．母子保健対策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　82
（１）妊婦健康診査の公費負担について
（２）助産施設について

９．仕事と家庭の両立支援対策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　83
（１）保育所に入れない等の場合の育休延長について
（２）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について

（関連資料）

資料１　新・第２の矢.「夢を紡ぐ子育て支援」 ····· 85

資料２　少子化対策の総合的な展開 ····· 86

資料３　平成29年度の社会保障の充実・安定化について ····· 87

資料４　平成29年度における「社会保障の充実」（概要） ····· 88

資料５　平成29年度幼児教育無償化に向けた対応（保育園） ····· 89

資料６　待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大 ····· 90

資料７　保育園等整備交付金 ····· 91

資料８　保育対策総合支援事業費補助金 ····· 92

資料９　保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の
所要の措置 ····· 98

資料10　保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨
の明確化 ····· 99

資料11　平成29年４月入園に向けての市区町村における環境整備
について ····· 100

資料12　認可保育園等への移行に向けて ····· 101

資料13　保育士等の処遇改善の推移（平成24年度との比較） ····· 111

資料14　保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み・処遇改善
のイメージ ····· 112

資料15　保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み導入後の
職制階層（イメージ） ····· 114

資料16　保育士等の処遇改善 ····· 115

資料17　保育士確保集中取組キャンペーン　…… 116

資料18　保育所保育指針の改訂に関する議論のとりまとめの概要　‥ 117

資料19　「放課後子ども総合プラン」の全体像　…… 118

資料20　放課後児童クラブの概要 …… 124

資料21　放課後児童クラブ関係・平成29年度予算（案）
　　のポイント　…… 127

資料22　平成28年度　放課後児童支援員等処遇改善等事業
　　の実施状況　…… 139

資料23　児童虐待防止対策関係・平成29年度予算案の概要　…… 141

資料24　児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者
　　の研修等の実施について（案）　…… 173

資料25　児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通
　　アセスメントツールについて（案）　…… 218

資料26　児童相談所強化プラン（概要）　…… 221

資料27　平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（児童
　　相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究）　‥‥ 222

資料28　「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（案）‥ 224

資料29　要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・
　　医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について　…… 237

資料30　平成29年度社会的養護関係予算案の概要　…… 238

資料31　里親支援事業（仮称）の創設　…… 241

資料32　社会的養護自立支援事業（仮称）の創設　…… 242

資料33　産前・産後母子支援事業（仮称）の創設　…… 244

資料34　改正児童福祉法を踏まえた「新たな子ども家庭福祉」
　　の構築　…… 245

資料35　１８歳以降の措置延長制度について　…… 246

資料36　民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ　…… 247

資料37　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等
　　に関する法律（概要）　…… 248

資料38　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等
　　に関する法律（全文）　…… 250

資料39　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等
　　に関する法律に対する附帯決議　…… 268

資料40　すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望
　　の実現プロジェクト）　…… 269

資料41　平成29年度予算案　厚生労働省　主な子供の貧困対策
　　関連施策（新規・拡充）　…… 337

資料42　平成29年度予算案　厚生労働省　主な子供の貧困対策
　　関連施策　…… 338

資料43　ひとり親家庭等自立支援関係の平成29年度予算案　…… 341

資料44　自立支援教育訓練給付金事業の充実について　…… 342

資料45　不妊に悩む方への特定治療支援事業について　…… 344

資料46　子育て世代包括支援センターの全国展開について　…… 345

資料47　産婦健康診査事業について　…… 348

資料48　新生児聴覚検査の体制整備事業について　…… 349

資料49　平成29年度厚生労働省組織再編　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 350

資料50　雇用均等・児童家庭局再編に伴う主な所掌事務の見直し　‥ 351

資料51　児童虐待防止対策等の強化（次世代育成支援対策
施設整備交付金）　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 352

資料52　次世代育成支援対策施設整備交付金の概要　‥‥‥‥‥‥ 355

資料53　児童福祉施設等の災害復旧（施設整備・設備整備）‥‥‥‥ 356

資料54　子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について
（第12次報告）の概要　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 357

資料55　平成27年度「居住実態が把握できない児童」に関する
調査結果【概要】　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 364

資料56　平成28年度「居住実態が把握できない児童」に関する
調査の実施について　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 376

資料57　児童扶養手当制度の概要　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 378

資料58　児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議‥ 379

資料59　「児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令の施行について」
（平成28年７月14日付雇用均等・児童家庭局長通知）　‥‥‥ 380

資料60　「児童扶養手当の現況届等について」
（平成28年６月16日付雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）　‥‥ 382

資料61　「児童扶養手当法第13 条の3 の規定に基づく一部支給停止措置
及び一部支給停止措置適用除外に係る事務について」（平成20年３
月31日雇児福発第0331001号）の一部改正等の留意事項について
（平成28年８月１日雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）‥‥‥ 384

資料62　平成28 年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業
表彰」　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 386

資料63　婦人保護事業の概要　…… 387

資料64　平成29年度婦人保護事業関係予算案の概要　…… 388

資料65　放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要　…… 390

資料66　利用者支援事業の平成29年度予算案について　…… 393

資料67　地域子育て支援拠点事業の平成29年度予算案について　…… 394

資料68　児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及　…… 395

資料69　「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会報告書の概要　…… 396

資料70　民生委員制度100周年記念大会について　…… 397

資料71　医療的ケア児保育支援モデル事業　…… 398

資料72　企業主導型保育事業について　…… 399

資料73　連携施設の設定に関する課題・好事例について　…… 400

資料74　保育園等の事故防止の取組強化事業　…… 404

資料75　保育施設・事業の届出に伴うＩＣＴ化推進事業　…… 405

資料76　平成28年の地方からの提案等に関する対応方針　…… 406

資料77　保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計の状況について　…… 408

資料78　育児休業期間の延長（案）（育児・介護休業法関係）…… 418

資料79　子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の概要　…… 419

（重　点　事　項）

１．「一億総活躍」社会の実現に向けた子ども・子育て支援について

（関連資料１、２参照）

平成27年秋、安倍総理より「一億総活躍」社会の実現に向けた「新・三本の矢」が示されたことを受け、同年11月に「一億総活躍社会に向けた緊急対策」がとりまとめられ、昨年（平成28年）６月２日に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定された。

中でも、子ども・子育て支援については、日本の未来を支えるための重要な施策であり、第二の矢「夢を紡ぐ子育て支援」として位置付けられている。結婚して子どもを持ちたいという国民の希望がかなう社会を実現するためには、結婚や子育て等の希望実現を阻害する要因を一つ一つ取り除き、「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」とを同時に実現できる構造に転換することが重要である。このため、「働き方改革・両立支援」と「総合的子育て支援」を車の両輪として進めていくこととしている。

「ニッポン一億総活躍プラン」では、「希望出生率1.8」がかなう社会の実現に向けて、保育の受け皿整備、保育人材確保、放課後児童クラブの整備等の子育ての環境整備、ひとり親家庭や多子世帯等への支援、女性活躍の推進、子育て世代包括支援センターの全国展開、不妊治療支援の充実等の若者・子育て世帯への支援等に取り組むこととされており、同プランで示された10年間のロードマップに基づき、着実に施策を展開していくこととしているので、各自治体においても積極的な取組をお願いする。

２．平成２９年度における社会保障（子ども・子育て）の充実等について

（関連資料３～５参照）

子ども・子育て支援を含む社会保障分野では、社会保障と税の一体改革において消費税率の引上げによる増収分をすべて社会保障の充実・安定化に向け、全世代型の社会保障への転換を図ることとしている。

子ども・子育て支援の充実に関しては、平成29年度においても、引き続き、子ども・子育て会議資料において「0.7兆円の範囲で実施する事項」と整理された「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、平成29年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分1.35兆円等のうちの0.7兆円程度を充てることとしている。

さらに、平成29年度予算案では、消費税財源以外の0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に実施する「質の向上」項目のうち、保育士等の２％等の処遇改善の実施について盛り込んでいる。

これらにより必要となる地方負担については、地方消費税の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認しているので、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

平成29年度予算案では、子ども・子育て支援の充実として、保育士等について、

①保育園等に勤務する全ての職員に対して２％（月額６千円程度）の処遇改善

②経験年数が概ね７年以上の中堅職員に対して月額４万円（園長など管理職を除く職員全体の概ね１／３を対象）、経験年数が概ね３年以上の職員に対して月額５千円の処遇改善

③②を踏まえた、研修代替職員の雇い上げ費用の年間２日から年間３日への充実

などを行うとともに、放課後児童クラブ及び児童養護施設等の職員についても、それぞれの業務等に相応の処遇改善を行うこととしている。

また、平成29年度予算案では、これらの充実のほか、幼児教育無償化に向けた対応として、２・３号認定の保育料について、

・市町村民税非課税世帯（第２階層）の第２子の保育料の無償化

・年収360万円未満のひとり親世帯等の第１子の保育料の通常の市町村民税非課税世帯並みの金額への軽減

を行うこととしているので、あわせてご了知願いたい。

３．多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について

（１）加速化プランの進捗状況と今後の見込みについて

（関連資料６参照）

子育て家庭における仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、潜在需要も含めた保護者の保育ニーズに対応した受け皿を確保していくため、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を進めているところである。

各自治体の積極的な整備推進により、平成25年度から平成27年度までの３年間で約31.4万人分の保育の受け皿を確保し、平成29年度末までの５年間では、約48.3万人分の拡大を見込んでおり、昨年公表した数値（約45.6万人分）を約2.7万人分上回る見込みとなっている。

一方で、平成28年４月の待機児童数は、193の市区町村では減少したものの、大規模なマンション開発等に伴う若年層の人口増などのため、保育需要の増加に整備量が追いつかなかった232の市区町村で待機児童数が前年よりも増加しており、全国の待機児童数も前年より増加した（386人増）。

引き続き平成29年度末までに待機児童解消に取り組むとともに、平成30年度以降についても、女性の就業の更なる増加、働き方改革の進展、育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、保育の受け皿を着実に整備していただくようお願いする。

（２）受け入れ枠拡大に向けた取組の推進について

（関連資料６～10参照）

「待機児童解消加速化プラン」に基づく48.3万人分の保育の受け皿拡大を進めるため、平成28年度第２次補正予算及び平成29年度予算案において、施設整備や改修に係る費用の補助率について、引き続き嵩上げ（１／２→２／３）を行い、意欲のある自治体の取組を強力に支援するほか、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育の推進を図るため、

- ０歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ３歳以上の子どもの受入れに特化した保育園等における３歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置等の支援
- 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの更なる展開
- 保育園等と地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディ

ネーター」の機能強化
を行うこととしている。

これらの新たな施策を活用しつつ、各自治体におかれては、保育を希望する方が保育を利用できるよう、より積極的な取組を進めていただくようお願いする。

なお、保育の受け皿整備の際、平成29年度税制改正において、企業主導型保育事業や事業所内保育事業（利用定員が１人以上５人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置等を講ずることとなった。また、保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体においては、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することが可能である旨の通知を平成28年９月16日付けで総務省と協議の上発出しており、これらの税制上の対応等も検討いただくよう、あわせてお願いする。

（３）平成29年４月入園に向けての市区町村における環境整備について　－保育所等利用待機児童数調査に関する検討会意見－

（関連資料11参照）

特定の保育園等を希望する者などの取扱いについて、市区町村ごとに異なるとの指摘もあることから、学識者や自治体関係者等の参集を求め、平成28年９月より、厚生労働省において、「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」（座長：山縣文治関西大学人間健康学部教授）を開催してきたところである。

同検討会において、各市区町村の現状の取扱いについて調査したところ、利用調整において、保護者に対してきめ細かな対応が行われていない事例が見受けられた。

利用申込みをした保護者の意向や状況については、「保育コンシェルジュ」等の利用者支援事業をきめ細かく展開するなど、市区町村が積極的かつ丁寧に把握し、利用可能な保育園等の情報を提供する等、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行うことが重要である。

また、入園等に至らなかった者に対しても、継続して保護者の意向や状況の把握に努め、保護者のニーズに合った丁寧な支援を行っていく必要がある。

一方、既に平成29年４月の入園申込や相談対応等が各市区町村で始まっており、また、現時点において、こうした保護者に対しきめ細かな対応を行うための体制が整っていない市区町村がある。

こうした状況を受け、同検討会より、各市区町村においては、早急にこの体制整備に着手するとともに、国においては、平成29年度予算案において、子ども・子育て支援交付金における利用者支援事業の拡充を盛り込んでおり、当該事業が各市区町村において積極的に活用されるよう周知すべき、との意見が出されたところである。

国においては、平成29年度予算案において、相談窓口の開所時間の延長や、出張相談の実施といった場合の加算を設けるなど、子ども・子育て支援交付金における利用者支援事業の拡充を行うこととしている。各市区町村におかれては、平成29年度から、当該事業を積極的に活用いただくなど、それぞれの保護者の意向や状況等について丁寧に把握し、保護者のニーズに合った適切な保育の提供が行われるよう、保護者に「寄り添う支援」のための環境整備をお願いする。

（４）認可外保育施設の認可化移行の促進について

（関連資料12参照）

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育園等を増やしていくことが望ましいが、現状においては、認可外保育施設が認可保育園等のみでは受けきることができない多様な保育ニーズに応えている側面がある。このため、国においては、認可外保育施設について、認可保育園、認定こども園、小規模保育事業への移行を支援しており、移行を目指す施設には、課題の調査、施設の改修、運営の経費等の補助を行っている。さらに、平成29年度予算案においては、移行する対象の事業を拡大し事業所内保育事業も含めることとしている。

今般、これらの認可保育園等への移行を促進する補助事業を更に御活用いただくため、「認可化移行支援強化事業」としてパッケージ化したので、認可保育園等への移行ニーズを把握した上で、施設・事業者に対し積極的に周知いただき、認可化移行の取組を促進いただきたい。

また、小規模保育事業への認可化移行支援に当たっては、小規模保育事業所における事故防止及び保育の質の向上の観点からも、全員保育士を配置することとしている小規模保育Ａ型への移行が望ましい。

また、小規模保育Ｂ型から小規模保育Ａ型への移行に当たっては、公定価格において、小規模保育事業所における保育士の比率に応じた加算を行っている。

各地方自治体におかれては、既存の小規模保育Ｂ型からの移行を含め、積極的に小規模保育Ａ型への移行促進を図っていただきたい。

４．保育人材確保について

（関連資料13～17参照）

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿拡大を確実なものにしていくため、保育人材の確保に向けて、保育士等の処遇改善を行うほか、新規資格取得者の確保や就業継続支援、離職者の再就職支援といった総合的な対策を講じることとしている。都道府県においては、保育人材確保に向けた様々な施策等を積極的に活用するなど、保育人材確保の推進にご尽力いただきたい。

また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であることから、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

（１）保育士等の処遇改善について

平成28年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、平成29年度から、

①保育園等に勤務する全ての職員に対して２％（月額６千円程度）の処遇改善を行うとともに、

②技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善について、一定の経験年数、キャリアアップに係る研修の受講、職務の発令の３つを基本要件とし、

- 経験年数が概ね７年以上で都道府県等が実施する研修を経た中堅職員（副主任保育士（仮称）、専門リーダー（仮称））に対して月額４万円の処遇改善
- 経験年数が概ね３年以上で都道府県等が実施する研修を経た職員（職務分野別リーダー（仮称））に対して月額５千円の処遇改善

を実施することとしている。また、併せて、キャリアアップに係る研修の受講機会を確保するため、公定価格の基本分単価に含まれている研修代替職員の雇上費用について、現行の年２日から年３日に引き上げることとしている。

この処遇改善うち、技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善の実施に当たっては、キャリアアップの仕組みの構築という目的と加算の性格を踏まえ、職務手当を含む月給により行うことを要件とする他、職員や給与の状況が園ごとに異なることを踏まえ、

- 経験年数については「概ね」とし、各保育園等における職員の状況を踏まえて決定すること

・副主任保育士（仮称）・専門リーダー（仮称）に係る処遇改善の実施に際しては、月額４万円の対象者を一定数確保した上で、処遇改善に係る加算額を技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分すること

が可能な仕組みとすることとしている。

さらに、研修に係る要件については、キャリアアップに係る研修が平成29年度から準備・実施されることを踏まえ、平成29年度においては課さないこととし、平成30年度以降についても、職員の研修の受講状況等を踏まえて設定することとしているので、これらについて御了知いただきたい。

また、平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（＋１．３％）に要する費用について、平成28年度第３次補正予算案に計上しており、補正予算案が成立した際には、本年度の公定価格を改定することとしている。

これについては平成29年度の公定価格においても同様であるので、各地方自治体におかれては、改定の趣旨をご理解いただき、保育士等の職員給与が適切な水準となるよう、保育園等に要請するなど周知・指導にご協力いただきたい。

（２）保育士等の研修実施体制の強化について

保育士のキャリアパスの仕組みの構築に必要な研修体系等について、今年度、調査研究事業を実施し、平成28年12月に有識者等により議論の取りまとめが行われたところである。この取りまとめにおいては、リーダー的職員の育成のために必要な研修として、

・保育現場において専門的な対応が求められている分野である「乳児保育」、「幼児教育」、「障害児保育」、「食育・アレルギー対応」、「保健衛生・安全対策」及び「保護者支援・子育て支援」の６分野の研修
・主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場の保育士に対する「マネジメント」の研修
・専門的な分野別の研修とは別に、保育園における実習経験の少ない保育士試験合格者や潜在保育士が受講できるような「保育実践」の研修

を保育士の研修体系に位置付けていくことが適当とされており、これを踏まえ、今年度中を目途にキャリアアップに係る研修の内容や実施方法等について通知する予定である。

キャリアアップに係る研修の実施主体については、広域的に実施する

必要性があることから、都道府県とするが、多くの受講ニーズに対応するため、都道府県が適当と認める団体に委託する方法のほか、保育団体や指定保育士養成施設、市区町村が実施する研修を都道府県が指定する方法も可能とする予定である。

技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善の研修に係る要件については、平成29年度においては課さないこととしているが、保育士の研修機会と研修内容を充実させ、保育士の専門性の向上を図るとともに、キャリアアップの仕組みの構築を円滑に行うため、平成29年度予算案において、キャリアアップに係る研修に対する支援（国１／２補助）に必要な予算を計上しているので、平成29年度より研修の実施に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、調査研究事業の一環として、保育士のキャリアパスの仕組みの構築に必要な研修体系等について、２月下旬頃にシンポジウムを開催し、キャリアアップに係る研修の内容や実施方法等の周知を行うとともに、実践的な事例の紹介等を行うこととしている。後日、開催案内を行うので、ご参加いただきたい。

（３）保育士確保集中取組キャンペーンについて

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿拡大に伴い、保育の担い手となる保育士の有効求人倍率は、全国平均で2.34倍（平成28年11月時点）となっており、最も高い東京都においては５倍を超すなど、保育士の確保が喫緊の課題となっている。

このため、例年１月頃に保育士の有効求人倍率がピークになることを踏まえ、昨年に引き続き、４月に向けた保育士確保を進めるため、「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施し、保育士資格有資格者であって、現在、保育士として働いていない者の掘り起こし及び就職あっせんを強化し、未就業の保育士の就業促進を図ることとした。

ついては、様々な場所や機会等を捉え、未就業の保育士に対し、保育士・保育園支援センターへの登録やハローワークへの求職申込について積極的に呼びかけていただきたい。

また、保育士の確保が困難な状況にある保育園等について、都道府県が把握している場合は、速やかに保育士・保育園支援センターやハローワークへ情報提供を行っていただくとともに、保育士の確保が困難な状況にある管内保育園等に対し、保育士・保育園支援センターやハローワークへ求人登録を行うよう、働きかけを行っていただきたい。

５．保育所保育指針の改定について

（関連資料18参照）

保育所保育指針は、保育園における保育の理念や保育内容・方法等を体系的に示すものとして、昭和40年８月に策定されて以降、３回の改定が行われており、直近の平成20年改定においては、規範性を有する指針としての位置づけを明確にするため、大臣告示として定められている。

今回の改定に当たっては、前回平成20年の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化等を踏まえ、平成27年12月から社会保障審議会児童部会に設置された「保育専門委員会」（委員長：汐見稔幸白梅学園大学学長）において、検討を行ってきたところである。

平成28年12月21日の同委員会において議論が取りまとめられ、「改定の方向性」として、

①乳児・３歳未満児保育の記載の充実
②幼児教育の積極的な位置付け
③健康及び安全の記載の見直し
④「子育て支援」の章の新設
⑤職員の資質・専門性の向上

といった内容が示されたことから、これらを踏まえ、今年度中に大臣告示の改正を行い、１年間の周知期間をおいて、平成30年度から適用する予定であるのでご承知おきいただきたい。

（参考）保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ
（平成28年12月21日社会保障審議会児童部会保育専門委員会）
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000146738.html

６．放課後児童対策について

（１）「放課後子ども総合プラン」の推進について

放課後児童クラブの実施状況について、毎年５月１日現在の状況を取りまとめているところであるが、平成28年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった一方で、利用できなかった児童（待機児童）数も262人増え、17,203人（うち小学１年生～３年生9,957人、小学４年生～６年生7,246人）となったところである。

１．放課後児童クラブ数：前年比1,011か所増加
　22,608か所（27年）　→　23,619か所（28年）
２．放課後児童クラブの支援の単位数：前年比1,670支援の単位増加
　26,528支援の単位（27年）　→　28,198支援の単位（28年）
３．登録児童数：前年比68,450人増加
　1,024,635人（27年）　→　1,093,085人（28年）
４．利用できなかった児童数：前年比262人増加
　16,941人（27年）　→　17,203人（28年）
　（うち、小学１年生～３年生：前年比743人減少
　10,700人（27年）　→　9,957人（28年）
　小学４年生～６年生：前年比1,013人増加
　6,233人（27年）　→　7,246人（28年））

平成26年７月には、文部科学省と共同で、共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとしたところである。**（関連資料19、20参照）**

①　国全体の目標達成に向けた整備について

「放課後子ども総合プラン」では、国全体の目標として、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約122万人分の受け皿を整備することを掲げているが、平成28年の実施状況調査結果では、登録児童数が対前年6.8万人増の109.3万人となっている。

これは、「放課後子ども総合プラン」の策定や各市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組等により、放課後児童クラブ

の新たな受け皿の整備が着実に進んでいるものと考えられ､引き続き、目標の達成に向け、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を着実に進めていただきたい。

また､「放課後子ども総合プラン」では、全ての小学校区（約２万か所）で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、１万か所以上で実施することを掲げているが、平成28年の実施状況調査結果では、小学校内で実施する放課後児童クラブのうち、同一小学校内で放課後子供教室を実施し、かつ放課後子供教室の活動プログラムに参加している放課後児童クラブが3,799か所との結果が出たところである。

昨年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても､「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施することのほか、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室を１万か所以上実施することが盛り込まれていることから、今後とも、受け皿整備や「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。

②　「一体型」の留意事項

一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加でき、多様な体験活動や地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られるというメリットがあることから、積極的な取組をお願いする。

一体型として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。また、放課後児童クラブのニーズがあるにも関わらず、児童が安心して生活できる場としての放課後児童クラブではなく、全ての児童に一律の居場所を提供する、いわゆる「一体化」の取組は、市町村が条例で定める基準を満たしておらず、本来ならば、放課後児童クラブにおいて対象となる児童に確保されるべき、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境が確保されない恐れもあることから、十分ご留意いただきたい。

（２）放課後児童クラブ関係・平成29年度予算案の概要

平成29年度予算案については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年６月２日閣議決定）を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続するとともに、運営費補助基準額の増額を行うほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進することとしている。**（関連資料21参照）**

①　ソフト面（運営費）について

平成29年度予算案においては､受入児童数の更なる拡大を促すため、

ア　受入児童数の拡大［約3.9万人増］

1,138,801人（平成28年度）→1,177,959人（平成29年度）

イ　市町村への支援策の充実

○　放課後児童クラブの運営実態を踏まえ、クラブ職員の人件費を見直し、運営費補助基準額の増額

○　放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善を図るための補助の創設

○　夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助の実施

○　民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの安全性を確保するための既存施設の改修・備品購入や、より安全な建物へ移転する場合に必要な費用に対する補助の実施

○　障害児５人以上の受入要件を、３人以上の場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な職員配置等に要する経費に対する補助の実施

といった内容を予定している。

特に、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善については、

ⅰ）放課後児童支援員（経過措置対象者を含む。以下同じ。）を対象に年額12.4万円（月額約１万円）、

ⅱ）経験年数が概ね５年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象にⅰと合わせて年額24.8万円（月額約２万円）、

ⅲ）経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象にⅱと合わせて年額37.2万円（月額約３万円）、

を補助基準額として賃金改善に要する費用を補助することとしており、放課後児童支援員の一層の処遇改善を図るため、積極的な事業実施をご検討いただきたい。

なお、現行の放課後児童支援員等処遇改善等事業は、「小１の壁」の打破及び放課後児童クラブの質の向上を図るため、平成29年度予算案においても必要な経費を計上している。上記の「放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善を図るための補助」と併用可能とする予定であるため、引き続き、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

（関連資料22参照）

② ハード面（整備費）について

平成29年度予算案の内容としては、

ア　昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ

○　放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合　49,928千円→51,426千円

○　上記以外の場合　24,964千円→25,713千円

イ　平成28年度に引き続き、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施

○　公立の場合の国庫補助率　１／３→２／３

○　民立の場合の国庫補助率　２／９→１／２

を予定している。

③ 研修事業について

研修事業については、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を実施するために必要な経費の補助、及び放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

都道府県認定資格研修については、放課後児童クラブの設備運営基準において、平成31年度末までに当該研修を修了することを予定している者についても放課後児童支援員の資格を満たしているものと取り扱う経過措置を設けているところであるが、平成28年５月現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を受講した者の割合は、19.3％であった。都道府県におかれては、経過措置期間中にすべての放課後児童支援員が受講できるよう、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年３月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」に

おいて、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、（略）計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、平成29年度予算案において実施する経験等に応じた処遇改善のうち、経験年数が概ね５年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者を対象とすることを想定しているため、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

７．児童虐待防止対策の強化について

（１）平成29年度予算案における児童虐待防止対策関係事業について

（関連資料23参照）

平成29年度予算案においては、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」（注）、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。）等に基づき、全ての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで切れ目のない総合的な対策を講じることとしている。

具体的には、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応するために、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うとともに、児童虐待が発生した場合には、子どもの安全を確保するための初期対応が確実かつ迅速に図られるよう、児童相談所及び市町村の体制の強化や専門性の向上、要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行い、児童虐待防止及び早期発見・早期対応に向けた取組のより一層の強化を図り、都道府県及び市町村への支援の充実を図ることとしている。

（注）子どもの貧困対策会議（平成27年12月21日）で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）の１つ。

①　児童相談所の体制強化等

児童相談所の体制を一層強化するため、平成29年度予算案において、以下の予算を盛り込んでおり、これを積極的に活用し、児童虐待対応等の迅速な対応に努められたい。

○　児童相談所が日常的に法律に関する専門的な相談支援を受けられる体制を強化するため、児童相談所への弁護士の配置に係る費用の充実を図る。

○　改正法により新たに義務付けられた研修等（以下「義務研修等」という。）を実施するため、研修メニューの組み替えを行い、義務研修等ごとに研修メニューを設けるなど研修費用の充実を図る。また、義務研修等を円滑に行うため、研修等対象者の把握、講師の依頼、場所の確保、名簿管理等、研修手続全般を担う研修専任コーディネーターを配置するための補助を創設する。

○　虐待の再発防止のため、措置中及び措置解除時に保護者に対する助言やカウンセリングを行うための保護者指導支援員の配置等に係る費用の充実を図る。

○　一時保護所において、保護・支援を受ける子どもの立場に立った、

質の確保及び向上を図るための第三者評価を受審する費用に係る補助を創設する。

また、児童相談所全国共通ダイヤル「１８９」については、携帯電話等からの発信について、平成29年度中にコールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応する仕組みを構築する予定としているので、ご承知おき願いたい。

②　市町村の体制強化等

児童相談所が相談対応を行った子どものうち９割強は、在宅支援となっているが、その後に親子の状況が変化し、重篤な事例が生じる場合がある。このため、市町村が、身近な場所で、子ども・保護者に寄り添った支援を行えるよう、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要があること等から、平成29年度予算案において、以下の内容を盛り込んでおり、これらを積極的に活用し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努められたい。

○　改正法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされたことを踏まえ、その運営に要する費用（人件費等）に係る補助の創設及び既存の施設の修繕等に要する費用を補助する。

○　市町村が児童相談所からの指導措置の委託など、在宅での子どもの支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置するための補助を創設する。

○　要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修等を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）等を配置するための補助を創設する。

○　中核市及び特別区における児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助を創設する。

○　公的な支援につながっていない子どものいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭について、養育支援訪問事業の対象として明確化するとともに、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合の運営に必要となる事務費に係る補助を創設する。

（２）児童相談所及び市町村の体制整備について

①　児童福祉業務の従事者の資質向上の方策について

（関連資料24参照）

ア　義務化された研修のカリキュラム等について

平成29年４月から改正法により義務付けられた児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、要保護児童対策調整機関の専門職研修（以下「児童福祉司等の研修等」という。）の内容や実施体制等について「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において検討を行い、児童福祉司等の研修等の到達目標やカリキュラム等を策定したところである。これを踏まえ、より具体的な実施方法等の詳細（実施主体、対象者、講師要件、研修の修了評価等）について整理した「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（雇用均等・児童家庭局長通知）を近日中に発出する予定であるが、特に留意していただきたい点としては、

- 実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市であるが、児童福祉司等の研修等を適切に実施できると認める団体等への一部委託も可能である。（ただし、研修の修了証の交付の事務を除く。）
- 定められた時間数やカリキュラムは、必要最低限のものであり、都道府県等が創意工夫を行い、それ以上の実施に努めることが望ましい。
- 対象者は、児童福祉司等の研修等ごとに法律等で定められているが、法律で定められた者以外の者が受講することも差し支えなく、特に児童福祉司任用前講習会については、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、積極的に受講していただくことが望ましい。
- 修了時には、受講者はレポートの作成・提出が必要であり、都道府県等はレポートの提出を条件に修了証を交付することとする。

等があり、こうした留意点を踏まえ、児童福祉司等児童福祉業務従事者の人材育成及び児童福祉司等の研修等の実施体制の確保等を進めていただくようお願いする。

イ　児童福祉司スーパーバイザー研修の実施について

改正法により、児童福祉司スーパーバイザー研修も義務化されたところであるが、研修受講者の利便性向上や受講者数の拡大を図るため、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」での議論も踏まえ、平成29年度からは、「子どもの虹情報研修センタ

ー」（横浜市）に加え西日本エリアにおいても実施する予定としており、その研修実施機関の選定や実施方法等について今後検討し、決まり次第お知らせするので、ご承知おき願いたい。

② 児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについて（関連資料25参照）

児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについては、児童相談所と市町村の間で、ケース対応に関する共通理解や円滑な情報共有を図り、役割分担を行う際の指標となるよう検討を進めているが、先般、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」及び「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」においても検討いただいたところ、児童相談所や市町村職員等様々な立場から、評価項目の精査が必要ではないか、単なるチェックリストにならないようにするべきではないか、支援ベースのアセスメントも必要であり、慎重に議論するべきではないか等のご意見をいただいたところである。

こうしたご意見を踏まえ、近日中に第一段階として、虐待リスク情報の把握と評価を中心に運用上の考え方や留意点等について盛り込んだ共通アセスメントツールの通知を発出する予定で現在作業を進めているところであり、当初お示ししていた年内の予定より遅れ、ご迷惑をおかけしているが、ご了承願いたい。

なお、アセスメントの精度をより一層高めるためには、虐待リスク情報の把握と評価だけではなく、子どもや保護者のニーズ、意欲及び能力等も含めた評価を行う必要があるため、こうした点を盛り込んだ共通アセスメントツールについて、第二段階として来年度以降、検討する予定としている。

（３）児童相談所の体制整備について

① 児童相談所強化プランについて（関連資料26参照）

児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加等の深刻な状況を踏まえ、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）に基づき、児童福祉司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため平成28年４月に「児童相談所強化プラン」を策定した。

本プランは、平成28年度から平成31年度までの４年間で児童福祉司等の専門職を1,120人増員することを目指しており、平成28年度の地

方交付税として、標準団体（人口170万人）当たり（細目）児童福祉費（細節）児童相談所費として67人（児童福祉司39人含む。）の職員が措置されている。

さらに、平成29年度においても、児童相談所の更なる体制強化のため、人員増に係る地方交付税要望を行っているところである。

これを踏まえ、児童虐待等が発生した場合の子どもの安全確保等を迅速に行えるよう、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市におかれては、引き続き児童相談所の体制強化に努めていただくようお願いする。

（４）市町村の体制整備について

①　中核市・特別区における児童相談所の設置について

（関連資料27参照）

児童相談所の設置については、平成16年児童福祉法等の改正において、都道府県・指定都市に加え、児童相談所の設置を希望する市についても政令による指定を受けることで児童相談所を設置することができることとされたが、現在児童相談所を設置している指定都市以外の市は横須賀市、金沢市の２市に止まっている。

しかしながら、児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、改正法において、児童相談所の設置を希望する特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所設置自治体の拡大が図られたところである。

さらに、改正法の附則において「政府は、この法律の施行後５年を目途として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第１項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

このため、児童相談所に係る国の財政支援策としては、既存の保護者指導、夜間・休日の相談業務、子どもの安全確認を行う補助職員及び非常勤弁護士の配置に要する費用の補助に加え、平成29年度予算案において、中核市及び特別区が児童相談所の設置に向けた準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や、児童相談所の業務を学ぶための研修に職員を派遣する間の代替職員の配置に要する費用を新たに計上している。

また、制度・運用面の支援策としては、児童相談所の設置を円滑に行えるよう、設置準備から開設までの流れを網羅的に把握できるよう

必要な整理事項をまとめた児童相談所設置のためのマニュアルを、平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、（福）恩賜財団母子愛育会愛育研究所において作成しているところであり、今年度中に作成される予定であるので、設置に向けての検討を進めるために必要な参考資料として活用いただきたい。

さらに、特別区において、児童福祉司たる資格の取得を支援する観点から、児童福祉法第13条第２項第２号に規定する「厚生労働省令で定める施設」に、子育て支援担当部局を含めるなど、対象施設の拡大に向けた検討を行っている。

なお、児童相談所の設置に向けては、人材の確保・育成や一時保護所の整備等について課題があると考えられるが、課題の解決には、すでに児童相談所を設置している自治体の協力が必要不可欠であるため、都道府県・指定都市・児童相談所設置市におかれては、児童相談所の設置を検討している中核市及び特別区から相談があった場合には、必要な情報の提供等、ご協力をお願いしたい。

②　「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置等について

（関連資料28参照）

改正法において、基礎的な地方公共団体である市区町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化されたことを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）について、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において、拠点機能のあり方、推進方策について検討を行ってきたところである。今般、「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営指針（案）」がとりまとめられ、本運営指針（案）に基づき、関連資料28のとおり、設置運営要綱（案）を定めることとしているので、これを参考に、支援拠点の体制整備に努めていただくようお願いする。

設置運営要綱（案）の内容に関して、特に留意していただきたい点としては、以下のとおりである。

- 小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能であること
- 支援拠点は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親

及び養子縁組を含む。）及び妊産婦等を対象とし、子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）を行うこと

・　さらに、今般の改正法の趣旨を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等を対象とした支援業務について強化を図るため、危機判断とその対応（情報源からの聞き取り、安全確認、危機判断、危機対応）及び支援（調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）を行うこと

・　支援拠点と児童相談所は個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、常に共同して支援を行うこと。

・　支援拠点は、多くの関係機関の役割や責務を明確にし、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められること

・　支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの２つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められること

・　人員配置について最低基準を定めるが、今般の改正法の趣旨を踏まえ、市区町村の虐待対応担当窓口の一層の強化を図り、現行の水準を下回ることがないように努めること

また、平成29年度予算案における財政支援策としては、

ア　ソフト面（運営費）

直営で行う場合と一部業務を委託して行う場合に分けて、１支援拠点を単位として、児童人口規模に応じて設定した５類型の区分に基づき、人件費を含む運営費の補助の創設（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）

イ　ハード面（整備費）

既存の施設の修繕等に要する費用の補助（次世代育成支援対策施設整備交付金）

を予定していることから、積極的な活用をお願いしたい。

以上を踏まえ、子どもやその保護者にとって最も身近な場所である市区町村における福祉に関する支援等を行う体制強化に努めていただくようお願いする。

なお、改正法において、市町村への事案送致が新設され、市町村に

おける相談対応件数が大幅に増加することが想定されることから、市町村の更なる体制強化のため、人員増に係る地方交付税要望を行っているところである。

現在、総務省と協議を行っており、結果については分かり次第お知らせする。

③　養育支援訪問事業について

予期しない妊娠等妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭や、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要な家庭については、市町村における養育支援訪問事業等により、相談・支援を実施しているところであるが、様々な事情により地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、より積極的な支援を実施できるよう、支援対象について、

- 妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭
- 公的な支援につながっていない子どものいる家庭

を明確化することを予定している。

これにより、母子保健法に基づく健康診査の対象となっていない年齢の乳幼児がいる家庭、３歳～５歳までの間で保育所等に通っていない子どものいる家庭等についても、養育支援訪問事業の補助対象となるため、支援が届きにくい子育て家庭等への事業の積極的な活用をお願いする。

また、市町村が民間団体に事業を委託して実施する場合、運営に必要となる事務費の補助の創設を行うこととしているため、訪問者の確保ができず事業の実施を断念していた市町村等においては、民間団体を活用するなど、積極的に事業に取り組んでいただきたい。

例えば、現在、一部の市町村や民間団体において実施している、いわゆる「ホームスタート（注）事業」等の独自の取組などは、今回の支援対象の明確化に伴う家庭への支援に取り組んでいると想定されるため、積極的に活用されたい。

なお、現在、養育支援訪問事業を実施している市町村においても、さらに専門性を強化するため、地域における子育て支援のノウハウを持った民間団体を活用するなど、さらなる事業の推進に努めていただきたい。

（注）ホームスタートとは、研修を受けた子育て経験者が、６歳未満の子どもがいる家庭に、週に１回、２時間程度訪問し、「傾聴（親の気持ちを受け止めて話を聞くこと）」と「協働（親と一緒に家事や育児、外出などをすること。）」を行う家庭訪問型の子育て支援。（http://www.homestartjapan.org/about/）

④　要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進等について

（関連資料29参照）

改正法により新設された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10の５の規定（要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するよう努めなければならないこと）が、平成28年10月１日に施行され、同12月16日には、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長連名通知）を発出し、保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進をお願いしたところである。

本課長通知における主な留意点としては、

- 今般の改正法により法律に規定されたため、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないこと
- 地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないこと
- 当該情報提供は、児童福祉法の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないこと、

などが挙げられ、さらに施設対象ごとに市町村への情報提供時の留意事項をまとめている。

例えば、病院、診療所においては、①別表を参考に、特定妊婦を含む要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。②対象となる者の同意を得て市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供料として診療報酬上の算定が可能であること。③市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましいこと。

児童福祉施設等においては、①別表を参考に、要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。②協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

学校等においては、①別表を参考に、要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。②協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。③私立園及び私立学校において協議会に参画していない場合には、積極的に参画し関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましい等を通知したところである。

これまで、本人の同意がネックとなり、なかなか情報提供ができなかった関係機関に対して、改めて同意の有無に関わらず、情報提供が可能である根拠や背景を丁寧に説明していただき、円滑な運用に努めていただくようお願いしたい。また、関係機関との協力・連携には双方の理解と信頼が重要であり、引き続き、関係機関を含めた個別ケース検討会議の積極的な開催や市町村の支援結果を関係機関に報告することなど、市町村の役割を関係機関に示し、支援の必要性と理解が深まる関わりや機会づくりを日頃から意識的に取り組むよう努めていただきたい。

また、今回、新たに養支援児童の様子や状況例の目安を提示した。

特に学校など教育機関においては、家庭の詳細な状況が把握できない場合、虐待に関するリスクアセスメントの不十分さと初期対応の遅れが生じることもあるため、今回の情報提供の取組を通じて、担当教諭等の個人の判断だけではなく組織的に対応する体制を整えるとともに、要保護児童対策地域協議会への積極的な参画などを促し、教育機関のおける児童虐待に関する知識及び認識の向上に取り組んでいただくよう、教育委員会への働きかけをお願いしたい。

都道府県、市町村においては、情報提供に当たっての留意事項等を関係機関に改めて周知し、関係機関からの情報を基に、早い段階から市町村の支援につなげられるようお願いしたい。

また、改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の４においては、地方公共団体の機関に加え、児童の医療、福祉又は教育に関係する民間機関や子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができるものとされた。この場合の情報等の提供と、個人情報保護・守秘義務との関係については、上記と同様の考え方であ

り、その旨を同日に通知したところである。

（参照ＵＲＬ）児童虐待に関する法令・指針等一覧
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/hourei.html

８．社会的養護の推進について

（１）平成29年度予算案における社会的養護の推進関係事業等について　（関連資料30～35参照）

虐待を受けた子どもなど、社会的養護を必要な子どもについては、温かく安定した家庭の中で養育することが重要である。

また、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結び付けることが必要である。

このため、平成28年の通常国会で成立した改正児童福祉法においては、

① 家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託を優先し、それが適当でない場合には、できる限り児童養護施設等において小規模なケア単位で養育されるよう必要な措置を講ずることとし、

② 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を位置付けている。

③ また、大学等に通っている学生について、22歳の年度末までの間、引き続き自立援助ホームに入居し続けることができることとした。

これらを踏まえ、児童相談所強化プランに基づき、児童福祉司等の専門職配置の充実や資質の向上など児童相談所の体制強化を図るとともに、平成29年度予算案においては、改正法の内容の実現を図るための予算を計上することとし、

① 養子縁組や里親、ファミリーホームなど家庭養護を推進するため、里親等への一貫した支援や養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を新たに創設

② 児童養護施設等の小規模化や地域分散化を推進するため、施設整備費の確保、小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の箇所数増

③ 個々の子どもの状況に応じた自立支援の充実を図るため、

ア 自立援助ホームについては、法改正により新たに追加された22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者に対する支援として、児童自立生活援助事業（仮称）を創設、

イ 予算補助事業として、大学等に就学していない自立援助ホームの入所者や児童養護施設等の入所児童等についても同様に18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設、

※ 従来の「退所児童等アフターケア事業」及び「身元保証人確保対策事業」

は、本事業に編入しており、このうち「身元保証人確保対策事業」については、大学等進学の際の身元保証を追加するとともに、申請期限について、措置解除等の後１年以内から２年以内に延伸を図っている。

ウ　自立援助ホームに入居している障害等を有しているために就労や就学が困難な児童や18歳到達により児童養護施設等に入所できない高校生であって収入がない場合に、「一般生活費」の増額（児童養護施設と同額）、

エ　自立援助ホーム入居者が大学等への進学に伴い退所した場合に「大学進学等自立生活支度費」を支給、

④　さらに、特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設や産科医療機関等において、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するため産前・産後母子支援事業（仮称）を創設、

等に必要な予算として、約1,448億円を計上したところであるので、都道府県等におかれては、積極的な実施をお願いする。

さらに、改正児童福祉法の円滑な施行を行うとともに、改正法案の提出までに結論が出なかった子どもや家庭を巡る諸課題について、スピード感をもって検討する必要があることから、現在４つの検討会、ワーキンググループを開催している。

このうち、新たな社会的養育の在り方に関する検討会においては、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年７月）を全面的に見直すことにより、新たな社会的な養育の在り方を示すこととしており、具体的には、

①　改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰

②　改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化

③　②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿

④　里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編

⑤　②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方

⑥　児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上（年齢延長の場合は20歳）の者に対する支援の在り方

を含め、社会的養育のあるべき姿を検討している。

本検討会において一定のとりまとめが得られた後には、その内容について、各自治体に策定していただいた都道府県推進計画に反映していただくことが予定されるため、その際には、対応をお願いする。

また、児童福祉法第31条に基づき満20歳まで措置延長が可能であることから、従来より「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」

（平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）でお示ししているとおり、自立生活に必要な力が身についていない状態で措置解除することのないよう、措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する子どもや高等学校等を中途退学する子どもについて、就職や退学を理由として安易に措置解除することなく、継続的な支援を行う必要性の有無により判断するなど、個々の子どもの状況を踏まえ、適切な措置延長の実施をお願いする。

なお、義務教育を終了した子ども等への支援に関し、施設を退所して就職する子ども等に、共同生活を行う住居を提供して生活指導などを行う自立援助ホームについては、今般の改正児童福祉法において対象拡大を図るなど、自立支援において重要な役割を担っているが、今だ未設置の自治体もあることから、積極的な取組をお願いする。

（２）民間児童養護施設職員等の処遇改善について

（関連資料36参照）

現在、児童養護施設に入所している子どものうち約６割が虐待を受けた経験を有しており、また、約３割が障害を有しているなど対応が難しい子どもが多くなっている。これまで以上に夜間を含め、一人ひとりの子どもへの対応が必要であり、このための人材を確保するため、児童養護施設等の職員の処遇改善を図っていくことは重要である。

これまで、平成27年度予算において、社会的養護における「社会保障の充実」分として、民間児童養護施設等の職員給与について平均３％の改善を行ったところである。

平成29年度予算案においては、民間の児童養護施設職員等の業務の困難さに応え、人材確保と育成を図るため、

① 一律２％相当の処遇改善を行った上で、更に

② 虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した月額５千円の上乗せ、

③ キャリアアップの仕組みを構築し、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善

を実施することとしている。

＜③の処遇改善の内容＞

１）一定の研修を修了した各々の職務分野でのリーダー的業務内容を担う職員に対しては、

ア 小規模グループケアリーダー等に対して月額１万５千円の上乗せ（②と合わせ２万円）

イ　家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等に対して、月額５千円の上乗せ（②と合わせ１万円）

２）一定の研修を修了した複数の小規模グループケアを監督する職員（ユニットリーダー）に対して月額３万５千円の上乗せ（②と合わせ４万円）

３）一定の研修を修了した支援部門を統括する職員（主任児童指導員、主任保育士）に対して、月額５千円の上乗せ（②と合わせ１万円）

また、上記と併せて里親手当・専門里親手当の改善（月額１万４千円の増額）も行うこととしている。

なお、上記処遇改善の対象となる研修等具体的な内容については、追ってご連絡する。

（３）民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律について

（関連資料37～39参照）

保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養護が必要な子どもに対し、温かく安定した家庭の中での養育を確保する上で、養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要である。

このため、第192回国会（臨時会）において、議員立法として提出された民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が、平成28年12月９日に成立した。同法では、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度とし、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、施行日は公布の日から２年以内に政令で定める日とされている。

金品による優先的なあっせんや、実親への不十分な意思確認など、養子縁組あっせん事業を行う者の対応が不適切な事案も生じており、社会福祉法や児童福祉法、関係通知に基づき、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう、引き続き、取り組んでいただくようをお願いしたい。

９．ひとり親家庭等自立支援施策について

（関連資料40～44参照）

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍となっている。また、母子世帯の80.6％が就業しているが、そのうち47.4％はパート、アルバイト等の不安定な就労形態にあり、母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円と低い水準にある。

こうしたひとり親家庭等の自立に向けては、

・　支援が必要な方に行政のサービスが十分に行き届いていない
・　複数の困難な事情を抱えている方が多く、一人一人に寄り添った支援が必要
・　ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援が必要
・　安定した就労による自立の実現が必要

といった課題がある。

このため、平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」においては、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援施策の充実を図ったところである。

ひとり親家庭の自立を支援するため、同プロジェクトに基づく支援施策を着実に進めることが重要であり、平成29年度予算案においては、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するために必要な予算を確保している。

また、自立支援教育訓練給付を充実し、雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付の支給を受けるひとり親に対して、教育訓練講座の受講費用の６割（上限20万円）と一般教育訓練給付による給付額との差額を支給することとしている。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、支援策の積極的な取組をお願いする。

10. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について

（１）不妊治療への助成等について（関連資料45、46参照）

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成している。

平成29年度予算案では、初回の助成額の増額及び男性不妊治療への助成を継続することとしている。

不妊専門相談センターについては、平成31年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化することとしている。

このため、平成29年度予算案において、当該目標の達成に向けて必要な箇所数の増を計上するとともに、同センターの相談受付時間の延長等に要する費用を計上したところである。

センター未設置の指定都市・中核市におかれては、設置に向けた積極的な検討をお願いしたい。

また、既に設置している都道府県等におかれては、相談窓口の利便性の向上や相談機能の強化について、積極的な取組をお願いしたい。

（２）子育て世代包括支援センターの全国展開について

（関連資料46参照）

子育て世代包括支援センターでは､地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために相談支援等を行うこととしている。

平成28年４月１日時点で296市区町村(720か所)に設置されており、平成32年度末までの全国展開を目指して整備を進めていくこととしている。

子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて、母子保健法を改正し、同センターの設置を市町村の努力義務として法的に位置づけたところである（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」)。

また、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るため、平成29年度予算案において、同センターを立ち上げるための職員雇上げや協議会の開催等に要する経費を新たに計上したところである。

さらに、今年度実施している調査研究において、子育て世代包括支援センターにおける業務についてのガイドラインを策定することとしているため、各自治体におかれては、当ガイドラインを参照の上、地域の実情に応じた積極的な取組をお願いしたい。

（３）産前・産後の支援について（関連資料47、48参照）

①妊娠・出産包括支援事業

妊娠・出産包括支援事業のうち、「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」については、平成29年度予算案において、各市町村における実施予定等を踏まえ、事業実施箇所数の増など必要な予算を計上したところである。

また、今年度実施している調査研究において、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業についてのガイドラインを策定することとしているため、各自治体におかれては、当ガイドラインを参照の上、積極的な取組をお願いしたい。

②産婦健康診査事業

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後２週間、産後１か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。

このため、平成29年度予算案において、出産後間もない時期における産婦健康診査２回分にかかる費用を助成する「産婦健康診査事業」について新たに計上したところである。

なお、産婦健康診査事業の実施に当たっては、以下の３点を実施要件としていることに御留意願いたい。

- 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

③新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育が図られるよう、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。

しかしながら、平成27年度の母子保健課による調査結果によると、公費負担を実施している市区町村は6.8％であり、その取組は十分とはいえない結果となっている。

このため、平成29年度予算案において、都道府県内の新生児聴覚検査

の推進体制を整備し、市区町村の取組を支援するため、都道府県が行う普及啓発や研修会の実施、医療機関や教育機関などの関係機関等による協議会の設置などの費用を新たに計上したところであり、各都道府県におかれては本事業を活用し、管内市区町村における新生児聴覚検査の実施体制の整備に積極的に取り組まれるようお願いしたい。

11. 少子化対策・子育て支援等の重要課題に対応するための組織再編について

（関連資料49、50参照）

厚生労働省では、平成29年度中に（施行時期未定）、直面する「働き方改革」、「少子化対策・子育て支援」等の重要課題に対応するため、『雇用環境・均等局』、『子ども家庭局』の設置等の組織再編を行うこととしている。

このうち、『子ども家庭局』では、５課（総務課、子育て支援課、社会的養育・虐待防止対策推進課、保育課、母子保健課）を設置するとともに、所掌事務の見直しを行い、保育・子育て人材や児童相談所等の子育て支援基盤の一体的整備、切れ目のない子育て仕事両立支援の推進、虐待防止対策と連携した社会的養育の総合的な推進体制の強化を図ることとしている。

なお、今回の組織再編により、雇用均等・児童家庭局が所掌する業務は、「働き方改革」を担当する『雇用環境・均等局』の一部と「少子化対策・子育て支援」を担当する『子ども家庭局』にそれぞれ移管することとなるが、これらの課題は、局が同一か否かに関わらず、今後も連携すべき課題であり、引き続き連携の強化が図られるよう努めていくこととしている。

また、再編後の事務分掌や担当者連絡先等の詳細については、再編時期が確定した際に、改めての周知を考えているのでご承知おき願いたい。

※組織再編後の名称はいずれも仮称

（連　絡　事　項）

１．児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

（１）児童福祉施設等の整備について

①　次世代育成支援対策施設整備交付金について

（関連資料51、52参照）

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を講じているところである。

平成28年度第二次補正予算においては、一時保護された児童の処遇向上のための環境整備、児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備、「市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点」の整備、児童養護施設等の耐震化等整備、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、69.6億円を計上したところである。

なお、補正予算額の一部を平成29年度に繰越しする予定であり、当該補正予算において実施している整備事業については、平成29年度においても実施可能であるが、以下のものについては、補正予算限りの措置であるため、積極的に活用いただき、児童虐待防止対策等の強化について、強力に推進していただくようお願いする。

○　一時保護された児童の処遇向上のための環境整備及び児童養護施設等の耐震化等整備の補助率の嵩上げ（1／2→2／3）

○　児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備の交付額の嵩上げ（1.35倍）

平成29年度当初予算案においては、65.9億円を計上しており、以下のとおり、その内容等を充実する予定であることから、積極的に活用いただきたい。

○　多様な主体の参入を図るため、社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者にＮＰＯ法人、株式会社等を加える（自立援助ホーム、ファミリーホーム、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所に限る）。

○　平成28年度第二次補正予算において措置した、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援する「防犯対策強化整備事業」及び改正児童福祉法（第12条の２）により市町村が整備に努めることとされた、「市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点」を「市区町村子ども家庭総合支援拠点」という名称にして整備メニューに追加する。

また、平成29年度の整備計画における本交付金に係る協議等の手続きについては、追ってお知らせする予定である。

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

平成29年度における児童福祉施設等の施設整備については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、3.0%増の補助単価の改定を行う予定（注）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を予定している施設整備事業

- 次世代育成支援対策施設整備交付金
- 保育所等整備交付金
- 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業　等
- 子ども・子育て支援整備交付金（内閣府計上）

③ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、平成29年度も引き続き実施する予定であり、平成28年度末で実施期限を迎える以下の事業についても、平成29年度末まで延長することとしているので、ご了知願いたい。

（実施期限を平成29年度末まで延長する事業）

○ 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
○ スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
○ 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
○ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

④ 木材利用の促進及びＣＬＴの活用について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされているところである。

また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創成を実現すること等を目的に、ＣＬＴ（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への幅広く積極的な活用に向けて、ＣＬＴ活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、ＣＬＴ活用促進のための取組を政府として行っていくこととしている。

このため、児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的な

ゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びＣＬＴの活用について」（平成28年７月21日雇児発0721第17号・社援発0721第５号・障発0721第２号・老発0721第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やＣＬＴの積極的な活用について御配慮いただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

⑤　社会福祉施設等の防災対策について

ア　建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年６月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となるので、ご了知いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

（児童福祉施設等のうち報告対象となる施設）

助産施設、乳児院及び母子保健施設のうち、以下のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの）を建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

(ｱ) 当該用途が３階以上の階にある場合

(ｲ) ２階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合

(ｳ) 当該用途が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乗せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～３年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

イ　社会福祉施設の防火対策の取り組み

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和6

2年９月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年４月１日（既存の施設にあっては平成30年４月１日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置設備の整備については、平成28年度から次世代育成支援対策施設整備交付金の対象としているので、本交付金も活用して、整備を推進していただきたい。

ウ　社会福祉施設における地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年１月６日社施第５号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、水害・土砂災害、地震など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年９月９日雇児総発0909第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、特に留意すべき事項をとりまとめたので、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いするとともに、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いする。

なお、非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、昨年末時点の状況を調査させていただく予定であるので、御協力をお願いする。

エ　児童養護施設等の耐震化の推進について

児童養護施設等の耐震化については、「国土強靱化アクションプラン2015」（平成27年６月16日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95％（平成26年10月現在の児童養護施設等の入所施設の耐震化率は87.3％）とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進していく必要がある。

平成28年度第二次補正予算及び平成29年度当初予算案では、児童養護施設等の耐震化整備を行うために、次世代育成支援対策施設整備交付金において必要な予算を計上したところであり、特に、当該補正予算では補助率の嵩上げをしており、当該措置については、補正予算限りの措置であるため、耐震化が図られていない児童養護施設等については、本交付金を積極的に活用いただき、できるだけ早期に全ての施設で耐震化が図られるよう、計画的な取組の推進をお願いする。

オ　土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年８月20日付け27文施施企第19号・科発0820第１号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしているところである。

当該通知においては、各都道府県民生主管部局の取組として、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、エにおいて「当該施設」という。）について、

- 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設の管理者に対し、適宜、砂防部局からの情報等の提供に努めること
- 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、市区町村の担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めること
- 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検

討を促すよう努めること

などをお願いしているところであり、引き続き砂防部局や市区町村との連携に努めていただくようお願いする。

カ　被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成21年２月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑥　社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア　吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」(平成20年９月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、先般、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」(平成28年９月30日雇児発0930第１号・社援発0930第11号・障発0930第１号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、吹付けアスベスト等の使用実

態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について、社会福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方お願いする。

イ　社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について

「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について」（平成28年９月30日雇児発0930第２号・社援発0930第12号・障発0930第２号・老発0930第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、アスベスト使用実態調査をお願いしているところであるが、総務省行政評価局からの勧告を受け、これまでの調査内容から、調査対象建築物等や調査対象建材を見直し、改めて全ての調査対象施設に対し調査を実施することとしているので、御協力をお願いする。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等については保育所等整備交付金）の交付対象となっていることから、これらの制度等を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いする。

《参照通知等》

・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第５回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成27年６月５日雇児発0605第１号、社援発0605第１号、障発0605第１号、老発0605第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

⑦　児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年８月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年６月30日に改訂第２版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止

対策に活用していただくよう周知をお願いする。

（２）児童福祉施設等の運営について

①　児童福祉施設等の運営について

ア　社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、３年に１回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ　社会福祉施設の運営費については、不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

②　感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹

底をお願いする。

特に、現在、流行が確認されているノロウイルスGⅡ.2変異株については、現在市中で使用されているノロウイルス迅速診断検査キット（イムノクロマト法を用いたキット）では、他の株より更に感度が低い可能性があることが、国立感染症研究所より指摘されていることから、ノロウイルスによる感染の疑いがある場合は、検査結果を待たずに感染防止対策等に努めるとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

また、児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参照通知等》

- 「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成28年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年９月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- 「ノロウイルスに関するＱ＆Ａ」
  http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成27年12月９日雇児総発1209第１号、社援基発1209第１号、障企発1209第１号、老総発1209第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）
- 「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年５月１日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- 「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年６月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）
・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年２月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年７月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

③　児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

また、政府においては、昨年８月に岩手県岩泉町で発生した台風第10号がもたらした水害を教訓とし、避難に関する情報提供の改善方策等について検討するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」を設置し、議論を重ねてきたところであり、12月26日に平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方に関する報告書が公表されたところである。

当該報告書においては、「毎年、地方公共団体が実施している指導監査においては、運営体制等を確認しているが、災害計画の内容や避難訓練の実施状況等は確認していなかった。」等が実態・課題として報告されている。

「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年４月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）の別添「児童福祉行政指導監査実施要綱」において、防災対策の充実強化として、非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制の確保や、避難訓練等の実施について監査事項に定めているところであるが、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年９月９日雇児総発0909第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）の特に留意すべき事項を参照しながら、適切な指導監査の実施をお願いする。

(参考)

○検討会報告（概要）

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226_gaiyo.pdf

○検討会報告（本文）
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226_hombun.pdf

④　児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、平成28年度第二次補正予算及び平成29年度当初予算案では、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援するために必要な予算を計上したところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知等》

- 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年９月15日雇児総発0915第１号・社援基発0915第１号・障障発0915第１号・老高発0915第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連盟通知）
- 「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- 「保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成27年６月８日雇児保発0608第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
- 「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

⑤　アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号）に基づき、

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されているところである。

同法第９条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご了知いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いする。

《参照通知等》

・「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月２日健発1202第９号厚生労働省健康局長通知）

（３）東日本大震災により被災した子どもへの支援について

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施している。

都道府県等におかれては、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に係る事業の更なる推進に努めていただくようお願いする。

（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業として実施する事業）

① 子ども健やか訪問事業（避難生活をしている子育て家庭や、長期避難から自宅に戻った子育て家庭を訪問し、子どもの心身の健康に関する相談・支援を行う）

② 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

③ 遊具の設置や子育てイベントの開催

④ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業

⑤ 児童福祉施設等給食安心対策事業

⑥ 保育料等減免事業

（４）平成28年熊本地震により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について

（関連資料53参照）

平成28年熊本地震への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、平成28年度第二次補正予算において、被災施設の施設整備及び設備整備に要する費用22.6億円を計上したので活用をお願いする。

２．児童虐待防止対策の強化について

（１）子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第12次報告）について（関連資料54参照）

厚生労働省では、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）第４条第５項に基づき、子ども虐待による死亡事例の背景要因等を分析・検証し、問題点や課題を明らかにするとともに、今後の改善策を講じるため、平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、これまで11次にわたって報告をとりまとめてきたが、平成28年９月、同委員会において「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第12次報告）」（以下「第12次報告」という。）を公表した。

第12次報告では、心中以外の虐待死事例43例（44人）において、

- ０歳児死亡が約６割を占め、うち０日児死亡が約半数を占めること
- 実母が抱える問題として「望まない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が多いこと
- 心理的虐待による死亡事例が初めて発生したこと

などの検証結果が見られたところである。

また、検証を踏まえ、地方自治体に対する提言として、

① 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応
- 妊婦が抱えている不安感を軽減するアプローチの実施
- 養育者等に精神疾患のある家庭に対する保健・医療・福祉分野など多職種によるチーム支援の実施

② 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用
- 入所措置解除時の関係機関間の事前調整、個別ケース検討会議を活用した支援機関の役割と支援方針の認識の共有
- 総合的なリスクアセスメントを行える専門職の配置及び研修の義務づけによる調整機関の調整能力の向上

③ 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施
- 組織的な判断に基づく、定期的なリスクアセスメントの実施

④ 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化
- 専門職の採用及び人事ローテーションの工夫

⑤ 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用
- 検証報告の積極的な活用と重篤な虐待事例の再発防止

等がとりまとめられた。

特に今回は、児童福祉法等の改正や特集を踏まえ、

・　改めて母子保健施策を通じた虐待予防等を留意しつつ、各市町村の既存事業や関係機関を組み合わせ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を展開する「子育て世代包括支援センター」の設置を推進すること
・　要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を念頭に、調整機関の専門職配置と調整機関に属する職員の調整能力等の力量向上を目指した人材育成に努めること
・　児童相談所が入所措置解除前に、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を活用し、家庭復帰の適否を関係機関とともに検討し、関係機関による支援体制を整備すること

などが具体的な提言としてまとめられている

各自治体におかれては、上記の点に御留意いただくとともに、管内市町村にも取組を促すなど、引き続き、積極的な対応をお願いする。

（２）「居住実態が把握できない児童」への対応について

「居住実態が把握できない児童」については、特に支援を必要としている場合があることから、平成26年11月の関係府省庁による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」における申し合わせを踏まえ、平成27年３月に「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年３月16日付け総務省、文部科学省及び厚生労働省連名通知。以下「三省連名通知」という。）を発出し、当該児童の所在等の確認のため、

・　同一市町村内の関係部署や警察、学校等の関係機関との情報共有の徹底
・　住民基本台帳等の情報を活用した市町村間の情報共有の取組の実施

等について周知している。

また、厚生労働省では、平成26年度から毎年度、各市町村の居住実態が把握できない児童に係る取組状況を把握し、今後の対応策に係る検討の参考とするため、「当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童であって、市町村が所在等の確認が必要と判断した児童」を「調査対象児童」として、実態調査を実施している。

①　平成27年度調査結果（関連資料55参照）

ア　平成27年６月１日時点の調査対象児童について、平成28年３月31日までの各市町村における所在等の確認状況等を調査。

平成28年４月1日時点で居住実態が把握できない児童は35人。

状況	人数（人）	割合（%）
平成27年６月１日時点の調査対象児童	1,878（31）	－
平成27年６月２日から平成28年３月31日までに所在等が確認できた児童	1,843（16）	98.1
平成28年４月１日時点で居住実態が把握できない児童	35（15）	1.9

※括弧書きは、平成26年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童数の内訳。

イ　所在等が確認できた児童1,843人のうち、海外への出国確認以外で確認ができた児童953人の確認方法の詳細を見ると、同一市町村内の関係部署による家庭訪問や情報共有によって確認できた児童が798人となっており、同一市町村内で把握した子どもは８割超。

ウ　居住実態が把握できない児童35人の状況を見ると、

・要保護児童対策地域協議会へのケース登録あり　28人（80.0%）

・警察への通報（相談）済み　29人（82.9%）

といずれも前年度調査結果と比較して大幅に上昇しており、関係機関との情報共有等の連携が進展。

②　平成28年度調査の実施について（関連資料56参照）

現在、平成28年６月１日時点の調査対象児童について、平成29年３月31日までの各市町村における所在等の確認状況等を調査中であり、平成29年５月中下旬に調査結果を公表予定する予定であるので、地方自治体におかれては、調査へのご協力をお願したい。

また、居住実態が把握できない児童の所在等の確認のためには、まずは当該子どもの住所地市町村における関係部署及び関係機関の連携した対応が重要であることを踏まえ、

- 当該子どもの存在を把握した場合は、迅速に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して家庭訪問及び情報共有を実施すること
- 子どもの所在を確認した際に、支援が必要と考えられる場合は、確実に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して支援の方針・内容を検討するとともに、居住実態を継続的に確認するため、積極的な家庭訪問等により、子ども、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ支援を実施すること

に留意しつつ、引き続き三省連名通知に基づく取組を徹底し、当該児

童の所在及び安全確認に取り組んでいただきたい。

（３）児童虐待防止対策に関する総合調整権限について

児童虐待防止対策については、これまでも関係府省庁の協力の下、政府全体として取り組んできたところであるが、児童虐待相談対応件数は過去最高を更新していること、児童虐待事例が深刻化及び複雑化していることから、児童相談所、学校、警察等の関係機関の連携の強化をはじめ、子どもに関する他の施策とも連携した児童虐待防止対策を講ずることが求められている。

このため、「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」（平成28年３月29日閣議決定）に基づき、平成28年４月以降は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律を所管している厚生労働省において、関係府省庁間の必要な総合調整を行うこととなった。

事務の内容としては、

- 厚生労働省においては､関係府省庁間の必要な調整等を行うため、児童虐待防止対策に関する関係府省庁による連絡会議の開催、児童虐待防止対策に関して行政各部の施設の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行う
- 関係府省庁においては、事務の実施に際し、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、児童虐待防止対策に関して所掌する事務を行う

こととしている。

引き続き、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省をはじめ、関係府省庁と緊密に連携し、発生予防、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進していきたいと考えている。

各自治体においても、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との積極的な連携をお願いする。

（４）平成28年度市町村の虐待対応担当窓口等の状況調査について

標記調査については、昨年度も実施したところであるが、平成28年度についても児童福祉のより一層の充実を図る上で必要な基礎資料を得るため、市町村における虐待対応相談窓口の体制状況等について近日中に調査をさせていただくこととしたので、ご協力願いたい。

なお、都道府県におかれては、管内市町村に周知いただくとともに、市町村の調査票のとりまとめ等についてご協力願いたい。

３．社会的養護の推進について

（１）平成29年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて

平成29年度予算案における児童養護施設等の職員配置の改善については、人材確保等の事情により、５．５：１から４：１等の職員配置を直ちに実施することが困難な施設も予想されることから、引き続き、措置費の保護単価を段階的に設けることとしている。

なお、職員配置の最低基準引き上げについては、施設における職員配置状況等をみながら、将来的には省令等の改正を検討することとしている。これを踏まえ、社会的養護を担う施設職員の適切な人材確保に努められたい。

また、個々の子どもの状況に応じた自立支援の充実を図るため、平成29年度予算案において、

① 自立援助ホームに入居している障害等を有しているために就労や就学が困難な児童や18歳到達により児童養護施設等に入所できない高校生であって収入がない場合に、「一般生活費」の増額（児童養護施設と同額）、

② 自立援助ホーム入居者が大学等への進学に伴い退所した場合の「大学進学等自立生活支度費」の支給

を盛り込んでいる。詳細については追ってご連絡する。

（２）社会的養護を担う人材確保について

平成29年度予算案においては、民間の児童養護施設職員等について２％相当の処遇改善を行うとともに、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善について盛り込むこととしており、児童養護施設等職員の人材確保及び処遇改善を目的として積極的に活用願いたい。

また、平成27年度より実施している「子育て支援員研修」の専門研修において社会的養護に係る研修を設け、社会的養護への入口として養育補助者の養成を行うとともに、将来の児童指導員等への就職につなげることとしているので、未実施の自治体におかれては積極的に活用願いたい。

さらに、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」（以下「本事業」という。）では、

① 児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、

② 学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費

について対象経費としているところであり、施設においてもできる限り家庭的な環境の下で養育するためには、直接子どもに関わる職員の確保が不可欠であることから、本事業を積極的に活用願いたい。

このほか本事業の対象としている施設種別や職種別に行われる研修への参加についても、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

４．ひとり親家庭等自立支援施策について

（１）児童扶養手当について

（関連資料57～61参照）

①　平成29年度の本体額について

平成29年度の本体額は、平成28年の消費者物価指数が対前年比▲0.1%となったことから、法律の規定に基づき、▲0.1%の引き下げを予定しているので管内市町村に対する情報提供をお願いする。

・本体月額（▲０．１％）

	（平成28年度）		（平成29年度）	
全部支給	４２，３３０円	→	４２，２９０円	（▲４０円）
一部支給	４２，３２０円～９，９９０円	→	４２，２８０円～９，９８０円	（▲４０円～▲１０円）

②　平成29年度の多子加算額について

平成28年８月に施行された児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当の第２子及び第３子以降の加算額が最大で倍増となった。

また、改正法に基づき、平成29年４月から本体額と同様に、物価スライドを導入することとなっているので御留意願いたい。

・第２子加算月額（▲０．１％）

	（平成28年８月以降）		（平成29年度）	
全部支給	１０，０００円	→	９，９９０円	（▲１０円）
一部支給	９，９９０円～５，０００円）	→	９，９８０円～５，０００円	（▲１０円～＋０円）

・第３子以降加算月額（▲０．１％）

	（平成28年８月以降）		（平成29年度）	
全部支給	６，０００円	→	５，９９０円	（▲１０円）
一部支給	５，９９０円～３，０００円）	→	５，９８０円～３，０００円	（▲１０円～＋０円）

③　新規認定について

先般の多子加算額の増額に併せて、養育費確保を促進する観点から、児童扶養手当の新規認定申請書に養育費の取り決めの有無等を記載する欄を設けるよう省令を改正し公布通知を発出（平成28年７月14日）したが、養育費の取決めをしていることが、児童扶養手当の支給要件

となるものではないので新規認定に当たっては適切な事務処理をお願いしたい。

④　不正受給防止について

児童扶養手当の現況届については、課長通知を発出（平成28年6月16日）し、現在においても特段の事情がない場合には対面による手続きを行っていただいているところだが、現況届時の集中相談期間の設定の趣旨も踏まえ、対面による手続きのより一層の徹底をお願いしたところであるので、現況届の確認に当たっては適切な事務処理をお願いしたい。

また、同通知において、更なる適正受給を確保するため、民生委員等による現地調査の一層の徹底をお願いしたところであるので、新規認定及び疑いのある事案においては、適切な事務処理をお願いしたい。

⑤　自立のための活動促進について

児童扶養手当の受給期間が５年を超える場合の一部支給停止の適用除外となる事由のうち、「求職活動等自立を図るための活動をしている」に該当していることの確認の対象に、求職活動の回数（直近１ヶ月に２回以上）を加えるよう課長通知を改正（平成28年8月1日）し、適用は本年6月となっているので自立のための活動についての確認においては、適切な事務処理をお願いしたい。

⑥　その他

児童扶養手当の現況届時（8月）を集中相談期間とし、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているところであるが、受給者の中には休暇を取得することが難しい方もいることから、夜間や休日等できるだけ利用者の方の時間に合わせた対応ができるように努力していただけるようお願いしたい。

（2）就業支援等について

（関連資料43、44及び62参照）

①　自立支援教育訓練給付金事業の充実について

雇用保険の受給資格のないひとり親に対して支給する本事業については、平成28年度に訓練受講費用の６割（上限２０万円）を支給することとしたところ。

しかしながら、雇用保険の受給資格があるひとり親に対しては、一般教育訓練給付から、訓練受講費用の２割の支給であるため、平成29

年度予算案においては、自立支援教育訓練給付金から費用の６割（上限２０万円）との差額を上乗せして支給することができるよう、必要な予算を計上したところであるので、積極的な活用に努められたい。

②　自治体窓口のワンストップ化の推進について

ひとり親家庭の相談窓口において、母子･父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備するための事業を引き続き実施することとしている。

併せて、児童扶養手当の現況届の時期（毎年８月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているところであり、これらの取組により、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただくようお願いする。

また、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

③　高等職業訓練促進資金貸付金事業について

ひとり親家庭への資格取得支援のために、平成27年度補正予算で、高等職業訓練促進給付金の支給対象であるひとり親家庭の親が、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金や就職準備金を貸し付けることとしたところ。

本事業について、多くの都道府県・政令指定都市については、予算の繰越を行い、今年度、交付決定を行った。

貸付事業の開始が遅れている都道府県・政令指定都市においては、貸付事業の実施主体となる社会福祉法人等との調整を速やかに行い、本年度内に貸付事業を開始するよう事業の実施に努められたい。

④　平成28年度「はたらく母子家庭･父子家庭応援企業表彰」について

本事業については、平成28年12月5日付け雇児発1205第2号「平成28年度母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図る優良企業等の表彰について」を発出し、地方公共団体からの推薦をお願いしたところ。より多くの企業からの応募がなされるよう、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）及び福祉事務所設置町村に対する周知等をお願いしたい。

⑤　在宅就業推進事業の拡充について

これまで、在宅就業に関するセミナー等を実施していた在宅就業推進事業については、平成27年度から事業を拡充し、在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」によるサポートを行うこととしているので、在宅就業を希望するひとり親家庭への支援についても、引き続き積極的な取組みをお願いしたい。

⑥　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年３月１日に施行されている。

特別措置法においては、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力､財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務が規定されている。

この中で、地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

（３）子育て・生活支援、養育費の確保等について

（関連資料43参照）

①　ひとり親家庭等生活向上事業について

ア　子どもの生活・学習支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。こうしたひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

このため、平成28年度から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、子どもの生活・学習支援事業を実施してい

る。

「すくすくサポート・プロジェクト」においては、「可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する」ことがKPIとして設定されており、平成29年度予算案においても必要な予算を確保しているので、各自治体での事業の積極的な実施をお願いする。

イ　ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、平成28年度から、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要である。

各自治体においては、地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等を活用しながらひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施をお願いする。

②　ひとり親家庭等日常生活支援事業について

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担うことから、ひとり親家庭の親が疾病、冠婚葬祭などにより一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった場合や、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、低料金で家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣する等により、児童の世話や生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業については、平成28年度から、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、定期的に利用することができるよう拡充を図っている。併せて、ヘルパーを確保しやすくするため、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするよう緩和している。

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備することが重要であることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いする。

③　養育費確保及び面会交流について

厚生労働省においては、養育費相談支援センターを設置し、専門の相談員がひとり親家庭等から直接相談に応じるとともに、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。また、養育費相談支援センターによる地方自治体への支援として、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。各自治体におかれては、養育費相談支援センターの積極的な活用をお願いする。

（参考）養育費相談支援センターホームページ

http://www.youikuhi-soudan.jp/

さらに、地方自治体における養育費相談等の取組を推進するため、母子家庭等就業・自立支援事業における養育費等支援事業により、専門の相談員の配置を支援するとともに、平成28年度からは、弁護士による養育費等相談の実施を支援している。

養育費等支援事業が着実に実施されるよう、厚生労働省から日本弁護士連合会に対して、自治体による養育費等支援事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しており、自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いする。

また、養育費等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的な取組をお願いする。

さらに、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業の面会交流支援事業については、平成28年度から、一般市等においても事業を実施することができるようにすることとしているので、各自治体での積極的な取組をお願いする

５．配偶者からの暴力（ＤＶ）対策等について

（１）平成29年度予算案における対応について

（関連資料63、64参照）

①　婦人相談員手当の改善について

婦人相談員は、売春防止法第35条の規定に基づき都道府県や市から委嘱されているが、その業務の対象は、時代の変容と相談ニーズの多様化に伴い、売春問題にとどまらずＤＶ被害、人身取引被害、ストーカー被害、性暴力被害などに拡大され、困難性の高い相談業務が年々増大している。

このような複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題については、一つ一つ丁寧な対応が必要であり、婦人相談員には、関係機関と連携しながら、相談から一時保護、自立支援までの切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている。このため、複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題に対し適切に対応することができる婦人相談員の配置を推進し、相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当（国庫補助基準額）について、勤務実態に応じた手当額となるよう、平成２９年度予算案においては、月額最大149,300円（現行106,800円）に見直しを図ることとしている。

見直しの趣旨は上記のとおりであり、各自治体におかれては、婦人相談員の勤務実態や業務内容等を踏まえ、婦人相談員の専門性にふさわしい処遇改善や配置の充実について適切に検討していただくようお願いする。

なお、今回の見直しを踏まえた補助基準については、おってお示しする。

②　婦人相談員等の研修の充実について

婦人保護事業に従事する婦人相談員、婦人相談所や婦人保護施設の職員は、様々な困難を抱えた女性への相談・支援を行うことから、関係機関との連携など最新の知識や情報等を身に付けることが求められる。このため、現在、都道府県において、「婦人相談所等職員への専門研修事業」を実施しているところであるが、婦人保護事業に従事する職員の経験年数、能力等に応じてきめ細かな資質向上を図ることができるよう、平成29年度予算案においては、研修実施回数の増加を図る（年１回→年３回）こととしている。

併せて、現在、厚生労働省においては、職員の経験年数等に応じた研修体系について調査研究を進めており、その結果をとりまとめ次第都道府県にお示しする予定である。

都道府県におかれては、関係職員の資質向上に向けた積極的な事業の実施をお願いする。

③　婦人保護施設等における支援の充実について

婦人相談所の一時保護所や婦人保護施設においては、同伴児童についても保護を行うことから、婦人保護事業費負担金や婦人保護事業費補助金において、同伴児対応指導員雇上加算を設けている。平成２９年度予算案においては、同伴児童に対する支援体制を充実するため、同伴児童の数に応じて指導員最大３名（現行最大２名）まで配置できるように拡充することとしている。

都道府県におかれては、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設の実態を踏まえて、同伴児対応指導員雇上加算の活用をお願いしたい。

また、婦人保護施設入所者に対する就労支援を充実し、自立を促進するため、平成２９年度予算案においては、新たに、婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給することとしている。詳細については、おってお示しする。

（２）ストーカー規制法の改正を踏まえた婦人保護事業の対応について

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第102号）については、本年12月6日に成立し、同年12月14日に公布されている。

婦人保護事業については、平成25年における「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成25年法律第73号。以下「法」という。）の改正により、法において婦人相談所がストーカー行為等の相手方に対する支援を行う施設として明確に位置づけられたことから、適切な対応をお願いしているところ。今般の法改正においては、ストーカー事案に携わる職務上関係者による配慮等についても法律に規定され、婦人相談所の職員もこれに含まれるので、家庭福祉課長通知（平成28年12月27日）で示したとおり、ストーカー事案に適切に対応されるようにお願いする。

また、ストーカー被害者が適切に婦人保護事業による支援につながるよう、婦人相談所のホームページ等において、ストーカー被害の相談・支援を実施している旨をわかりやすく明示していただくようお願いする。

６．児童健全育成対策等について

（１）放課後児童クラブについて

①　都道府県認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事が行う研修」（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成27年度から、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県認定資格研修講師養成研修を実施しており、平成29年度も引き続き本研修を実施することとしている。開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、市町村担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

②　都道府県認定資格研修の実施（関連資料65参照）

認定資格研修については、平成27年度より各都道府県において実施していただいているところであるが、本研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されていることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等（放課後児童指導員）」を設けているが、当該都道府県内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

各都道府県における実施方法、実施内容等を把握するため、平成28

年度における研修の取組状況等を調査することとし、追って正式に依頼するので、ご協力をお願いしたい。

③　「放課後児童クラブ運営指針解説書」の作成

平成27年３月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を今年度中に作成する予定であるため、周知にご協力をお願いしたい。

④　放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の２点について、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年９月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出したので、ご了知願いたい。

○　優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき児童の考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基

本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される児童・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ひとり親世帯
- 生活保護世帯
- 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 虐待又はＤＶのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- 児童が障害を有する場合
- 低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- 保護者が育児休業を終了した場合
- 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- その他市町村が定める事由

○　情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。専門委員会報告書においては、市町村が必要な情報の収集や情報の集約を行い、各放課後児童クラブの協力を得て、利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当であるとしている。また、放課後児童クラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん又は調整等を行う必要があると指摘している。あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、放課後児童クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していない放課後児童クラブを紹介する等の方法が考えられるとしている。

これらを踏まえ、市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えれる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、

利用状況を把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが望ましいので、ご了知願いたい。

（２）利用者支援事業について（関連資料66参照）

①　利用者支援事業の運営について

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である。

このうち、基本型は、保護者等が、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものである。また、特定型は、待機児童等の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施するものである。さらに、母子保健型は、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し､関係機関との連携や情報の共有化を図りながら、必要に応じて支援プランを策定するなど、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するものである。

基本型・特定型については、少子化社会対策大綱において、平成31年度末までに1,800か所の設置を目指すこととされており、平成29年度予算案においては1,217か所を計上し、母子保健型については、市町村への実態調査の結果を踏まえ、763か所を計上したところであり、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

②　加算事業の拡充について（基本型・特定型）

利用者の視点に立った機能強化を推進する観点から、以下の加算事業について積極的な活用をお願いしたい。

ア　夜間・休日の時間外相談加算

利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため、平成28年度より、夜間・休日の時間外相談を実施した場合に加算する制度を設けたところである。

イ　出張相談支援加算

一定の場所での実施のみならず、様々な場所への出張相談を行うことで、様々なニーズに対応するため、平成29年度予算案では、両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育て支援の情報提供、地域の保育園や保育の利用に向けた相談支援などを実施

する出張相談支援加算を新たに設けることとしたところである。

③　整備費の拡充について

利用者支援事業所の整備に対する支援は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」において、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人を整備費の対象としてきたが、平成29年度予算案では、多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をＮＰＯ法人等まで拡充することとしているので積極的な活用や管内市区町村への周知をお願いしたい。

（３）地域子育て支援拠点施設について（関連資料67参照）

①　地域子育て支援拠点事業の運営について

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業として、重要な事業である。

少子化社会対策大綱においては、平成31年度末までに8,000か所の設置を目指すこととされており、平成29年度予算案においては7,600か所を計上したところであり、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

②　整備費の拡充について

地域子育て支援拠点事業所の整備に対する支援は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」において、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人を整備費の対象としてきたが、平成29年度予算案では、多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をＮＰＯ法人等まで拡充することとしているので積極的な活用や管内市区町村への周知をお願いしたい。

（４）児童厚生施設について

①　児童館・児童センターの運営について

地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、平成23年３月に「児童館ガイドライン」を策定し、その中で、児童館・児童センターが地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活動内容を提示しているところである。

＜児童館の活動内容＞

①遊びによる子どもの育成	②子どもの居場所の提供
③保護者の子育て支援	④子どもが意見を述べる場の提供
⑤地域の健全育成の環境づくり	⑥ボランティアの育成と活動
⑦放課後児童クラブの実施	⑧配慮を必要とする子どもの対応

このため、各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、常に児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して、本ガイドラインの周知を図られたい。

また、国が平成26年７月に策定した子ども・子育て支援新制度における基本的な指針（平成26年７月内閣府告示第159号）の中で、子どもの育ちに関する理念について、「小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である」と記載している。

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館の取り組みは、まさにこの理念を具現化していく場そのものであり、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

子どもの成長は、発達段階に応じて課題があり、遊びや生活の中で、課題を体得して成長していく。遊び及び生活を通じた子どもの健全な育成を支援していくことはこうした子どもの成長・発達を支えるものであり、その重要性を認識しつつ、児童館ガイドラインに沿って、虐待やいじめの発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取り組みを進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

また、特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報の共有や役割分担を行い、関係機関が連携して対応する要保護児童対策地域協議会への児童館の積極的な参加をお願いする。

さらに、平成27年４月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童クラブの対象児童が６年生まで拡大されたことにより、特に小学４年生の待機児童数が大幅に増加しているところである。高学年児童は、自身の意志や考えで自主的に行動できるようになることから、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

なお、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地の児童館における地域の実情に応じた活動内容を紹介するとともに、「児童館ガイドライン」でお示ししている上記の活動内容に着目した児童館の実践事例を取りまとめている。詳細については、下記URLに掲載されているので、ご了知いただき、以下の②～③の内容にも留意して、より一層の児童館活動の推進に努めていただきたい。

（参考URL）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/houkago/jissi_130410-01.html

② 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

ア 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組みとして事業展開されているところであり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられている。平成27年度において、児童館での実施が888か所となっており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

イ 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としているところであり、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付ける上で、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

ウ　ひとり親家庭の子どもの居場所づくり

昨今、特に課題となっている子どもの貧困対策について、ひとり親家庭支援対策の推進として、平成28年度より、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施しているが、平成29年度予算案においても引き続き本事業を実施することとしているため、児童館での実施について、積極的にご検討いただきたい。

③　児童館等に従事する者の人材育成について

ア　全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取り組みを進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本セミナーについては、平成29年度においても実施する予定であり、詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただくよう、お願いする。

イ　児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策として児童の健全育成上重要な役割を担っているため、平成27年度より、都道府県及び市町村が実施主体となって、児童館に従事する児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っているところである。

すべての児童を対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

④　社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について（関連資料68参照）

昭和60年に国が設置した「こどもの城」は、平成27年３月をもって

閉館となり、これまで約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぐこととし、平成27年５月に遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発等の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」を設置し、遊びのプログラムの普及啓発や、開発に向けた検討を行うとともに、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行っているところである。

また、平成28年度に引き続き平成29年度予算案においても、『児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及』に係る経費を計上し、中高生の居場所づくりの取組や、発達障害など子どもの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの実践事例の把握を行うとともに、プログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館を選定（指定）して（平成29年度は20か所予定)、モデル的にプログラムを実施することにより、当該プログラムが子どもの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資する調査研究を行うこととしているので、ご協力をお願いしたい。

なお、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割においては、「児童館ガイドライン」の改正も視野に入れ引き続き検討する予定である。

⑤　民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

（５）児童委員について（関連資料69、70参照）

①　児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど､子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問

題への適切な関わりが求められている。

また、平成26年４月の「民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた検討会」の報告書の提言では、①活動への支援の充実、②力量を高める取組、③地方自治体等の理解の促進に向けた取組、④国民の理解の促進に向けた取組が盛り込まれている。

今年は民生委員制度創設100周年とともに児童委員制度創設70周年という節目の年でもあることから、これまで児童委員が地域の中で児童の健全育成に大きくご尽力いただいていることを踏まえつつ、今後も地域における身近な相談役としてご活躍できるように、活動環境の整備に向けた取組の一層のご協力をお願いしたい。

②　関係機関との連携について

民生委員・児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・援助活動の他、関係行政機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所など）への協力が主たる業務であり、関係機関との情報の共有を含めた関係づくりが必要である。

特に、市区町村の要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援や児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

また、児童に関する問題については、学校だけでは抱えきれない問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教員と児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できることから、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

なお、民生・児童委員については、昨年12月１日に３年に１度の一斉改選が行われたところであり、改選に当たっては、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げる。今回の一斉改選の結果は次のとおりである。

【改選結果】

	平成28年度	前回（平成25年度）
定数	２３８，３５２人	２３６，２７１人
委嘱数	２２９，５４１人	２２９，４８８人
充足率	９６．３％	９７，１％

委嘱数うち再任156,962人（68.4％）新任72,529人（31.6％）

今回の一斉改選に伴い、全体の約３割の者が新たに委嘱されている現状を踏まえ、各自治体においては、引き続き、民生・児童委員の方々が円滑に活動でき、地域住民への対応が滞ることなく行われるために、必要な知識の習得等についての研修の企画、実施を、計画的かつ重点的に行っていただくようお願いする。

（６）児童福祉週間について

①　趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、毎年５月５日の「こどもの日」から１週間を「児童福祉週間（５月５日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

②　児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（平成28年９月１日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げる。当該期間中、9,930作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成29年度児童福祉週間の標語と決定した。

＜平成29年度児童福祉週間標語＞

できること　たくさんあるよ　きみのてに

三谷（みたに）　蕗唯（ろい）さん　８歳　香川県

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

７．保育対策等の推進について

（１）保育対策関連予算について

① 待機児童の解消等に向けた取組の推進　　979億円（966億円）

待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に基づき必要となる保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。また、保育園への入園が円滑に進むよう、０歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援や保育園を拠点とする「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援を図る。

ア　保育の受け皿拡大

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備や改修の実施に要する経費に充てるため、市町村への補助を行う。また、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）し、保育園等の整備を推進する。

さらに、賃貸方式による保育園等の賃借料の一部を支援することにより、保育園等による受け皿拡大を促進する。

イ　多様な保育の充実

０歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入を支援する。

また、３歳児以降の継続的な保育の確保のため、３歳以上の子どもの受入れに特化した保育園等における３歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置等を支援する。

ウ　保育人材確保のための総合的な対策

保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、「保育士宿舎借り上げ支援事業の対象要件について、保育園等に採用されてから５年間の要件を10年間に拡大するとともに、市町村における新卒の人材確保や潜在保育士の再就職支援、就業継続支援の取組を積極的に支援するなど、保育人材確保対策の充実を図る。また、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

エ　安心かつ安全な保育の実施への支援

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施などを支援する

② 子ども・子育て支援新制度の実施　※内閣府予算

ア 子どものための教育・保育給付

・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）

・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

※ 平成29年度予算案における改善の内容

・保育士の処遇改善

ⅰ 平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均＋1.3%）を平成29年度の公定価格にも反映する。

ⅱ ⅰに加えて、「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づく処遇改善を実施（後掲）

・保育士等の研修機会の確保

保育士等の研修機会の確保のため、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用を拡充（保育士等１人当たり年間２日→年間３日）する。

・幼児教育の段階的無償化等

ⅰ 市町村民税非課税世帯について、第２子の保育料を無償化

ⅱ 年収360万未満のひとり親世帯等については、第１子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減。

イ 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

・ 利用者支援事業、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業等

ウ 保育士等の処遇改善

ⅰ 民間保育園等に勤務する全ての職員を対象とした２％（月額６千円程度）の処遇改善

ⅱ ⅰに加えて、

・ 経験年数が概ね７年以上で、研修を経た中堅職員に対して、月額４万円（園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね１／３を対象）

・ 経験年数が概ね３年以上で、研修を経た職員に対して、月額５千円

の追加的な処遇改善を実施する。

※ 経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。

※ 研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。

※ 月額４万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有する

その他の職員（園長を除く）に配分することができる。
ただし、月額４万円の対象者を一定数確保。

※　技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。

※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

エ　企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の推進

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、事業所内保育等の企業主導型の多様な保育の拡大等を支援する。

・企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした事業所内保育の設置を促進する。

・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉なベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援する。

③　「医療的ケア児保育支援モデル事業」　（新規）

医療的ケアが必要な児童やその保護者が保育園等の利用を希望される場合に、当該児童を受け入れる保育園等の体制整備を行うため、自治体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケアが必要な児童の受入れを行う保育園等に必要に応じて看護師を派遣する等の取組を行う「医療的ケア児保育支援モデル事業」を実施する。**（関連資料71参照）**

※　当該事業については、医療的ケアが必要な児童を受け入れる体制整備などモデル事業として実施し、各自治体における取組状況等を踏まえ実施方法等について検討していく。

※　事業実施にあたっては、補助金の交付申請を行う前に、事前協議を行い、各自治体より取組方法等について聴取した上で、補助対象自治体を選定する方法を検討している。

なお、事前協議の方法等の詳細については、追って連絡する。

④　その他の保育の推進　36億円（21億円）

保育園等において、障害児を受け入れるために必要な改修費等の一部支援、送迎バスを活用した広域的な保育園等や一時預かりなどの利用支援、子育て支援員研修の実施支援などを実施する。

（２）企業主導型保育事業の推進について（関連資料72参照）

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保にあたって、事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組み（企業主導型保育事業）を平成28年度より創設し、平成29年度末までに、約５万人分の保育の受け皿の拡大を目指している。（内閣府において実施）

①　平成29年度予算案における主な拡充内容

・認可保育園等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施
・保育補助者雇上強化に関する補助の実施
・防犯・安全対策強化に関する補助の実施

②　税制改正について

平成29年度税制改正の大綱においては、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税、企業主導型保育事業の用に供する施設に係る事業所税、企業主導型保育事業において使用する給食用脱脂粉乳に係る関税に関して優遇措置を新設することとしている。※固定資産税・都市計画税・事業所税については、平成29年４月１日から平成31年３月31日までの間に助成を受けた事業主が設置する施設が対象となる。

※　固定資産税及び都市計画税については、特例措置の課税標準等の軽減の程度を地方団体が条例で決定できるようにする地域決定型地方税制特例措置（以下「わがまち特例」という。）を導入することとしている。このため、当該税の課税標準となる価格の軽減の程度について、２分の１を参酌して３分の１以上３分の２以下の範囲内で定める必要がある。

③　指導監督について

都道府県においては、本事業の対象となる施設に対し、他の認可外保育施設と同様に、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年３月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等による適切な指導監督が必要となる。

企業主導型保育事業の実施に伴い、各自治体において、指導監督対象の施設が増加することが見込まれるが、その指導監督に当たっては、その経費を含めて平成29年度において地方交付税措置がなされる予定となっていることを踏まえ、遺漏なきようご対応願いたい。

（３）平成29年度税制改正について

平成28年12月22日に「平成29年度税制改正の大綱」が閣議決定され、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が１人以上５人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、わがまち特例を活用した減免等を可能にする等の税制上の措置が講じられることが盛り込まれている。

（関連資料９参照）

なお、保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体においては、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能である旨の通知を、平成28年９月16日付けで総務省と協議の上発出している。**（関連資料10参照）**

（４）小規模保育事業の対象年齢の拡大について

待機児童の解消を目的として､待機児童の多い国家戦略特区において、児童の発達過程に応じた適切な異年齢保育にも配慮した上で、現在、原則として０～２歳児を対象としている小規模保育事業における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、０歳から５歳までの保育や、３～５歳児のみの保育等を行うことが可能となるよう、国家戦略特別区域法の改正等、所要の法制上の整備を検討しているところである。

（５）保育園等の連携施設の確保について（関連資料73参照）

家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）については、保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育園等の連携施設を適切に確保する必要がある。

平成28年12月の総務省行政評価局による勧告「子育て支援に関する行政評価・監視」において、連携施設の確保のためには市区町村による実効的な支援が必要である旨指摘されたことも踏まえ、平成29年度予算案に計上した「サテライト型小規模保育事業」の創設や地域連携コーディネーターの機能強化を活用いただくなど、引き続き連携施設の確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

（参考）家庭的保育事業等の連携施設の設定状況について

（平成28年4月1日現在）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739.html

（６）保育事故防止に係る安全対策の強化について

保育施設等における事故防止の取組を推進するため、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等について、各施設・事業者、地方自治体における事故発生の防止や事故発生時の対応の参考となるよう「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を平成28年３月末に発出した。

平成29年度予算案については、事故防止の取組を更に推進するため、死亡事故等の重大事故の防止を目的・内容とした研修の実施や、睡眠中・食事中・水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導を行うための経費を補助する事業として「保育園等の事故防止の取組強化事業（※）」を計上している。**（関連資料74参照）**

事業の詳細については、実施要綱によりお示しするが、事故防止研修については都道府県を中心に実施していただき、巡回支援指導については、事故報告、事後的な検証と同様、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業を対象とする場合は市町村、認可外保育施設を対象とする場合は都道府県、指定都市、中核市を中心に実施していただきたいと考えている。また、巡回支援指導については、指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげていただきたいと考えている。

ガイドラインの周知徹底とともに本事業を積極的に活用し、保育事故防止に係る安全対策の強化を図っていただきたい。

※補助の仕組みについては、以下を予定。

・都道府県又は市町村単独で実施する場合は直接補助
（国１／２、都道府県又は市町村１／２）

・都道府県と連携及び支援を受け市町村が実施する場合は間接補助
（国１／２、都道府県１／４、市町村１／４）

【所要額（（５）＋（６））：30.2億円（保育対策総合支援事業費補助金）】

（７）認可外保育施設の届出について

平成28年４月から、１日に保育する乳幼児の数が１人以上の場合、都道府県知事（指定都市、中核市の場合はその長）に事業開始１か月以内の届出や毎年の運営状況報告が必要となり、いわゆるベビーシッターについても都道府県知事等への届出、報告が義務付けられている。

平成29年度予算案については、

① 手続の利便性の向上による施設・事業者からの設置の届出等の促進

② 都道府県等における事務負担の軽減

等を図るため、都道府県等において、認可外保育施設の設置の届出等に係るシステム構築経費を補助する事業として「保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業（※）」を計上している。**（関連資料75参照）**

都道府県においては積極的に、また、市町村に認可外保育施設の届出等の権限を委譲している場合は市町村と連携して取り組んでいただき、認可外保育施設に対する設置の届出等を促進いただきたい。

※補助の仕組みについては、以下を予定。

・都道府県、指定都市又は中核市がシステムを構築する場合は直接補助
（国３／４、都道府県・指定都市・中核市１／４）

・都道府県が市町村に権限委譲しており市町村がシステムを構築する場合は間接補助
（国３／４、都道府県１／８、市町村１／８）

【所要額（（５）＋（６））：30.2億円（保育対策総合支援事業費補助金）】

（８）地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について

（関連資料76参照）

平成28年度の地方からの提案等への対応方針として、

① 一時預かり事業等の事務・権限について、事務処理特例制度による移譲が可能である旨を通知

② 家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化

③ 病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置

④ 延長保育事業等と放課後児童クラブを合同実施する場合の職員配置基準の特例を検討・結論

⑤ 家庭的保育事業等における給食の外部搬入事業者の拡大を検討・結論

等を行うこととしている。

（９）保育園等の優先入所に係る取扱について

利用調整を行うに当たっては、特に待機児童が発生している市区町村において、保育園等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、平成26年の留意事項通知の内容も踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

こうした市区町村においては、利用調整における選考過程の透明化を図り、もって保育園等の入所申込者の十分な理解が得られるよう、引き続き、点数付けの際の考慮要素となる項目や基準等の公表及び周知に努めるとともに、入園申込者からの求めがあった場合等に当該申込者に係

る点数等を開示するなど、きめ細かな対応に努めるよう、平成28年７月28日付けで事務連絡を発出している。

また、当該事務連絡において、利用調整を行うに当たって、①兄弟姉妹について同一の保育園等の利用を希望する場合②保育士等の子どもが保育園等の利用を希望する場合③小規模保育等の地域型保育事業の卒園児童である場合における優先的な取扱いについて、改めて配慮を求めているところである。

（10）保育園における第三者評価の受審について

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とする第三者評価については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、受審を努力義務化するとともに、５年に１度の受審が可能となるよう、受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助することとしている。

第三者評価については、平成27年６月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015において、「保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、2019年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す。また、当該受審結果について、積極的に「見える化」を進め、就職を希望する保育士や保育サービス利用者が優良な保育事業主を選択できるような環境整備を進める」こととされており、受審率の向上に向けて、引き続き各自治体における積極的な取組が必要である。

（11）アレルギー対策ガイドライン及び感染症対策ガイドラインの改訂について

平成23年３月に策定された「保育所におけるアレルギー対策ガイドライン」については、アレルギー疾患対策基本法が平成26年６月に成立し、特にエピペンへの対応や除去食の対応等、科学的根拠に基づく最新の知見を踏まえたガイドラインの改訂が必要となっている。

また、平成24年11月に改訂された「保育所における感染症対策ガイドライン」についても、特にＢ型肝炎、Ｃ型肝炎、疥癬（かいせん）への対応等、科学的根拠に基づく最新の知見を踏まえたガイドラインの改訂が必要となっている。

このため、平成29年度中に各検討委員会を開催し、「保育所におけるアレルギー対策ガイドライン」及び「保育所における感染症対策ガイド

ライン」の改訂を行うことを検討しているところである。

（12）保育園等の実態調査について（関連資料77参照）

保育園・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査については、平成28年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、保育園等の給与実態等の把握やこれまで行ってきた処遇改善策の効果の検証等を行うために実施し、平成28年12月の子ども・子育て会議において中間集計状況を報告・公表したところである。（平成29年春頃最終取りまとめ予定）

８．母子保健対策について

（１）妊婦健康診査の公費負担について

必要な回数（14回程度）の妊婦健康診査が受けられるよう、平成25年度以降、地方交付税措置が講じられているところである。また、平成27年４月より、妊婦健康診査を子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年３月31日厚生労働省告示第226号）において、その実施時期、回数及び内容等を定めているところである。

平成27年４月１日現在における妊婦健康診査の公費負担の状況について調査を行ったところ、全ての市区町村で14回以上実施されているものの、各市区町村間で公費負担額や公費負担の対象となる検査項目等の取組状況に差が生じているとの結果となった。

この調査結果を踏まえ、都道府県におかれては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のため、妊婦健康診査にかかる公費負担の一層の充実が図られるよう管内市区町村への周知徹底をお願いする。

（２）助産施設について

助産の実施については、児童福祉法第22条に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあった場合に、助産を実施することとしている。

各都道府県等におかれては、児童福祉法第22条第4項に基づき、引き続き助産制度に関する情報の周知を図るとともに、未実施の都道府県等におかれては、実施について積極的な検討をお願いする。

９．仕事と家庭の両立支援対策について

（１）保育所に入れない等の場合の育休延長について

（関連資料78参照）

育児・介護休業法では、原則子が１歳に達するまで育児休業が取得でき、保育所に入れない等の場合には、例外的に子が１歳６か月に達するまで延長して取得が認められる。

しかし、都市部を中心に待機児童が多く見られることが背景となり、子が１歳６か月に達するまで育児休業を取得してもなお保育所に入れず、やむを得ず離職せざるを得ない方も一定数いる。

このことから、子が１歳６か月に達するまで育児休業を取得してもなお保育所に入れない等の場合について、緊急的なセーフティネットとして、最長で子が２歳に達するまで育児休業を延長できること等を盛り込んだ改正育児・介護休業法の通常国会への提出を目指している。

（２）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）について

（関連資料79参照）

子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等を会員間で行うための連絡・調整を行う「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業)」を推進しており、平成21年度からは、事業の中で、病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等を行う「病児・緊急対応強化事業」を実施している。

なお、本事業は、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」の中の、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられている。

また、平成27年度から、「子育て支援員研修制度」が創設され、その中に「ファミリー・サポート・センターコース」が設けられた。本事業の中で市町村が実施している研修と合わせ、提供会員の確保に努めていくこととしている。

さらに、ファミリー・サポート・センターで連絡・調整等を行う、アドバイザーの資質向上を図るための研修事業を創設した。

また、平成29年度からは利用者の利便性向上のため、事業についての事前説明会・登録会の土日開催、利用者と提供会員の事前顔合わせの土日実施に対する加算措置を行うこととしている。

女性の活躍促進が重要な課題となる中で、男女がともに仕事と家庭を両立する環境づくりを推進する観点からも、本事業について、引き続き積極的な働きかけをお願いしたい。

（関　連　資　料）

新・第2の矢 「夢をつむぐ子育て支援」

平成28年4月26日
第7回一億総活躍国民会議提出資料

□ 妊娠・出産、子育てによる不本意退職を解消し、働きたいと希望する人すべての柔軟な労働市場参加や継続就業を実現する。「希望を生み出す強い経済」にも貢献。

「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」が「二者択一」の構造から「同時実現」の構造へ転換を図る。

基本コンセプト

働き方改革・両立支援

「働き方改革」の更なる推進による
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

＜働き方改革の推進＞

- ○同一労働同一賃金の実現
- ○長時間労働の是正
- ○若者の就職支援、正社員転換・待遇改善
- ○男性の意識改革
- ○女性活躍促進

等

＜両立支援の推進＞

- ○育児休業制度の見直し
- ○保育の受け皿拡大
- ○保育士の確保・処遇改善
- ○放課後児童クラブの拡充

等

総合的子育て支援

すべての子どもと子育てをきめ細やかに
支援する社会的基盤の構築

＜総合的子育て支援の推進＞

- ○安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備
- ○地域の子育て家庭への支援

等

- ○ひとり親家庭・多子世帯への支援
- ○児童虐待の防止、社会的養護
- ○子どもの貧困への対応

等

目指すべき将来像

○ 国民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会を実現＝希望出生率1.8を実現

○ 次代を担う子どもたちが健やかに育まれる社会を実現

○ 現在の若年世代の労働参加や就労継続希望を実現

- :女性の就業率（25～44歳） 70．8%（2014年） → 77%（2020年） ⇒ 80%程度
  （欧州の出生率の高い国並み）
- :1・2歳児の保育利用率 38．1%（2015年） → 48．0%（2018年）⇒ 60%程度
- :第1子出産前後の女性の継続就業率 38%（2010年） → 55%（2020年） ⇒ 60%程度
- :男性の育児休業取得率 2．3%（2014年） → 13%（2020年）
- :一時預かり事業利用者数 延べ406万人（2014年度） → 1,134万人（2020年度）

資料1

少子化対策の総合的な展開

平成28年4月18日経済財政諮問会議
厚生労働大臣提出資料を時点修正(平成29年1月現在)

【2016年までの取組】

働き方改革・両立支援

若者の雇用・経済的基盤の改善	○「正社員転換・待遇改善実現プラン」（2016年１月） ○若者雇用促進法 ○年金改革法 ○労働基準法改正法案提出 ○女性活躍推進法
非正規雇用をはじめとする女性の就業継続の支援	○育児・介護休業法改正 ○子ども・子育て支援法改正（企業主導型保育事業の創設等）
育児休業と保育の切れ目ない保障	○待機児童解消加速化プランの前倒し（40万人分→50万人分） ○「切れ目のない保育のための対策について」（2016年9月）

総合的子育て支援

妊娠・出産・子育てへの支援	○子育て世代包括支援センターの普及 ○不妊治療助成の拡充の継続
特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援	○「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望のプロジェクト）」（2015年12月） ○児童扶養手当法・児童福祉法等改正

【今後に向けた取組】

働き方改革の推進

○長時間労働の是正等（労働基準法改正法案の早期成立、３６協定の再検討等）
○同一労働同一賃金の実現
○「働き方の未来2035」懇談会（2016年１月設置）
○若者の就職支援、正社員転換・待遇改善
○中小企業等の短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(2017年4月)、更なる適用拡大の検討
○女性活躍推進

両立支援の推進

○多様な保育の提供を含めた保育の受け皿の更なる拡大
○保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開
○総合的な保育人材の確保、保育士等の処遇改善の実施
○放課後児童クラブの拡充
○非正規雇用労働者の育児休業取得促進
○育児・介護休業法改正（保育所に入れない等の場合の育休の延長）

総合的子育て支援の推進

○児童虐待の発生予防から自立支援までの総合的な対策の推進
○小児・周産期医療提供体制の更なる整備促進
○子どもの医療費に係る国保の公費負担の減額調整見直し
○「すくすくサポート・プロジェクト」推進
○子育て世代包括支援センターの全国展開

推進体制の抜本的強化

○子ども家庭支援、働き方改革などを強力推進、推進体制の抜本的強化
○児童虐待防止対策に関する省内推進本部、関係府省庁連絡会議、地方自治体との緊密連携等による総合的な取組推進

暮らしと生きがいをともに創る「地域共生社会」へのパラダイムシフト

○子ども・高齢者・障害者などすべての人々が、１人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会の実現
○福祉サービスを「タテワリ」から「まるごと」へ

アベノミクスの成果活用等による持続的成長と分配の好循環の推進

ニッポン一億総活躍プランによる更なる取組の推進

資料2

平成29年度の社会保障の充実・安定化について

○ 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。

○ 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度の増収額8.2兆円については、
①まず基礎年金国庫負担割合２分の１に3.1兆円を向け、
②残額を満年度時の
・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障４経費の増」と
・「後代への負担のつけ回しの軽減」
の比率（概ね１：２）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈29年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

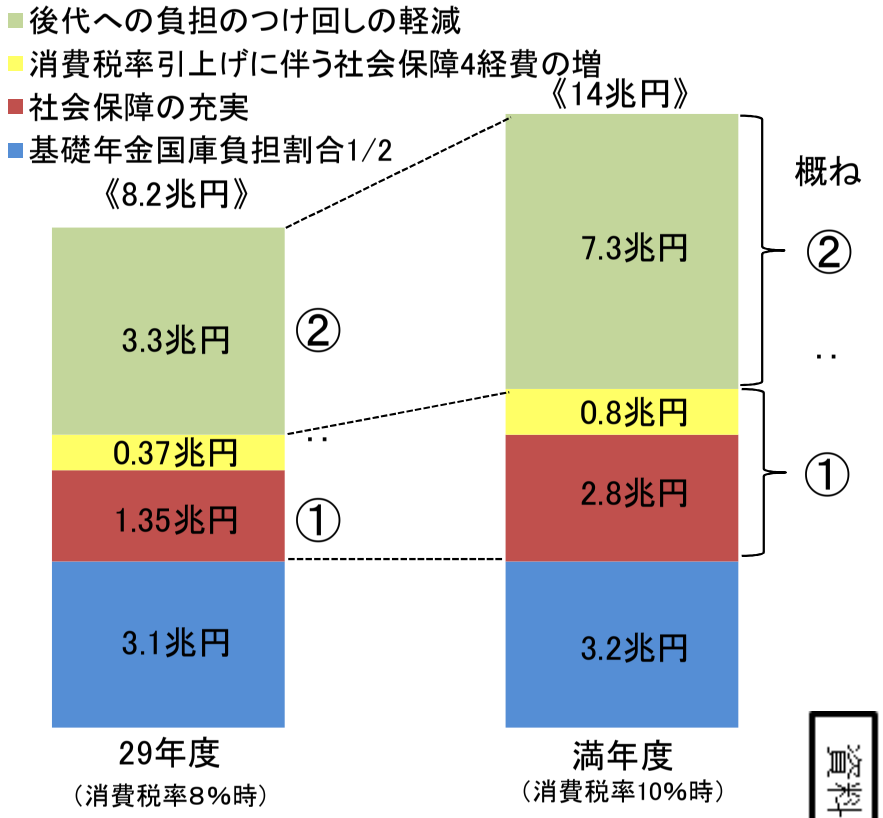
○基礎年金国庫負担割合２分の１ — 3.1兆円
（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合２分の１の差額に係る費用を含む）

○社会保障の充実 — 1.35兆円
・子ども・子育て支援の充実
・医療・介護の充実
・年金制度の改善

○消費税率引上げに伴う社会保障４経費の増 — 0.37兆円
・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

○後代への負担のつけ回しの軽減 — 3.3兆円
・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

（参考）算定方法のイメージ



（注1）金額は公費（国及び地方の合計額）である。
（注2）上記の社会保障の充実に係る消費税増収分（1.35兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲0.49兆円）を活用し、社会保障の充実（1.84兆円）の財源を確保。
（注3）満年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。

資料3

平成29年度における「社会保障の充実」（概要）

（単位：億円）

事　項		事　業　内　容	平成29年度予算案(注1)	国分	地方分	（参考）平成28年度予算額
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の実施	6,526	(注3)2,985	3,541	5,593
		社会的養護の充実	416	208	208	345
		育児休業中の経済的支援の強化	17	(注4) 10	6	67
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
		・地域医療介護総合確保基金（医療分）	904	602	301	904
		・診療報酬改定における消費税財源等の活用分	442	313	129	422
		地域包括ケアシステムの構築				
		・地域医療介護総合確保基金（介護分）	724	483	241	724
		・平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分（介護職員の処遇改善等）	1,196	604	592	1,196
		・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	429	215	215	390
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充				
		・財政安定化基金の造成（基金の積立残高）	1,100（1,700）	1,100	0	580（600）
		・上記以外の財政支援の拡充	2,464	1,632	832	1,664
		被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	210
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	111	111	218
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089	1,044	1,044	2,089
年　金		年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256	245	10	―
		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44	41	3	32
合　計			18,388	10,511	7,877	15,295

（注1）金額は公費（国及び地方の合計額）。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

（注2）消費税増収分（1.35兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲0.49兆円）を活用し、上記の社会保障の充実（1.84兆円）の財源を確保。

（注3）「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

（注4）「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分（10億円）は厚生労働省、国共済組合の適用分（0.1億円）は各省庁に計上。

資料4

平成29年度幼児教育無償化に向けた対応（保育園）

１．市町村民税非課税世帯の第２子保育料の無償化

市町村民税非課税世帯（第２階層）＜生活保護世帯を除く年収約260万円未満＞

第２子保育料	３歳以上児	3,000円（月額）	⇒	0円（月額）
	３歳未満児	4,500円（月額）	⇒	0円（月額）

２．年収360万円未満世帯のうちひとり親世帯等について、第１子保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減

①市町村民税所得割課税世帯（第３階層）＜年収約260～330万円未満＞

第１子保育料	３歳以上児	7,750円（月額）	⇒	6,000円（月額）
	３歳未満児	9,250円（月額）	⇒	9,000円（月額）

②市町村民税所得割課税世帯（第４階層の一部）＜年収約330～360万円未満＞

第１子保育料	３歳以上児	13,500円（月額）	⇒	6,000円（月額）
	３歳未満児	15,000円（月額）	⇒	9,000円（月額）

※年収360万円未満世帯のうちひとり親世帯等について、第２子以降の保育料は平成28年度無償化

対象人数　9.5万人

所 要 額　37.0億円（国費　12.2億円、地方費　24.8億円）

資料5

待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大

◆平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

※ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み（40万人分 ⇒ 50万人分）。

◆ 各自治体の取組により、平成25～27年度の3か年で合計約31.4万人分の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計約48.3万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

◆ さらに、平成28年度から実施している企業主導型保育事業により、約5万人分の保育の受け皿拡大を進めていく。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果（平成28年度）

◇「待機児童解消加速化プラン」集計結果（平成28年度）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	483,795人
（計 314,248人）			（計 169,547人）		

受け皿確保に向けた取組

○平成28年度補正予算（平成29年度に予定していた分のうちその一部の整備を前倒し）

○平成29年度当初予算案（前倒し分を除いた必要となる保育の受け皿に対応した予算を計上（4.6万人分））

- ０歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ３歳以上に特化した拠点保育園に３歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの展開
- 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化

1・2歳児の保育園等利用率の推移

	（平成26年4月）	（平成28年4月）	（平成29年度末）50万人分確保時の利用率
1、2歳児 ：	35.1% →	41.1% →	48.0%

＜【参考】女性の就業率：70.8%（2014年）→ 77%（2020年）＞

（注）利用率：利用児童数 ÷ 就学前児童数
平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

＜待機児童解消加速化プランの全体像＞



保育園等整備交付金

（平成２８年度予算）　（平成２９年度予算案）
５３４．２億円　→　５６４．０億円

【趣旨】
市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。
また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】
・保育園緊急整備事業　４４９．５億円　→　３５１．０億円
・認定こども園整備事業（幼稚園型）　４１．１億円　→　３９．４億円
・小規模保育整備事業　４３．６億円　→　２８．２億円
・保育園防音壁設置事業　４．６億円

【実施主体】　市町村（特別区含む。）

【設置主体】　社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人、株式会社及びＮＰＯ法人等市町村が認めた者（公立施設を除く）＊

＊　「待機児童解消加速化プラン」に参加実績のある市町村又は財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成28年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成28年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。（平成29年度末までの特例措置）

【補助率】　１／２（待機児童解消加速化プランに参加する場合は２／３）

待機児童解消加速化プラン



資料7

保育対策総合支援事業費補助金

平成28年度予算：389．6億円 → 平成29年度予算案：394．8億円

【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

Ⅰ　保育士確保対策　　１７７億円（１９４億円）

①保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
②保育士資格取得支援事業
③保育士宿舎借り上げ支援事業【拡充】
④保育体制強化事業
⑤保育士試験による資格取得支援事業
⑥保育士養成施設に対する就職促進支援事業
⑦保育士試験追加実施支援事業
⑧保育補助者雇上強化事業
⑨若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
⑩保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
⑪保育園等における業務集約化推進事業【新規】
⑫保育人材就職支援事業【新規】

Ⅱ　小規模保育等の改修等　　１２２億円（１７４億円）

①保育園等改修費等支援事業
②保育園設置促進事業
③都市部における保育園への賃借料支援事業【新規】

Ⅲ　その他事業　　７４億円（２２億円）

①民有地マッチング事業【拡充】
②認可化移行調査費等支援事業
③認可化移行移転費等支援事業
④広域的保育園等利用事業
⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
⑥保育環境改善等事業
⑦家庭支援推進保育事業
⑧サテライト型小規模保育事業【新規】
⑨保育利用支援事業（入園予約制）【新規】
⑩医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】
⑪保育園等の事故防止の取組強化事業【新規】
⑫保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】

資料8

民有地マッチング事業

拡 充

（保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数）

【事業概要】

土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【拡充内容】

民有地マッチング事業を拡充し、保育園等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育園等の設置、運営の円滑化を推進するため、市区町村又は保育園等にコーディネーターを配置することを新たに支援する。（別添参考を参照）

【補助率】

国　1／2　　都道府県　1／2

※市区町村が実施する場合は　国1／2、都道府県1／4、市区町村1／4

【補助額】

コーディネーター配置経費　1か所当たり　4,000千円

参　考

地域連携コーディネーターの機能強化

○　保育園等の設置の際の地域住民との合意形成、保育園等設置後における３歳児の保育園等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育園等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。

【保育園等】



機能強化

開所前

住民説明会の開催



住民との調整
・合意形成



○**保育園設置に向けた地域住民との調整・合意形成**
○保育園・自治体間の連携　　など

開所後

３歳児の保育園等への接続



地域活動への参加



保護者等への相談援助



○３歳児の保育園等への接続支援
○地域活動への参加
○保護者等への相談援助　　など



地域連携コーディネーター
自治体・保育園等に配置（民間事業者への委託も可）

保育環境改善等事業

拡 充

（保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数）

【事業概要】

保育園において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児保育（体調不良時対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【拡充内容】

保育環境改善等事業を拡充し、一時預かりの継続利用を実施するために必要な改修費及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れに必要な設備等に要する費用を補助対象にする。

【補助率】

国　1／2　　市区町村　1／2
※一時預かり事業の継続利用及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れの改修費・設備等の場合

【補助額】

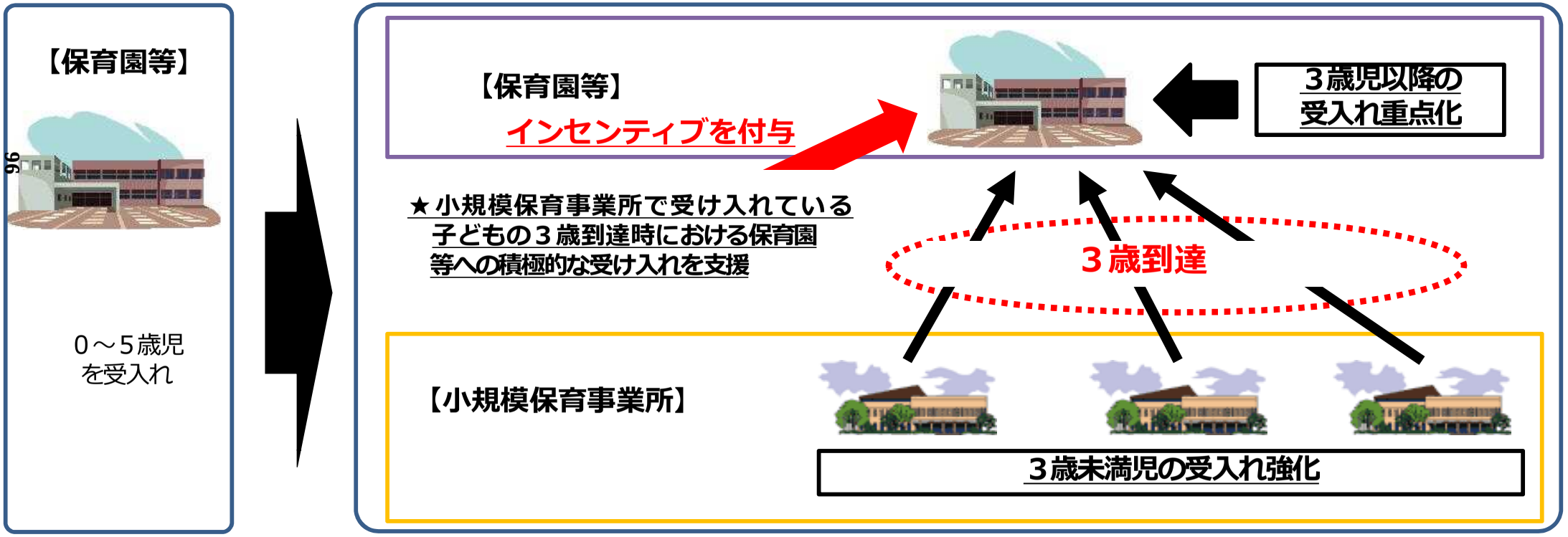
1施設当たり　32,000千円

サテライト型小規模保育事業の創設

新　規

（保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数）

○　小規模保育事業など、３歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子どもの３歳到達時における保育園等への接続が課題となっている。
○　このため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育園等において３歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用の一部を補助する。



【実施主体】　市区町村
【補助率】　国　1／2　　市町村　1／2
【補助額】　1か所当たり　4,312千円

保育利用支援事業（予約制）

新　規

（保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数）

【事業内容】

０歳児期間に育児休業を取得した場合、職場復帰に向け、保育園に入園できるかどうかの不安を解消するため、

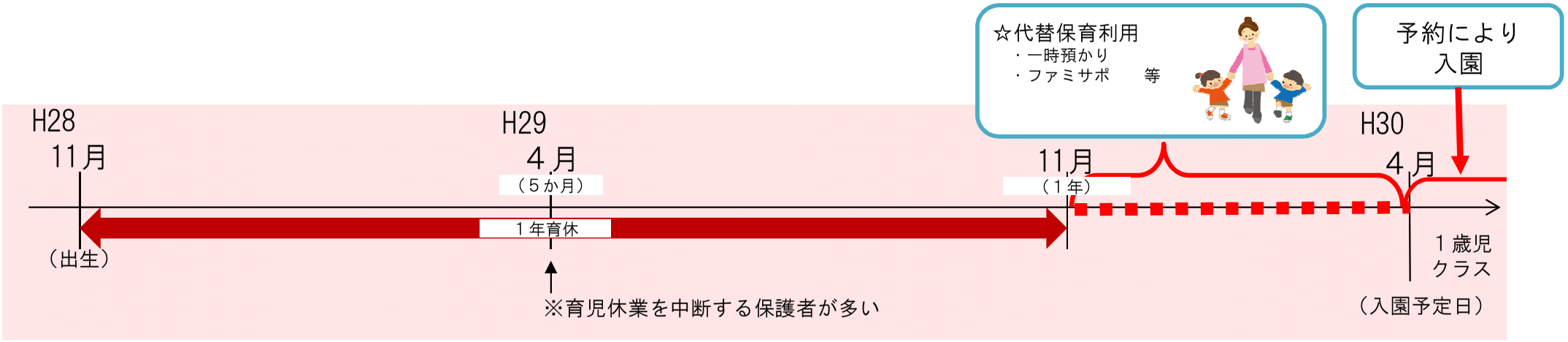
① 育児休業明けから保育園に入園する翌４月までの間における一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替サービスの利用料を支援

② 当該保育園が予約制を導入するために必要な保育、予約児童が入園するまでの間の保護者からの相談、自治体との連絡調整等に対応するための職員１人分の人件費を加算

【実施主体】市町村　　【補助率】国　１／２　市町村　１／２

97

１．育休明けから４月までの代替保育の利用支援



２．保育園が予約制を導入するために必要な、保育・相談支援・連絡調整等を行うための人材の配置を支援

保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置（固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税、関税）

１．大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が１人以上５人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

２．制度の内容

※「○」：非課税、「×」：全部課税

	企業主導型保育（H29/4/1～H31/3/31に助成を受けた事業者）	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が価格の１／２を参酌して１／３～２／３の範囲内で市町村の条例で定める割合（注）
都市計画税	×	課税標準が価格の１／２を参酌して１／３～２／３の範囲内で市町村の条例で定める割合（注）
事業所税	×	課税標準が価格の１／４
関税（給食用脱脂粉乳）	×	○

	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が１人以上５人以下）	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が価格の１／２	課税標準が価格の１／２を参酌して１／３～２／３の範囲内で市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が価格の１／２	課税標準が価格の１／２を参酌して１／３～２／３の範囲内で市町村の条例で定める割合
事業所税	○	
不動産取得税	課税標準が価格の１／２	課税標準が価格の１／２を参酌して１／３～２／３の範囲内で都道府県の条例で定める割合

（注）助成を受けた後、５年間の時限措置

資料9

保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

○　保育園等の用に供する土地については、固定資産税は非課税。また、保育園等のために土地を貸し付けた所有者も、非課税措置の対象。

○　ただし、その土地を有料で貸し付けている所有者に対しては、税負担の公平等の観点から、課税できることとされている。

○　保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体においては、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能。

○　このような地方税法の規定の趣旨について、平成28年９月16日付けで総務省と協議の上通知を発出し、保育園等のための土地の確保に取り組む地方自治体を支援。

土地の所有者＝保育園等の経営者の場合

土地の所有者
（保育園等の経営者）

保育園、幼稚園、認定こども園等

固定資産税は非課税

土地の所有者≠保育園等の経営者の場合

土地の所有者

土地の貸与

貸付料

保育園等の経営者

固定資産税を課税している
地方自治体が多い
（無償貸与の場合は非課税）

保育園、幼稚園、認定こども園等

**保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体では、
補助金等の様々な施策を検討**

固定資産税の減免を検討することも可能な旨の明確化

資料10

平成29年４月入園に向けての市区町村における環境整備について

○　検討会において、各市区町村の現状の取扱いについて調査したところ、利用調整において、保護者に対しきめ細かな対応が行われていない事例が見受けられた。

○　利用申込みをした保護者の意向や状況については、「保育コンシェルジュ」等の利用者支援事業をきめ細かく展開するなど、市区町村が積極的かつ丁寧に把握し、利用可能な保育園等の情報を提供する等、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行うことが重要である。

　また、入園等に至らなかった者に対しても、継続して保護者の意向や状況の把握に努め、保護者のニーズに合った丁寧な支援を行っていく必要がある。

○　一方、既に平成29年４月の入園申込や相談対応等が各市区町村で始まっており、また、現時点において、こうした保護者に対しきめ細かな対応を行うための体制が整っていない市区町村がある。

○　このため、各市区町村におかれては、早急にこの体制整備に着手するとともに、国においては、平成29年度予算案において、子ども・子育て支援交付金における利用者支援事業の拡充を盛り込んでおり、当該事業が各市区町村において積極的に活用されるよう周知すべきである。

資料11

認可保育園等への移行を目指す、認可外保育施設の設置者の皆さまへ

認可保育園等への移行に向けて

認可保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業へ移行したいが、
「どうすればいいか分からない」「なにか支援を受けないと難しい」という認可外保育施設の設置者の皆さま、
この資料をご覧いただき『**認可化移行支援強化事業**』**をご活用ください。**

～はじめに～『認可化移行支援強化事業』とは？ 活用できる支援策の一覧 …… P1

まずは、何をすればいいの？ STEP 1 **計画を作成しましょう！** …… P2
◆課題の把握 ◆計画の作成

計画にそって準備スタート！ STEP 2 **課題を解決しましょう！**
① 人材確保編 …… P3
② 施設・設備編 …… P4

移行に向けて運営開始です！ STEP 3 **基準を満たす運営をしましょう！** … P5
◆認可の基準を満たす運営 ◆安心、安全な保育の実施

いよいよ認可保育園等に移行 !! どんな補助や支援を受けられるの？ 3つのメリット …… P7

【参考】認可外保育施設の現状 …… P9

資料12

～ はじめに ～ 『 認可化移行支援強化事業 』とは？

活用できる支援策の一覧



○ 認可保育園･認定こども園･小規模保育事業･事業所内保育事業への移行を目指す認可外保育施設に対し、移行の課題の解決等に必要な支援を行うことにより、**認可保育園等への速やかな移行を促進します。**

（保育対策総合支援事業費補助金、子どものための教育･保育給付費補助金）

認可外保育施設

認可外保育施設の数（H27.3.31）

- **事業所内保育施設……4,593か所**
- **ベビーホテル、その他…8,038か所**

認可保育園への移行を希望（41.8%）

認可外保育施設としての運営を継続等（58.2%）

※移行しない理由や課題（基準に満たない／手続き・経理が煩雑）などを分析しつつ支援

【STEP１】計画の作成

課題の把握、計画の作成

❶ 移行の支障となる課題を把握
（保育人材の確保、施設設備の改修等）

❷ ❶の課題を基に計画を作成
※地方単独保育施設以外は
5年以内の計画を作成



支援策 → P２参照

◆**認可化移行調査費等支援事業**
【相談先】都道府県･市町村

【STEP２】課題の解決



課題❶（ 人材確保 ）の解決

【参考】人材確保を課題としている施設（2,389か所）の各問題点の割合

- 保育士の有資格者や保育従事者の配置数 … 77.6%
- 調理員を置いていない …… 50.1%
- 嘱託医がいない …… 33.2%

支援策 → P３参照

◆**認可外保育施設保育士資格取得支援事業**
【申請先】都道府県･指定都市･中核市

◆① **保育士･保育園支援センター設置運営事業**
② **保育人材就職支援事業**
【相談先】①都道府県･指定都市･中核市 ②市町村

課題❷（ 施設･設備 ）の解決

【参考】施設･設備の充実を課題としている施設（2,164か所）の各問題点の割合

- 乳児室、保育室の面積 …… 43.3%
- 調理室がない …… 40.6%
- 児童用便所がない …… 20.5%

支援策 → P４参照

◆**認可化移行改修費等支援事業**
◆**認可化移行移転費等支援事業**
【申請先】いずれも市町村 **ほか**

【STEP３】基準を満たす運営

認可保育園等への移行を目指し施設を運営（上限５年間）

❶ 認可の基準を満たす運営

支援策 → P５参照

◆**認可化移行運営費支援事業**
【申請先】市町村

❷ 安心、安全な保育の実施

支援策 → P６参照

◆**認可外保育施設における事故防止等推進事業**
【申請先】都道府県･市町村

◆**保育園等の事故防止の取組強化事業**
【相談先】都道府県･市町村

認可保育園等へ

運営費、整備費等の3つのメリット → P７･８参照

<資料出所>厚生労働省保育課「平成26年度認可外保育施設の現況取りまとめ／厚生労働省「平成24年地域児童福祉事業等調査（その他の認可外保育施設の結果）」

【 STEP 1 】　計 画 を 作 成 し ま し ょ う ！

認可保育園等へ移行するため、まずは「❶ 課題の把握」と「❷ 計画の作成」をします。

❶ 自らの施設が、認可保育園等へ移行するに当たって支障になっている課題を把握しましょう

〈 考えられる課題 〉

人材確保

- 保育士資格を有している職員の数が足りない
- 保育従事者の職員の数が足りない
- 調理員を置いていない
- 嘱託医がいない

施設･設備

- 乳児室、ほふく室、保育室の面積基準を満たさない
- 屋外遊戯場がない、
  近くに屋外遊戯場の代わりになる公園等がない
- 調理室がない
- 児童用便所がない

❷ ❶で把握した課題を基に、認可保育園等へ移行するための計画を作成しましょう

計画の例

- 施設･設備面での課題解決 → **施設･設備の改修計画**
- 保育人材の確保 → 通信制等の指定保育士養成施設を卒業することによる
  職員の保育士資格の取得計画
- 保育内容の向上と適切な施設運営 → **移行に必要な保育内容や施設運営等の計画**

移行期間の上限は５年間です

★計画は、５年以内に認可保育園等へ移行できるように考えましょう。

活用できる支援策

○ 認可化移行調査費等支援事業

① 認可化移行可能性調査支援事業

・移行のための課題把握に関する調査･診断や、計画書の作成についての支援が受けられます。

② 認可化移行助言指導支援事業

・移行のために必要な保育内容や施設運営等について、助言･指導を受けられます。

【都道府県または市町村の保育担当窓口にご相談ください】

【 STEP ２ 】　課 題 を 解 決 し ま し ょ う ！　～ 人材確保編 ～

認可保育園等への移行準備として「❶ 人材確保」に関する課題を解決します。

❶ 【 STEP １ 】で作成した計画に基づいて、保育士や保育従事者を確保しましょう

〈 認可保育園への移行に当たっての課題の状況 〉

・保育士資格を有している職員や保育従事者の数が足りない 【77.6%】

・調理員を置いていない　【50.1%】　　・嘱託医がいない　【33.2%】

解決策１　無資格の保育従事者による**保育士資格の取得**

活用できる支援策（補助金の申請先：都道府県、指定都市、中核市）

○ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

・保育士取得のために必要な養成施設の受講料の補助（1／2相当）が受けられます。

・研修を受講する保育従事者の代替要員※を雇うための費用（代替雇上費用）に関して、補助が受けられます。

※ 保育士資格の取得を目指す保育従事者が、通信制等の指定保育士養成機関の保育実習へ参加する場合などに伴う代替要員

	基準額
受講料の補助	30万円
代替雇上費用	6,240円／日

【補助率】国3／4　都道府県･指定都市･中核市1／4

解決策２　マッチング支援による**新たな保育士の確保**　**【地方自治体がマッチングを実施】**

活用できる支援策

① 保育士・保育園支援センター設置運営事業

・センターに配置されたコーディネーターによる、「潜在保育士」等の就職あっせん等が受けられます。

【都道府県、指定都市、中核市の保育担当窓口にご相談ください】

② 保育人材就職支援事業（新規：H29予算案）

・市町村による「潜在保育士」の再就職支援や、新卒の人材確保等に関する支援が受けられます。

【市町村の保育担当窓口にご相談ください】

【 STEP 2 】　課題を解決しましょう！　～施設･設備編～

認可保育園等への移行準備として「❷ 施設･設備」に関する課題を解決します。

❷ 【 STEP 1 】で作成した計画に基づいて、施設・設備の改修等により基準を満たしましょう

〈 認可保育園への移行に当たっての課題の状況 〉

- 乳児室、ほふく室、保育室の面積基準を満たさない　【43.3%】
- 調理室がない　【40.6%】
- 児童用便所がない　【20.5%】
- 耐火建築、避難経路等に関する基準に満たない　【11.1%】
- 屋外遊戯場がない、近くに屋外遊戯場の代わりになる公園等がない　【37.1%】

解決策１

保育園の新築や既存施設の改修

解決策２

移転＆施設･設備の改修

活用できる支援策（補助金の申請先：市町村）

○ 保育園等整備交付金

○ 認可化移行改修費等支援事業（保育園等改修費等支援事業）

・保育園の新築や、現在の施設を保育園として改修する場合の費用の一部の補助が受けられます。

	基準額
新築	1億8,140万円（※）
施設の改修	3,200万円

（※）B地域都市部、90人定員の場合（例：神奈川県横浜市

基準額のうち１／４は、設置者負担があります。

【補助率】国１／２ 市町村１／４ 設置主体１／４
（待機児童解消加速化プランに参加する等の場合：国２／３ 市町村１／12 設置主体１／４）

活用できる支援策（補助金の申請先：市町村）

○ 認可化移行移転費等支援事業

・基準を満たすために必要な経費（移転費、仮設設置費）の補助が受けられます。

	基準額
移転費	120万円
仮設設置費	380万円

【補助率】
国１／２
都道府県１／４
市町村１／４

○ 保育園等整備交付金

○ 認可化移行改修費等支援事業

【 STEP ３ 】　基準を満たす運営をしましょう！

認可保育園等への移行に向けて「❶ 認可の基準を満たす運営」をします。

❶ 【 STEP ２ 】により課題を解決しつつ、認可保育園等の基準を満たす運営をしましょう

認可保育園等への移行を目指す期間（＝**課題の解決に取り組む期間：５年間**）は、
運営費に関しても補助が受けられます。

補助期間は上限５年

活用できる支援策（補助金の申請先：市町村）

○ 認可化移行運営費支援事業

・職員配置、施設・設備の基準を満たす見込みがある場合、以下の配置状況に応じて運営費の補助が受けられます。

【基準額】

児童１人当たり月額	０歳児	１・２歳児	３歳児	４歳以上児	モデルケース（年額） ※利用児童数25人の場合
有資格者比率１／３以上の場合	72,000円	39,000円	15,000円	12,000円	**約 ９４７ 万円**
有資格者比率６割以上の場合	89,000円	48,000円	18,000円	15,000円	**約 １,１６６ 万円**
有資格者比率10割 （認可の基準）を満たす場合	107,000円	57,000円	22,000円	18,000円	**約 １,３９４ 万円**

※モデルケースは、平成26年度認可外保育施設の現況取りまとめに基づき、平均利用児童数・年齢別児童数を算出し、試算したものです。

【開設準備費加算】新設または定員増を行う場合の増加した定員分 … 定員１人当たり　7,500円

【補助率】国１／２　都道府県１／４　市町村１／４　または、国１／２　指定都市・中核市１／２

※地方単独保育施設から認可保育園等へ移行する場合に受けられる支援策

○ **運営費の補助** … 認可保育園等へ移行する計画の計画期間を上限に補助（５年以上の場合もあり）

○ **地方単独保育施設加算** …【基準額】保育料補助：児童１人当たり　月額5,000円（H29予算案　月額２万円）

※当該施設の保育料と認可保育園の平均保育料との差額が上限 【補助率】国１０／１０

【 STEP ３ 】　基準を満たす運営をしましょう！

認可保育園等への移行に向けて「❷ 安心、安全な保育の実施」をします。

❷ 安心、安全な保育ができる環境の整備、職員の資質向上に取り組みましょう

取組　その１　事故防止、防犯対策の取組を行うことで、安心、安全な保育を実施します。

活用できる支援策（補助金の申請先：都道府県または市町村）

○ 認可外保育施設における事故防止等推進事業（H28補正）

・認可保育園、認定こども園、小規模保育事業への移行を目指す施設に対し、事故防止や事故後の検証、防犯対策の強化のためのカメラの設置等に必要な経費の補助が受けられます。

【補助率】国３／４　都道府県または市町村１／４

	基準額
設置か所１か所当たり	10万円

取組　その２　事故防止研修の受講、地方自治体の巡回支援指導を受けることで、安心、安全な保育を実施します。【地方自治体が研修や巡回支援指導を実施】

活用できる支援策

○保育園等の事故防止の取組強化事業（新規：H29予算案）

研修事業：死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修を受講できます。

巡回支援指導員によるアドバイス：睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面において、地方自治体の巡回支援指導員によるアドバイスが受けられます。

【都道府県または市町村の保育担当窓口にご相談ください】

いよいよ 認可保育園・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業に移行 !!
移行したら、どんな補助や支援を受けられるの？ 3つのメリット

○ 認可保育園等へ移行すると、認可保育園等の運営に係る費用（人件費・物件費）、
認可保育園等の老朽化に伴う修繕や増築・改築に必要な費用等の補助など、様々な支援を受けることができます。

移行のメリット 1　認可保育園等の**運営に係る費用（人件費・物件費）**を受けることができます。

運営費の例

○ 施設型給付、地域型保育給付

・就学前児童が教育・保育施設や事業者から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援が受けられます。

【給付額の例】

施設・定員の例		給付額の例
認可保育園	**定員　90名**	**年間　約１億359万円**
小規模保育事業（A型）	**定員　19名**	**年間　約　5,055万円**

※上記の運営費は、都市部（東京都特別区）の認可保育園等を例に、施設を利用している就学前児童の年齢別構成割合や、加算の適用について、一定の前提を置いて試算したモデルケースです。

【負担率】国１／２　都道府県１／４　市町村１／４

移行のメリット 2　認可保育園等の**老朽化に伴う修繕や増築・改築に必要な費用の補助**を受けることができます。

施設整備費の例

（例）神奈川県横浜市にある90名定員の認可保育園が、老朽化により全て建て替えを行う場合

○保育事業者は、１億8,140万円の３／４（＝**<u>１億3,605万円</u>**）の補助が受けられます。
※そのうち、4,535万円は保育事業者が負担

○設計料や土地を借りて認可保育園を設置している場合の土地借料などについて、**別途加算**が受けられます。
※設計料加算は**<u>基準額の５％</u>**、土地借料加算は**<u>1,620万円</u>**（540万円は保育事業者が負担）など

移行のメリット 3　その他、下記『保育対策総合支援事業』の様々なメニューによる補助や支援を受けることができます。

『保育対策総合支援事業費補助金』（H29予算案）

事業内容

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

対象事業

Ⅰ　保育士確保対策

① 保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
② 保育士資格取得支援事業
③ 保育士宿舎借り上げ支援事業【拡充】
④ 保育体制強化事業
⑤ 保育士試験による資格取得支援事業
⑥ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
⑦ 保育士試験追加実施支援事業
⑧ 保育補助者雇上強化事業
⑨ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
⑩ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
⑪ 保育園等における業務集約化推進事業【新規】
⑫ 保育人材就職支援事業【新規】

Ⅱ　小規模保育等の改修等

① 保育園等改修費等支援事業
② 保育園設置促進事業
③ 都市部における保育園への賃借料支援事業【新規】

Ⅲ　その他事業

① 民有地マッチング事業【拡充】
② 認可化移行調査費等支援事業
③ 認可化移行移転費等支援事業
④ 広域的保育園等利用事業
⑤ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
⑥ 保育環境改善等事業
⑦ 家庭支援推進保育事業
⑧ サテライト型小規模保育事業【新規】
⑨ 保育利用支援事業（入園予約制）【新規】
⑩ 医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】
⑪ 保育園等の事故防止の取組強化事業【新規】
⑫ 保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】

【参考】　認可外保育施設の現状

① 施設数、入所児童数の状況

（平成27年３月31日現在）

区分	施設数（か所）	入所児童数（人）
ベビーホテル	1,749	32,523
その他の認可外保育施設	6,289	169,007
事業所内保育施設	4,593	73,792
合　計	**12,631**	**275,322**

＜資料出所＞
「平成26年度認可外保育施設の現況取りまとめ」
（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）

② 施設の今後の方向性

（平成24年10月１日現在）

区分	認可外として運営を継続等	認可保育園への移行を希望
ベビーホテル	67.0%	33.0%
その他の認可外保育施設	58.2%	41.8%
事業所内保育施設	86.7%	13.3%

＜資料出所＞
「平成24年地域児童福祉事業等調査」
（厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ）

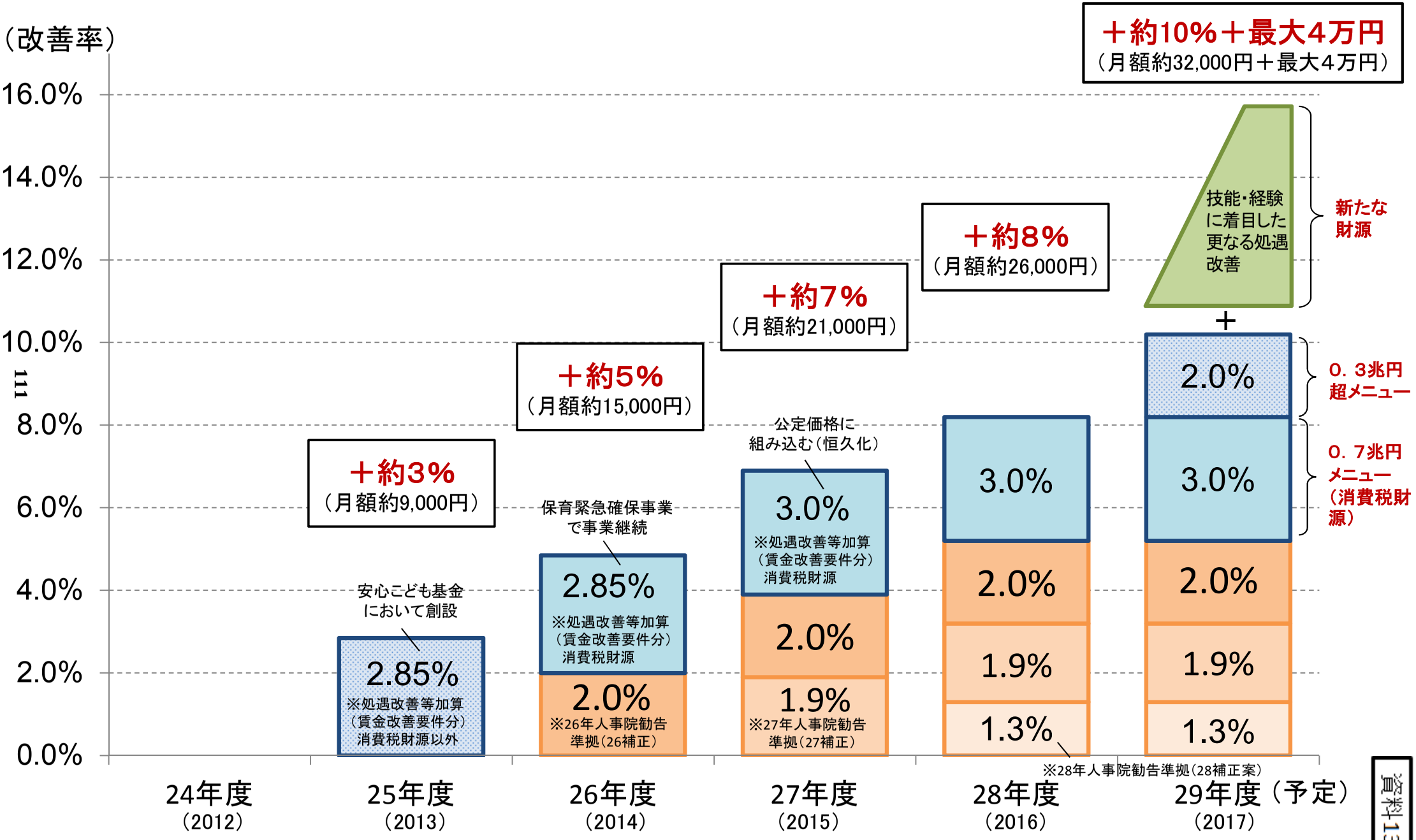
③ 認可保育園等へ移行しない理由や課題

・認可の基準（職員配置、施設・設備等）に満たない
・手続き、経理が煩雑　など

『認可化移行支援強化事業』をぜひ、ご活用ください。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育士等の処遇改善の推移（平成24年度との比較）



※　処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
※　各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

資料13

保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

所要額 約1,100億円(公費)
※幼稚園、認定こども園等のほか、児童養護施設等や放課後児童クラブの職員への処遇改善を含む。

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、キャリアアップができる仕組みを構築

新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

①乳児保育　②幼児教育
③障害児保育　④食育・アレルギー
⑤保健衛生・安全対策
⑥保護者支援・子育て支援
⑦保育実践　⑧マネジメント

※ 研修の実施主体：都道府県等
※ 研修修了の効力：全国で有効
※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効

園長
＜平均勤続年数24年＞

主任保育士
＜平均勤続年数21年＞

新 副主任保育士 ※ライン職

月額4万円の処遇改善
（園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1／3）

【要件】
ア 経験年数概ね7年以上
イ 職務分野別リーダーを経験
ウ マネジメント＋3つ以上の分野の研修を修了
エ 副主任保育士としての発令

新 専門リーダー ※スタッフ職

【要件】
ア 経験年数概ね7年以上
イ 職務分野別リーダーを経験
ウ 4つ以上の分野の研修を修了
エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善

【要件】
ア 経験年数概ね3年以上
イ 担当する職務分野（左記①～⑥）の研修を修了
ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 ＜平均勤続年数8年＞

※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1／3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%（月額6千円程度）の処遇改善を実施

執行面の留意事項

○　経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。

○　研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。（※）

○　月額4万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。

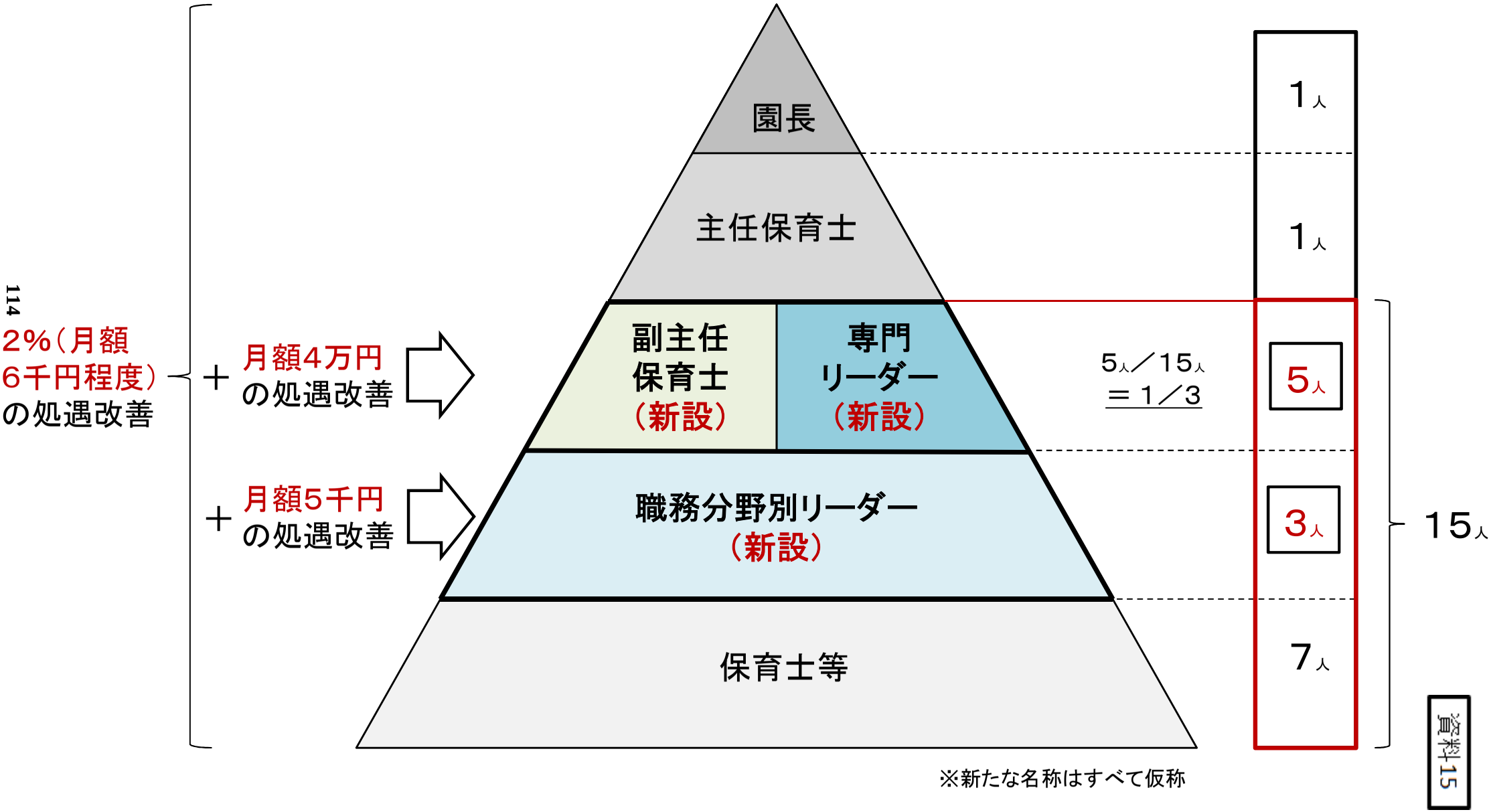
○　技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。

（※）平成29年度予算案における対応

・保育士等の研修機会の確保のため、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用を拡充（保育士等1人当たり年間2日→年間3日）。
・リーダー的な役割を求められる職員等が受ける、都道府県による研修の実施に必要な費用を支援。

保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層（イメージ　）

＜定員90人（職員17※人）のモデル（公定価格前提）の場合＞
※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



資料15

保育士等の処遇改善

平成28年度の公務員給与改定に対応した公定価格上の人件費改定（28年度補正（案）29年度当初（案））

	格付け	本俸基準額※1			人件費（年額）※2		
		平成28年度 当　初	平成28年度 改定後（案）	平成29年度 当初（案）	平成28年度 当　初	平成28年度 改定後（案）	平成29年度 当初（案）
保　育　士	（ 福 ）1-29	199, 920円	201, 450円 （＋1, 530円）		約374万円	約379万円 （＋1. 3%）	約380万円

※１　本俸基準額には、俸給額のほか、特別給与改善費を加味
※２　賞与や地域手当等を含む人件費の年額（処遇改善等加算は含まない）、地域手当については全国平均値を用いて算定

「質の向上」による公定価格上の処遇改善

平成２７・２８年度　・３％の処遇改善【０．７兆円の「質の向上」項目】

平成２９年度（案）　・２％の処遇改善（３％→５％）【０．３兆円超の「質の向上」項目】
・技能・経験を積んだ職員について以下の追加的な処遇改善を実施
①経験年数概ね７年以上の中堅職員（副主任保育士（仮称）・専門リーダー（仮称））　月額４万円
②経験年数概ね３年以上の職員（職務分野別リーダー（仮称））　月額５千円

資料16

保育士確保集中取組キャンペーン

○　厚生労働省では、待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿拡大を進めており、保育の担い手となる保育士の確保が必要不可欠。

○　平成28年11月の有効求人倍率は2．34倍（全国で最も高い東京都では5．68倍）といった状況であり、保育士の確保が喫緊の課題となっている。

４月に向けた保育士確保を進めるため、**「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施し**、国や自治体を挙げて保育士の就業促進を集中的に行い、保育士確保を強力に推進する。

掘り起こしの強化

○リーフレットを活用した保育士への呼びかけ
○新規で保育士資格の登録をされた方への働きかけ
○指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生や卒業予定者への呼びかけ強化
○資格登録されている保育士に対する都道府県の保育士登録簿を活用した働きかけ
○短時間正社員制度の導入など、保育園の勤務環境改善に向けた働きかけ
○保育園OG・OBへの働きかけ
○厚生労働省twitterなどＳＮＳを活用した情報発信
○保育団体と連携した保育士確保に向けたＰＲ活動の実施





ハローワークへの求職申込や保育士・保育園支援センターへの登録

就職あっせんの強化

○就職相談会と職場体験・再就職支援セミナー等の同時開催
○４月までの保育士確保が特に必要となっている保育園に対し、保育士・保育園支援センターが個別に就職希望の保育士を紹介
○ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援
・年度内に充足が必要な求人提出保育園への事業所訪問等による個別フォローアップの集中的実施
・就職面接会等の集中開催
・保育士資格を有する求職者に対する保育求人情報の集中的提供

４月に向けた保育士の確保

資料17

保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめの概要

（平成28年12月21日）
社会保障審議会児童部会保育専門委員会

背景（保育をめぐる近年の状況）

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- 「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行 （平成27年4月）
- 0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加 （1・2歳児保育所等利用率 27.6%（H20）→38.1%（H27））
- 子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加 （42,664件（H20）→ 103,286件（H27））等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。（特に乳児保育については、「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、記載内容を整理・充実。）

(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までに育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

(5) 職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

1. の「改定の方向性」を踏まえ、以下のように章構成を見直し。

具体的な章構成（案）

第1章 総則
①保育所保育に関する基本原則 ②養護に関する基本的事項 ③保育の計画及び評価 ④幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容
①乳児保育に関わるねらい及び内容 ②1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 ③3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 ④保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全
①子どもの健康支援 ②食育の推進
③環境及び衛生管理並びに安全管理 ④災害への備え

第4章 子育て支援
①保育所における子育て支援に関する基本的事項 ②保育所を利用している保護者に対する子育て支援 ③地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上
①職員の資質向上に関する基本的事項 ②施設長の責務 ③職員の研修等 ④研修の実施体制等

3. 幼保連携型認定こども園の保育に関する事項

(1) 保育の内容　保育指針との整合性を確保、指針改定の方向性を踏襲。
(2) 多様な在園児への配慮　一人一人の生活の流れを考えて創意工夫。
(3) 2歳児から3歳児への移行の配慮　3歳までの育ちを理解・受容し、家庭との連携の下で、発達の連続性に配慮。

4. その他の課題

(1) 小規模保育、家庭的保育等への対応　指針が準用されることを想定し、記載を工夫。
(2) 周知に向けた取組　指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作
(3) 保育の質の向上に向けて　改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながることが重要。

資料18

「放課後子ども総合プラン」の全体像

（平成２６年７月３１日策定・公表）

趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

○平成31年度末までに

■放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
（約90万人⇒約120万人）
・新規開設分の約80%を小学校内で実施

■全小学校区（約２万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち１万か所以上を一体型で実施
（約600か所⇒１万か所以上）を目指す
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
※放課後子供教室の充実（約1万カ所⇒約2万カ所）

市町村及び都道府県の取組

○国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載

○市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
などを記載し、計画的に整備
※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

学校施設を徹底活用した実施促進

○学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化
・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討
・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

○放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

- 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

○放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



市町村及び都道府県の体制等

○市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
○「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

「放課後子ども総合プラン」の推進 （平成２６年７月３１日策定・公表）

趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

取組の現状

	放課後子供教室　（文部科学省）	放課後児童クラブ　（厚生労働省）
趣　旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
H29予算(案)	64.3億円の内数（28予算額：62.9億円の内数）	725.3億円（28予算額：574.8億円）
実施か所数（クラブ児童数）	１６，０２７か所（平成２８年１０月）	２３，６１９か所（1,093,085人）（平成２８年５月）
実施場所	小学校　７５．５%、その他（公民館、中学校など） ２４．５%（平成２８年１０月）	小学校　５３．７%、その他（児童館、公的施設など） ４６．３%（平成２８年５月）





今後の方向性

【４つの推進方策】

○市町村行動計画等に基づく計画的な整備

○学校施設の徹底活用

○共通プログラムの充実

○総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

国全体の目標（平成３１年度末まで）

■全小学校区（約２万か所）で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち１万か所以上を一体型で実施

■放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
（約94万人⇒約122万人）

■新規開設分の約80%を小学校内で実施

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

○共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施

○活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施

一体型のイメージ

【学校の敷地内等にて実施】



学校の教職員



児童の放課後の様子や学校での様子などについて、日常的・定期的に情報共有

放課後児童クラブ（生活の場）

＊共働き世帯等の児童を対象

授業終了後

放課後児童支援員



健康管理

余暇指導

生活支援

○宿題、遊び、休息など、児童の体調、日課等に合わせて自主的に過ごす
○基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助け
○おやつの提供





19:00まで

放課後子供教室（学習・体験活動の場）

＊希望する全ての児童を対象

コーディネーター
地域のボランティア等



学習支援など多様なプログラムの実施



希望する放課後児童クラブの児童も参加

【放課後児童クラブの児童も含めた
全ての児童を対象とする共通プログラムの実施】

・学習支援（宿題の指導、予習・復習、補充学習等）
・多様な体験プログラム（実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室等）
・スポーツ活動（野球、サッカー、一輪車）など

17:00まで



プログラムを実施する際は体育館や特別教室などの学校施設も活用

連　携

家　庭



・連絡帳のやりとり
・お迎え時の日常的な会話
・養育に関する相談支援　など

一体型の計画的な整備を推進するための具体的な方策

放課後子どもプランの推進（平成１９年度から実施）

○放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進
【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等
【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が不十分、学校施設の活用が不十分　など

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で行うメリット

１．学校の余裕教室等を活用することにより、児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、学校と連携した取組を推進
２．放課後児童クラブの児童も含めた全ての児童を対象として充実した学習・体験プログラムを提供

一体型を推進するための具体的な方策

１．学校の余裕教室等の徹底活用（小学校内で実施する放課後児童クラブ【現在約53%】）

◆放課後に使用していない教室の一時的利用（ex:家庭科室や理科室、ランチルーム）を含めた利用促進及び地方公共団体での学校施設の活用に関する好事例を紹介
◆実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化

２．学校区毎の協議会を新たに設置

◆活動プログラムの企画段階から、両事業の関係者や学校関係者などが参画する場として新たに学校区毎の協議会を設置し、活動プログラムの内容や学校施設の活用等について具体的に検討

３．総合教育会議の活用（教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として設置）

◆平成26年６月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、新たに設置された「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

文部科学省では「新教育委員会制度への移行に関する調査」を実施。平成27年12月1日現在、総合教育会議において「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」について協議を行った自治体は、8都道府県・指定都市、130市町村。

４．市町村における新たな数値目標の設定

◆平成26年４月に改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針において、市町村行動計画に一体型の課後児童クラブと放課後子供教室の目標事業量等を新たに記載

５．魅力的な学習・体験プログラムの一層の充実

◆大学生・企業ＯＢ、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画により、放課後児童クラブの児童も対象に、多様なかつ魅力的な学習・体験プログラムを提供

地域学校協働活動推進事業

（前年度予算額 6,295百万円）
２９年度予定額 6,435百万円

【補助率】
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちの成長を支えるには、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりで教育を行うことが必要。
平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）や平成28年1月の「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターの配置や機能強化により、基盤となる「**地域学校協働本部**」の整備を推進するとともに、学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による土曜教育の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

大学生等もボランティア等として参画

【子供たちの成長】



統括コーディネーター（市町村レベル）
・未実施地域における取組実施を推進
・地域コーディネーターの資質や活動の質の向上

地域住民等の参画の促進

青少年（122）
大人
保護者・PTA
企業
NPO
機関・団体
高齢者

地域コーディネーター（学校区レベル）
・地域住民等や学校との連絡・調整
・地域学校協働活動の企画・推進等

17,500人



地域学校協働本部

従来の学校支援地域本部等を基盤とし、幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、地域学校協働活動を推進

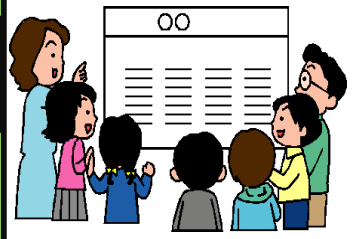


地域コーディネーター及び**統括コーディネーター**の**配置拡充**、**人材の育成・確保**（研修の充実、質の向上、ネットワーク化）を**強化**

地域学校協働活動

地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動

・学びによるまちづくり
・地域人材育成
・郷土学習
・地域行事への参加
・ボランティア・体験活動
・学校周辺環境整備　等



4,000箇所

外部人材を活用した土曜日の教育支援活動

民間企業等の多様な経験や技能を持つ外部人材の活用により、土曜日等の特色・魅力のある教育プログラムを充実



12,000箇所

地域未来塾

地域住民の協力やICTの活用により、学習が遅れがちな中高生等の無料の学習支援を拡充。



ICTを積極的に活用した学習支援を一層促進

3,700箇所

放課後子供教室

地域住民等による小学校での放課後の学習支援、体験機会の提供及び居場所づくりを拡充。



放課後児童クラブとの一体型を中心とする放課後子ども総合プランの推進

17,750箇所

大学等段階
高校段階
中学校段階
小学校段階
就学前段階

放課後子供教室 ～放課後子ども総合プランの推進～

（前年度予算額：6,295百万円の内数）
29年度予定額：6,435百万円の内数
地域学校協働活動推進事業の一部で実施

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進

放課後子供教室
（文部科学省）

『放課後子ども総合プラン』として、実施（H26.7月策定）

放課後児童クラブ
（厚生労働省）

地域コーディネーター

双方で情報共有
〈学校区毎の協議会などで一体型・連携型の取組を促進〉

放課後児童クラブ支援員

連携・協力

教育活動推進員
教育活動サポーター
（学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理）

特別支援サポーター
（特に配慮が必要な子供たちへの支援）

参画

大学生、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な地域人材

特別支援学級の介助員、ホームヘルパー有資格者、障害者施設実務経験者など

多様で質の高いプログラムの提供

放課後児童クラブに参加している子供が
放課後子供教室の共通プログラムに参加

【共通プログラムの例】
○室内での活動
・学習支援（予習・復習、補充学習・ICTを活用した学習活動など）
・多様な体験プログラム（実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室など）
○校庭・体育館での活動
スポーツ活動（野球、サッカー、バドミントン、卓球、一輪車など）



①全ての児童を対象とした学習プログラムの強化・充実
②放課後児童クラブと一体型又は連携型の放課後子供教室を計画的に整備（特に一体型の取組を加速化）
※ 一体型推進のインセンティブとして、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の設備整備やICTを活用した学習支援のための備品整備について、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）に記載

平成31年度末までの目標を前倒して実現！

【H28年度】	【H29年度】	【H30年度】
15,500か所	17,750か所	20,000か所
半数は放課後児童クラブと一体型	半数は放課後児童クラブと一体型	半数は放課後児童クラブと一体型

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）
共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備（2014年度以降追加的に30万人分を整備）
全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
（平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉：平成10年4月施行）
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年4月施行）

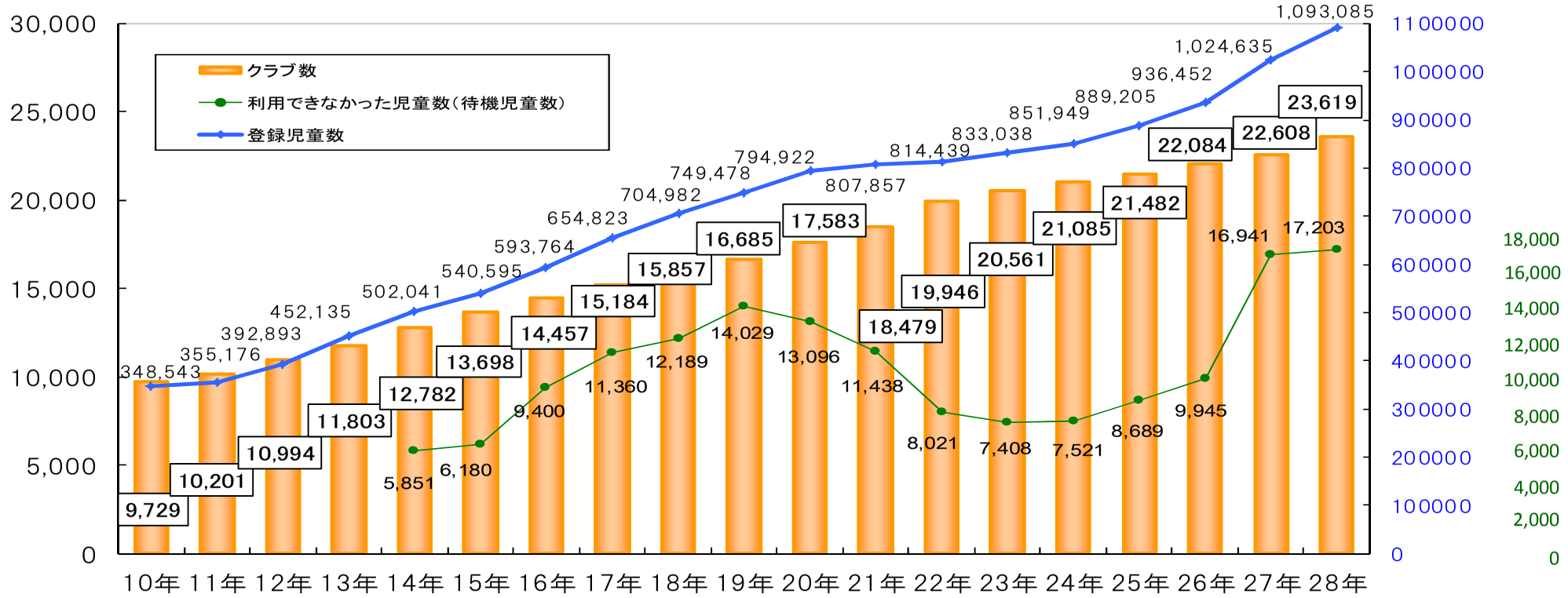
【現状】（平成28年5月現在）

- ○クラブ数　23，619か所
  （参考：全国の小学校19,655校）
- ○支援の単位数　28，198単位（平成27年より調査）
- ○登録児童数　1，093，085人
- ○利用できなかった児童数（待機児童数）17，203人

【今後の展開】

- ○「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、
  - ・「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までの約122万人分の受け皿確保を、平成30年度末に前倒して実施することを目指す。
  - ・放課後児童支援員の処遇改善等を進める。

［クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移］



※各年5月1日現在（総務課少子化総合対策室調）

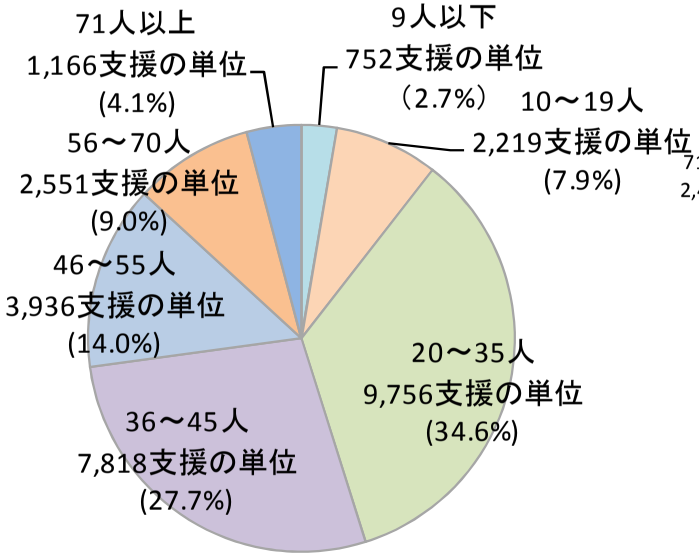
資料20

放課後児童クラブの現状①

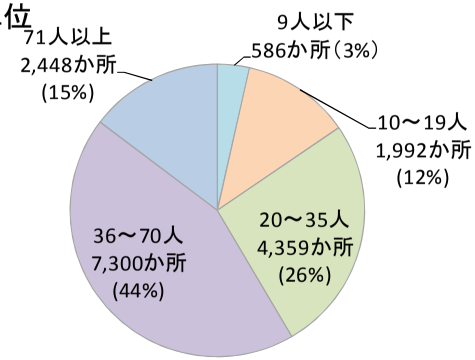
※平成28年5月1日現在（総務課少子化総合対策室調）

○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別でみると、４５人までの支援の単位が全体の約７３％を占めている。



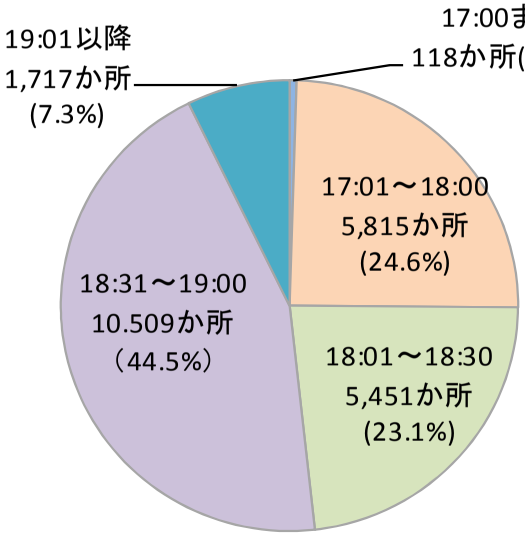
（参考）19年



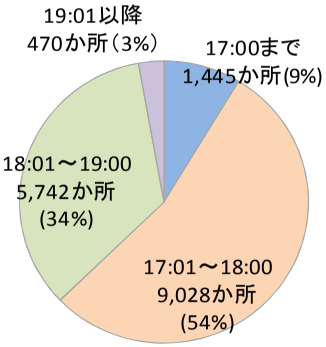
※19年調査では、36人～70人の内訳は把握していない。
※19年調査は、クラブ単位の数

○終了時刻の状況（平日）

１８時半を超えて開所しているクラブが全体の約52％を占めており、増加傾向にある。

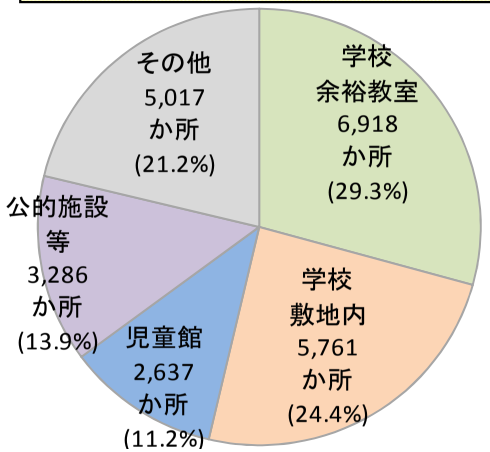


（参考）19年

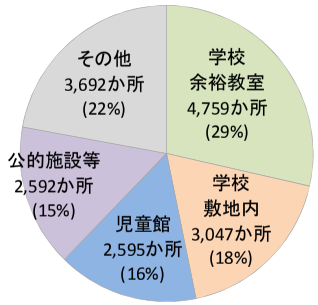


○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約２９％、学校敷地内の専用施設が約２４％と小学校内での合計が約５４％、児童館が約１１％であり、これらで全体の約６５％を占めている。

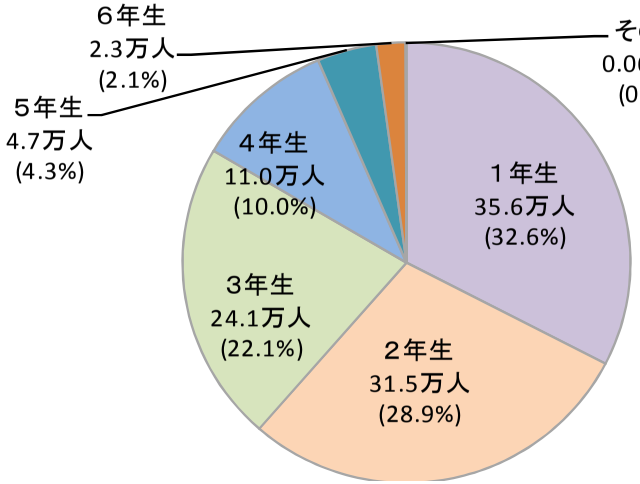


（参考）19年

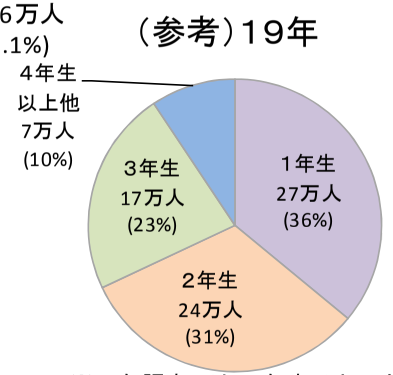


○学年別登録児童数の状況

小学校１年生から3年生までで全体の約84%を占めている。また、小学校4年生の占める割合が約9%から約10%と増加傾向にある。



（参考）19年



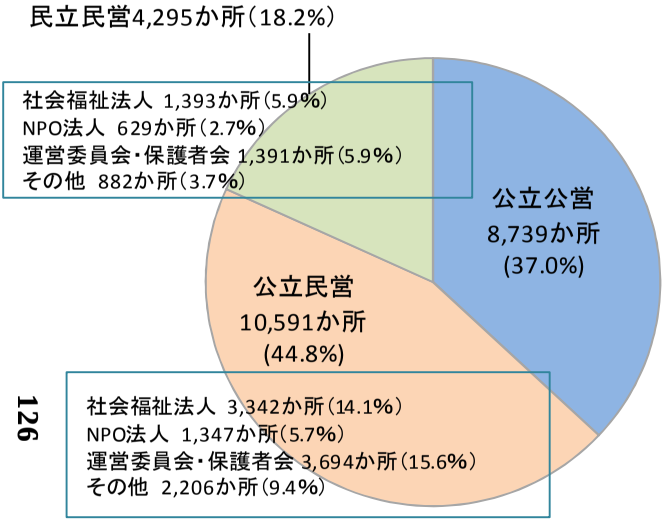
※19年調査では、4年生以上の内訳は把握していない。

放課後児童クラブの現状②

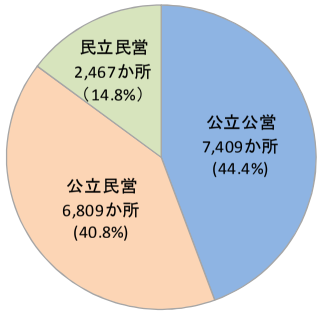
※平成28年5月1日現在（総務課少子化総合対策室調）

○設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約３７％、公立民営のクラブが約４５％、民立民営が約１８％を占めている。



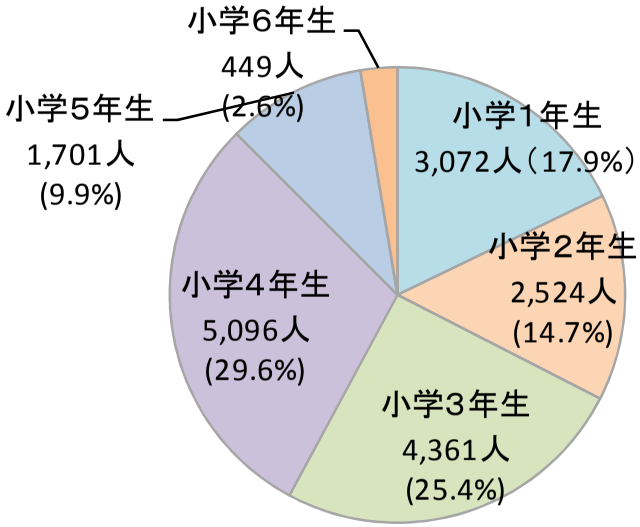
（参考）19年



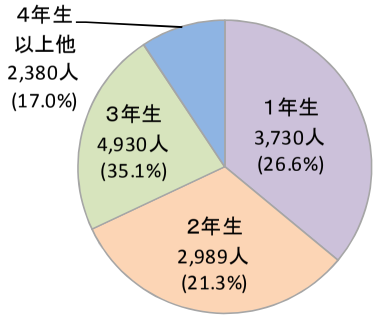
※19年調査では、民営の内訳は把握していない。

○待機児童数の学年別の状況

待機児童数の学年別の状況でみると、小学４年生以上の占める割合が約３７%から約４２%へと増加している。



（参考）19年

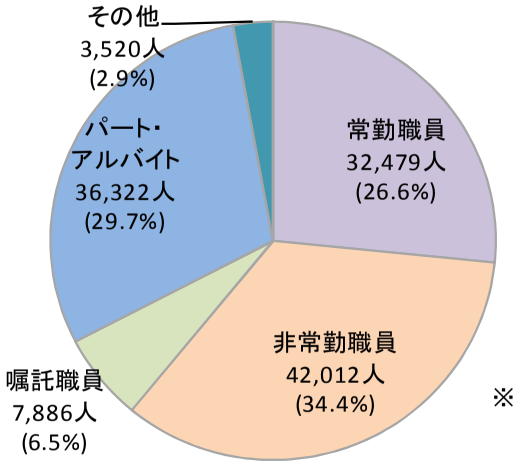


※19年調査では、4年生以上の内訳は把握していない。

○放課後児童支援員等の状況

①雇用形態別の人数

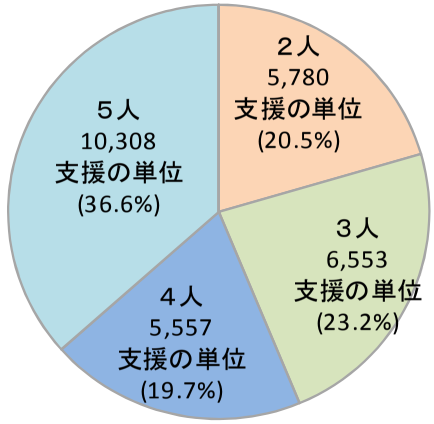
常勤職員が全体の約２７%を占める。



※19年調査では、把握していない。

②支援の単位あたりの人数

５人以上配置しているところが全体の約３７%を占める。

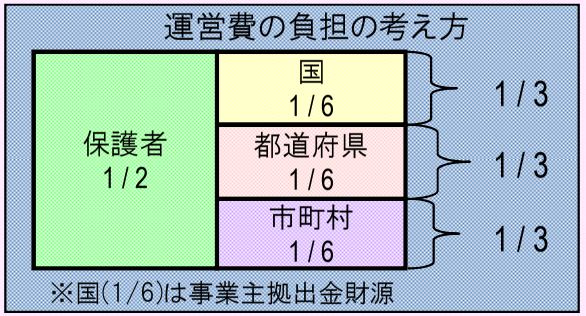


※19年調査では、把握していない。

放課後児童クラブ関係・平成29年度予算（案）のポイント

○ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末までに前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続するとともに、運営費補助基準額を増額するほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

○ 放課後児童クラブ関係予算　725．3億円（28年度　574．8億円）
受入児童数の拡大1,138,801人(28年度)→1,177,959人(29年度)[約3.9万人増]



平成29年度予算（案）の主な内容

1　施設整備費の国庫補助率嵩上げ【平成28年度からの継続】

○公立の場合：（嵩上げ前）国1／3、都道府県1／3、市町村1／3
→（嵩上げ後）国2／3、都道府県1／6、市町村　1／6

※補助率嵩上げとともに、社会福祉法人等としていた整備費補助の対象事業者を、株式会社、NPO法人等の法人格を持つ団体へと拡大

2　運営費補助基準額の増額【拡充】

○児童数40名の場合
H28年度　年額374.4万円　→　H29年度　年額430.6万円（＋56.2万円）

3　放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善【新規】

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善（1人あたり年額12.4万円～37.2万円）を図る。

※現在、18:30を超えて開所するクラブに対し処遇改善のための補助を実施しているが、これに加え、新たな処遇改善のための補助の仕組みを導入。

4　長期休暇期間中の受入れ支援【新規】

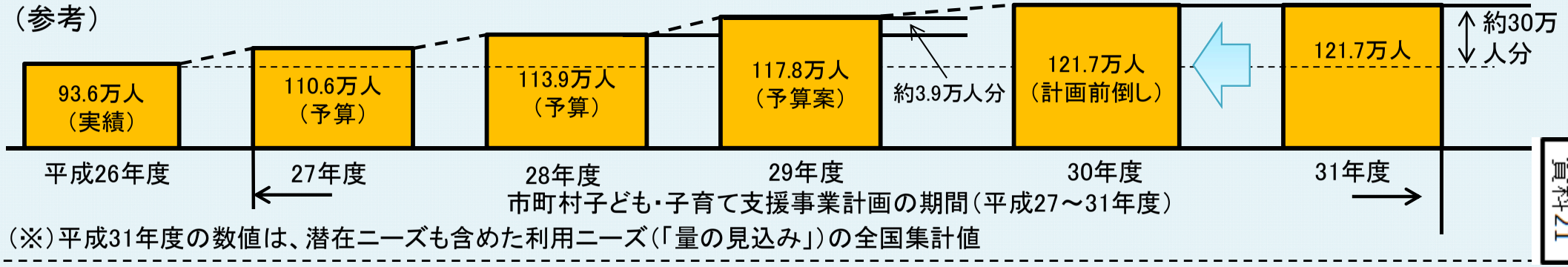
夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助を行う。

5　賃貸借等により実施する放課後児童クラブの防災対策【拡充】

民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの安全性を確保するための既存施設の改修・備品購入や、より安全な建物へ移転する場合に必要な費用の補助を行う。

6　障害児受入強化推進事業の充実【拡充】

障害児5人以上の受入れ要件を、3人以上の場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な職員配置等に要する経費の補助を行う。



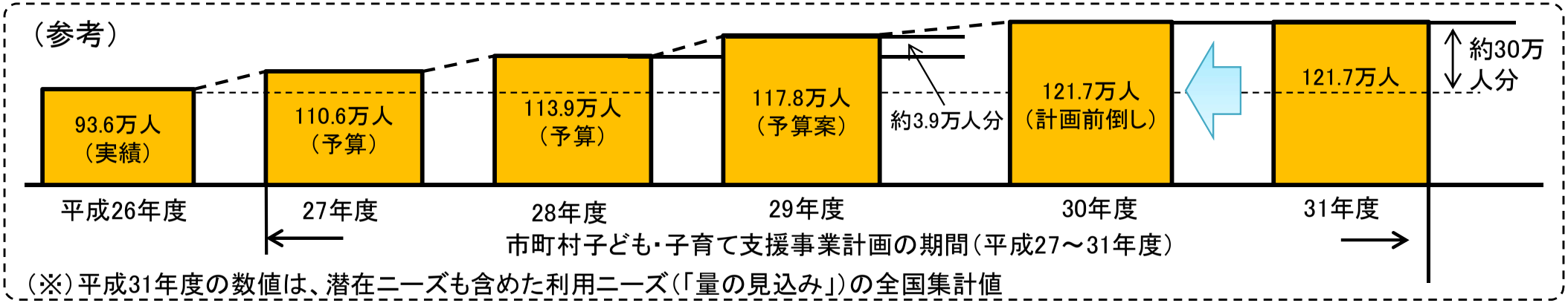
資料21

放課後児童クラブ関係・平成29年度予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室

○ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年６月２日閣議決定）を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続するとともに、運営費補助基準額の増額を行うほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

○ 放課後児童クラブ関係予算　７２５．３億円（５７４．８億円）



１．運営費等　５８７．８億円（４４６．０億円）

子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）：
１，０７６億円の内数（９８２億円の内数）

（１）量的拡充（「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実）

① 放課後児童健全育成事業（運営費）

ア 運営費補助基準額の増額【拡充】

（ア）事業内容

放課後児童クラブの運営実態を踏まえ、クラブ職員の人件費を見直し、運営費補助基準額の増額を行う。

（イ）補助基準額（案）：４，３０６千円（３，７４４千円）※児童数36～45人の場合

イ　長期休暇期間中の受入れ支援【新規】

（ア）事業内容

夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助を行う。

（イ）補助基準額（案）：17千円[1支援の単位あたり日額]

②　放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ設置促進事業（既存施設の改修等）及び放課後児童クラブ環境改善事業（備品購入等））

ア　放課後児童クラブの防災対策【拡充】

（ア）事業内容

既存施設を活用して実施している放課後児童クラブの防災対策として、改修・設備の整備・修繕及び備品の購入を行う場合について、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業の補助対象とする。

（イ）補助基準額（案）：

（ⅰ）放課後児童クラブ設置促進事業12，000千円（12，000千円）

（ⅱ）放課後児童クラブ環境改善事業　1，000千円（　1，000千円）

イ　一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の促進

（ア）事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業による補助に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

（イ）補助基準（加算）額（案）：1，000千円（1，000千円）

ウ　幼稚園・認定こども園等の活用の促進

（ア）事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費（設備の整備・修繕及び備品の購入）の補助を行う。

（イ）補助基準額（案）：5，000千円（5，000千円）

③ 放課後児童クラブ障害児受入推進事業

（ア）事業内容

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

（イ）補助基準額（案）：1，796千円（1，748千円）

④ 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助

（ア）事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

（イ）補助基準額（案）：2，996千円（3，052千円）

イ 移転関連費用補助【拡充】

（ア）事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して受入児童数を増やす場合に加え、民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの防災対策として、より耐震性の高い建物に移転する場合についても対象とし、その移転に係る経費の補助を行う。

（イ）補助基準額（案）：2，500千円（2，500千円）

ウ 土地借料補助

（ア）事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

（イ）補助基準額（案）：6，100千円（6，100千円）

（ウ）補助対象：施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人等以外の民間団体等

⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業

（ア）事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

（イ）補助基準額（案）：466千円（454千円）

（2）質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

（ア）事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

（ⅰ）家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員（※1）を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。 ※1 職員は当該全ての業務の主担当でなくともよい。

（ⅱ）または、（ⅰ）に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員（※2）を配置し、うち1名以上を常勤職員（※3）とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。 ※2、3 職員及び常勤職員は（ⅰ）の業務や地域との連携協力等全ての業務の主担当でなくともよい。

（イ）補助基準額（案）：（ⅰ）1，541千円（1，581千円） （ⅱ）2，904千円（2，932千円）

② 障害児受入強化推進事業【拡充】

（ア）事業内容

障害児受入推進事業による職員１名の加配に加え、障害児５人以上の受入れを行う場合に、追加で職員１名を加配するための経費の補助を行っているが、当該要件を障害児３人以上の受入を行う場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員（看護師等）の配置等に要する経費の補助を行う。

（イ）補助基準額（案）：1，796千円（1，748千円）

※医療的ケア児がいる場合の支援 3，847千円［1支援の単位当たり年額］

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

（ア）事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

（イ）補助基準額（案）：559千円（544千円）

（3）その他（放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善）

○ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（仮称）【新規】（※次頁参照）

（ア）事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

（ⅰ）放課後児童支援員を対象に年額12万4千円（月額約1万円）

（ⅱ）経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象にⅰと合わせて年額24万8千円（月額約2万円））

（ⅲ）経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象にⅱと合わせて年額37万2千円（月額約3万円））

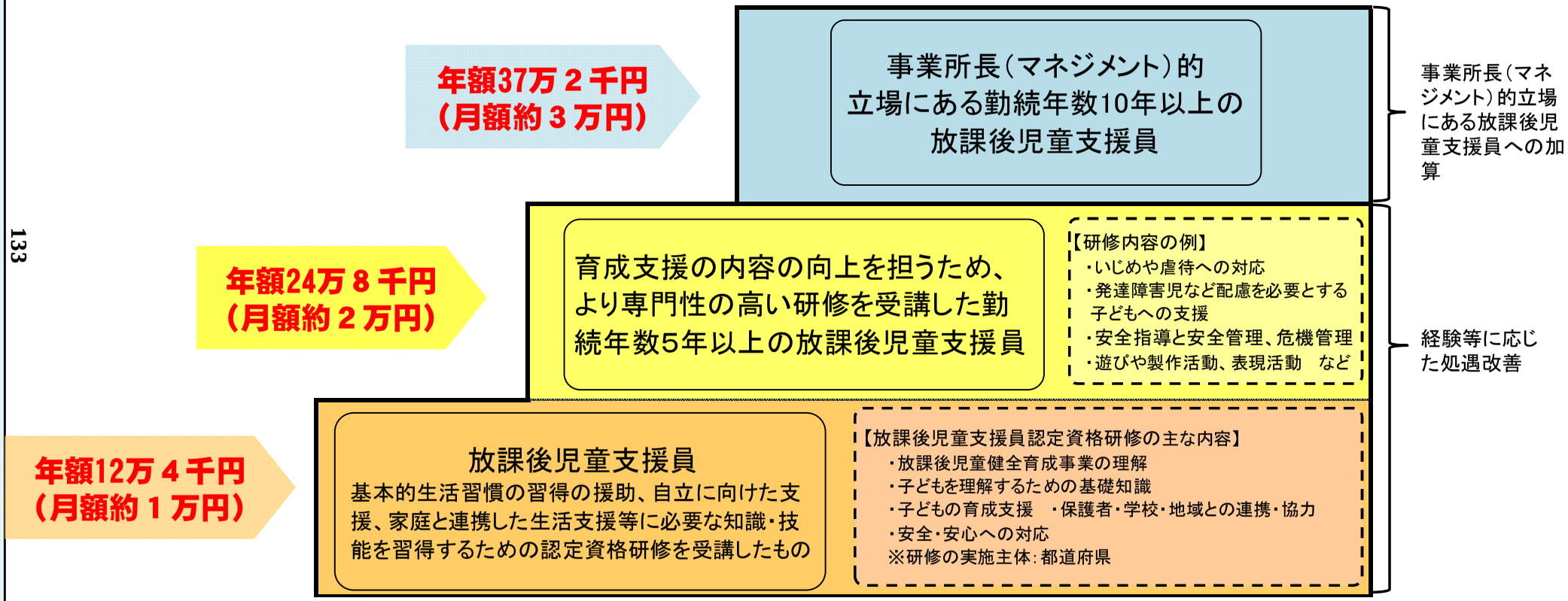
（イ）補助基準額（案）：（ⅰ）124千円[1人当たり年額]

（ⅱ）248千円[1人当たり年額]

（ⅲ）372千円[1人当たり年額]

放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善のイメージ

放課後児童支援員の勤続年数（通算勤続年数により算出）に併せて、支援員としてのレベル確保・向上のための研修実績に応じた人件費の加算を行う。



現行、放課後児童クラブに対する補助は、「質の向上」の一環として、18:30を超えて開所している放課後児童クラブに対して処遇改善の上乗せ補助がされている。今回、これに加えて、新たに上記の経験等に応じた処遇改善の補助を行う仕組みを導入する。

2. 施設整備費　137．5億円（128．8億円）

子ども・子育て支援整備交付金（内閣府所管）：
163億円の内数（154億円の内数）

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体：市町村

②補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等

③補助基準額（案）：

ア　放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合　51，426千円（49，928千円）

［（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。］

イ　上記以外の場合：25，713千円（24，964千円）

ウ　土地借料加算　：　6，100千円（6，100千円）

④補助率：

【公立の場合】国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3
【民立の場合】国：2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3

注：放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施（平成28年度～）

【公立の場合】国：2／3、都道府県1／6、市町村1／6
【民立の場合】国：1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

3. その他（放課後児童支援員等研修関係）

（1）職員の資質向上・人材確保等研修事業

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金（職員の資質向上・人材確保等研修）13．1億円の内数（15．8億円の内数）

①放課後児童支援員認定資格研修事業

（ア） 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修（認定資格研修）を実施するために必要となる経費の補助を行う。

（イ） 実施主体：都道府県（一部委託可）

（ウ） 補助基準額（案）：厚生労働大臣が認める額（1回当たり985千円（985千円）を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助）

（エ） 補助率：国1／2、都道府県1／2

（オ） その他：放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

②放課後児童支援員等資質向上研修事業

（ア） 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

（イ） 実施主体：都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）（委託可）

（ウ） 補助基準額（案）：厚生労働大臣が認める額（1か所当たり1，994千円（1，994千円）を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助）

（エ） 補助率：国1／2、都道府県・市町村1／2

（オ） その他：放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

（2）指導者養成等研修事業
○都道府県認定資格研修講師養成研修

子ども・子育て支援対策推進事業委託費（指導者養成研修）１．３億円の内数（１．３億円の内数）

（ア） 事業内容

都道府県知事が行う研修（認定資格研修）の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

（イ） 実施主体：国（民間団体に委託して実施）

4．その他　０．６億円（平成28年度補正予算）

児童健全育成対策費補助金

○放課後児童クラブ入退室管理モデル事業

（ア） 事業内容

放課後児童クラブにおいて、子ども一人ひとりにICカードを持たせて、放課後児童クラブの出入口にカードリーダーを設置し、出退管理、保護者へのメール送信等を行うとともに、子どもに関する日々の記録作成等にIT機器を活用するモデル事業（全国で30か所）を実施する。

（イ） 実施主体：市町村（委託等可）

（ウ） 補助基準額：２，０００千円

（エ） 補助率：国10／10（定額10／10相当）

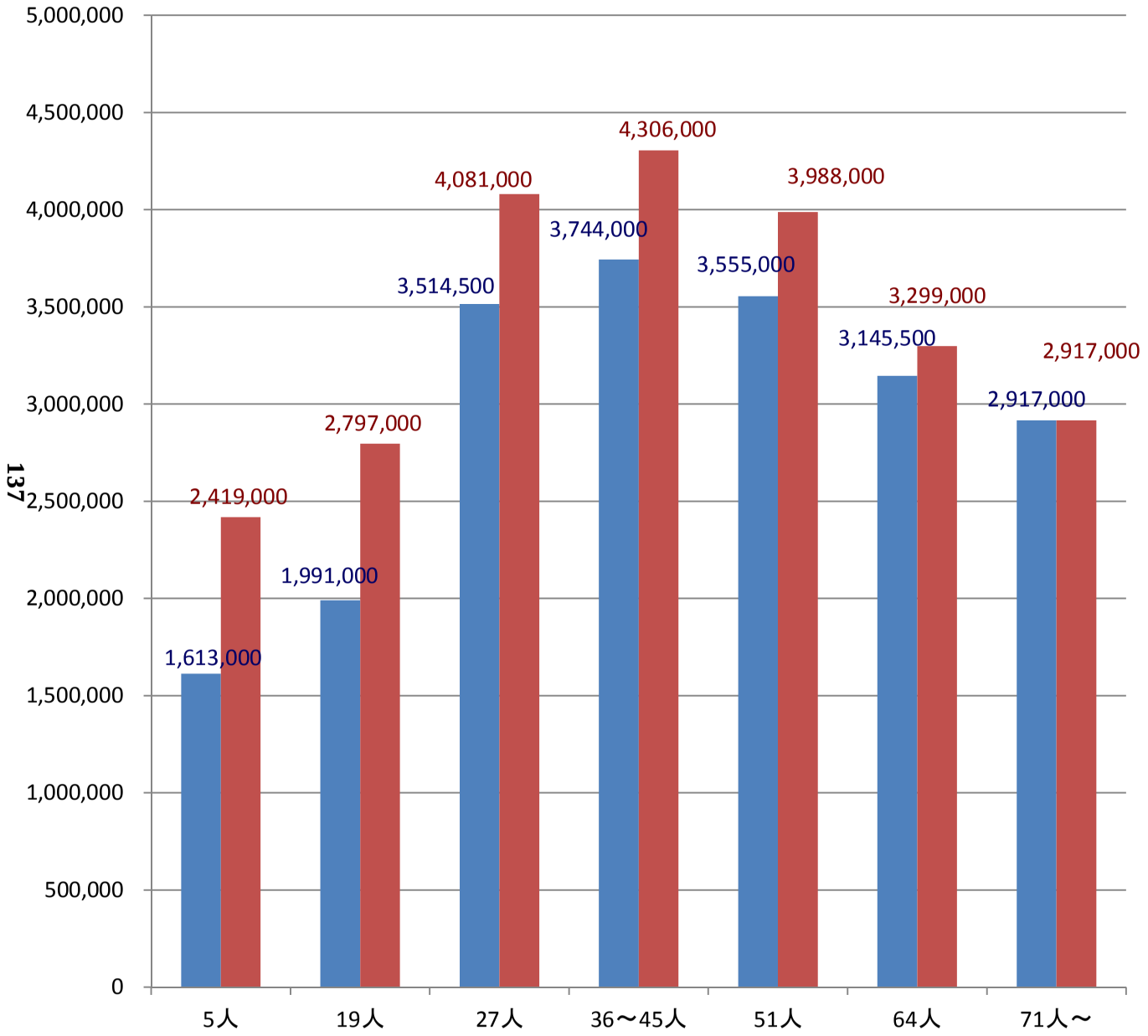


（参考１）

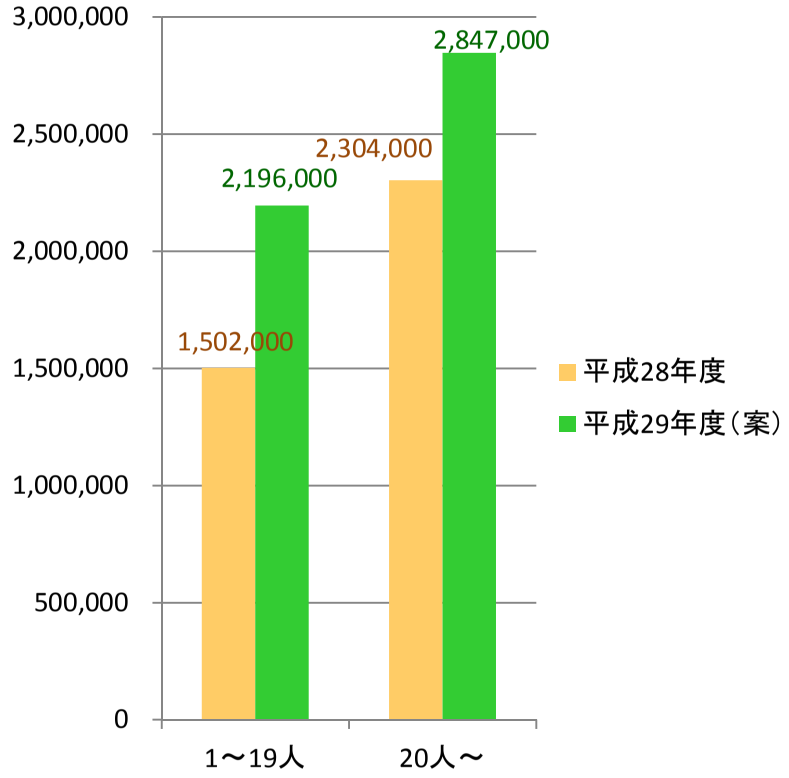
平成28年度と平成29年度（案）の国庫補助基準額の比較

主な補助単価（単位：円）

児童数	開設日数250日以上	特例分（200～249日）
1人	2,311,000	2,196,000
5人	2,419,000	
19人	2,797,000	
20人	3,906,000	2,847,000
27人	4,081,000	
36～45人	4,306,000	
51人	3,988,000	
64人	3,299,000	
71人～	2,917,000	



（特例分（200～249日開所））

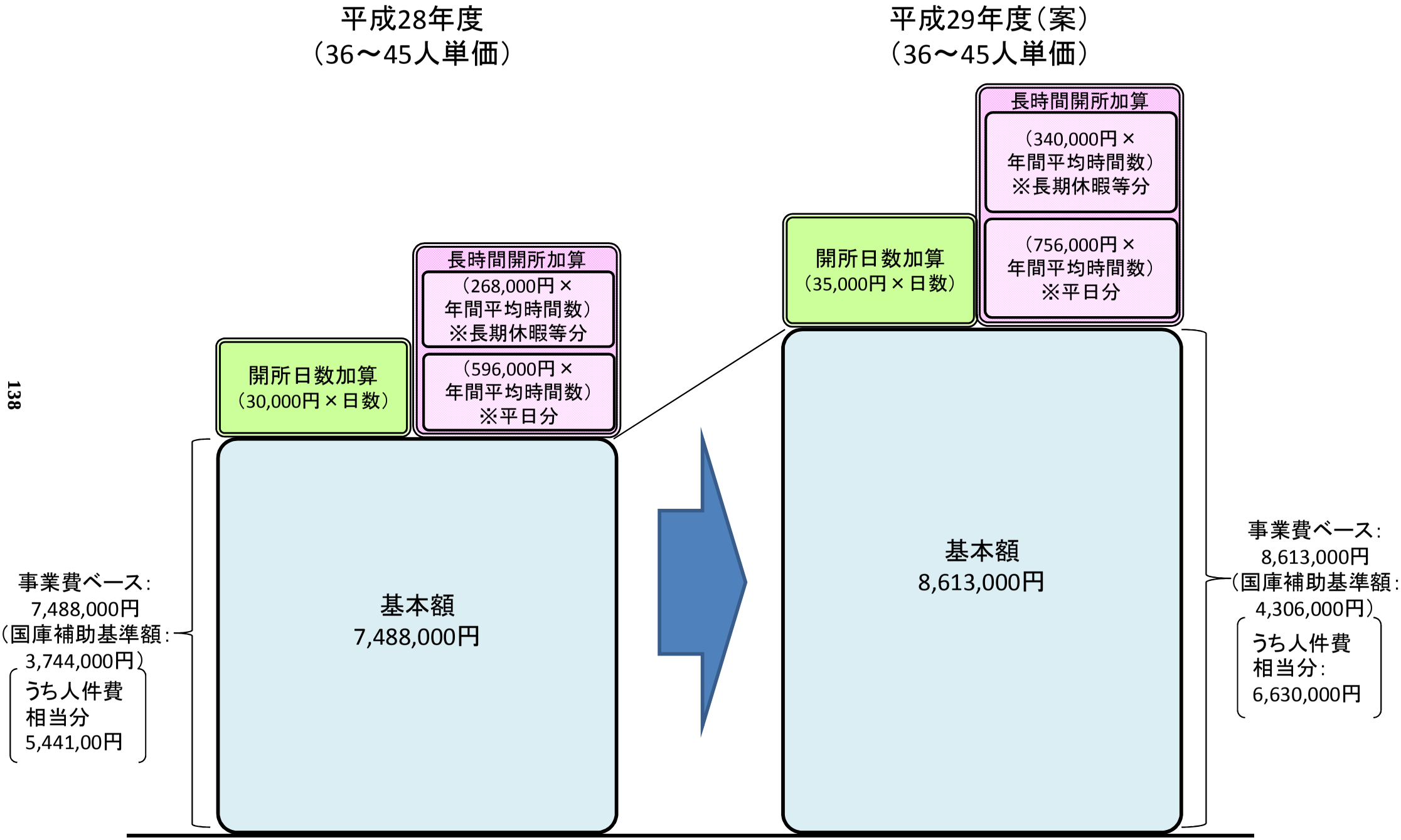


※　国庫補助基準額は児童数36～45人を除き、１人ごとに異なる。

※　19人以下の国庫補助基準額には、質の向上の「小規模放課後児童クラブ支援事業」（H28年度：544千円、H29年度案：559千円）を含む。

（参考2）

放課後児童クラブの「支援の単位」当たりの運営費の内容



平成28年度　放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況①（子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース）

NO	都道府県	実施 市区町村数	市区町村						
1	北海道	5	札幌市②	江別市①	函館市①	名寄市②	帯広市①		
2	青森県	4	藤崎町①	三戸町①	田子町①	新郷村①			
3	岩手県	8	大船渡市①	花巻市①②	北上市①②	久慈市①	一関市①	陸前高田市①	滝沢市①
			盛岡市①②						
4	宮城県	2	仙台市①	登米市①②					
5	秋田県	2	能代市①	鹿角市①					
6	山形県	14	山形市②	米沢市①②	鶴岡市①②	酒田市①	新庄市②	寒河江市①②	村山市①
			天童市①②	東根市①②	大江町②	大石田町①②	遊佐町②	中山町①	庄内町①
7	福島県	4	会津若松市①②	いわき市①②	福島市①②	飯舘村①			
8	茨城県	2	常陸大宮市②	東海村②					
9	栃木県	7	足利市①	栃木市②	佐野市②	日光市①②	矢板市②	那須塩原市①	野木町②
10	群馬県	12	前橋市①	高崎市①	伊勢崎市①	太田市①	館林市②	渋川市①	藤岡市①
			富岡市①	安中市①②	邑楽町①	桐生市②	みなかみ町①		
11	埼玉県	28	さいたま市①	熊谷市①	飯能市②	加須市①	本庄市①②	深谷市②	富士見市①
			坂戸市②	幸手市①	鶴ヶ島市①	日高市①	嵐山町②	小川町①	川島町①
			吉見町①	鳩山町②	ときがわ町①②	上里町①	寄居町①	越谷市①	上尾市②
			和光市②	新座市①	桶川市①	北本市②	草加市②	秩父市①	行田市②
12	千葉県	11	市川市①	船橋市①	松戸市②	野田市①	成田市①	白井市①	習志野市①
			鴨川市②	四街道市②	印西市②	酒々井町②			
13	東京都	1	武蔵野市①						
14	神奈川県	13	横浜市②	相模原市①	横須賀市①	平塚市①	鎌倉市①	逗子市①	伊勢原市①
			南足柄市①	綾瀬市①	葉山町①	松田町①	清川村①	茅ヶ崎市②	
15	新潟県	3	燕市①	魚沼市①	南魚沼市①	茅ヶ崎市②			
16	富山県	2	富山市①	舟橋村①					
17	石川県	7	金沢市①	小松市①	羽咋市①	かほく市①	津幡町①	白山市①②	輪島市②
18	福井県	0							
19	山梨県	0							
20	長野県	4	松本市②	須坂市①	佐久市①	上田市②			
21	岐阜県	4	岐阜市①	大垣市②	瑞浪市①	恵那市①			
22	静岡県	3	静岡市①	伊東市②	焼津市①②				
23	愛知県	10	名古屋市①②	津島市②	東海市①	一宮市①	美浜町①	大府市①	春日井市①
			豊川市①	知多市①	尾張旭市①				
24	三重県	7	津市①②	四日市市①	松阪市①②	鈴鹿市①	熊野市①	川越町①	御浜町①

※　①…非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
　　②…常勤職員を配置するための追加費用（賃金改善に必要な費用を含む）の一部を補助する事業を実施している市町村

平成28年度　放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況②（子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース）

NO	都道府県	実施 市区町村数	市区町村						
25	滋賀県	9	大津市①	守山市②	栗東市①	野州市①	湖南市①②	高島市①	東近江市①
			日野市①②	竜王町①					
26	京都府	1	向日市①						
27	大阪府	7	堺市①	豊中市②	枚方市①	茨木市①	富田林市①	河内長野市①	熊取町①②
28	兵庫県	5	神戸市①②	明石市①	西宮市①	宝塚市①	川西市①		
29	奈良県	3	奈良市①	天理市①	生駒市①				
30	和歌山県	8	海南市②	橋本市①	御坊市②	高野町②	湯浅町①	広川町②	有田川町②
			串本町②						
31	鳥取県	0							
32	島根県	2	大田市①	雲南市②					
33	岡山県	3	岡山市①	倉敷市①	瀬戸内市①				
34	広島県	0							
35	山口県	0							
36	徳島県	4	徳島市①②	小松島市①	吉野川市①	石井町①②			
37	香川県	1	高松市①						
38	愛媛県	1	東温市②						
39	高知県	1	須崎市①						
40	福岡県	3	みやま市①②	粕屋町①	鞍手町①				
41	佐賀県	1	小城市①						
42	長崎県	11	長崎市①②	佐世保市①	諫早市①	大村市①	五島市①②	西海市①	長与町①
			時津町①	東彼杵町②	川棚町①	波佐見町①			
43	熊本県	10	八代市①②	水俣市②	玉名市①②	菊池市①②	宇土市①②	阿蘇市①	天草市①
			合志市①②	山都町①	湯前町①				
44	大分県	0							
45	宮崎県	3	都城市①	延岡市①	串間市①				
46	鹿児島県	8	鹿屋市①②	指宿市①	薩摩川内市①②	いちき串木野市①	長島町①②	錦江町①	南大隅町①②
			肝付町①						
47	沖縄県	13	宜野湾市①	浦添市①	名護市①	糸満市①②	沖縄市①	豊見城市①	うるま市①
			宮古島市②	南城市①	今帰仁村①	北谷町①②	西原町①②	南風原町①②	
合計		247	①の合計	154	②の合計	49	①②の合計	44	

※　①…非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
　　②…常勤職員を配置するための追加費用（賃金改善に必要な費用を含む）の一部を補助する事業を実施している市町村

児童虐待防止対策関係・平成29年度予算案の概要



厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策推進室
家庭福祉課
母子保健課

○　児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」（※）、改正児童福祉法等に基づき、発生予防から自立支援までの総合的な対策を推進する。
　これを踏まえた、平成２９年度予算案の主な内容は以下のとおり。

※子どもの貧困対策会議（平成27年12月21日）で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）の１つ。

児童虐待防止対策関係予算　　１，４９３億円の内数　（１，２９５億円の内数）

※児童虐待防止対策関連予算として、以下を積み上げた金額（括弧内は平成２８年度予算額）

・	児童虐待・DV対策等総合支援事業	154億円の内数　（　　73億円の内数）
・	児童入所施設措置費等	1,227億円の内数　（1,140億円の内数）
・	次世代育成支援対策施設整備交付金	66億円の内数　（　　57億円の内数）
・	妊娠・出産包括支援事業	38億円　（　　24億円）
・	産婦健康診査事業	４億円　（　　０億円）
・	児童虐待防止対策費（本省費）等	１億円　（　　１億円）
・	児童相談体制整備事業	４億円　（　0.3億円）

１．児童虐待の発生予防

児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、０歳児の割合が約６割（平成26年度）であることを踏まえ、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逓減する。

（１）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

①　子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

※　「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業）については、内閣府予算に計上。

【妊娠・出産包括支援事業：38億円】

②　産前・産後母子支援事業（仮称）の創設【新規】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等における特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業を創設する。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

③　産婦健康診査事業の創設【新規】

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

【実施要件】

（１）産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
（２）産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
（３）産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

【産婦健康診査事業：3.5億円】

１．児童虐待の発生予防（続き）

（２）孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ（内閣府予算）

①　乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【子ども・子育て支援交付金：1,076億円の内数】

②　養育支援訪問事業【拡充】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、公的な支援につながっていない児童のいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭について、養育支援の対象として明確化するとともに、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要となる事務費に係る補助を創設する。

【子ども・子育て支援交付金： 1,076億円の内数】

２．児童虐待発生時の迅速・的確な対応

○　児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上、要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。

（１）児童相談所の体制整備等

①　児童相談所の法的機能の強化【拡充】

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法的な相談や対応が必要となる事例について家族、家庭裁判所、関係機関等との調整を行う弁護士の配置を促進する。このため、補助基準額を引上げ、児童相談所が弁護士を配置するための費用の充実を図り、日常的に法的支援を受けられる体制を強化する。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】　3,080千円→7,822千円（週３回→５回、日額19,600円→30,000円）
【補助率】国1/2、都道府県等1/2

2．児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

②　児童相談所・市町村における安全確認体制の強化【拡充】

児童相談所及び市町村において、児童虐待の通告を受けた際に児童の安全確認等を行う体制の強化を図る。また、市町村分について、実施市町村数の拡大を行う。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】
・児童相談所分 12,813千円（３人分）
・市町村分　　8,542千円（２人分）
【補助率】国1/2、都道府県等・市町村1/2

③　児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上【拡充】

改正児童福祉法の施行に向け、新たに義務付けられた研修等を実施するため、研修メニューの組み替えを行い、都道府県等が当該研修を円滑に実施することができるよう、支援の強化を図る。

また、義務研修等を円滑に行うため、研修手続全般を担う研修専任コーディネーターを都道府県等に新たに配置する。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】研修専任コーディネーター　4,271千円（1都道府県市当たり）
【補助率】国1/2、都道府県等1/2

④　児童相談所の設置促進【新規】

中核市及び特別区における児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】
・補助職員　2,172千円（1市区当たり）
・代替職員　1,303千円（1市区当たり）
【補助率】国1/2、市区1/2

⑤　虐待・思春期問題情報研修センター事業の充実【拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修、児童相談所などの専門機関からの専門的な相談助言、児童福祉施設での臨床研究と連携した研究等を実施する。

また、改正児童福祉法に基づき、児童福祉司スーパーバイザー研修の充実及び都道府県等が実施する要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職等を対象とした義務研修の講師や企画担当者の研修の新たな実施等の研修経費の拡充及び実施体制の強化を図る。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

⑥　児童相談所全国共通ダイヤル（１８９）の改善

児童相談所全国共通ダイヤル「１８９」については、発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーター（人）が対応する仕組みを構築する。

【児童相談体制整備事業：3.7億円】

（２）市町村の体制強化

①　市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）の運営支援及び整備の推進【新規・拡充】

市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を行うための拠点を運営する費用（人件費等）及び既存の施設の修繕等に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】
【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

【補助基準額（案）】

○直営の場合（１支援拠点当たり）

・小規模Ａ型	3,721千円
・小規模Ｂ型	9,438千円
・小規模Ｃ型	15,660千円
・中規模型	20,873千円
・大規模型	38,701千円

○一部委託の場合（１支援拠点当たり）

・小規模Ａ型	8,940千円
・小規模Ｂ型	14,657千円
・小規模Ｃ型	20,879千円
・中規模型	31,310千円
・大規模型	59,576千円

【補助率】国1/2、市町村1/2

※　小規模Ｂ型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乗せして配置することとしているため、当該市区町村（支援拠点）には上乗せ配置人数分の額を加算した補助基準額が適用される。

2．児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

②　市町村へのスーパーバイザーの配置【新規】

市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での児童の支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置し、相談機能の強化を図る。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】
- 児童相談所設置を目指す市区（中核市、特別区）　2,605千円（1市区当たり）
- その他、一般市町村　1,303千円（1市町村当たり）

【補助率】国1/2、市町村1/2

③　要保護児童対策地域協議会の機能強化【新規】

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）等を配置する。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】
- 代替職員　68千円（1市町村当たり）
- 虐待対応強化支援員（仮称）　2,605千円（1市町村当たり）

【補助率】国1/2、市町村1/2

④　要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業の実施

要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての児童、妊産婦に対して、セキュリティに配慮しながら関係者が常に情報を更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

⑤　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,076億円】

（参考）平成２８年度第２次補正予算

○　**市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備**

市町村が、児童福祉法に規定された支援（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担う拠点を整備するため、既存の施設の修繕等に要する費用について補助を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

【補助基準額】１施設当たり7,230千円（B地域の例）
【補助率】国1/2、市町村1/2

（３）適切な環境における児童への対応

①　一時保護所におけるきめ細かいケアの推進

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員ＯＢ、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官ＯＢ、児童指導員ＯＢ及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置する。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】1,635千円（一時保護対応協力員一人当たり）
【補助率】国1/2、都道府県等1/2

②　一時保護所の整備の推進

一時保護を要する児童の増加に対応するため、一時保護所の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

③　一時保護所における第三者評価の受審費用の創設【新規】

一時保護所において、保護・支援を受ける児童の立場に立った、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する一時保護所に対し、第三者評価受審費を創設する。

【児童入所施設措置費等：1,227億円の内数】

【補助基準額（案）】308千円
【補助率】国1/2、都道府県等1/2

（参考）平成２８年度第２次補正予算

○　一時保護された児童の処遇向上のための環境整備

①　一時保護所における環境改善等事業

児童相談所一時保護施設において、入所事由（虐待、非行等）に応じた個別的ケア等、個々の児童の状況に配慮した処遇を図るため、施設の創設及び改修等を実施する場合の費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

②　児童養護施設等における受入機能強化のための整備事業

一時保護された児童は、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間が必要となることから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該児童のケアに適した居室等を整備する場合の費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

（４）関係機関における早期発見と適切な初期対応

○　医療従事者に対する研修の充実【拡充】【再掲】

医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応できる体制を整えるため、医療機関従事者への研修を実施する。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】540千円
【補助率】国1/2、都道府県等1/2

3．被虐待児への自立支援

○　被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置が採られることとなった場合には、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後や施設退所後等も含め、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

（１）親子関係再構築の支援

○　家族再統合に向けた取組の推進【拡充】

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、家族再統合への取組を進める。特に、虐待の再発防止のため、保護者を指導する保護者指導支援員の配置を拡充するとともに、措置解除後の保護者指導に係る経費の拡充を行う。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】
- カウンセリング　706千円→　886千円
- 保護者指導支援員　1,506千円→3,528千円

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

（２）家庭養護の推進

①　里親支援事業（仮称）の創設【里親支援機関事業を拡充し名称変更】

改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

（３）家庭的養護の推進

①　児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護が適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境で養育されることができるよう、児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

【児童入所施設措置費等：1,227億円の内数】
【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

②　児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

（参考）平成２８年度第２次補正予算

○　**児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備**

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や施設機能の分散化を進めるとともに、入所している子どもの退所に向けた準備や自立のための支援を行うステップルーム（仮称）の整備を推進する。また、自立援助ホームについて、改正児童福祉法の施行を踏まえ、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が引き続き必要な支援を受けられるよう定員増や新設等の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

３．被虐待児への自立支援（続き）

（４）被虐待児などへの支援の充実

①　児童自立生活援助事業（仮称）の創設【新規】

改正児童福祉法により、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象に追加されたことを受け、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援のため、児童自立生活援助事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

②　社会的養護自立支援事業（仮称）の創設【新規】

大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や児童養護施設等の入所児童等についても同様に、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：154億円の内数】

（１）①子育て世代包括支援センターの全国展開
（妊娠・出産包括支援事業の拡充）

２３．８億円　→　３７．８億円

要旨

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。

また、同センターの拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。

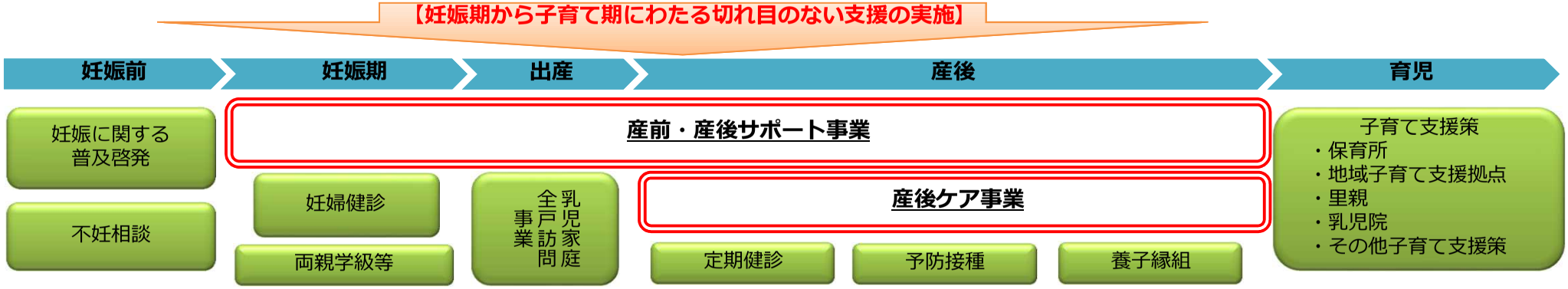
事業内容

	【28年度予算】		【29年度予算案】
①産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援等）	160市 町 村	→	240市 町 村
②産後ケア事業（母子への心身のケアや育児サポート等）	160市 町 村	→	240市 町 村
③妊娠・出産包括支援緊急整備事業（①及び②の修繕費）	52市 町 村	→	52市 町 村
④子育て世代包括支援センター開設準備事業【新規】（立ち上げ準備経費）			150市 町 村
⑤妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県による研修の実施等）	47都道府県	→	47都道府県

（実施主体：市町村（⑤は都道府県）、負担割合：国１／２、市町村（都道府県）１／２）

子育て世代包括支援センター
- ○　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施
- ○　保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定

子育て世代包括支援センター開設準備事業
子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

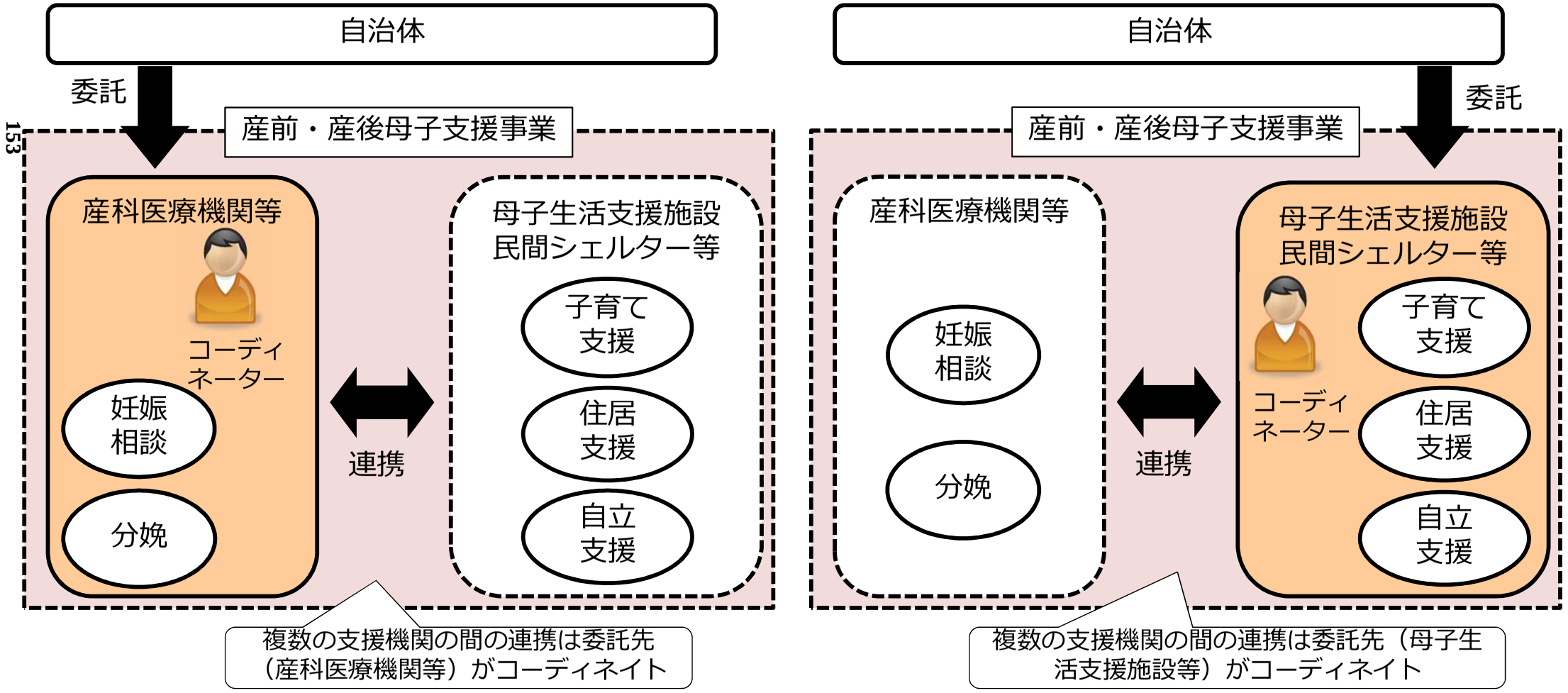


（１）②産前・産後母子支援事業（仮称）の創設

施策の目的

○　平成２８年通常国会において成立した改正児童福祉法の施行を踏まえ、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業を創設する。

事業イメージ



（１）③産婦健康診査事業の創設

要　旨

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後１か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（産後の母体の回復や授乳状況及び産婦の精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

事　業　内　容

○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査２回分に係る費用について助成を行う。

【実施主体】市町村　　【負担割合】国１／２、市町村１／２

【実施要件】

（1）産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
（2）産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
（3）産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。







妊娠　出産　乳児　幼児

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠の届出・母子健康手帳の交付

妊婦健診（14回）

※地方交付税措置

産婦健診

2回分を助成

乳幼児健診（3～4か月児健診など）

※市町村が必要に応じ実施（地方交付税措置）

1歳6か月児健診

※地方交付税措置

3歳児健診

※地方交付税措置

支援が必要な産婦の把握

産後ケア事業

※産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等の実施

（２）②養育支援訪問事業

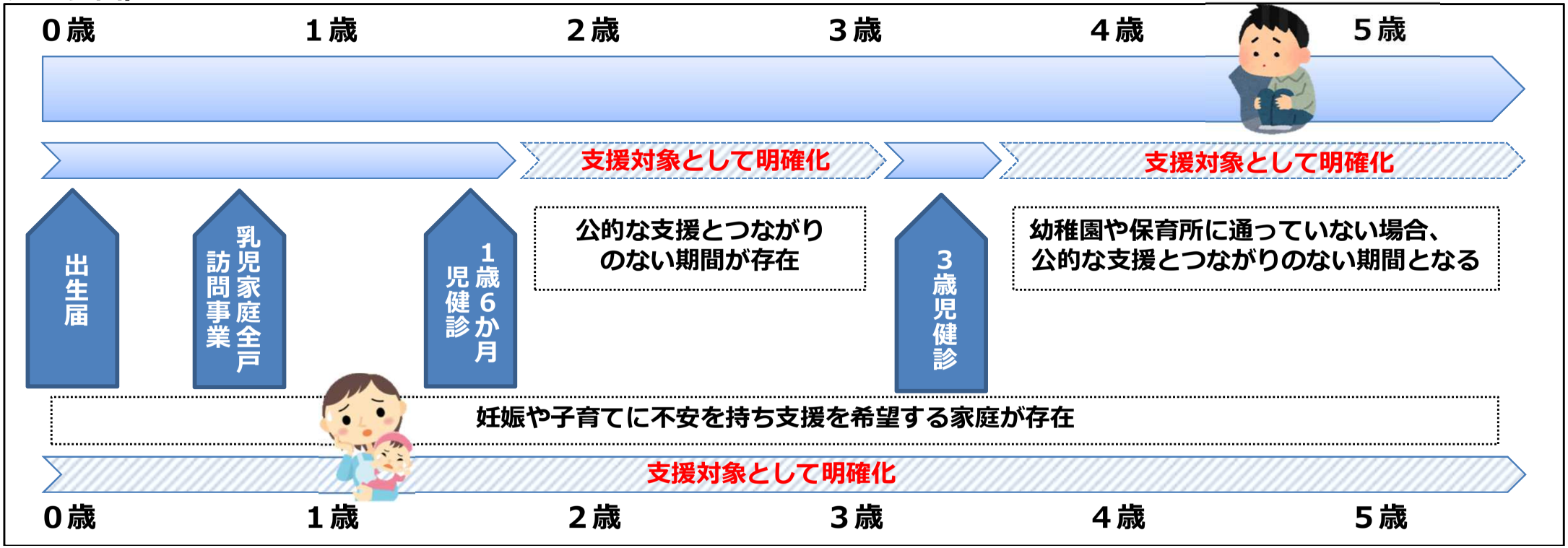
現状・課題

・生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境等を把握
・母子保健法に基づく、各種健診により養育環境等を把握
・上記等により、養育支援が必要と認めた家庭に対して、訪問による指導や助言を実施
■妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭が存在
■１歳６か月児健診～３歳児健診までの間は、母子保健法に基づく健診もなく、行政と接点を持たない家庭が存在
■３歳～５歳までの間で、幼稚園や保育所等に通っていない場合など、行政と接点を持たない家庭が存在
■養育支援訪問事業について、未実施市町村が存在。

予算措置による対応

養育支援訪問事業について、
・妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭への訪問支援を明確化。
・健診の谷間にある児童や、３～５歳児で幼稚園や保育所等に通っていない児童のいる家庭に対する訪問支援を明確化。
・地域の実情に応じて、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要となる事務費に係る補助を創設。

〈イメージ図〉



（１）③児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上

○改正児童福祉法では、児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司の任用後研修、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習、要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修が義務化される。
○研修の実施に際しては、都道府県等が実施する研修体系の整理を行うとともに、研修実施に関する都道府県等への補助の充実、子どもの虹情報研修センター等の研修実施機関における研修体制の強化を図る。

義務研修の内容

都道府県等

①児童福祉司スーパーバイザー研修

②児童福祉司の任用後研修

③社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習

市町村

④要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修

平成29年度における対応

児童福祉司スーパーバイザー研修実施機関

①児童福祉司スーパーバイザー研修
・子どもの虹情報研修センター
【現行】定員80名で年１回開催

→ ○子どもの虹情報研修センター
・定員80名で年２回開催（計160名）【拡充】

→ ○国が選定した研修実施機関
・選定、実施方法等について今後検討【新規】

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

②児童福祉司の任用後研修

③社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習

④要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修

→ ○全都道府県・指定都市・児童相談所設置市で実施

→ ○実施率の引上げ（例：児童福祉司任用資格取得のための研修）
・65%→１００%

→ ○新たな研修事業の創設

子どもの虹情報研修センター

○都道府県等が実施する②③④研修の講師や企画担当者を対象とする研修【新規】

→ ○研修内容
・講義で触れるべき重要項目、演習方法の紹介、研修企画の方法などで構成する予定

○研修メニューの組み替えの内容

（平成２８年度）児童虐待防止対策研修事業

事業名	概要	H28’予算	H26’ 実施箇所
①協力体制整備事業	地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員等に対し、児童虐待に関する専門研修を実施する。	34,549千円	62県市
②専門性強化事業	・地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成など、実践的研修を実施する。 ・児童相談所、市町村職員等に対する専門研修	35,064千円	174県市
③児童福祉司任用資格取得のための研修	児童福祉司に任用するための、保健師や保育士に対する講習会を実施する。	111,597千円	42県市
④未成年後見人制度研修	新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度の研修を実施する。	3,378千円	0県
合　計		**184,588千円**	

事業再編

（平成２９年度）児童虐待防止対策研修事業

事業名	概要	H29’予算案	1都道府県市当たり単価案	備考
①児童福祉司任用前講習会	保健師や社会福祉主事などが、児童福祉司に任用されるために必ず受講しなければならない講習会を実施する。	70,311千円	2,038千円	28年度の③を拡充
②児童福祉司任用後研修	全ての児童福祉司が任用後に必ず受講しなければならない研修を実施する。	73,554千円	2,132千円	創設
③要保護児童対策調整機関担当者研修	全ての要対協の調整機関の職員が任用後に必ず受講しなければならない研修を実施する。	46,867千円	1,399千円	創設
④虐待対応関係機関専門性強化事業	地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設等職員に対し、児童虐待に関する専門的な研修を実施する。 また、新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度の研修を実施する。	24,158千円	612千円	28年度の①＋④
⑤児童相談所等職員専門性強化事業	児童相談所の児童福祉司、児童心理司等及び市町村職員に対するスキル向上のための研修を実施する。また、多職種による合同研修を実施する。	53,331千円	613千円	28年度の②を拡充
⑥医療機関従事者研修	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、医療機関従事者に対し、児童虐待に関する研修を実施する。	36,990千円	540千円	医療的機能強化事業から継続
合　計		**305,211千円**		

（１）④児童相談所の設置促進

現状・課題

・児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加
・虐待が疑われるケースへのきめ細かな対応が必要

①家庭や子どもに対する相談、指導、②要保護児童の保護措置、
③里親認定・支援
といった業務を一貫して遂行できるよう、児童相談所設置を促進

改正法による対応

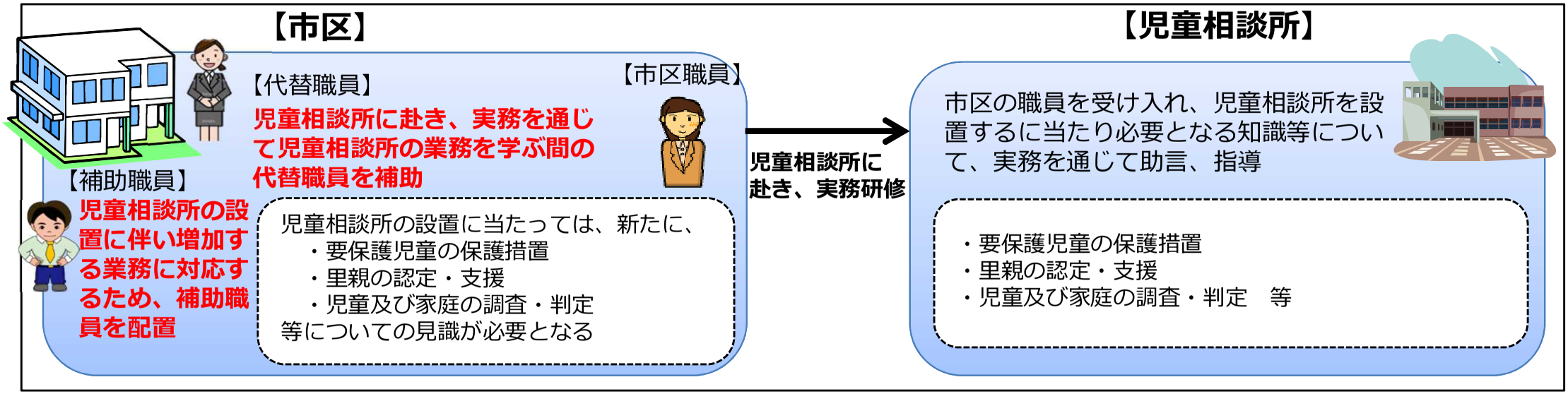
・政令で定める特別区（希望する特別区の要請に応じて指定）は、政令による指定を受けて児童相談所を設置するものとする【29年4月施行】
・政府は、施行後５年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、必要な支援を実施する

予算措置による対応

○児童相談所設置に必要な補助を創設

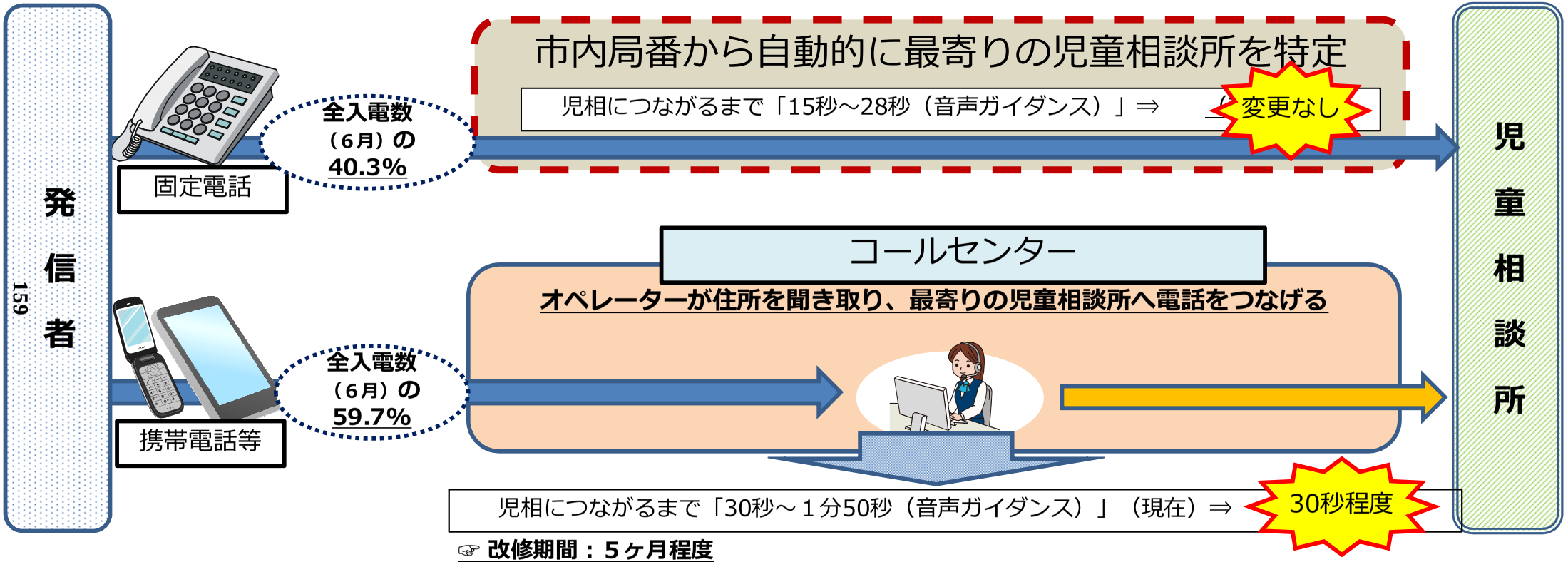
・児童相談所の設置に伴い増加する業務（事務手続、関係機関との調整、地域住民への周知・説明等）に対応するため、市区に補助職員（非常勤）の配置に要する補助を創設
・児童相談所の設置を検討する市区の職員が、児童相談所に赴き、実務を通じて児童相談所の業務を学ぶ間、当該市区に代替職員を置くための補助を創設

〈イメージ図〉



（１）⑥児童相談所全国共通ダイヤル「１８９」の改善

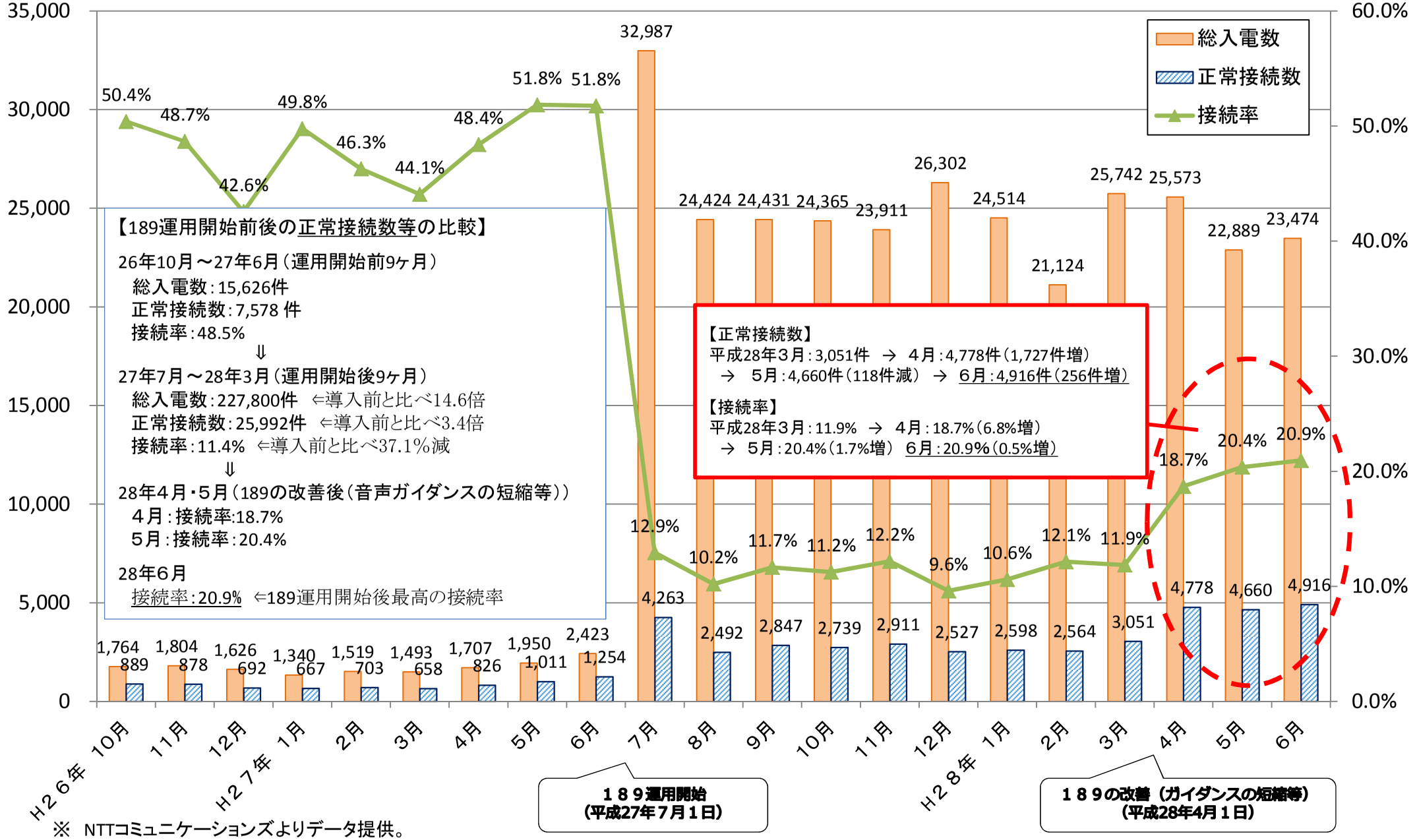
コールセンター方式（現在の音声ガイダンスの仕組みを活用しつつ、携帯電話等からの入電のみコールセンター化）



※仮に全てをコールセンター化した場合、「固定電話」については、児童相談所へつながるまでの時間が、現在よりも長くなるケースがある

児童相談所全国共通ダイヤル（１８９）の利用状況等

189の入電数及び接続率の推移



※ NTTコミュニケーションズよりデータ提供。
※ 総入電数は、全ての入電数（「0570-064-000」の入電を含む）。
※ 正常接続数は、話し中や児童相談所につながる前に電話を切る等により正常につながらなかった電話を除いた入電数。
※ 接続率は、接続率（%）＝正常接続数／総入電数

（２）市町村の体制強化

現状・課題

・児童相談所が相談対応等を行った児童のうち９割強は、在宅支援となっているが、その後に親子の状況が変化し、重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない
・市町村が、身近な場所で、児童・保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要
・地域社会から孤立しがちな子育て家庭が存在しておりアウトリーチ（訪問型）支援の強化が必要
※健診の谷間にある児童や、保育所・幼稚園等に通っていない児童等のいる家庭

・要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れがあり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要
・調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要

対　応

(1)在宅支援の強化

【改正法】
・市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定（平成29年4月施行）
・児童相談所による指導措置の委託先として市町村を追加（公布日施行）
・一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設（平成29年4月施行）

【予 算】
①市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）の創設
・市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を行うための拠点を運営する費用（人件費等）の補助の創設及び既存の施設の修繕等に要する費用の補助を拡充。
②市町村へのスーパーバイザーの配置
・児童相談所による指導措置の委託等に対応するため、市町村にスーパーバイザーを配置するための補助を創設
③訪問型支援の拡充（子ども・子育て支援交付金の養育支援訪問事業）
・公的な支援につながっていない児童のいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭について、養育支援の対象として明確化
・「育児家事援助」について、民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要となる事務費に係る補助を創設

(２)要対協の機能強化

【改正法】
・調整機関に専門職の配置が義務化（平成29年4月施行）
・調整機関の専門職について、研修受講が義務化（平成29年4月施行）

【予 算】
・義務研修を受講する職員の代替職員の配置に必要な経費の補助を創設
・関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）又は心理担当職員の配置に必要な経費の補助を創設
・都道府県等が要対協調整機関職員向けの研修を実施する経費の補助を創設

（２）①市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）への運営支援及び整備の推進

１．要　　旨

○　改正児童福祉法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを踏まえ、市町村が拠点を設置する際の財政支援を行う。

（参考）児童福祉法第十条の二
市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

○　また、拠点機能のあり方、推進方策については、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において検討を行い、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）がとりまとめられたところ。

２．内　　容

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）に基づき、国において設置運営要綱を定め、支援拠点の運営に要する人件費等の費用について補助を創設する。

設置運営要綱（案）の主な内容は、以下のとおり。

（１）趣旨・目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。

（２）実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認めた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

（３）対　　象

市区町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

（４）業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、今般の児童福祉法等改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）を対象とした「②要支援児童及び要保護児童等への支援業務」について強化を図る。

具体的には、①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）、②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援を行う。

（５）類　　型

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

①　小規模Ａ型【児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）当たり１か所】
②　小規模Ｂ型【児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）当たり１か所】
③　小規模Ｃ型【児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）当たり１か所】
④　中規模型　【児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）当たり１か所】
⑤　大規模型　【児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）当たり１か所】

以上５類型を基本とする。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、２次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが望ましい。

（６）職員配置等

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができ、職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

①　子ども家庭支援員
　○　職　務：実情の把握、相談対応、総合調整、調査・支援及び指導等、他関係機関等との連携　など
　○　資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等
　　（なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。）

②　心理担当支援員
　○　職　務：心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア　など
　○　資格等：大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

③　虐待対応専門員

○　職　務：虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援、児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整　など

○　資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等
（なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。）

主な職員の最低配置人数は以下のとおり

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合　　計
小規模型				
小規模Ａ型	常時２名（１名は非常勤可）	—	—	常時２名
小規模Ｂ型	常時２名（１名は非常勤可）	—	常時１名（非常勤可）	常時３名
小規模Ｃ型	常時２名（１名は非常勤可）	—	常時２名（非常勤可）	常時４名
中規模型	常時３名（１名は非常勤可）	常時１名（非常勤可）	常時２名（非常勤可）	常時６名
大規模型	常時５名（１名は非常勤可）	常時２名（非常勤可）	常時４名（非常勤可）	常時１１名

（注）小規模Ｂ型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乗せして配置すること。

（７）施設・設備

支援拠点には、相談室（相談の秘密が守られること）、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。
なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。
ただし、新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

市区町村

都道府県

リスクの程度

低

高

子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

○妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施

・妊産婦等の支援に必要な実情の把握　・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導

・関係機関との連絡調整　・支援プランの策定

同一の主担当機関が、２つの機能を担い一体的に支援を実施

※ただし、大規模市部等では、それぞれ別の主担当機関が機能を担い、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施

市区町村子ども家庭総合支援拠点（案）

○子ども家庭支援全般に係る業務

・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整

○要支援児童及び要保護児童等への支援業務

・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市区町村が行う指導

○関係機関との連絡調整

支援拠点（主に児童福祉担当課）が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進

○その他の必要な支援

・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援　他

・実施主体は市区町村（業務の一部委託可）
・複数の市区町村による共同設置可

要保護児童対策調整機関

・責任をもって対応すべき支援機関を選定
→主担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
・支援の進行状況確認等を管理・評価
・関係機関間の調整、協力要請　等

要保護児童対策地域協議会

○関係機関が情報を共有し、連携して対応

保健機関　医療機関

地域子育て支援拠点・児童館　保育所・幼稚園

利用者支援機関　学校・教育委員会

民生児童委員　民間団体

里親　乳児院

児童相談所　児童養護施設

弁護士会　児童心理治療施設

警察



役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

児童相談所（一時保護所）

○相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）

○一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）

○市区町村援助（市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助）　等

（２）②市町村へのスーパーバイザーの配置

現状・課題

・児童相談所・市町村の間で虐待事案の評価に関する共通基準（尺度）がなく、対応の漏れや、虐待事案の軽重と対応機関のミスマッチが生じている
・児童相談所が相談対応等を行った児童のうち多く（９割強）は、施設入所等措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に親子の状況が変化し、重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない
・市町村が、身近な場所で、児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要がある

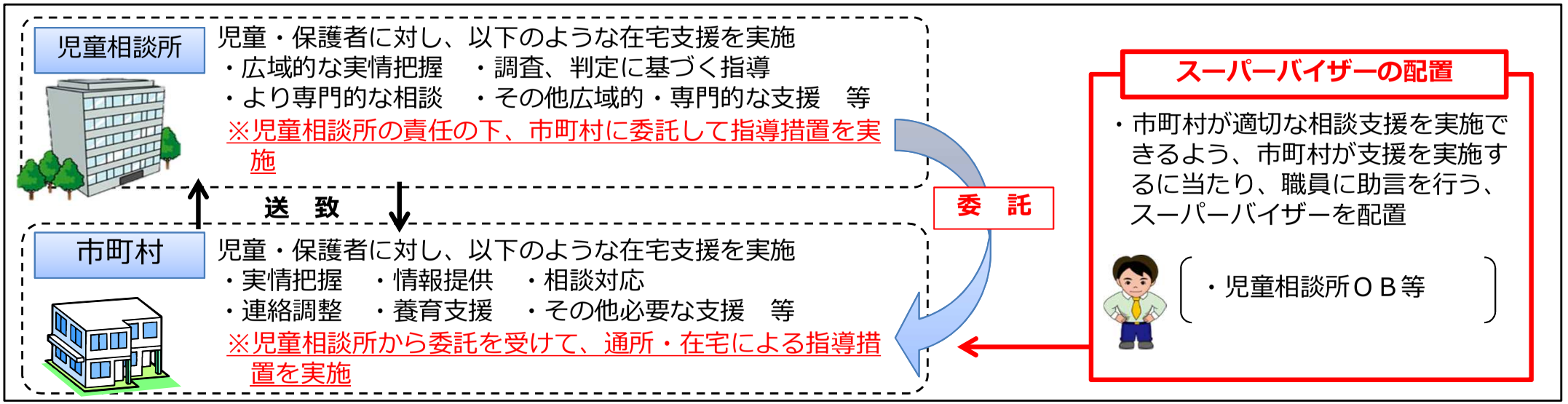
改正法による対応

・児童相談所による指導措置（通所・在宅）について、委託先として市町村を追加【公布日施行】
・一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設【平成29年4月施行】

予算措置による対応

・市町村が適切な相談支援を実施できるよう、市町村が支援を実施するに当たり、職員に助言を行うスーパーバイザー（児相OB等）の配置に必要な経費の補助を創設

〈イメージ図〉



（２）③要保護児童対策地域協議会の機能強化

現状・課題

・要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。
・要保護児童対策調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。

改正法による対応

・調整機関に専門職の配置を義務付け

・調整機関に配置される専門職に、研修受講を義務付け

【29年4月施行】

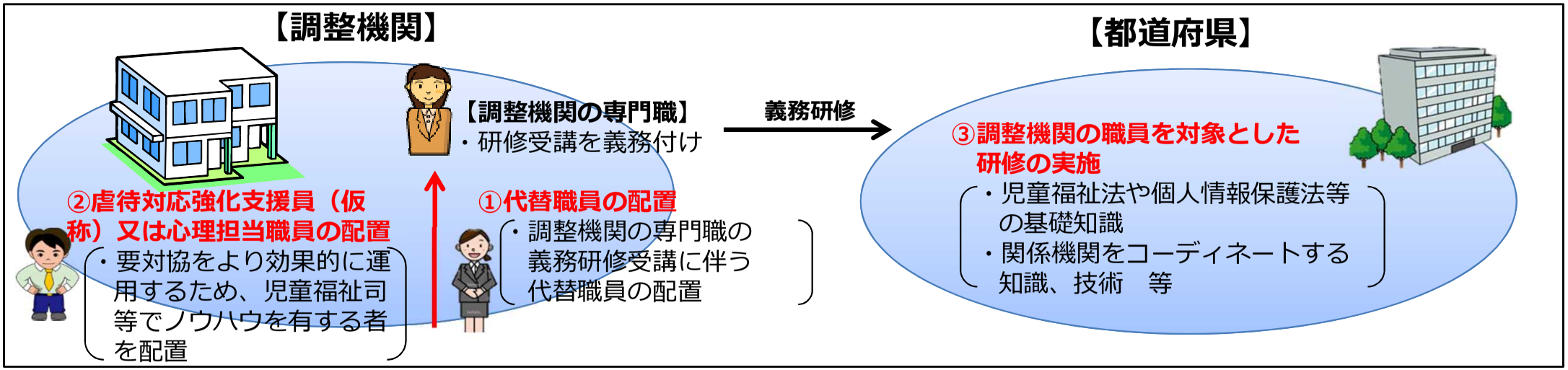
予算措置による対応

①義務研修を受講する専門職の代替職員の配置に必要な経費の補助を創設

②要対協調整機関職員が関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）（児相OB・ソーシャルワーカー等）又は心理担当職員の配置に必要な経費の補助を創設

③都道府県等が要対協調整機関職員向けの研修を実施する経費の補助を創設

〈イメージ図〉



（１）親子関係再構築の支援【平成28年10月施行・児童虐待防止法】

課題

○　親子関係再構築について、保護者の意向に左右されること等により、実効ある支援が十分行われていないほか、支援の際の関係機関間の連携が不十分。

○　措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。

→ 児童相談所や市町村のみならず、児童を現に養育する施設や里親も、積極的に親子関係再構築支援を行うとともに、都道府県が措置を解除するに当たっては、継続的なフォローを行う必要がある。

改正法による対応

○　親子関係再構築支援について、児童相談所、市町村、施設、里親などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。

○　措置の解除に当たって、以下の取組を実施する。

・措置解除時、児童相談所が保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを実施（NPO法人等に委託可）

・措置解除後の一定期間、児童相談所は地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施

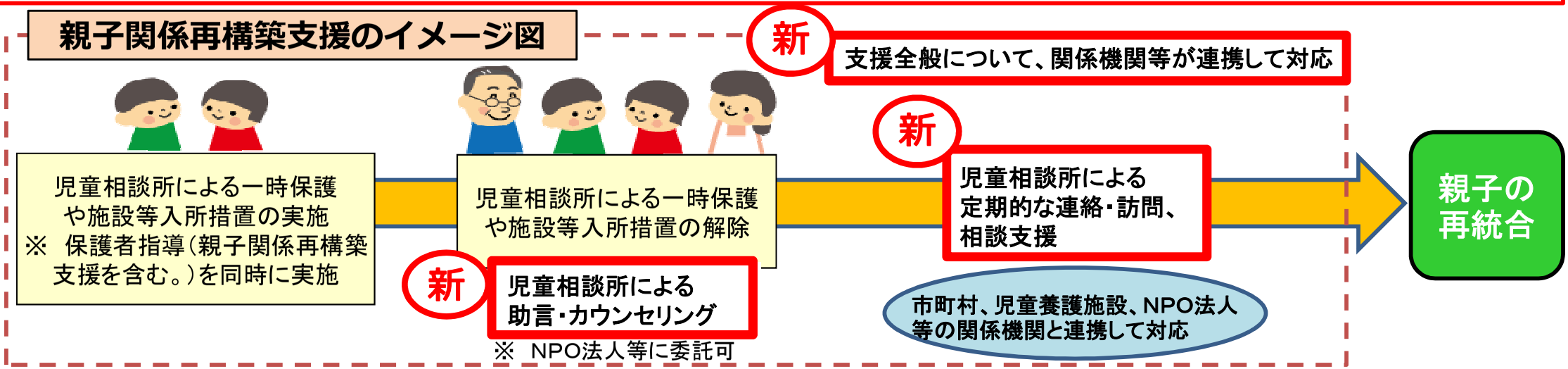
※　併せて、児童相談所の体制強化・専門性向上による保護者への継続的な指導等の実施、親子関係再構築プログラムの充実を含む国の調査・研究の推進、一時保護・保護者指導等への裁判所の関与の在り方の検討等に取り組む。

予算措置による対応

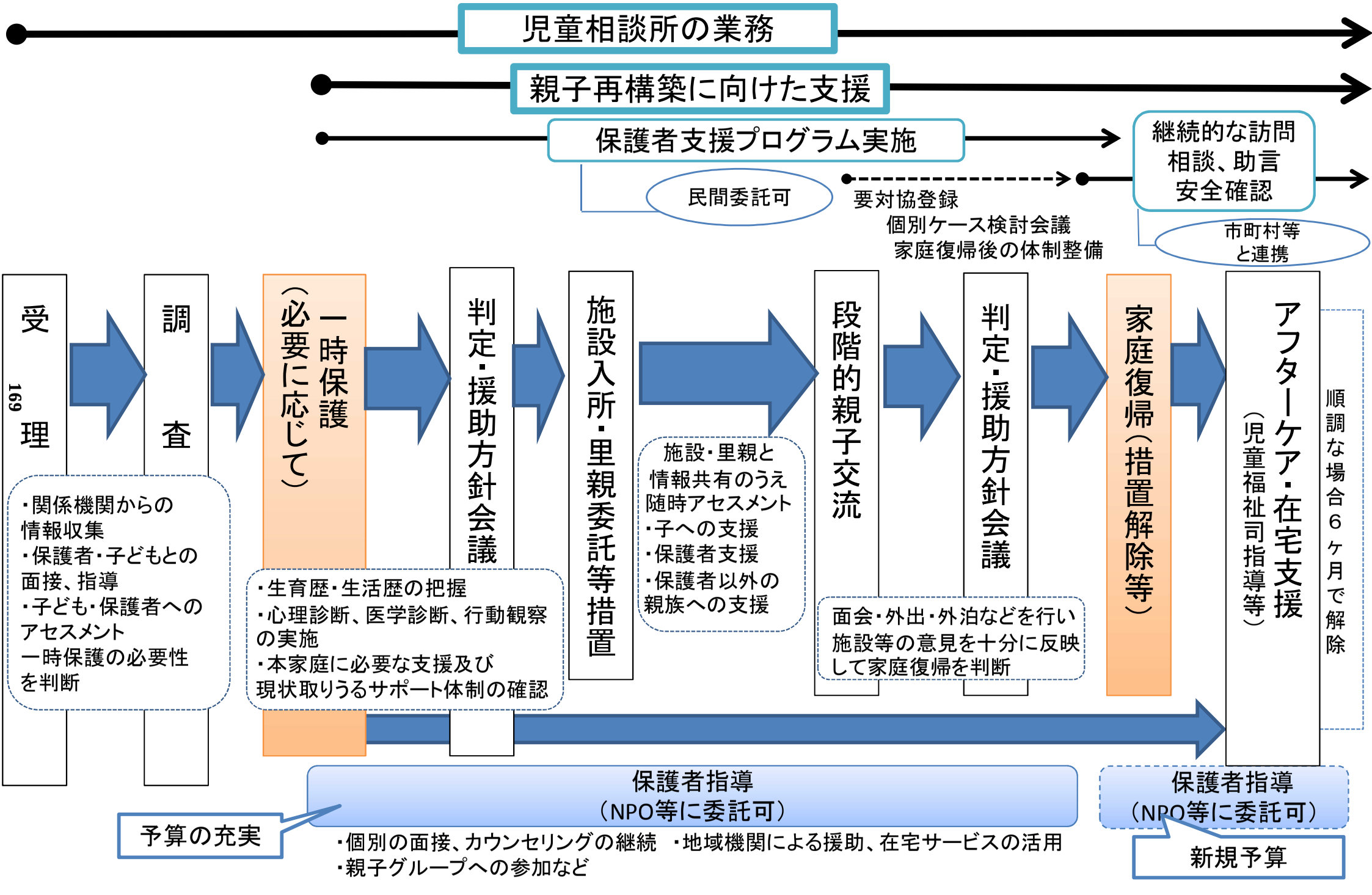
○　親子再構築のために重要な要素である、保護者指導について、個々の状況に応じた継続的な指導が実施できるよう、その保護者に対し寄り添った指導を行える保護者指導支援員を配置。（児童相談所1ヶ所当たり1,506千円→3,528千円）

○　措置解除後における定期的な連絡・訪問・相談支援を実施する。（児童相談所1ヶ所当たり706千円→886千円）

親子関係再構築支援のイメージ図



（参考）児童相談所での児童虐待における親子関係再構築に向けた取組



（２）①里親支援事業（仮称）の創設

施策の目的

○　平成２８年通常国会において成立した改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

内　容

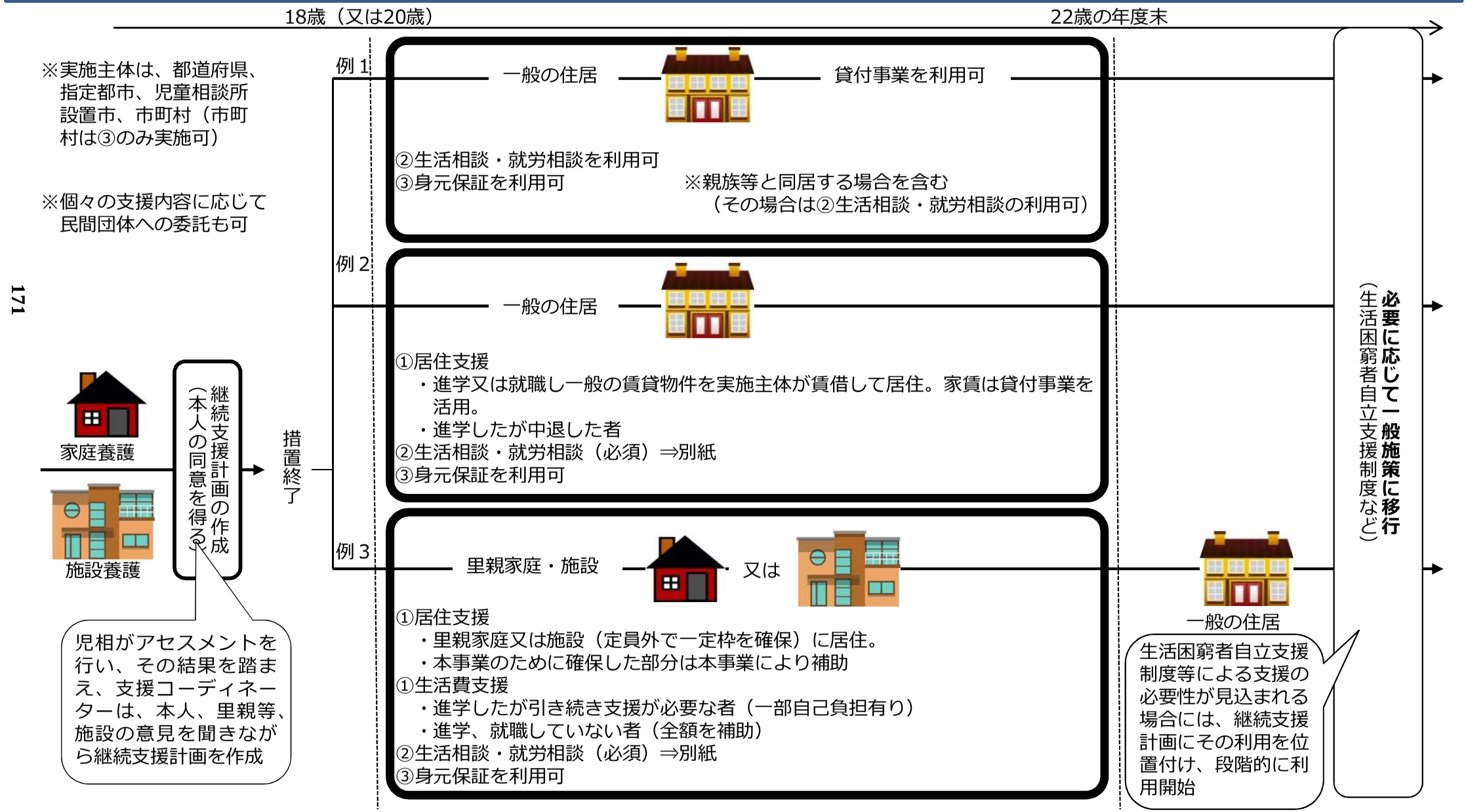
	現行（平成28年度）	平成29年度	
名称	里親支援機関事業	里親支援事業（仮称）	
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 （里親会、児童家庭支援センター、ＮＰＯ法人、児童養護施設、乳児院等に委託可）	同左	
事業の内容	・里親制度の普及啓発、研修の実施 ・里親委託支援 ・里親への訪問支援、里親の相互交流 ・未委託里親へのトレーニング ・共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） ・マッチング・自立支援計画作成　※28年度に追加	・里親制度の普及啓発、研修の実施 ・里親委託支援 ・里親への訪問支援、里親の相互交流 ・未委託里親へのトレーニング ・共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） ・マッチング・自立支援計画作成 ・養子縁組相談支援	里親の新規開拓から自立支援まで一貫した支援が可能
相談員の配置	里親委託等推進員（非常勤１名） 里親トレーナー（非常勤１名）※１ 委託調整員（常勤１名）※２ 調整補助員（非常勤１名）※２	里親相談支援員（常勤１名） 心理面からの訪問支援員（常勤１名又は非常勤１名） 里親トレーナー（非常勤１名）※１ 委託調整員（常勤１名）※２ 調整補助員（非常勤１名）※２	

※１：未委託里親へのトレーニングを実施する場合に配置　　※２：マッチング・自立支援計画作成を実施する場合に配置

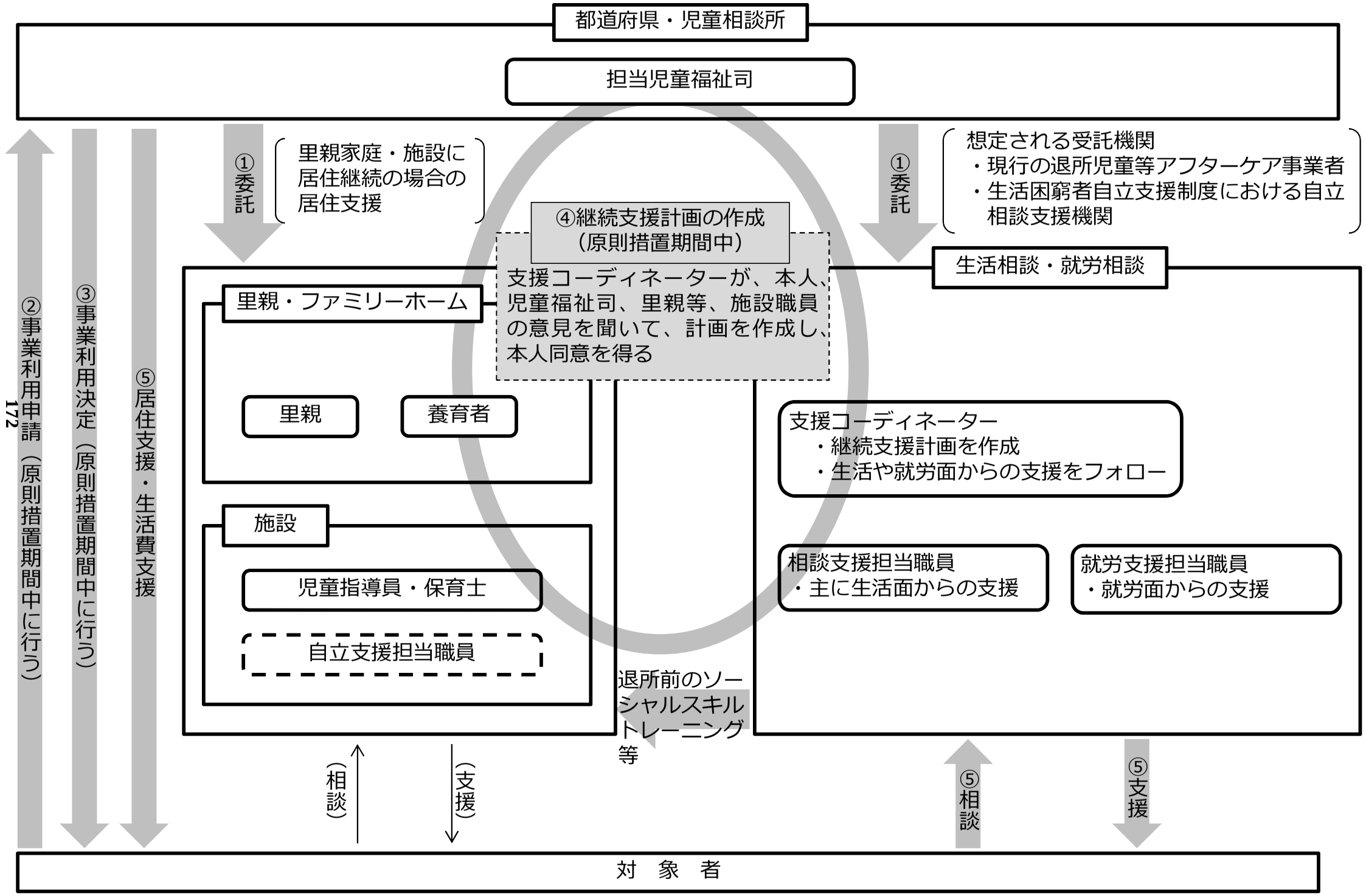
社会的養護自立支援事業（仮称）の創設（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）

施策の目的

○　平成２８年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、２２歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、１８歳（措置延長の場合は２０歳）到達後も原則２２歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。



生活相談・就労相談（イメージ）



資料24

（案）

雇児発※※※※第※号
平成※年※月※日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
（公　印　省　略）

児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げる。

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）では、児童相談所及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の専門性強化を図る観点から、児童福祉司等について、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられたところである。

これを踏まえ、児童福祉司等に義務付けられた研修等の内容、実施体制等を構築するため、当職が開催する「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を厚生労働省告示第〇〇号、第〇〇号、第〇〇号、第〇〇号で定めたところである。

ついては、貴自治体における研修等の実施に当たっての参考とするため、研修等の詳細について下記のとおり定めたので、研修等の適正かつ円滑な実施及び管内市町村に対して周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1　趣　　旨

平成 28 年５月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 13 条第３項第５号、同条第８項及び第 25 条第８項並びに「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成 29 年厚生労働省令第※号。以下「整備省令」という。）による改正後の児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第６条第 11 号及び第 12 号において、以下の（１）から（４）に定める研修等の受講が義務付けられた。

（１）社会福祉主事から児童福祉司に任用される者については、厚生労働大臣が定める講習会（以下「児童福祉司任用前講習会」という。）の課程の修了（法第 13 条第３項第５号、規則第６条第 11 号、同条第 12 号、厚生労働省告示〇〇号）

（２）児童福祉司については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童福祉司任用後研修」という。）の受講（法第 13 条第８項、厚生労働省告示〇〇号）

（３）法第 13 条第５項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司（以下「児童福祉司スーパーバイザー」という。）については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童福祉司スーパーバイザー研修」という。）の受講（法第 13 条第８項、厚生労働省告示〇〇号）

（４）法第 25 条の２第６項及び第７項に規定する要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者（以下「調整担当者」という。）については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修（以下「調整担当者研修」という。）の受講（法第 25 条の２第８項、厚生労働省告示第〇〇号）

このため、本通知では、義務付けられた児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、スーパーバイザー研修及び調整担当者研修（以下「研修等」という。）において到達しなければならない目標及びそれを達成するためのカリキュラム等について、詳細に示すこととする。

2　実施主体

研修等の実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、都道府県等は、研修等を適切に実施できると認める団体等（以下「委託事業者」という。）に事業の一部を委託することができる。

3　対 象 者

（１）児童福祉司任用前講習会は、法第 13 条第３項第５号又は児童福祉法施行規則第６条第 11 号若しくは同条第 12 号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者。

（２）児童福祉司任用後研修は、法第 13 条第３項に規定する者のうち、児童福祉司に任用された者。

（３）児童福祉司スーパーバイザー研修は、児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者。

（４）調整担当者研修は、規則第 25 条の 28 第２項に定める調整担当者として職務を行う者。

なお、調整担当者については、整備省令附則第４条により、当分の間、児童福祉司任用前講習会の課程を修了した者も調整担当者とすることができるとしたところである。

各研修等を実施する際、（１）から（４）に掲げた者以外の者が受講することは差し支えない。

特に、児童福祉司任用前講習会については、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、（１）に掲げた者以外の者で新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。

４　研修等の内容

（１）研修等の定員

１回の定員は、おおむね 80 名程度までとするが、研修等の効果に支障が生じないよう、演習は少人数のグループで実施するなど工夫すること。

（２）研修等の時間数

研修等に必要な時間数は、以下のとおりとする。

①　児童福祉司任用前講習会　　30 時間（１コマ 90 分×20 コマ）
講義を中心とし、演習と一体的に実施する。

②　児童福祉司任用後研修　　30 時間（１コマ 90 分×20 コマ）
演習を中心とし、講義と一体的に実施する。

③　児童福祉司スーパーバイザー研修　28.5 時間（１コマ 90 分×19 コマ）
演習を中心とする。（講義４コマ、演習 15 コマ）

④　調整担当者研修　　28.5 時間（１コマ 90 分×19 コマ）
講義を中心とする。（講義 13 コマ、演習６コマ）

（３）研修等の期間

研修等は、児童福祉司等の各職種が長期間職場を離れることによる弊害等を考慮し、以下の期間で行うこととする。

①　児童福祉司任用前講習会　　５日間程度の講習会を１ヶ月以内に実施。

②　児童福祉司任用後研修　　５日間程度の研修を６ヶ月以内に実施。

③　児童福祉司スーパーバイザー研修　２泊３日程度の研修を２回実施、１回目と２回目の研修の間は６ヶ月以内とする。
なお、１回目と２回目の研修の間に必ず 0JT を実施すること。

④　調整担当者研修　　５日間程度の研修を６ヶ月以内に実施。
または、２泊３日程度の研修を２回実施、１回目と２回目の研修の間は６ヶ月以内とする。

（４）研修等の到達目標

都道府県等は、児童相談所等において中核的な役割を担う職員の専門性の向上を図るために義務化された研修等を行う必要があるが、求められる専門性とは何かを明確にするため、今般、以下のとおり到達目標を必要な知識、技術及び態度に区分して定めた。

本到達目標は、その職務を遂行するに当たり必要な目標であり、研修等の受講者は、例えば研修等を修了した後に、これを参考に自己チェックリストを作成し、職務を遂行する中で振り返りを行うなど、目標達成の程度を自ら確認することが望ましい。

① 児童福祉司任用前講習会　別紙１－１参照
② 児童福祉司任用後研修　別紙２－１参照
③ 児童福祉司スーパーバイザー研修　別紙３－１参照
④ 調整担当者研修　別紙４－１参照

（５）研修等のカリキュラム

研修等のカリキュラムについては、児童福祉司等の各職種の専門性の向上を図るため、以下のとおりとする。

① 児童福祉司任用前講習会　別紙１－２参照
② 児童福祉司任用後研修　別紙２－２参照
③ 児童福祉司スーパーバイザー研修　別紙３－２参照
④ 調整担当者研修　別紙４－２参照

（６）その他

都道府県等は、本通知に定める研修等の時間数やカリキュラムを踏まえ、研修等を企画し、実施することとする。

なお、本通知に定める研修等の時間数やカリキュラムは必要最低限のものであり、都道府県等が創意工夫を行い、本通知に定める以上の科目の講義等の実施に努めることが望ましい。

5　講師要件

すべての研修等について、講師は各研修等の科目を教授するのに適当な者であること。

なお、子どもの虹情報研修センターにおいて、調整担当者研修等の講師を担当する者等のための研修を平成 29 年度から実施する予定としているので、積極的に活用されたい。

6　研修等の修了評価

都道府県等は、研修修了者の質の確保を図る観点から、修了評価を適正に行う必要があり、研修等の修了時においては、受講者に研修等の振り返りのためのレポート等を提出させることとする。

7　修了証の交付

都道府県等は、都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）名で修了者に対し修了証（様式第１号から第４号）を交付するものとする。

8　修了者の記録

都道府県等及び市町村（指定都市、児童相談所設置市を除く）は、研修等を修了し、修了証を交付された者の氏名、性別、研修の受講開始年月日及び修了年月日等を記載した名簿を作成し、記録を保存することにより、今後の人材育成や人員配置等に活用すること。

なお、都道府県等は、市町村の調整担当者研修を修了し修了証を交付した者について、該当市町村に通知すること。

9　委託事業者への委託

都道府県等は、事業の一部を委託事業者に委託する場合には、以下の点に留意すること。

なお、7に定める修了証の交付については、委託事業者に委託することができないものとする。

（1）委託事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財産基盤を有するものであること。

（2）委託事業者において、事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

（3）委託事業者は、研修等を実施する場合における講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目の研修等を適切に実施するために必要な体制を確保すると見込まれること。

（4）委託事業者が、本通知に定める内容に従って、適切に研修等を実施することが見込まれること。

（5）委託事業者は、事業実施上知り得た受講者に係る秘密を保持し、他の目的に使用しないこと。

（6）事業の委託に当たっては、児童福祉分野の研修等に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託すること。

10　留意事項

（1）本通知に定める研修等については、「児童虐待・DV 対策等総合支援事業」の「児童虐待防止対策支援事業」における「児童虐待防止対策研修事業」を活用し、実施すること。

（2）児童福祉司任用前講習会の受講義務は、平成 29 年４月１日以降に新たに児童福祉司に任用される者に生じるものである。

なお、平成 29 年４月１日時点において、平成 28 年度から引き続き児童福祉司である者は、児童福祉司任用前講習会を修了していなくても、引き続き児童福祉司の資格を有するものとするが、児童福祉司任用前講習会を積極的に受講することが望ましい。

（3）児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修及び調整担当者研修の受講義務は、平成 29 年４月１日以降に任用される者に限らず、すべての児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び調整担当者に生じるものである。

なお、児童福祉司スーパーバイザーは、児童福祉司任用後研修及び児童福祉司スー

パーバイザー研修の両方を受講しなければならないので、特に留意されたい。

（4）児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザーが人事異動等により、他の児童相談所に異動した場合は、それぞれ児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザーとしての任用が継続されているものと考え、再度の研修受講は不要とする。

ただし、他の児童相談所への異動の間、児童福祉司以外の業務を経験した後に再び児童福祉司として任用する場合には、児童の取り巻く最新の状況等を再認識するため、再度研修を受講することが望ましい。

（5）主に、指定都市及び児童相談所設置市においては、調整担当者研修を受講した調整担当者を、次の人事異動等により児童相談所の児童福祉司として配置するに当たり、児童福祉司任用前講習会を受講させる場合には、重複した研修科目について、受講を免除することができる。

（6）都道府県知事等及び市町村長（指定都市市長、児童相談所設置市長を除き、特別区長を含む。）においては、本通知に定める研修等の受講や児童相談所等での経験を最大限活用できるよう、人材育成、職員のキャリア形成等を考慮した人事施策を行うなど、児童相談所及び市町村における専門性の向上に努めること。

児童福祉司任用前講習会到達目標

＜一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])＞

・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

＜個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])＞

１．知識

・ソーシャルワークについて、説明することができる
・ソーシャルワークの方法について述べることができる
・児童相談所（市区町村含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べることができる
・児童相談所の業務について説明することができる
・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べることができる
・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べることができる
・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
・児童福祉に関する最新の政策とサービスについて述べることができる
・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる
・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
・児童相談所に関する法的権限について述べることができる
・児童相談所運営指針について述べることができる。
・子どもの権利及び権利条約の４つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができる
・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる
・各施設の運営指針、市町村児童家庭相談援助指針、里親・ファミリーホーム養育指針の骨子を述べることができる
・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について説明することができる
・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限

を的確に説明することができる
・児童福祉法第２８条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる。
・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる
・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族にかかる民法の内容について説明することができる
・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び永続性と継続性について説明することができる
・社会的養護に関しての費用徴収について理解し説明することができる
・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等)について述べることができる
・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べることができる
・子どもの精神発達の概要について述べることができる
・心理検査、心理療法の適用について、述べることができる。
・家族機能の評価の方法を述べることができる
・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む)、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる
・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
・子ども集団における、いじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる
・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について

説明することができる
・保護者の特性に関する評価の方法について述べることができる
・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べることができる
・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
・児童福祉審議会の役割について述べることができる
・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べることができる
・関係団体の役割・機能について述べることができる
・行政処分に対する不服審査や行政処分について理解し、説明することができる
・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
・就籍についての手続きを理解し、説明することができる

２．態度
・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度をもっている
・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身に着けている
・対人関係上のパターン、コミュニケーション上の自己覚知に努める
・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
・スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）であることを自覚することができる
・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを、常に意識している
・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきこと何かを常に念頭に置いている
・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている
・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
・他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
・個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている
・日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
・個別ケースの進捗状況や支援の効果について、定期的に確認し見直しを行っている

児童福祉司の任用前講習会カリキュラム

１コマ（90 分）

科目	細目	コマ数
１　子どもの権利擁護	○子どもの権利の考え方 ○子どもの権利条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○社会的養護における運営・養育指針（理念・原理） ○子どもの権利侵害	1
２　子ども家庭福祉における倫理的配慮	○個人情報の取り扱い ○記録の取り方・管理 ○エビデンスの必要性と得るための倫理的配慮 ○子ども家庭福祉における倫理的配慮	1
３．子ども家庭相談援助制度及び実施体制	○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県（児童相談所)、市区町村の役割 ○児童相談所の業務（措置、指導、一時保護等） ○児童相談所が取扱う相談（保健相談等含む） ○市区町村相談援助業務 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○児童福祉審議会の目的と役割	1
４　子どもの成長・発達と生育環境	○子どもの成長・発達 ○子どもの発達の特性 ○生育環境とその影響（DV・貧困も含む） ○母子健康手帳の活用 ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況 ○保護者の特性	2
５　ソーシャルワークの基本	○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども･家庭支援のあり方 ○相談面接技術の基礎	1
６　子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント	3

	○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価 ○上記について多様な相談を前提にした取組 ○子どもや保護者の地域の多様性に配慮した取組	
７　児童相談所における方針決定の過程	○チームアプローチ ○スーパービジョン ○ケースカンファレンス（事例検討） ○方針決定のあり方	1
８　社会的養護における自立支援	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性･継続性を担保するソーシャルワークのあり方	2
９　関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	○各種関係機関の特徴と役割 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協動と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	2
１０　行政権限の行使と司法手続き	○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続き ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等	1

１１　子ども虐待対応の基本	○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネージメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応 ○性的虐待への対応	3
１２　非行対応の基本	○非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 ○非行等の行動の問題への対応の基本	1
１３　障害相談・支援の基本	○障害種別と支援区分 ○障害に関する法令と制度について	1

合計２０コマ

児童福祉司任用後研修到達目標

＜一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])＞

・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

＜個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])＞

１．知識

・ソーシャルワークについて、説明することができる
・ソーシャルワークの方法について述べることができる
・児童相談所（市区町村含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べることができる
・児童相談所の業務について説明することができる
・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べることができる
・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べることができる
・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
・児童福祉に関する最新の政策とサービスについて述べることができる
・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる
・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
・児童相談所に関する法的権限について述べることができる
・児童相談所運営指針について述べることができる
・子どもの権利及び権利条約の４つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができる
・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる
・各施設の運営指針、市町村児童家庭相談援助指針、里親・ファミリーホーム養育指針の骨子を述べることができる
・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について説明することができる
・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる

・児童福祉法第２８条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて、理解し、説明することができる。
・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる
・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族にかかる民法の内容について説明することができる
・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び永続性と継続性について説明することができる
・社会的養護に関しての費用徴収について理解し説明することができる
・子どもの成長の評価(母子健康手帳、成長曲線等)について述べることができる
・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べることができる
・子どもの精神発達の概要について述べることができる
・心理検査、心理療法の適用について、述べることができる。
・家族機能の評価の方法を述べることができる
・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
・子ども虐待による頭部外傷や性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む)、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる
・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
・子ども集団における、いじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる
・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について説明することができる

・保護者の特性に関する評価の方法について述べることができる
・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べることができる
・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
・児童福祉審議会の役割について述べることができる
・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べることができる
・関係団体の役割・機能について述べることができる
・行政処分に対する不服審査や行政処分について理解し、説明することができる
・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
・就籍についての手続きを理解し、説明することができる

２．技術
・子どもの年齢にあった聞き取りを行うことができる
・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を行うことができる
・子どもの心身の状態について概ねの評価ができる
・そのために必要であれば適切に専門家の評価を得ることができる
・保護者に対して児童相談所が行える内容を提示することができる
・家族及び関係者から十分な情報をとる計画を立て、実行することができる
・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握することができる
・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントと見立てを行うことができる
・上記の見立て及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することができる
・介入方法に関する児童相談所の意見を、子どもに対しその年齢に応じた説明ができ、その家庭、関係機関にも適切に説明して、その意見も聞き、介入方法決定に反映させることができる
・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行うことができる
・子ども虐待対応の介入型のソーシャルワークを行うことができる
・子ども虐待の判断に関して、情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルトなどを適切に行い、虐待の有無を適切に評価できる
・非行を含めた子どもの行動の問題に関して適切な見立てとそれに基づく介入を適切に行うことができる

・触法少年・ぐ犯少年に対する対応ができる
・少年法に基づく家庭裁判所送致等の手続きができる
・児童相談所内で適切に自らの社会診断について総合的に説明し、情報共有ができ、適切な介入に関する所内の決定に結び付けることができる
・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる
・親権行使の制限等にあたり、行政手続法等に基づく適正な手続きをふまえた対応ができる
・児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定することができる
・上記の決定に関して、当該子どもにはその年齢に応じた十分な説明ができ、その家庭や関係機関に適切な説明ができる
・児童相談所内の児童福祉司、児童心理司、一時保護所等を上手に協働させて対応することができる
・多職種により実施されるカンファレンスにおける見立て、多職種連携を行うことができる
・保護者等も含めた関係機関とネットワークを構築できる
・児童相談所が連携できる他の専門機関等に関する知識を有し、活用することができる
・児童相談所機能だけでは対応できないケースに対応するため、必要な資源は何か、それらは地域のどこにあってどう結び付けていけばいいのかという、コーディネートができる
・要保護児童対策地域協議会に参加して適切な連携ができる
・相談ケースに関し、子ども虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継続的なケース・マネージメントを計画し、関係機関と共有し、実行することができる
・児童福祉司指導の市区町村等への委託に関して、適切にマネージメントでき、協働することができる
・社会資源の開発（ソーシャルアクション）と活用することができる
・予後を見定め、適切な支援を行うための総合的かつ包括的なアセスメントができる
・子ども虐待以外の養護相談について、市区町村の在宅支援サービスとの整合性を図り、適切に対応することができる
・社会的養護（サービス）の利用にあたっては、子どもに十分に説明し、意見を十分に聞き、適切なマッチングを行うことができる
・社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する見立てと見通しを伝えることができる
・家庭復帰が適当なケースについては、家庭復帰プログラムを作成し、家庭復帰を進めることができる
・社会的養護関係者とともに、適切に自立支援を行うことができる
・子どもが実親家庭に戻る、又は里親家庭又は養子縁組に移行していくプロセスの中で適切なソーシャルワークを行うことができる
・里親希望者に対して、里親の目的や種別、条件等について案内することができる
・里親からの相談に的確にこたえることができる

・子どもが社会的養護（サービス）を利用している間、市区町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネージメントができる
・上記支援のアウトカムとして家族機能とその改善に関する適切なアセスメントができる
・社会的養護の子ども及び家族を適切にアセスメントして、子どもの永続性を保障するソーシャルワークを行うことができる
・上記のソーシャルワークに関して適切に記録に残すことができる
・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
・適切な記録が作成できる
・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
・ケース検討のためにケースの概要をまとめることができる
・ケースの進行管理を行うことができる
・子どもへの移行期支援を行うことができる
・一時保護所での移行期（家庭から保護所等）ケアができる
・一時保護を行うにあたり、子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
・夫婦面接、家族合同面接を実施し家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整ができる
・面接場面等において、保護者との適切なコミュニケーションを図り、保護者の特性に応じた指導ができる
・被害事実確認面接を行うことができる
・保護者に対して、受容的な面接と指導的な面接を組み合わせて行うことができる
・対人関係上のパターン、コミュニケーション上の自己覚知に努め、子どもや保護者に対して接することができる
・法的な判断を必要とするケースに対応するための適切な法的対応力を身につけている
・適切な調査を行うことができる
・精神障害の特性を理解した対応ができる
・外国籍の家族について対応できる
・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談に対応するとともに、必要に応じて市区町村による支援に移行するよう、適切な援助・指導ができる
・子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント、及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
・児童心理司等と連携し、様々な家庭を支援する技法を活用することができる
・棄児・置き去り児に対して適切な対応ができる
・未就籍児童の就籍手続を援助することができる
・特別児童扶養手当や療育手帳に係る判定事務等に適切に対応することができる
・社会的養護に関しての費用徴収事務を適切に行うことができる

３．態度

・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度をもっている
・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身に着けている
・対人関係上のパターン、コミュニケーション上の自己覚知に努める
・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
・スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）であることを自覚することができる
・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを、常に意識している
・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている
・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
・他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
・個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている
・日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
・個別ケースの進捗状況や支援の効果について、定期的に確認し見直しを行っている

児童福祉司の任用後研修カリキュラム

コマ（90 分）

科目	細目	コマ数
１　子ども家庭支援のためのケースマネジメント	○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価	4
２　子どもの面接・家族面接に関する技術	○子どもの面接・家族面接（ロールプレー）	1
３ 児童相談所における方針決定の過程	○チームアプローチ ○スーパービジョン ○ケースカンファレンス（事例検討） ○方針決定のあり方	1
４　社会的養護における自立支援	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性･継続性を担保するソーシャルワークのあり方	3
５　関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	○各種関係機関の特徴と役割 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協動と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	3

6　行政権限の行使と司法手続き	○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続き ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等	2
7　子ども虐待対応	○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネージメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応 ○性的虐待への対応	4
8　非行対応	○非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性	2

合計２０コマ

児童福祉司スーパーバイザー研修到達目標

児童福祉司スーパーバイザーの到達目標は、児童福祉司としての到達目標を達成していることが前提である。

＜一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])＞

・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる
・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる

＜個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])＞

１．知識

・スーパーバイズの意味について、説明することができる
・スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイジー）のニーズの把握の方法及びスーパーバイズ・指導の基本を述べることができる
・スーパーバイズを受ける職員の精神的安定を図る方法を述べることができる
・バーンアウトのサインについて述べることができる
・職員のセルフケアの指導方法について述べることができる
・ソーシャルワークに関する知識を伝達することができる
・子どもの権利条約の採択経緯、日本での批准、その理念・骨子、その後の国連から日本への意見について説明することができる
・子どもの権利擁護に関する個人情報保護の法律に基づいて解説することができる
・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について解説することができる
・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割の詳細について説明し、それに基づく施策について説明することができる
・児童福祉法及び関連法に基づく児童相談所の権限の行使のあり方とその注意点について解説することができる
・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に指導することができる
・児童福祉法第２８条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについて的確に指導することができる
・児童福祉に関する最新の政策とサービス及びその背景について解説することができる
・民法における親権の理念及びその制限に関して解説することができる
・家族機能の評価の方法を指導することができる
・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）のあり方及び永続性と継続性について説明することができる
・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」を解説することができる
・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて解説することができ

る
・子どもの成長の評価(母子健康手帳、成長曲線等)について指導することができる
・子どもの発達及び発達の評価について解説することができる
・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について解説することができる
・子どもの様々な状態に応じた自立支援のあり方について解説することができる
・子どもの評価における他の専門家の評価を依頼すべき事項、その方法を熟知している
・子ども虐待のリスク因子に関して解説することができる
・身体的虐待と事故の鑑別に関して明確に解説し、問題点を指摘することができる
・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して解説することができる
・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を解説す　ることができる
・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について解説することができる
・子ども虐待に関する刑事手続きに関して説明し、解説することができる
・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて説明することができる
・子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる
・法的な判断、非常に難しい判断を必要とするケースに対応するための法制度を理解し、説明することができる

２．技術
・スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイジー）のケースに対する感情を把握し、その処理方法を指導することができる
・スーパーバイズを受ける職員の到達目標達成度を評価して、その人に会ったトレーニング計画を作成することができる
・スーパーバイズの効果を判定することができる
・スーパーバイズを受ける職員のメンタルヘルスの状態を把握することができる
・スーパーバイズを受ける職員のストレスを理解し、そのコーピング（対処法）を助けることができる
・スーパーバイズを受ける職員の達成感を向上させ、専門性に対する誇りと意欲をもてるように支援することができる
・スーパーバイズを受ける職員が行う子ども及びその家族機能に関するアセスメントと見立てが適切かどうかを判断して、指導することができる
・上記の見立て及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することを促進することができる
・家族及び関係者から十分な情報をとる計画の立て方、面接のあり方、その他情報を得る方法を指導することができる
・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握する方法を指導することができる
・スーパーバイズを受ける職員が、一時保護の機能や特性を理解し、子どもの権利をふ

まえた適切な援助を図ることができるよう、指導・支援することができる。
・困難性を抱えた子どもに関しても、社会的養護（サービス）を利用する必要がある場合は、子どもに十分に説明し、意見を十分に聞き、適切なマッチングを指導することができる
・スーパーバイズを受ける職員が社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する見立てと見通しを適切に伝え、協働できるように指導・支援することができる
・子どもへの移行期支援に関して指導ができ、困難性を抱えた子どもへの移行期支援も自ら行うことができ、指導することができる
・適切に自立支援を出来、指導することができ、自律や自立が困難な子どもに関しても、社会的養護関係者とともに、適切に自立支援を行うことができる
・子どもが社会的養護（サービス）を利用している間、市区町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネージメントを指導でき、困難なケースのマネージメントも行うことができる
・上記支援のアウトカムとして家族機能とその改善に関する適切なアセスメントを指導することができる
・社会的養護の子ども及び家族のアセスメントが適切かを判断し、子どもの永続性を保障するソーシャルワークを指導することができる
・上記のソーシャルワークに関しての記録をレビューすることができる
・包括的な里親支援を組み立てることができる
・子どもの年齢にあった聞き取りを指導することができる
・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を指導することができる
・児童相談所内のチームマネージメントを行うことができる
・児童相談所内で適切に情報共有ができているかどうかを把握し、適切な介入に関する所内の決定システムのあり方が適切であるか分析することができる
・ケースの進行管理を指導することができる。
・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談に対する対応を行うとともに、必要に応じて市区町村による支援に移行されるよう、適切な援助・指導について、指導を行うことができる。
・研修指導や講師をすることができる。
・スーパーバイズを受ける職員が、児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定できているかを判断し、適切に指導することができる
・上記の決定に関して、困難な子どもや家庭に対しても十分で適切な説明ができ、他者にも指導できる
・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することを指導することができる
・他機関のコーディネートの的確性を判断して、スーパーバイズを受ける職員のサポートをすることができる
・要保護児童対策地域協議会に関して、適切な連携ができているかどうかを判断でき、連携の方法を指導することができる

・相談ケースに関し、子ども虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継続的なケース・マネージメントを計画し、関係機関と共有し、実行することができ、また指導することができる
・児童福祉司指導の市区町村等への委託に関して、適切にマネージメントでき、協働できているかを判断し、連携が実効性のあるものになるように支援や指導をすることができる
・ケースの概要のまとめ方、ケース検討のプレゼンテーションについて指導し、ケース検討会議を運営することができる
・自分の地域のリソースとそのアクセスの仕方について指導することができる
・関係機関等の求めに応じ、教育的指導を行うことができる
・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を指導することができる
・子ども虐待の判断に関して、スーパーバイズを受ける職員が適切に情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルトなどを行い、虐待の有無を適切に評価できているかを判断し、指導することができる
・児童相談所だけではなく、市区町村を含めた地域の虐待支援を行うことができる
・非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）を含めた子どもの行動の問題に関して、スーパーバイズを受ける職員が適切な見立て、それに基づく介入を適切に行っているかを判断し、指導することができる
・子どもの心身の状態について適切に評価することができる
・困難なケースに関しても、介入方法に関する児童相談所の意見を、子どもに対し、その年齢に応じて説明し、その家庭、関係機関にも適切に説明し、その意見も聞き、介入方法決定に反映させたり、納得させたりすることができる
・虐待を受けた子ども、虐待をする家族のその後のリスクを適切に判断し、介入を行うことができる
・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言についてカンファレンスを行うことができる

３．態度
・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度をもっている
・スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイジー）が上記の態度を身につけることを支援することができる
・スーパーバイズを受ける職員の尊厳を尊重し、困難性を抱えた職員に対しても適切なコミュニケーション態度を取ることができる
・信頼関係に基づくスーパーバイズができるよう、自己覚知に努める

児童福祉司スーパーバイザー研修カリキュラム

コマ（90 分）

区分	科目	細目	コマ数
講義	１　子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	○子どもの権利擁護 ○子ども家庭相談援助制度及び実施体制 ○社会的養護における自立支援	1
	２　スーパービジョンの基本	○スーパービジョンの目的、基本 ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイジー）のメンタルヘルス(バーンアウト等) ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイジー）の逆転移への対応 ○児童相談所内外のチームマネージメント ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイジー）のケースの管理	1
	３　子ども家庭支援のためのケースマネジメント	○ケースに関する情報把握のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースマネジメント（アセスメント・プランニング）とは ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価	2
	４　子どもの面接・家族面接に関する技術	○子どもの面接・家族面接（ロールプレー）	1
	５　関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協動と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	1
	６　行政権限の行使と司法手続き	○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続き ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗	1

		告、刑事告発、告訴等	
演習	7　子ども虐待対応	○初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング） ○模擬事例による性的虐待への対応（２つの事例をディスカッション） ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証・検討 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）検証の理解 ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応相談援助の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法（トラウマ・アタッチメントを中心に） ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○親・家族への対応、親・家族への支援 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネージメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応	4
	8　非行対応	○非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方	1

		○少年法との関係性	
	９　社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性･継続性を担保するソーシャルワークのあり方	２
	１０　スーパービジョンの基本	○スーパービジョンの目的、基本 ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイジー）のメンタルヘルス(バーンアウト等) ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイジー）の逆転移への対応 ○児童相談所内外のチームマネージメント ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイジー）のケースの管理	３
講義	１１　子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	○子どもの成長･発達と生育環境 ○子ども虐待対応 ○非行対応 ○障害相談･支援	１
	１２　ソーシャルワークとケースマネジメント	○ソーシャルワーク ○子ども家庭支援のためのケースマネジメント ○児童相談所における方針決定の過程 ○関係機関との連携･協働と在宅支援	１

合計１９コマ

要保護児童対策調整機関の専門職(市区町村職員）の研修到達目標

＜一般到達目標（General Instruction Objective[GIO]）＞

・子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを実践し、その一環として、関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整をすることができる

＜個別到達目標(Specific Behavioral Objectives[SBOs])＞

１　知識

・子どもの権利及び権利条約の４つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができる
・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる
・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べることができる
・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
・子ども家庭相談担当職員として身に付けるべき倫理について述べることができる
・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について説明することができる
・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる
・一時保護の方法、目的とともに、一時保護の及ぼす影響（子ども、保護者、関係機関）について説明することができる
・児童福祉法第２８条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる
・児童相談所の業務について述べることができる
・子育て世代包括支援センター及び児童等に対する必要な支援を行うための拠点について説明することができる
・子ども家庭相談の業務とその流れについて述べることができる
・市町村児童家庭相談援助指針の骨子について述べることができる
・所管児童相談所と子ども家庭相談担当課間の役割や協働について説明することができる
・ソーシャルワークの定義、基本的な考え方について説明することができる
・ソーシャルワークの方法について述べることができる
・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる

・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び永続性と継続性について説明することができる
・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
・里親制度を理解し、その普及の意義について説明することができる
・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
・新生児期から思春期までの子育ての方法について述べることができる
・乳幼児の成長発達に必要な栄養、ケア及び環境について説明することができる
・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べることができる
・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べることができる
・子どもの精神発達の概要について述べることができる
・子どもの心身の状態についての評価のあり方について説明することができる
・子どもの精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等について説明することができる
・保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等及び子育てへの影響について説明することができる
・子どもの生活に関する諸問題（非行、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について説明することができる
・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
・体罰や過度の叱責に頼らない適切な子どもへの対応方法を伝えるための技術や手法について述べることができる
・非行問題の概要について説明することができる
・少年事件、刑事事件に関する警察の対応と、その後の司法手続について述べることができる
・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
・心理検査、心理療法の適用について述べることができる
・家族機能の評価の方法について述べることができる
・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
・各関係機関の機能・役割について説明することができる
・医療機関の機能・役割と連携の方法について説明することができる
・多職種それぞれの専門性について説明することができる
・子ども虐待防止を地域ネットワークで行い、地域で在宅支援していくために必要な知識を有している
・要保護児童対策地域協議会の法的根拠（条例等を含む）を説明することができる
・要保護児童対策地域協議会の意義を説明することができる
・要保護児童対策地域協議会の守秘義務について説明することができる
・要保護児童対策調整機関の意義と役割を説明することができる

・要保護児童対策調整機関担当者の役割を説明することができる
・要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という）の対応には、各関係機関等が情報共有し、役割分担し協働して支援することの必要性を説明することができる
・要保護児童等に関する他機関等からの情報提供依頼の根拠を説明することができる
・要保護児童等に関する包括的な評価に基づく対応について説明することができる
・要保護児童等として扱うべき判断の基準とその違いについて説明することができる
・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の意義と目的を説明することができる
・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催に必要な準備、実施方法を説明することができる
・進行管理を行う意義と目的を説明することができる
・進行管理を行うために必要な準備、実施方法を説明することができる
・身体的虐待について説明することができる
・性的虐待について説明することができる
・ネグレクトについて説明することができる
・心理的虐待について説明することができる
・教育ネグレクトについて説明することができる
・医療ネグレクトについて説明することができる
・代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）について説明することができる
・乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）について説明することができる
・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
・子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる
・配偶者からの暴力の特徴と制度、対応及びその子どもに及ぼす影響について述べることができる
・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
・居住実態が把握できない児童の調査に関する知識を有している
・ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチについて説明することができる
・母子保健事業の歴史と課題について説明することができる
・妊娠・出産に係る法律（母体保護法、民法、母子保健法）について述べることができる
・妊娠・出産に係るそれぞれの時期での心身の危険と支援について述べることができる
・特定妊婦の支援について説明することができる
・母子保健情報の記録について説明することができる

・精神疾患に関する保健所の役割について説明することができる
・学校教育に関する法令と制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
・教育委員会の組織とそれぞれの役割について説明することができる
・学校組織（校務分掌含む）について説明することができる
・特別支援教育制度について説明することができる
・生徒指導の概念と手法について説明することができる
・学校のいじめ、不登校への取り組みについて説明することができる
・スクールソーシャルワーカーの役割を理解し、説明することができる
・スクールカウンセラーの役割を理解し、説明することができる
・保育所等に関する制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
・子ども・子育てに関する制度や事業及びこれに関連する手続きについて説明することができる
・子ども・若者支援に関する制度について説明することができる
・ひとり親家庭への支援制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
・障害支援区分認定等により利用できる市区町村のサービス体系を理解し、説明することができる
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する制度について理解し、説明することができる
・子どもの貧困に関する制度について説明することができる
・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
・入院助産制度について理解し説明することができる

2　技術
・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
・児童相談所への送致が必要なケースを適切に見立てることができる
・児童相談所による判定が必要なケースを適切に見立て、つなぐことができる
・児童相談所から指導委託されたケースについて児童相談所と協働し、適切に支援を実施することができる
・児童相談所から送致されたケースについて適切に調査、支援を実施することができる
・児童相談所と子ども家庭相談担当課の間で、ケース対応における支援の隙間が生じないように、現実的な役割分担をすることができる
・保護者の生き方に寄り添い、子育てを支えるための相談援助関係を築くことができる
・保護者と適切なコミュニケーションを図ることができる
・保護者の特性を見立てることができる
・保護者に対して、受容的な面接と指導的な面接を組み合わせて行うことができる
・夫婦面接、家族合同面接を行うなどして家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整をすることができる

・家庭訪問による調査、面接、支援を適切に実施することができる
・母親の知的能力に応じた妊娠、出産、子育てについて支援することができる
・特別養子縁組や養子縁組の希望があるときに、適切な支援を行うことができる
・心理職の専門性を活用することができる
・子どもを社会的養護に委ねている家族に対して、児童相談所と連携して支援を行うことができる
・一時保護、被措置児童等の家庭への対応について、児童相談所と協動して関係機関の支援の調整ができる
・子どもの行動の問題に関して適切な見立てとそれに基づく支援方針を立てることができる
・個々のケースを継続的に助言、指導することができる
・個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けた支援方針の検討と役割分担の協議を進め、深めることができる
・子どもの生活に関する諸問題について適切にケースマネジメントができる
・相談内容に応じて他機関による支援に移行されるよう、適切な援助・指導をすることができる
・アセスメントに必要な情報の把握を適切に行うことができる
・アセスメントシートを活用したケースの客観的な評価ができる
・アセスメントに基づきケースのリスクと支援の必要性のランク付けをすることができる
・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて、子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントと見立てを行うことができる
・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと支援を行うことができる
・子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
・包括的なアセスメントとリスクアセスメントに基づく一時保護（送致）の必要性の判断ができる
・生育歴等を踏まえた包括的なアセスメントとリスクアセスメントを行うことができる
・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる
・地域の関係者の役割分担を行い、効果的にその家族や子どもに関わっていくことができる
・関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートを行うことができる
・支援において、地域資源を適切・有効に利用することができる
・学校や保育所等、子どもにとっての身近な居場所となる機関とのつながりを活用し、協働することができる
・警察の組織、役割を理解し、協力の依頼や連携をすることができる
・産科と連携し、特定妊婦の把握、支援を適切に行うことができる
・庁内の組織、役割を理解した調整ができる

・関係機関等と信頼関係を築き、維持し、修復することができる
・関係機関が抱く危機意識を受け止め、客観的な評価のもと、ケース対応の依頼や関係機関のフォローができる
・地域で多機関ネットワークを構築することができる
・要保護児童対策地域協議会において適切に情報共有ができ、多機関での支援計画を立てることができる
・子どもに関わる様々なネットワークと連携し、協働することができる
・関係機関の役割を十分に活用して、ネットワークで支援をしていくことができる
・リスク判断を行うために必要な情報の収集を、具体的に関係機関に対して依頼することができる
・関係機関間で、要保護児童等として扱う基準が異なる際の調整ができる
・関係機関間でのリスクの受け止め方の相違について、共通理解の促進と調整ができる
・関係機関等に調整機関として必要な依頼や指示をすることができる
・関係機関等に対応方法を提案し、具体的な援助の依頼ができる
・他機関、多職種の連携のコーディネートができる
・転居ケースについて、他市区町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継ぎや連携をすることができる
・他機関、多職種が要保護児童等に対する理解と支援を促進するための研修等を企画して実施することができる
・会議の議事運営を適切に実施することができる
・会議において参加者が平等に意見を話せる工夫をすることができる
・個別ケース検討会議の開催の必要性の判断ができる
・個別ケース検討会議の開催の頻度や参加機関の判断ができる
・個別ケース検討会議の開催に必要な準備や必要な資料（ケース概要、ジェノグラム、エコマップ等）の作成ができる
・個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理をすることができる
・個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けたアセスメントに基づいた支援方針と役割分担の協議を進めることができる
・進行管理を行う会議（実務者会議等）の実施に必要な情報の収集と、そのプロセスにおける関係機関への依頼や指示を適切に行うことができる
・進行管理を行う会議（実務者会議等）を適切に実施することができる
・進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を適切に記録することができる
・進行管理を行う会議（実務者会議等）の適正な規模や開催頻度について工夫と調整ができる
・進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を、次の支援活動に活かせるように、関係機関に具体的な提案、依頼ができる
・進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる
・進行管理台帳への登録の終結の際に関係機関への留意点を説明し、指示することができる

・情報の客観性を評価し、合理的根拠に基づくケースの進行管理を行うことができる
・長期的視点で進行管理を行うことができる
・役割分担や支援の進捗状況について適切に連絡調整や情報の整理ができる
・要保護児童に関する通告及び特定妊婦等に関する情報提供について、事実認定するための情報収集、情報の質の判断、論理的な思考、推論ができる
・子どもの年齢に応じた聞き取りを行うことができる
・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
・家族及び関連する者から十分な情報を収集する計画を立て、実行することができる
・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握することができる
・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
・子ども虐待対応の寄り添い型のソーシャルワークの意義（必要性）を理解し、行うことができる
・配偶者からの暴力に関する知識を持ち、制度を理解し、相談援助活動に活かすことができる
・配偶者からの暴力被害を受けた者の心理的傾向を理解し、女性相談員（婦人相談員）等と協働し、継続的な支援を実施できる
・居住実態が把握できない児童の調査を実施し、適切な対応ができる
・無戸籍児の対応を適切に行うことができる
・妊娠、出産から子育て期までの母子の健康上の課題、母子保健制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
・特定妊婦と考えられる妊婦からの聞き取りができ、心身の問題の把握ができ、リスクを把握することができる
・特定妊婦への支援を協働して実施することができる
・母子保健情報を活用することができる
・母子保健と子ども家庭相談が切れ目のない支援を行うことができる
・予期しない妊娠をしている母親の支援をすることができる
・子どもの所属機関が適切に虐待通告、情報提供を行うことができるように連携の基盤を作ることができる
・不登校の背景の調査を適切に行うことができる
・子どもの特性に応じた教育を受けられるように支援を行うことができる
・学校教育に関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
・保育所等入所に必要な手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
・緊急一時保育、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
・ひとり親家庭を対象とした制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
・障害児支援施策について理解し、相談援助活動に活かすことができる
・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる

・入院助産制度を理解し、相談援助活動に活かすことができる
・地域の子どもと家庭のニーズに応じた施策の企画、立案、実施、変更ができる

3　態度
・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
・子ども家庭相談担当職員が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
・子ども家庭相談担当職員自らの対人関係やコミュニケーション上の傾向について自己覚知に努める
・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
・子どもの行動の問題に止まらず、その背景や深層を理解している
・子どもと家族の持つ力（レジリエンス）に注目している
・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
・保護者の様々な有り様（多様性）を理解し、受け止めることに努める
・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
・日頃から関係機関と頻繁に連絡を取り、連携が図られるようにしている
・個別ケースの進捗状況や支援の効果について、定期的に確認し見直しを行っている
・関係機関等が役割分担に基づく支援を継続できるように、関係者を支え、労うことができる
・地域でのネットワーク支援を継続的に行っていくための関係機関に対する思いやりや尊敬の念を有している
・関係機関（庁内を含む）に調整機関の意義と役割の理解を促進するとともに、組織間の信頼関係の構築、維持ができる
・主担当がどこの機関にあるかにかかわらず、地域のケースをマネジメントする立場を自覚している
・個別ケース検討会議等において、調整機関担当としての立場と、個人としての意見や感情を分けた姿勢、態度を取ることができる
・虐待に至る家族背景や保護者の気持ちに目を向け、寄り添うことができる
・地域で暮らす家族の抱えるリスクを受け止め、支援を続ける覚悟を持っている
・他機関の職員の専門性を尊重し、関係を築くことができる

要保護児童対策調整機関の専門職研修カリキュラム

コマ（90 分）

科目	細目	コマ数	講義内容
１　子どもの権利擁護と倫理	○子どもの権利の考え方 ○子どもの権利条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○子どもの権利侵害 ○個人情報の取り扱い ○記録の取り方・管理 ○子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	講義 1
２　子ども家庭相談援助制度及び実施体制	○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県（児童相談所)、市区町村の役割	1	講義 1
３ 要保護児童対策地域協議会の運営	○各関係機関の特徴と役割 ○医療機関との連携 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○多機関ネットワーク ○関係機関との協働と在宅支援 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○関係機関への説明の理論性と正当性の必要性 ○調整機関の役割 ○他市区町村及び管轄外児童相談所との連携	2	講義 1 演習 1
４　会議の運営とケース管理	○個別ケース検討会議の効果的な実施・運営 ○進行管理を行う意義と目的 ○要保護児童対策地域協議会で扱うケースの管理	1	演習 1
５　児童相談所の役割と連携	○児童相談所の業務 ○児童相談所の組織と職員 ○援助決定の流れ ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働	1	講義 1
６　子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	○子ども家庭相談の業務 ○相談受理のあり方 ○援助決定の流れ	2	講義 1 演習

	○保護者理解と支援 ○面接相談の方法と技術 ○子どもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方		1
7　社会的養護と市区町村の役割	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 ○家庭復帰と市区町村の役割	1	講義 1
8　子どもの成長・発達と生育環境	○子どもの成長・発達の特性 ○生育環境とその影響（DV・貧困も含む） ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況	1	講義 1
9　子どもの生活に関する諸問題	○いじめ、子どもの貧困等の社会的問題 ○非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題	1	講義 1
10　子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども・家庭支援のあり方 ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、妊婦、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○ケースの進行管理・再評価 ○チームアプローチ ○ケースカンファレンス（事例検討） ○妊娠期におけるソーシャルワーク	2	講義 1 演習 1
11　子ども虐待対応	○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む）	3	講義

	○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメントプランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応 ○性的虐待への対応 ○居住実態が把握できない児童への対応 ○無戸籍児への対応		1 演習 2
12　母子保健の役割と保健機関との連携	○母子保健における視点 ○母子保健に関する法令と施策 ○母子保健事業の展開と実務 ○母子保健手帳の活用 ○特定妊婦の把握と支援 ○保健所・子育て世代包括支援センターとの連携のあり方	1	講義 1
13　子どもの所属機関の役割と連携	○学校組織 ○教育機関との連携のあり方 ○保育所等の利用と連携のあり方 ○所属機関における特別なニーズのある子どもへ	1	講義 1

	の支援		
14　子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	○子ども・子育て支援制度 ○子ども・若者支援制度 ○ひとり親家族の支援制度 ○障害種別と障害支援区分 ○障害に関する法令と制度 ○生活保護制度・低所得者対策制度	1	講義 1

合計１９コマ

様式第１号

児童福祉司任用前講習会
修　了　証

所　属

氏　名

年　　月　　日生

児童福祉法第十三条第三項第五号に規定する講習会を修了したことを証明する。

年　　月　　日

都道府県知事等名

様式第２号

児童福祉司任用後研修
修　了　証

所　属

氏　名

年　　月　　日生

児童福祉法第十三条第八項に規定する研修について修了したことを証明する。

年　　月　　日

都道府県知事等名

様式第３号

児童福祉司スーパーバイザー研修
修　了　証

所　属

氏　名

年　　月　　日生

児童福祉法第十三条第八項に規定する研修について修了したことを証明する。

年　　月　　日

都道府県知事等名

様式第４号

要保護児童対策調整機関の
調整担当者研修
修　了　証

所　属

氏　名

年　　月　　日生

児童福祉法第二十五条の二第八項に規定する研修について修了したことを証明する。

年　　月　　日

都道府県知事等名

研修の実施体制について

○改正児童福祉法では、児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司の任用後研修、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習、要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修が義務化される。
○研修の実施に際しては、都道府県等が実施する研修体系の整理を行うとともに、研修実施に関する都道府県等への補助の充実、子どもの虹情報研修センター等の研修実施機関における研修体制の強化を図る。

義務研修の内容

都道府県等

①児童福祉司スーパーバイザー研修

②児童福祉司の任用後研修

③社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習

市町村

④要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修

平成29年度における対応

児童福祉司スーパーバイザー研修実施機関

①児童福祉司スーパーバイザー研修
・子どもの虹情報研修センター
【現行】定員80名で年１回開催

→ ○子どもの虹情報研修センター
・定員80名で年２回開催（計160名）【拡充】

→ ○国が選定した研修実施機関
・選定、実施方法等について今後検討【新規】

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

②児童福祉司の任用後研修

③社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習

④要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修

→ ○全都道府県・指定都市・児童相談所設置市で実施

→ ○実施率の引上げ（例：児童福祉司任用資格取得のための研修）
・65%→１００%

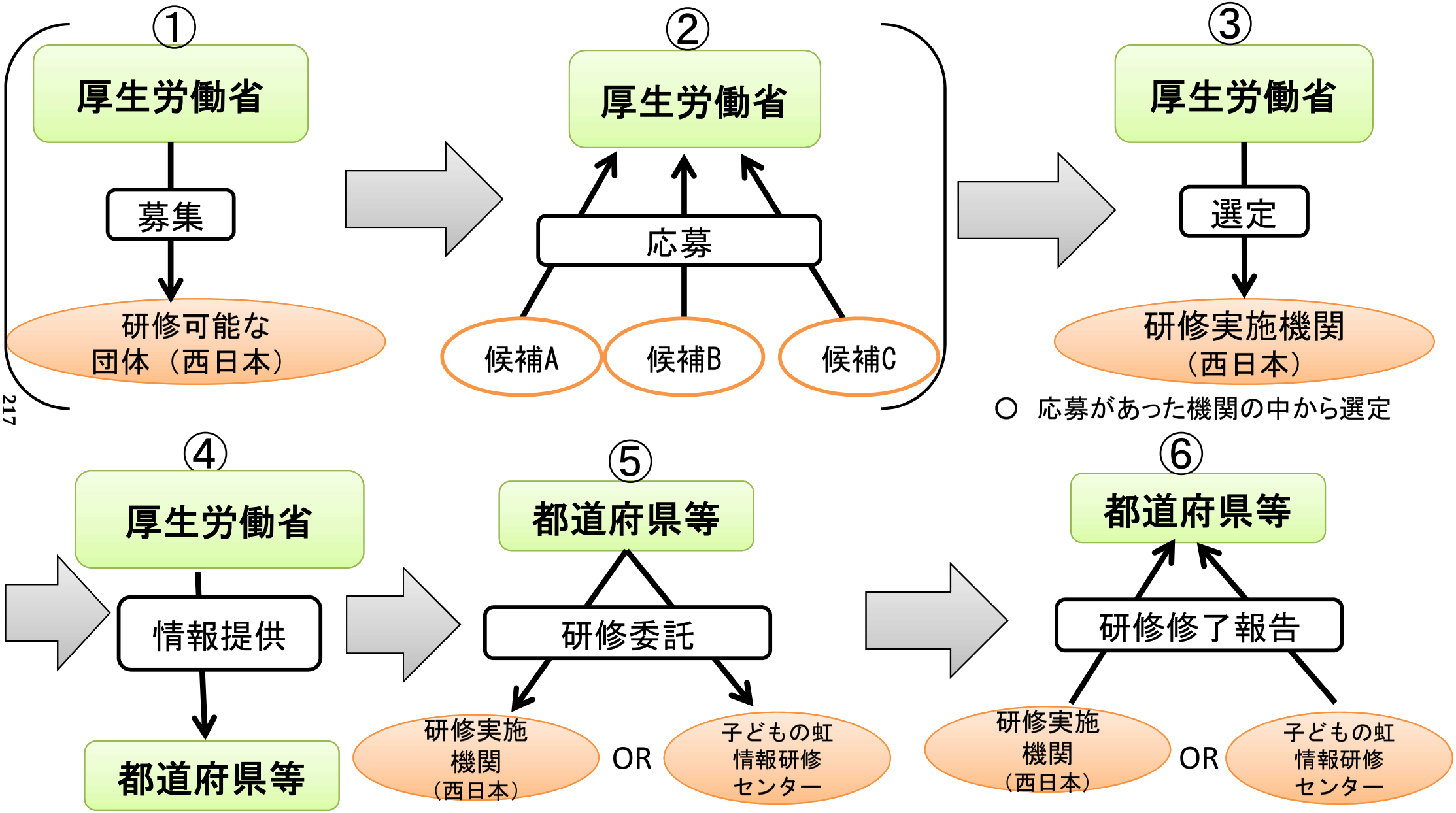
→ ○新たな研修事業の創設

子どもの虹情報研修センター

○都道府県等が実施する②③④研修の講師や企画担当者を対象とする研修【新規】

→ ○研修内容
・講義で触れるべき重要項目、演習方法の紹介、研修企画の方法などで構成する予定

平成29年度スーパーバイザー研修の実施の仕組みについて（イメージ）



児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについて（案）

１．作成の必要性

（１）児童虐待防止対策に関する副大臣等会議決定（平成26年12月26日）

○　遅延なく初期対応を実施するために、共通アセスメントツールを整備（児童相談所と市町村において、児童虐待の内容や世帯の状態、緊急度等を表す共有ランク表を整備）

（２）社会保障審議会児童部会・新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）（平成28年3月10日）

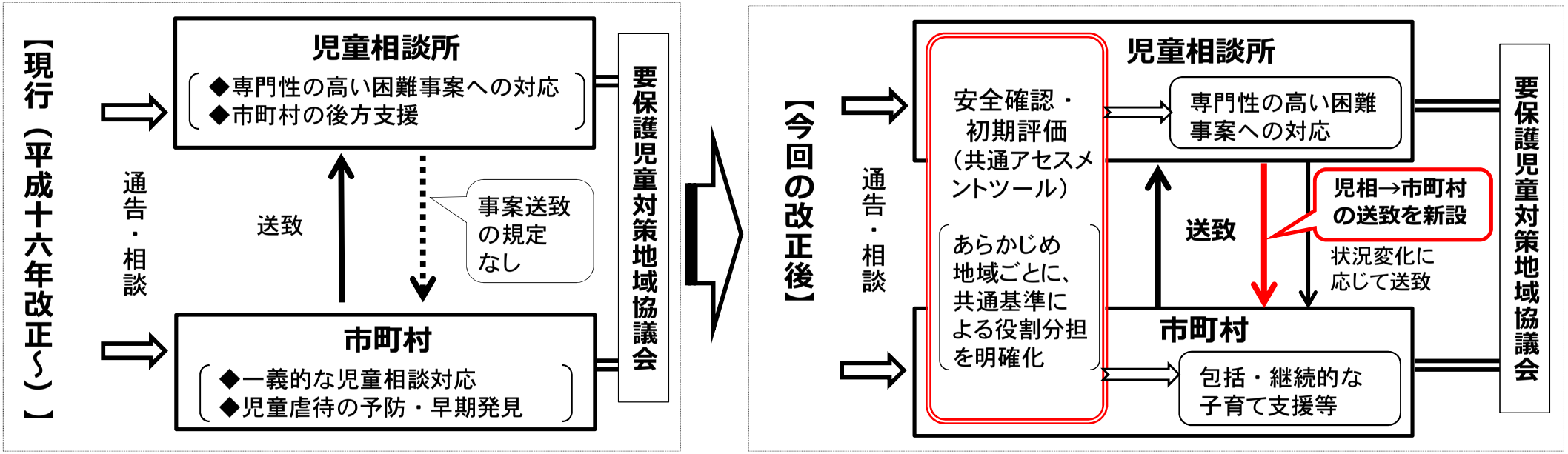
○　当面、初期対応の漏れがないようにするため、児童相談所と市区町村の間で共通のアセスメント基準を作成するとともに、児童相談所から市区町村へ送致する仕組みを設けることが考えられる。

（３）改正児童福祉法の施行

○　児童が心身ともに健やかに養育されるよう、市町村と都道府県の役割を明確化【児童福祉法第３条の３・公布日施行】

○　児童相談所から市町村への事案送致を新設【児童福祉法第２６条第１項第３号・平成29年4月施行】

→　（児童相談所長は、）児童及び妊産婦の福祉に関し、（略）その他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者（措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。



２．作成の目的・趣旨等

○　法改正の趣旨を踏まえ、ケース対応に際しては、児童相談所と市町村のそれぞれの役割や機能を有効に活用することが必要

○　児童相談所と市町村の間で、ケース対応に関する共通理解や円滑な情報共有を図り、役割分担を行う指標（目安）となるよう、共通アセスメントツールを作成。その際、児童相談所と市町村の押し付け合いにならない仕組みとすることが肝要。

資料25

○　現行において各自治体が既に作成・活用しているアセスメントシート等を参考として、今後提示をするシート例と20～30項目程度のリスク因子の主な指標例を作成中。

（参考）各自治体における児童相談所と市町村の共通アセスメントの策定状況（平成２８年厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ）

策定している	２１自治体
策定していない	４８自治体

○**策定している２１自治体**
栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・大阪府・兵庫県・奈良県・岡山県・山口県・愛媛県・高知県・大分県・千葉市・横浜市・川崎市・浜松市・名古屋市・大阪市・福岡市・熊本市

３．シートの対象及び使用方法等

○　児童相談所又は市町村が通告等により把握した「虐待ケース」及び「虐待が疑われるケース」を対象とする。

○　虐待通告等受理後、受理会議等において、初期対応を検討するためのアセスメントを行う。それ以後、必要に応じて、不明となっている事項の調査を進め、適宜アセスメントの見直しを行う。

○　一定期間後、児童相談所又は市町村のいずれかを主担当機関として定める必要がある場合に、事案送致等を行う事前協議の場においての活用も可。
→　その際に、アセスメントの結果を踏まえた主担当機関の決定方法についての基本的なルールを事前に双方協議の上で定めておくことが必要

○　要保護児童対策地域協議会の関係機関間で、個別ケース検討会議において評価内容の共有等にも活用。

４．アセスメントツール使用による考えられる効果

○　児童相談所及び市町村が共通の指標を使用することで、機関相互の問題認識の共有化と対応漏れの防止が図られる。

○　担当者の経験則、思い込みや希望的観測をできるだけ排除し、判断の客観性・的確性を高め、対応の遅れを防止する。

○　必要な情報についてのチェックや、断片的な情報を整理し、統合し、評価する上で有効である。

○　不明となっている項目が多い領域を確認でき、今後の調査のターゲットが絞られる。

○　前回評価したときの子どもや家庭の状況と現状との比較が出来る。この間の援助内容に効果があったかどうかの評価にも活用できる。

○　長期化したケースについて、関係機関相互の意見が異なる場合、ケースの客観的な見立ての見直しをする際に役立つ。

５．共通アセスメントツールの取扱い通知（雇用均等・児童家庭局長通知）作成に当たっての留意事項

○　児童相談所及び市町村の役割分担に当たっての基本的な考え方の明確化

○　シート例（案）とリスク因子の指標例の考え方及び使用上の留意点についての具体的な記載内容

○　送致の決定過程と事前調整の手法、送致の受け手の検討期間等についての考え方の提示　など

６．今後のスケジュール（案）

【平成２８年度】

（○　１１月３０日：第４回市区町村の支援業務ワーキンググループにシート例（案）とリスク因子の指標例を提示）

（○　１２月　９日：第４回子ども家庭福祉人材ワーキンググループにシート例（案）とリスク因子の指標例を提示）

○　１月中下旬　：共通アセスメントツールの取扱い通知（案）を地方自治体に提示

○　２月以降　　：各地方自治体において共通アセスメントツール（案）をもとに、地域の実情に応じた児童相談所と市町村の役割分担等を検討し、ガイドライン等を策定

○　３月下旬　　：共通アセスメントツールの取扱い通知を技術的助言として地方自治体に発出

○　４月１日　　：運用開始

【平成２９年度以降】

○　各地方自治体での運用状況等についての情報を収集

○　必要に応じて、共通アセスメントツールの取扱い通知の見直しを検討

○　将来的には、研究者による研究成果等を踏まえ、状況に応じ、ニーズやストレングスも含めた包括的なアセスメントの策定が可能かどうかの検討が必要

児童相談所強化プラン（概要）

1. 目的

（平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定）

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。（平成28年度から31年度まで）

2. 内容

①専門職の増員等

- ○ 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- ○ 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- ○ 弁護士の配置を積極的に推進。

②資質の向上

- ○ 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- ○ 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

③関係機関との連携強化等

- ○ アセスメントツール（共通基準）を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- ○ 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- ○ 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

3. 専門職の増員目標

（強化プラン期間4年間）

	平成27年度実績		平成31年度目標
児童福祉司	2，930人	＋５５０人程度（H27'比 ＋19%）	３，４８０人
スーパーバイザー	470人	＋１１０人程度（H27'比 ＋23%）	５８０人
児童心理司	1，290人	＋４５０人程度（H27'比 ＋35%）	１，７４０人
保健師	90人	＋１２０人程度（H27'比 ＋133%）	２１０人
合計	4，310人	＋1，１２０人程度（H27'比 ＋２６%）	５，４３０人

※保健師については、平成29年度を目標とする。

※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部（450人程度）を専門職に振り替える（全体で670人程度の純増）。

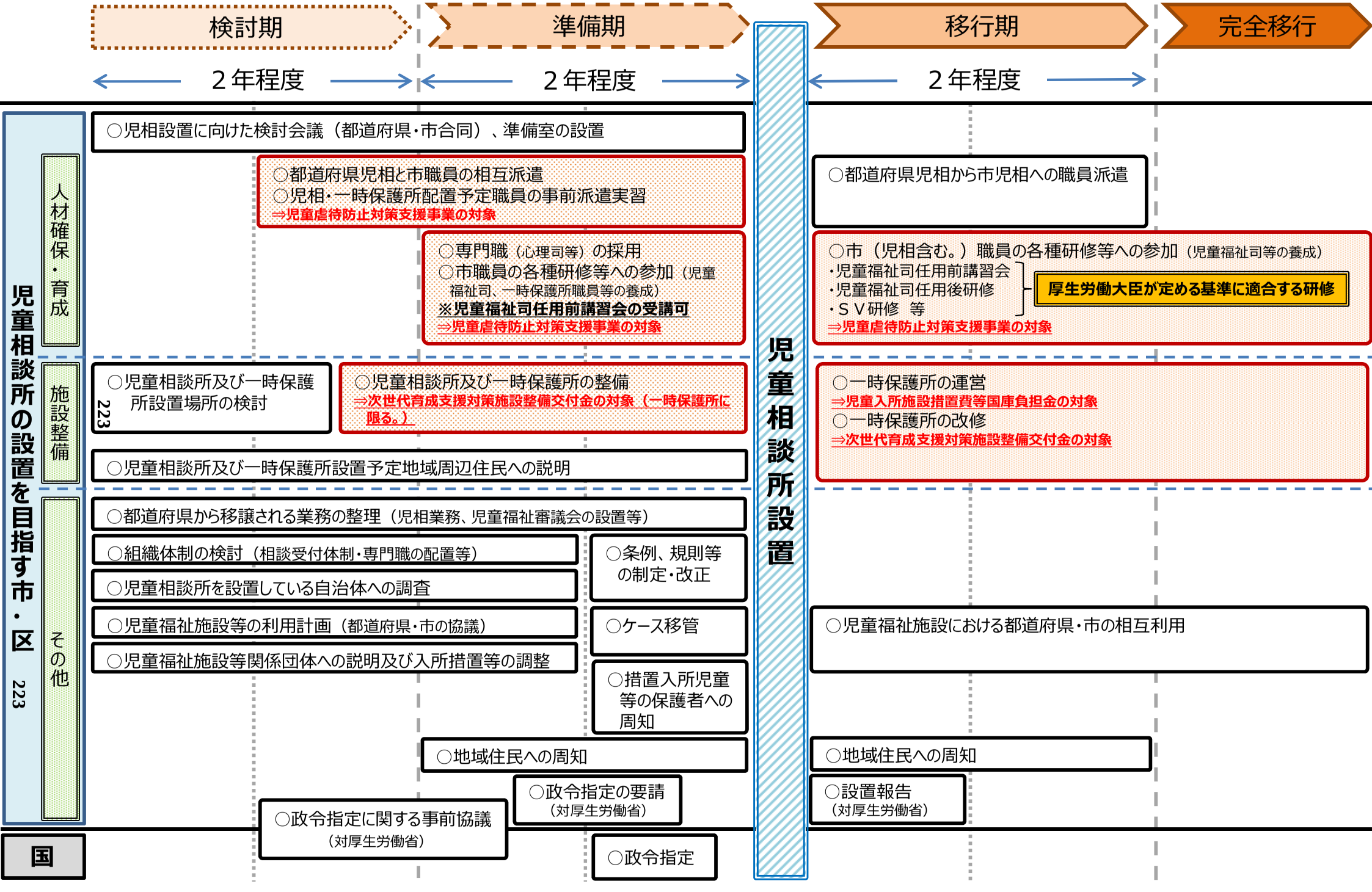
資料26

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
（児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究）

背景・目的	改正児童福祉法においては、児童相談所の設置主体として、政令で定める特別区も児童相談所を設置できることとなった。 また、指定都市以外の市については、平成16年改正により設置することができることとなったが、横須賀市・金沢市の2市にとどまり、設置が進んでいない。 これまで児童相談所を設置した自治体からは、開設に向けて苦労した点として、 ・ どのような準備が必要であるか ・ 開設までのスケジュール ・ 都道府県と必要となる調整事項 ・ 設置後に必要な体制 ・ 運営費用　など が分からなかったことが挙げられており、市において設置が進まない要因の一つとなっていると考えられる。 このため、設置に向けての検討を進めるに必要な参考資料として活用いただけるよう、児童相談所設置のためのマニュアルを作成する。
研究内容	近年、児童相談所を設置した、横須賀市、金沢市などの自治体の担当者に対しヒアリングを行い、設置準備から、開設までの流れを網羅的に把握できるよう必要な整理事項をまとめた、児童相談所設置のためのマニュアルを今年度中に作成する。
実施者	（福）恩賜財団母子愛育会　愛育研究所

資料27

（関連資料○）　児童相談所設置までのロードマップ（例）



資料28

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（案）

１．趣旨・目的

（１）今般の児童福祉法等改正において、市区町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化された。

（２）また、都道府県（児童相談所）が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態があり、市区町村が、身近な場所で、子どもやその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者。以下同じ。）に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止することが重要であることから、市区町村を中心とした在宅支援の強化を図ることが盛り込まれている。

（３）市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

　このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。

（４）本運営指針は、支援拠点が、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、責任を持って必要な支援を行うことを明確化するとともに、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）・要保護児童対策調整機関との関係整理や児童相談所との連携、協働のあり方など、適切な運営が行われるようにするための基本的考え方を示すものである。

２．実施主体

　支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

　ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認めた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

　また、委託先の選定に当たっては、支援拠点が子どもとその家庭及び妊産婦等の個人情報を取り扱うことになるため、徹底した情報の管理や知り得た内容を外部に漏らすことがないように守秘義務の徹底等を図る体制が整備されている委託先を選定すること。その際、市区町村は、支援内容の役割分担や個人情報の取扱いなどについて、支援拠点に係る条例や規則等で定め、委託先の社会福祉法人等が適切に業務を行うことができるよう援助する必要がある。さらに、委託先が行った業務の結果の把握と管理など、業務を適正に行う責任は市区町村にあるため、委託先と緊密に連携し、信頼関係を構築する

必要がある。

また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

3．対　　象

市区町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

4．業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努める。

さらに、今般の児童福祉法等改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）を対象とした、「（2）要支援児童及び要保護児童等への支援業務」について強化を図る。

（1）子ども家庭支援全般に係る業務

①　実情の把握

子どもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行う。

その際、保育所・幼稚園、学校等に在籍していない子どもや「居住実態が把握できない児童」にも留意して把握に努める。

②　情報の提供

子どもとその家庭及び妊産婦等が自主的に活用できるように、当該地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも連携に資するその福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行う。

なお、関係機関への個人情報の提供に関しては、法律を遵守するとともに、④の総合調整を行う際にも、その方法について工夫する必要がある。

③　相談等への対応

子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談まで、また妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じる。

その対応に際して、まずは、子どもとその家庭及び妊産婦等からの相談を受けやすい体制や遅滞なく適切に対応する体制を整備して、相談に応じることが必要である。

相談対応に当たっては、適切に相談者のニーズを把握し、それに応じたカウンセリング等の支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策に係る市区町村事業（利用者支援事業（基本型）など）を十分に活用することが必要であり、さらに密接に連携する必要がある母子保健施策や障害児施策に係る市区町村事業の活用を図ることが求められる。当該家庭に関わる場合には、生活保護や高齢者等の福祉施策との連携、民生・児童委員（主任児童委員）、妊娠相談や子育て支援などを行う民間団体等の社会資源も活用して、相談者のニーズに応じた支援を行うとともに、学齢期の子どもへの対応では、いじめ等の問題への取組や特別支援教育等の教育関連施策との連携も視野に相談対応を行うなど、妊娠期から子どもの自立までに関わる社会資源の機能を的確に把握し、十分な連携を図りながら相談対応、支援を行う。

また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 25 条に基づく要保護児童を発見した者からの通告及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第６条第１項に基づく児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告や、法第 21 条の 10 の５第１項に基づく要支援児童及び要保護児童等と思われる者を把握した関係機関等からの情報の提供を受け、その場合には、（２）①及び②の対応を行う。

さらに、法第 26 条第１項第３号に基づく児童相談所からの送致や、法第 26 条第１項第８号に基づく通知を受け、その場合には、児童相談所を含む関係機関と連携して、必要な支援等を行う。

④　総合調整

個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うことと併せ、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な援助を行う。

特に、要支援児童及び要保護児童等に関しては、支援拠点が中核となって必要な支援を行うとともに、関係機関でサービスを分担する際には、責任を明確にして、円滑なサービス提供を行う。

（２）要支援児童及び要保護児童等への支援業務

①　危機判断とその対応

４（１）③の通告や関係機関等からの情報の提供があった場合、状況により要支援児童及び要保護児童等に関する認識を得た場合には、以下の手順で危機判断とその対応を行う。

ア　情報源からの聞き取り

通告又は情報の提供があった場合には、危機判断に資するよう、詳細に内容を聞き取る。

イ　安全確認

子どもや妊産婦を直接目視することにより行うことを基本とし、速やかに、関係機関等と連携しながら、当該子どもや妊産婦等の家庭に訪問する等により、安全を確認する。

ウ　危機判断

②アの調査を行いつつ、限られた情報の中からでもリスクが高いかどうかに常に留意して、危機判断を行う。

エ　危機対応

子どもがその養育環境により、危機状態である可能性もしくは危機状態に至る可能性が高いと判断した場合には、速やかに児童相談所と連携して、児童相談所に送致することを含め、危機対応を行う。

また、自殺企図や胎児への虐待を行っている妊婦等については、母子保健分野や精神保健分野などの関係機関等とも連携しながら、危機対応を行う。

② 支　　援

ア 調　　査

関係機関等に協力を求め、家庭の生活状況や得られた情報に関する事実把握を行った上で、要支援児童及び要保護児童等と判断した子どもとその家庭及び妊産婦等に関しては、子どもの状況、保護者の状況、親子関係等の家庭環境、家庭とその支援体制の状況及び地域との関係等に関する情報や要支援児童及び要保護児童等に至った経緯の把握等の必要な調査を行う。

イ　アセスメント

アの調査によって得られた情報を基に、家庭、子ども、保護者、妊婦、親子関係、地域との関係及び支援の状況等の評価を行い、ニーズやリスクを的確に把握して、支援計画の作成に資する総合的なアセスメントを行う。また、必要に応じて、協議会の個別ケース検討会議を開催し、情報を共有する。

ウ　支援計画の作成等

必要に応じた関係機関等との連携を行い、支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成する。その作成に当たっては、イのアセスメントに基づき支援目標を設定し、可能な限り子ども、保護者及び妊婦の意見や参加を求める。

なお、支援計画を立てる際に、支援の過程で危機状態に至る可能性があることを常に念頭に置きながら作成する必要がある。

また、エの支援及び指導等を行いながら、必要に応じて、定期的にその支援計画の見直しを行う。

エ　支援及び指導等

支援計画に基づき、子ども、保護者及び妊婦等に電話、面接等の適切な方法による助言指導や継続的な支援が必要な場合には、関係機関と役割分担を行い、通所、訪問等の方法による継続的な養育支援やカウンセリング、ソーシャルワーク等を行う。

また、必要に応じて関係機関と協議、調整した上で、要支援児童及び要保護児童等への在宅支援サービス（養育支援訪問事業、ショートスティ事業、保育所、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等）の提供や、障害児・者施策、生活困窮者施策、ひとり親支援施策等のサービスを活用するとともに、身近で利用しやすい社会資源を活用して効果的な在宅支援を行う。

さらに、相談対応から支援及び指導等に至る一連の援助過程が理解でき、継続的に支援できるよう、要支援児童及び要保護児童等に関する支援経過や関係機関間の情報のやり取りなどの記録を作成し、管理・保管する。

また、必要に応じて、児童相談所で対応している施設入所等の措置を行っている子どもの保護者やその家庭の支援についても、家庭復帰支援の一環として児童相談所と連携しながら対応する。

オ　都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導

法第 26 条第 1 項第 2 号及び法第 27 条第 1 項第 2 号に基づき、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導（以下「市区町村指導」という。）は、支援を適切に受け入れられない保護者、家庭等や継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、都道府県（児童相談所）の措置という行政処分を背景に行うものであり、都道府県（児童相談所）から委託を受けた市区町村では、以下の事項に留意し、児童相談所と常に協働して市区町村指導を実施する。

（ア）市区町村は、都道府県（児童相談所）の措置による児童福祉司指導という枠組みの中で委託を受けて、子どもや保護者等の家庭を訪問し、家事援助等の支援や必要に応じ通所による支援等の市区町村指導（以下「市区町村による支援等」という。）を実施する。また、児童相談所と情報を共有し、参考となる事項を詳細に把握するとともに、児童相談所と市区町村の役割を明確にし、協働して支援計画を作成し、共有する。

（イ）市区町村による支援等を行うに当たっては、頻回に児童相談所と情報を共有し、その有効性を判断する。また、市区町村による支援等の趣旨の徹底を図る必要がある場合には、児童相談所が当該家庭に対して当該措置に関する理解を促す対応を行うよう、児童相談所と協議を行うとともに、児童相談所の介入的な対応と並行して市区町村による支援等を行う。

（ウ）当該措置の解除又は変更に当たっては、事前に都道府県（児童相談所）と市区町村とが十分協議を行う必要がある。また、市区町村による支援等の結果、市区町村が当該措置の解除又は変更を適当と認めた場合にも、児童相談所と協議を行い、措置の解除又は変更を促す。

（3）関係機関との連絡調整

①　協議会の活用

協議会の対象ケースに関しては､進行管理を行う会議など実務者会議等を通じて、要支援児童及び要保護児童等に関する情報の交換及び共有や支援内容の協議等を行う協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。

②　児童相談所との連携、協働

ア　支援拠点と児童相談所は、個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を行うこととし、定例的に情報交換や連絡調整の機会を設けるなど、日頃から良好なコミュニケーションを図る必要がある。

イ　また、ケースが関係機関の隙間に落ちたり、責任の所在が曖昧になることを防

ぐため、必ず主担当機関を定め、緊密な連携のもとに相談援助活動を行う。その際、ケース対応に関する共通理解や問題認識の共有、円滑な情報共有を図り、遅延なく初期対応に当たる必要がある。その後のケース対応においても、児童相談所と認識を共有しながら、相互の意見が違ったときに、ケースの客観的な見立ての見直しを行う。

③　他関係機関、地域協議会等との連携

支援業務を円滑かつ効率的に実施するために、保健所、保健センター、民生・児童委員（主任児童委員)、教育委員会、学校、医療機関、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設・里親、養子縁組家庭、地域子ども・子育て支援事業実施機関、障害児支援実施事業所、発達障害者支援センター、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、警察、少年サポートセンター及び子ども・若者支援地域協議会その他地域の関係機関、地域協議会等との連携の確保に努める。

（４）その他の必要な支援

①　児童相談所が一時保護又は施設入所等の措置を解除した後の子ども等が、新しい生活環境の下で安定した生活を継続していくために、支援拠点は、児童相談所と十分に連携を図り、必要に応じて、協議会（進行管理を行う会議など実務者会議等）の活用などにより、子どもや家族からの相談や定期的な訪問等を行うなどのアフターケアを行う。

②　子どもを養育している里親、養子縁組里親の家庭や養子縁組家庭が、地域において社会的につながりを持ち、孤立しないために、支援拠点は、地域の社会資源の活用や、役所の手続が円滑に進むよう、児童相談所や関係機関と連携して必要な支援を行う。

③　不良行為に関する相談など非行相談の対応に当たっては、地域での支援の可否について判断し、学校、児童相談所、警察等の関係機関との連携を密にして、十分協議を行いながら対応する。

５．設置形態等

（１）類　　型

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

①　小規模型【小規模市・町村部】

ア　小規模Ａ型：児童人口概ね 0.9 万人未満（人口約 5.6 万人未満）

イ　小規模Ｂ型：児童人口概ね 0.9 万人以上 1.8 万人未満（人口約 5.6 万人以上約 11.3 万人未満）

ウ　小規模Ｃ型：児童人口概ね 1.8 万人以上 2.7 万人未満（人口約 11.3 万人以上約 17 万人未満）

②　中規模型【中規模市部】：児童人口概ね 2.7 万人以上 7.2 万人未満（人口約 17 万人以上約 45 万人未満）

③　大規模型【大規模市部】：児童人口概ね 7.2 万人以上（人口約 45 万人以上）

の５類型に区分する。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、２次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが求められる。

（２）運営方法等

地域の実情に応じた多様な運営方法等を工夫することができる。

①　要保護児童対策地域協議会との関係

支援拠点は、多くの関係機関の役割や責務を明確にし、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、法第 25 条の２第５項に基づく、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められる。

②　子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型））との関係

支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が、支援拠点と子育て世代包括支援センターの２つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる。

また、支援拠点と子育て世代包括支援センターをそれぞれ別の主担当機関が機能を担う場合には、適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行えるような体制を整備（それぞれ別の主担当機関が機能を担うことによる漏れを防止するため、担うべき機能を所掌事務等で明確化するなど）することが必要である。

③　利用者支援事業（基本型）との関係

支援拠点は、一般子育てに関する相談などにも応じ、適切な支援に有機的につないでいく役割も担っているため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業やその他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるようにするには、利用者支援事業実施機関と適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行えるよう、有効な社会資源の一つとして活用することが求められる。

④　家庭児童相談室との関係

支援拠点は、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応を行う役割も担っており、福祉事務所の家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う既存の家庭児童相談室の機能を包含することにもなるため、家庭児童相談室の機能を核として支援拠点の機能を拡充していくことも想定される。

⑤　庁内の関係部局との関係

支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等の状況に応じて、様々な社会資源を活用して、有機的につなげ、包括的な支援に結び付けていく役割も担っているため、庁内の関係部局、特に、保健担当部局（母子保健、精神保健、地域保健）、教育担当部局（生徒指導、特別支援教育）、福祉担当部局（障害児・者福祉、生活保護、母子

福祉、地域福祉、高齢者福祉)、青少年担当部局（青少年育成、若者支援）とは、情報の共有を含む緊密な連携が不可欠であり、これらを相互に結び付けるネットワークの中核機関となることが求められる。

6．職員配置等

（1）主な職員

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができる。

（2）主な職務、資格等

職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

① 子ども家庭支援員

ア 主な職務

（ア）実情の把握

（イ）相談対応

（ウ）総合調整

（エ）調査、支援及び指導等

（オ）他関係機関等との連携

イ 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等（別表の１参照）

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

② 心理担当支援員

ア 主な職務

（ア）心理アセスメント

（イ）子どもや保護者等の心理的側面からのケア

イ 資格等

大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

③ 虐待対応専門員

ア 主な職務

（ア）虐待相談

（イ）虐待が認められる家庭等への支援

（ウ）児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整

イ 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等（別表の２参照）

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

（３）配置人員等（別紙の１参照）

５（１）の類型ごとに、主な職員のそれぞれの最低配置人員等を定めることとし、

① 小規模型

ア 小規模Ａ型：子ども家庭支援員を常時２名（１名は非常勤形態でも可）の常時計２名以上

イ 小規模Ｂ型：子ども家庭支援員を常時２名（１名は非常勤形態でも可)、虐待対応専門員を常時１名（非常勤形態でも可）の常時計３名以上

ウ 小規模Ｃ型：子ども家庭支援員を常時２名（１名は非常勤形態でも可)、虐待対応専門員を常時２名（非常勤形態でも可）の常時計４名以上

② 中規模型：子ども家庭支援員を常時３名（１名は非常勤形態でも可)、心理担当支援員を常時１名（非常勤形態でも可)、虐待対応専門員を常時２名（非常勤形態でも可）の常時計６名以上

③ 大規模型：子ども家庭支援員を常時５名（１名は非常勤形態でも可)、心理担当支援員を常時２名（非常勤形態でも可)、虐待対応専門員を常時４名（非常勤形態でも可）の常時計１１名以上

を配置するなどを標準とする。

ただし、小規模Ｂ型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（別紙の２参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置することを標準とする。

また、今般の児童福祉法等改正の趣旨を踏まえ、市区町村の虐待対応担当窓口の一層の体制強化を図り、現行の水準を下回ることがないように努めること。

なお、福祉事務所に設置している家庭児童相談室の職員（家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員））と兼務することも可能である。

（４）人材育成

市区町村は、支援拠点に配置する職員の計画的な育成に努め、人事異動等によって質の低下を招くことがないよう、効果的かつ計画的なローテーションに配慮しつつ、社会福祉士等の資格等の取得や、研修受講やスキルアップのための自己研鑽等を行う職員に対する必要な支援など、職員の資質の向上に努めることが求められる。

７．施設・設備

支援拠点には、相談室（相談の秘密が守られること)、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。

なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。

ただし、新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。

８．費　　用

国は、市区町村がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。

（別表）

１．「子ども家庭支援員」の資格等

（１）都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
（２）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正７年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において１年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
（３）医師
（４）社会福祉士
（５）社会福祉主事として２年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
（６）学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの
（７）学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの
（８）外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの
（９）社会福祉士となる資格を有する者（（４）に規定する者を除く。）
(10) 精神保健福祉士となる資格を有する者
(11) 保健師
(12) 助産師
(13) 看護師
(14) 保育士
(15) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者
(16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が２年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
　① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
　② 児童相談所の所員として勤務した期間
(17) 社会福祉主事たる資格を得た後３年以上児童福祉事業に従事した者（(16) に規定する者を除く。）
(18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第６項に規定する児童指導員

２.「虐待対応専門員」の資格等

（１）都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
（２）学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において１年以上相談援助業務に従事したもの
（３）医師
（４）社会福祉士
（５）社会福祉主事として２年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
（６）学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの
（７）学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの
（８）外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの
（９）社会福祉士となる資格を有する者（（４）に規定する者を除く。）
(10) 精神保健福祉士となる資格を有する者
(11) 保健師
(12) 助産師
(13) 看護師
(14) 保育士であって、指定施設において２年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
(15) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
(16) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が２年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
　① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
　② 児童相談所の所員として勤務した期間
(17) 社会福祉主事たる資格を得た後３年以上児童福祉事業に従事した者（(16) に規定する者を除く。）
(18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 21 条第６項に規定する児童指導員

（別紙）

１．主な職員の最低配置人員

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合　　計
小規模型				
小規模Ａ型	常時２名	―	―	常時２名
小規模Ｂ型	常時２名	―	常時１名	常時３名
小規模Ｃ型	常時２名	―	常時２名	常時４名
中規模型	常時３名	常時１名	常時２名	常時６名
大規模型	常時５名	常時２名	常時４名	常時１１名

（※）この他、支援拠点には、必要に応じて、安全確認対応職員、事務処理対応職員等の職員を配置することが望ましい。

２．虐待対応専門員の上乗せ配置の算定式

○ ［各市区町村の児童虐待相談対応件数 ― 各市区町村管轄地域の児童人口 × $\frac{\text{全国の児童虐待相談対応件数}}{\text{全国の児童人口}}$］ ÷ ４０

（※１）市区町村内に複数の支援拠点を設置する場合には、支援拠点単位で算定。

（※２）各年度における上乗せ人員は、児童人口は直近の国勢調査（平成 27 年）の数値を、児童虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。

（※３）「４０」は、平均的な児童相談所の児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数（年間約 40 ケース（雇用均等・児童家庭局総務課調））を踏まえたもの。

要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

○「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成28年12月16日雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号）を新たな通知として発出。

【主な内容】

1　情報提供に当たっての共通の留意事項

○　関係機関が市町村に情報提供することは、個人情報保護法第16条第３項第１号及び第23条第１項第１号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならない。

○　地方公共団体の機関からの情報提供は、一般的には、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として「法令に定めがあるとき」等が規定されており、この「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例に例外規定がある場合には条例違反とはならない。

○　関係機関は、対象とする者に対して、原則、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援が、要支援児童等の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明すること。説明が困難な場合でも、必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供に努めること。

○　児童福祉法第21条の10の５第１項の規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触しない。

2　各個別分野の留意事項

（1）市町村（母子保健担当、教育委員会事務局、要保護児童対策地域協議会）
- 関係機関からの情報を基に、必要な実情の把握や関係機関の協力を求めつつ、家庭の生活状況や虐待の事実把握等の調査を実施。
- 協議会調整機関として、協議会に必要な情報の提供を行い、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を実施。
- 協議後は、市町村の担当課と関係機関が連携を図りながら必要な支援を実施。

（2）病院、診療所
- 別表を参考に、特定妊婦を含む要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- 対象となる者の同意を得て市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供料として診療報酬上の算定が可能。
- 市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。

（3）児童福祉施設等（助産施設、保育所及び幼保連携型認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館、放課後児童クラブ、児童家庭支援センター）
- 別表を参考に、要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- 協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

（4）学校（幼稚園、小学校及び中学校等）
- 別表を参考に、要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- 協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。
- 私立園及び私立学校において協議会に参画していない場合には、積極的に参画し関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましい。

（5）その他（助産所、家庭的保育事業実施機関、小規模保育実施機関、一時預かり事業実施機関、利用者支援事業実施機関等）

3　その他

（1）別表１～３：特定妊婦及び要支援児童等（乳幼児期及び学齢期）の様子や状況例を目安として例示。
（2）別添１～２：医療機関から市町村に対する情報提供、診療報酬に関する通知文を添付。
（3）参考資料　：支援経過・結果報告書（例）、特定妊婦及び要支援児童等の情報提供に関わる支援の流れ等を添付。

平成２９年度社会的養護関係予算案の概要

社会的養護の推進　　１，２７８億円（平成28年度予算額）　→　１，４５６億円（平成29年度予算案）

（児童入所施設措置費等　：１，２２７億円
児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業：　１５４億円
次世代育成支援対策施設整備交付金：　６６億円　など）

１．家庭養護の推進

（１）里親支援事業（仮称）の創設【里親支援機関事業を拡充し名称変更】

平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

〔児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業〕

（２）里親手当の改善【拡充】

里親制度の推進を図るため、里親手当を改善する。

里親手当　72,000円　→　86,000円　（＋14,000円）

〔児童入所施設措置費等〕

２．家庭的養護の推進

（１）児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護が適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境で養育されることができるよう、児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

〔児童入所施設措置費等〕〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

（２）児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

〔児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業〕

３．被虐待児童などへの支援の充実

（１）個々の子どもの状況に応じた自立支援の充実

○児童自立生活援助事業（仮称）の創設【新規】

改正児童福祉法により、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象に追加されたことを受け、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援のため、児童自立生活援助事業（仮称）を創設する

〔児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業

○社会的養護自立支援事業（仮称）の創設【新規】

大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や児童養護施設等の入所児童等についても同様に、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

〔児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業〕

○自立援助ホーム入居者への支援の充実【拡充・新規】

自立援助ホームに入居している障害等を有しているために就労や就学が困難な児童や18歳到達により児童養護施設等に入所できない高校生であって収入がない場合に、一般生活費を増額（児童養護施設と同額）することにより、入居者の状況に応じた運営費の充実を図る。

また、自立援助ホーム入居者が大学等への進学に伴い退所した場合に大学進学等自立生活支度費を支給することにより、自立支援の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

（２）産前・産後母子支援事業（仮称）の創設【新規】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等における特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業を創設する。　〔児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業〕

（３）児童養護施設等の職員の人材確保

○民間児童養護施設職員等の処遇改善【拡充・新規】

平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた職員の待遇改善（児童指導員平均＋1.3%）を平成29年度にも反映する。

さらに「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、以下の処遇改善を実施する。

ⅰ　児童養護施設等に勤務する全ての職員を対象とした２%（月額７千円程度）の処遇改善に加えて、

ⅱ　虐待や傷害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した月額５千円の上乗せ、

ⅲ　キャリアアップの仕組みを構築し、

ア　一定の研修を修了した各々の職務分野でのリーダー的業務を担う職員に対しては、

（ａ）小規模グループケアリーダー等に対して月額１万５千円の上乗せ（ⅱと合わせ２万円）、

（ｂ）家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員等に対して月額５千円の上乗せ（ⅱと合わせ１万円）

イ　一定の研修を修了した複数の小規模グループケアを監督する職員（ユニットリーダー）に対して月額３万５千円の上乗せ（ⅱと合わせ４万円）

ウ　一定の研修を修了した支援部門を統括する職員（主任児童指導員、主任保育士）に対して、月額５千円の上乗せ（ⅱと合わせ１万円）

を実施する。

ⅳ　併せて、里親手当の改善（月額＋14,000円）を図る。（再掲）

〔児童入所施設措置費等事業〕

○処遇改善の取組を円滑に導入するための特別対策【新規】

新たな処遇改善の取組を円滑に導入するため、制度の周知やシステム改修による事務の効率化等により、児童養護施設等の処遇改善の取組を後押しするなど、自治体が行う処遇改善に関する取組に対して補助する。

〔児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業〕

（参考）【平成28年度第３次補正予算案】

○ 平成28年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う追加財政措置　９億円

平成28年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う児童養護施設等の職員の給与改善について、所要の追加財政措置を行う。

○児童養護施設等の職員の資質向上、実習の推進

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、就職を希望する学生等への実習支援を行う。〔児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業〕

（４）防犯対策の強化等【拡充】

児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策を引き続き行う。

また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象に、ＮＰＯ法人等が設置する自立援助ホームやファミリーホームを追加する。〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

里親支援事業（仮称）の創設（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）

施策の目的

○　平成２８年通常国会において成立した改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

内　容

	現行（平成28年度）	平成29年度
名称	里親支援機関事業	里親支援事業（仮称）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 （里親会、児童家庭支援センター、ＮＰＯ法人、児童養護施設、乳児院等に委託可）	同左
事業の内容	・里親制度の普及啓発、研修の実施 ・里親委託支援 ・里親への訪問支援、里親の相互交流 ・未委託里親へのトレーニング ・共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） ・マッチング・自立支援計画作成 ※下線は28年度に追加	・里親制度の普及啓発、研修の実施 ・里親委託支援 ・里親への訪問支援、里親の相互交流 ・未委託里親へのトレーニング ・共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） ・マッチング・自立支援計画作成 ・養子縁組相談支援 （里親の新規開拓から自立支援まで一貫した支援が可能）
相談員の配置	里親委託等推進員（非常勤１名） 里親トレーナー（非常勤１名）※１ 委託調整員（常勤１名）※２ 調整補助員（非常勤１名）※２	里親相談支援員（常勤１名） 心理面からの訪問支援員（常勤１名又は非常勤１名） 里親トレーナー（非常勤１名）※１ 委託調整員（常勤１名）※２ 調整補助員（非常勤１名）※２

※１：未委託里親へのトレーニングを実施する場合に配置　　※２：マッチング・自立支援計画作成を実施する場合に配置

社会的養護自立支援事業（仮称）の創設（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）

施策の目的

○　平成２８年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、２２歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、１８歳（措置延長の場合は２０歳）到達後も原則２２歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

18歳（又は20歳）

22歳の年度末

※実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村（市町村は③のみ実施可）

※個々の支援内容に応じて民間団体への委託も可

家庭養護

施設養護

継続支援計画の作成（本人の同意を得る）

措置終了

児相がアセスメントを行い、その結果を踏まえ、支援コーディネーターは、本人、里親等、施設の意見を聞きながら継続支援計画を作成

例１

一般の住居

貸付事業を利用可

②生活相談・就労相談を利用可
③身元保証を利用可

※親族等と同居する場合を含む
（その場合は②生活相談・就労相談の利用可）

例２

一般の住居

①居住支援
・進学又は就職し一般の賃貸物件を実施主体が賃借して居住。家賃は貸付事業を活用。
・進学したが中退した者
②生活相談・就労相談（必須）⇒別紙
③身元保証を利用可

例３

里親家庭・施設　又は

①居住支援
・里親家庭又は施設（定員外で一定枠を確保）に居住。
・本事業のために確保した部分は本事業により補助
①生活費支援
・進学したが引き続き支援が必要な者（一部自己負担有り）
・進学、就職していない者（全額を補助）
②生活相談・就労相談（必須）⇒別紙
③身元保証を利用可

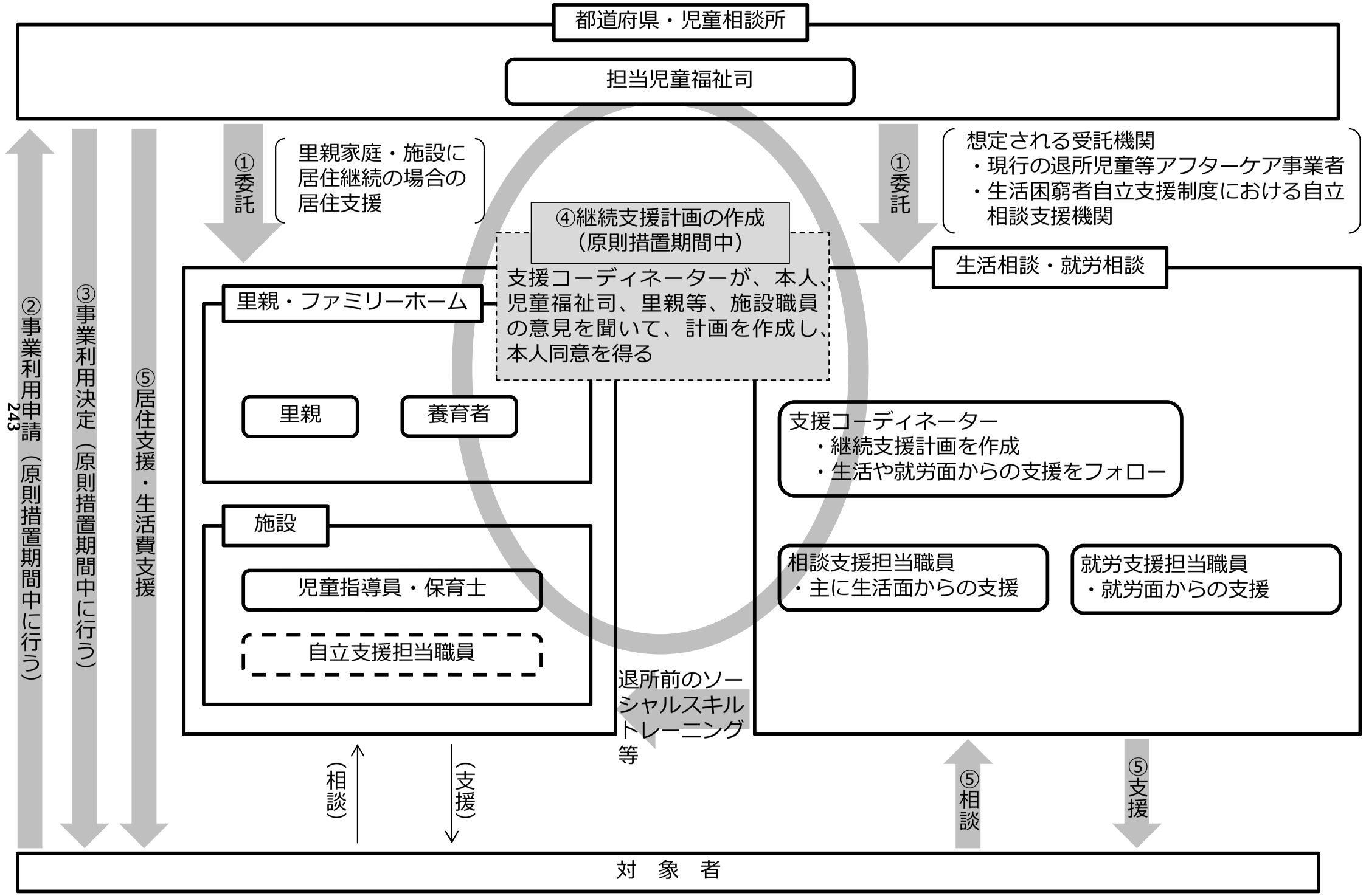
一般の住居

生活困窮者自立支援制度等による支援の必要性が見込まれる場合には、継続支援計画にその利用を位置付け、段階的に利用開始

必要に応じて一般施策に移行
（生活困窮者自立支援制度など）

資料32

生活相談・就労相談（イメージ）

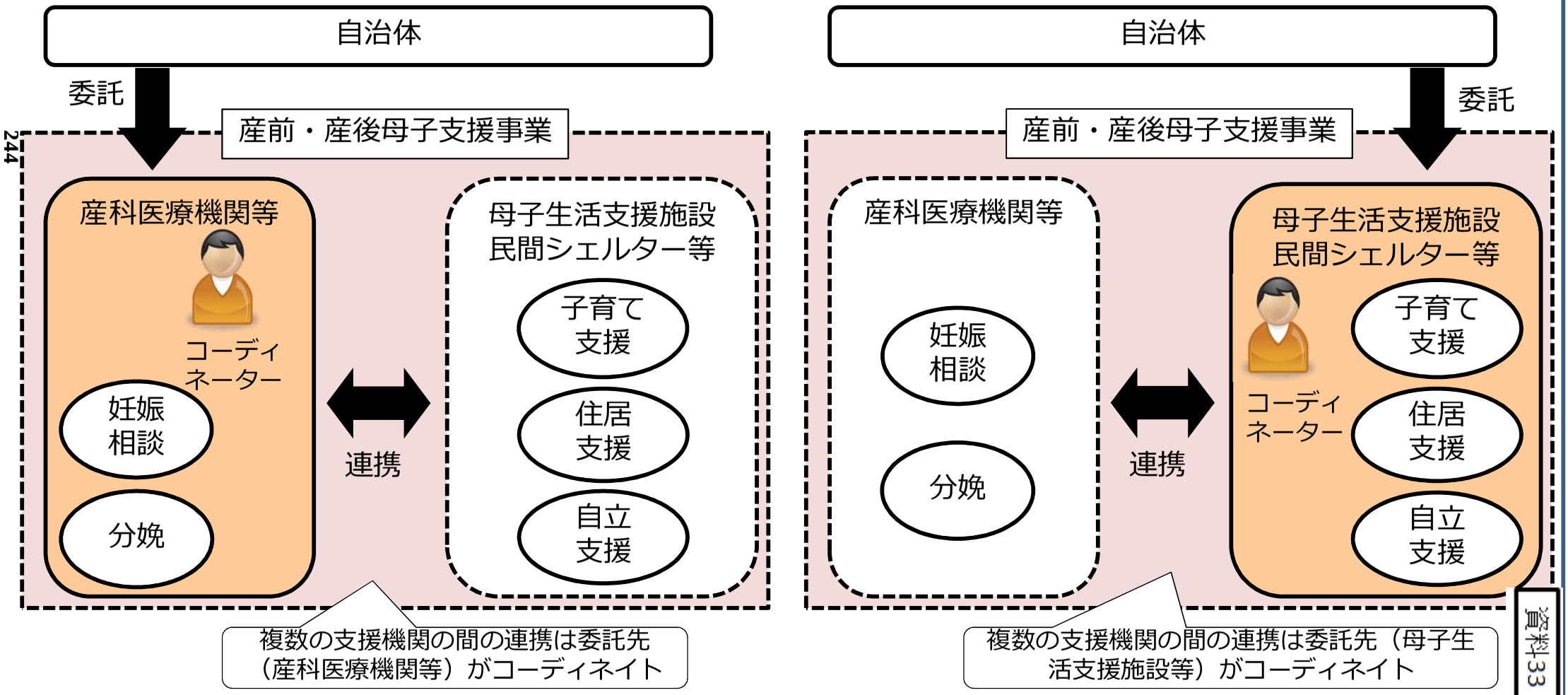


産前・産後母子支援事業（仮称）の創設（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）

施策の目的

○　平成２８年通常国会において成立した改正児童福祉法の施行を踏まえ、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業を創設する。

事業イメージ



改正児童福祉法を踏まえた「新たな子ども家庭福祉」の構築

昭和22年の制度創設以来の抜本的な改正をした改正児童福祉法等の円滑な施行を行うとともに、改正法案の提出までに結論が出なかった子どもや家庭を巡る諸課題についてスピード感をもって検討する必要がある。更に、改正児童福祉法等の進捗状況を把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰するために、平成28年7月以降、以下の4つの検討会、ワーキンググループを開催する。

新たな社会的養育の在り方に関する検討会

平成28年7月29日から厚生労働大臣の下で検討開始

【検討事項】

①改正法の進捗状況把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰。

②改正法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化

③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能のあるべき姿。

④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編

⑤②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方。

⑥法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上（年齢延長の場合は20歳）の者に対する支援の在り方。

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG

平成28年7月29日から検討開始

【検討事項】

①平成29年4月1日の改正法施行に向け必要な事項
　地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証、児童福祉司等が受講する研修又は任用前講習会のガイドライン策定　等

②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項
　児童相談所の体制強化（専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告のあり方及び児童相談所の業務のあり方等）に向けた更なる方策　等

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

平成28年7月25日から法務省、最高裁判所の協力を得て検討開始

【検討事項】

①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方

②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方。

市区町村の支援業務のあり方に関するWG

平成28年8月8日から検討開始

【検討事項】

①児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策

②虐待対応の具体的な支援業務（要支援児童等の情報邸提供、児相からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライン）や専門人材の養成及び確保方策　等

資料34

18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。
※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合
H22：153人（9．6%）→H23：182人（11．8%）→H24：263人（16．2%）→H25：231人（13．4%）→H26：293人（16．3%）

児童福祉法　第31条（保護期間の延長等）

2　都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成2．3．5　児発133）

（5）在所期間の延長

ア　児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（　略　）更に施設入所を継続させることができる。
特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ　在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23．12．28　雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
具体的には、
① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの
などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、
延長することが必要と判断された場合に活用すること。

民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

○　児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さを評価するとともに、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行う。

児童養護施設における処遇改善後のイメージ

247

2%*の処遇改善

＊里親手当は定額での改善

＋

支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善

職務分野別のリーダー的業務内容を評価した処遇改善

施設長

基幹的職員

主任児童指導員・主任保育士
（月額5千円の処遇改善）
（☆と合わせて1万円）

ユニットリーダー
（月額3万5千円の処遇改善）
（☆と合わせて4万円）

小規模グループケアリーダー
（月額1万5千円の処遇改善）
（☆と合わせて2万円）

家庭支援専門相談員
里親支援専門相談員　等
（月額5千円の処遇改善）
（☆と合わせて1万円）

児童指導員・保育士

一定の研修を受講

☆夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善
（月額5千円の処遇改善）

※　施設長及び基幹的職員を除く

資料36

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（概要）

第一　総則

一　目的

・養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
・業務の適正な運営を確保するための規制
→　養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進
⇒　児童の福祉の増進

二　定義

「養子縁組のあっせん」：養親希望者と18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんすること
「民間あっせん機関」
許可を受けて養子縁組のあっせんを業として行う者

三　児童の最善の利益等

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、
①　児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。
②　可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

四　民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力

五　個人情報の取扱い

第二　民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについて、
（これまで）第二種社会福祉事業の届出
↓
（新法）　**許可制度を導入**

許可基準（営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等）、手数料、　帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。

第三　養子縁組のあっせんに係る業務

一　相談支援

二　養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等

三　養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者
（研修の修了の義務付け等）

四　児童の父母等の同意
（養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意（同時取得可））

五　養子縁組のあっせんに係る児童の養育

六　縁組成立前養育

七　養子縁組の成否等の確認

八　縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置

九　都道府県知事への報告（あっせんの各段階における報告義務）

十　養子縁組の成立後の支援、

十一　養親希望者等への情報の提供

十二　秘密を守る義務等、

十三　養子縁組あっせん責任者

第四　雑則

一　（厚生労働大臣が定める）**指針**

二　（都道府県知事から民間あっせん機関に対する）**指導及び助言、報告及び検査**

三　（国・地方公共団体による）**養子縁組のあっせんに係る制度の周知**

第五　罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、**罰則**を規定

第六　その他

施行期日（原則公布の日から2年以内）、**経過措置、検討**

資料37

許可制度導入後の民間あっせん機関による養子縁組あっせんの仕組み（大まかなイメージ）



都道府県（指定都市・中核市・児相設置市）

児童相談所

児童に関する養子縁組の相談支援を実施

相互連携・協力

○許可・許可の更新
○監督
　⇒改善命令
　　許可の取消し等
○報告命令・検査
○指導・助言
○必要な支援措置

○許可申請
○事業廃止等の届出
　⇒廃止した場合の都道府県又は他の民間あっせん機関への帳簿の引継ぎ
○事業報告書の提出
○あっせんの各段階における報告

実親

249

実親
（特定妊婦の場合を含む）

子
（養子候補者）

1 申込み

3 相談支援
あっせんの各段階における実親の同意確認

民間あっせん機関

2 受付

②受付

養子候補者
1. _____
2. _____
3. _____

養親候補者
1. _____
2. _____
3. _____

○養子縁組あっせん責任者の配置
○児童の適切な養育に関する措置
○帳簿の備付け・保存
○一定の手数料
○業務の質の評価
○守秘義務　など

①申込み

③相談支援
研修の実施

⑤監護状況の把握

⑨養子縁組成立後６月間の監護状況の確認

養親希望者

養親希望者
（国内優先の原則）

養子候補者

④縁組成立前養育

養子縁組成立後の支援



⑥特別養子縁組の申請

⑦実親の同意確認

家庭裁判所

⑧審判　→　特別養子縁組成立

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　民間あっせん機関の許可等（第六条―第二十二条）
第三章　養子縁組のあっせんに係る業務（第二十三条―第三十六条）
第四章　雑則（第三十七条―第四十三条）
第五章　罰則（第四十四条―第四十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　児童　十八歳に満たない者をいう。

二　養親希望者　養子縁組によって養親となることを希望する者をいう。

三　養子縁組のあっせん　養親希望者と児童との間の養子縁組をあっせんすることをいう。

四　養子縁組あっせん事業　養子縁組のあっせんを業として行うことをいう。

五　民間あっせん機関　第六条第一項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。

（児童の最善の利益等）

第三条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。

２　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

（民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力）

第四条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについては、当該民間あっせん機関並びに他の民間あっせん機関及び児童相談所は、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあっせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

（児童等の個人情報の取扱い）

第五条　民間あっせん機関は、その業務に関し、児童、児童の父母（児童の出生により当該児童の父母となるべき者を含む。以下同じ。）、養親希望者その他の関係者の個人情報（以下この条において「児童等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で児童等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

２　民間あっせん機関は、児童等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第二章　民間あっせん機関の許可等

（許可）

第六条　国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あっせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あっせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　法人にあっては、その役員の氏名及び住所

三　養子縁組あっせん事業を行う事業所の名称及び所在地

四　第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あっせん責任者の氏名及び住所並びに経歴

五　その他厚生労働省令で定める事項

３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法人にあっては、定款その他の基本約款を記載した書類

二　養子縁組あっせん事業の実施方法を記載した書類

三　養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとの当該養子縁組あっせん事業に係る事業計画書
四　申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類であって厚生労働省令で定めるもの
五　養子縁組のあっせんに関し手数料を徴収する場合にあっては、当該手数料の算定の基準を記載した書類であって厚生労働省令で定めるもの
六　その他厚生労働省令で定める書類

（許可の基準等）
第七条　都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。
一　養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。
二　養子縁組あっせん事業を行う者（その者が法人である場合にあっては、その経営を担当する役員）が社会的信望を有すること。
三　申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。
四　養子縁組あっせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
五　営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
六　脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
七　個人情報を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
八　前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。
２　都道府県知事は、前条第一項の許可のための審査に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、申請に係る養子縁組あっせん事業の実施に係る体制について申請者に対し説明を求め、及び実地の調査を行うものとする。

（許可の欠格事由）
第八条　都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。
一　成年被後見人又は被保佐人
二　破産者で復権を得ないもの
三　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること

がなくなった日から起算して五年を経過しない者

四　この法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

五　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

六　第十六条第一項の規定により養子縁組あっせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

七　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

八　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（手数料）

第九条　民間あっせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、養子縁組のあっせんに関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

２　民間あっせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあっせんに関する手数料の額その他養子縁組のあっせんに係る業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し、情報の提供を行わなければならない。

（許可証）

第十条　都道府県知事は、第六条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あっせん事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

２　許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならない。

３　許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可の条件）

第十一条　第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

２　前項の条件は、第六条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（許可の有効期間等）

第十二条　第六条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

２　前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあっては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る養子縁組あっせん事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

３　都道府県知事は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があった場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。

４　第二項の規定によりその更新を受けた場合における第六条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

５　第六条第二項及び第三項、第七条第二項並びに第八条（第六号を除く。）の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

（変更の届出）

第十三条　民間あっせん機関は、第六条第二項各号に掲げる事項（厚生労働省令で定めるものを除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が養子縁組あっせん事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定により養子縁組あっせん事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

３　民間あっせん機関は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

（事業の廃止）

第十四条　民間あっせん機関は、養子縁組あっせん事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出があったときは、第六条第一項の許可は、その効力を失う。

（改善命令）

第十五条　都道府県知事は、民間あっせん機関が、その業務に関しこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該民間あっせん機関に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第十六条　都道府県知事は、民間あっせん機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。

一　第八条各号（第六号を除く。）のいずれかに該当しているとき。

二　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

三　第十一条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

２　都道府県知事は、民間あっせん機関が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて養子縁組あっせん事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（名義貸しの禁止）

第十七条　民間あっせん機関は、自己の名義をもって、他人に養子縁組あっせん事業を行わせてはならない。

（帳簿の備付け等）

第十八条　民間あっせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

（帳簿の引継ぎ）

第十九条　民間あっせん機関は、第十六条第一項の規定により第六条第一項の許可を取り消されたとき、第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けなかったとき又は養子縁組あっせん事業を廃止しようとする

ときは、厚生労働省令で定めるところにより、その保存に係る前条の帳簿を、都道府県知事又は他の民間あっせん機関に引き継がなければならない。
２　前項の規定により同項の帳簿の引継ぎを受けた民間あっせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、その帳簿を保存しなければならない。

（事業報告）
第二十条　民間あっせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとの養子縁組あっせん事業に係る事業報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（業務の質の評価等）
第二十一条　民間あっせん機関は、その行う養子縁組のあっせんに係る業務の質について、自ら評価を行うとともに、厚生労働省令で定めるところにより、評価機関（養子縁組のあっせんに係る業務についての評価を行う機関として厚生労働省令で定める者をいう。）による評価を受け、それらの結果を公表しなければならない。
２　民間あっせん機関は、前項の評価の結果に基づき、養子縁組のあっせんに係る業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（民間あっせん機関に対する支援）
第二十二条　国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあっせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。

第三章　養子縁組のあっせんに係る業務

（相談支援）
第二十三条　民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんに関し、児童の父母、児童の父母以外の者で児童を現に監護するもの、養親希望者、児童等を支援するため、これらの者に対し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

（養親希望者による養子縁組のあっせんの申込み等）
第二十四条　民間あっせん機関は、養親希望者から養子縁組のあっせんの申込みがあった場合において、その申込みの内容が法令に違反するとき又は当該養親希望者による児童の監護が著しく困難若しくは不適当であること

が明らかであるときは、その申込みに係る契約を締結してはならない。
２　民間あっせん機関は、養親希望者から養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。
一　養親希望者の氏名、生年月日、性別及び住所
二　養親希望者の同居人がある場合にあっては、当該同居人の氏名、生年月日及び性別並びに養親希望者との関係
三　養親希望者の職業、収入及び経歴
四　養親希望者の居住する住宅の状況その他家庭の状況
五　その他厚生労働省令で定める事項
３　民間あっせん機関は、あらかじめ、養子縁組のあっせんの申込みをする養親希望者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、養子縁組のあっせんに関する手数料の種類及び額を明示しなければならない。

（児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等）
第二十五条　民間あっせん機関は、児童の父若しくは母（児童の出生により当該児童の父又は母となるべき者を含む。）又は児童の父母以外の者であって児童についての監護の権利を有するもの（児童の出生により当該児童についての監護の権利を有する者となるべき者を含む。以下同じ。）から児童のためにする養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、正当な理由がなければ、その申込みに係る契約の締結を拒んではならない。
２　民間あっせん機関は、児童のためにする養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。
一　養子縁組のあっせんの申込みをした者の氏名、生年月日及び住所並びに児童との関係
二　児童の氏名、生年月日、性別及び住所
三　児童の父母の氏名、生年月日及び住所
四　前号に掲げる者以外に児童の法定代理人（児童の出生により当該児童の法定代理人となるべき者を含む。以下同じ。）又は児童についての監護の権利を有する者がある場合にあっては、その者の氏名、生年月日及び住所
五　児童の監護の状況
六　その他厚生労働省令で定める事項

（養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者）
第二十六条　民間あっせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第二号から第四号までのいずれかに該当する

者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならない。

一　成年被後見人又は被保佐人

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三　この法律、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

五　児童の養育を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修として厚生労働省令で定めるものを修了していない者

六　第二十四条第二項又は第三十条の規定による確認に協力することについて同意しない者

（児童の父母等の同意）

第二十七条　民間あっせん機関は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組（以下「特別養子縁組」という。）に係る養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

一　当該養子縁組のあっせんに係る児童の父母

二　前号に掲げる者以外に当該養子縁組のあっせんに係る児童についての監護の権利を有する者がある場合にあっては、当該者

２　民間あっせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組（特別養子縁組を除く。第五項及び第八項において同じ。）に係る養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

一　当該養子縁組のあっせんに係る児童の法定代理人

二　前号に掲げる者以外に当該養子縁組のあっせんに係る児童の父又は母でその監護をすべき者であるものがある場合にあっては、当該父又は母

三　当該養子縁組のあっせんに係る児童の父又は母で親権を停止されているものがある場合にあっては、当該父又は母

３　民間あっせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組に係る養

子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者の選定に先立ち、養親希望者の選定を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該養子縁組のあっせんに係る児童から同意を得なければならない。

4　民間あっせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる者から同意を得なければならない。

5　民間あっせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第二項各号に掲げる者から同意を得なければならない。

6　民間あっせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者と児童との面会に先立ち、養親希望者と児童が面会することについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該養子縁組のあっせんに係る児童から同意を得なければならない。

7　民間あっせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあっせんを行うときは、養親希望者による養子縁組の成立前の児童の養育（以下「縁組成立前養育」という。）に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる者から同意を得なければならない。

8　民間あっせん機関は、十五歳未満の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあっせんに際し、縁組成立前養育を行わせようとするときは、縁組成立前養育に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、当該養子縁組のあっせんに係る児童の出生後に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

一　当該養子縁組のあっせんに係る児童の法定代理人

二　当該養子縁組のあっせんに係る児童の父又は母で親権を停止されているものがある場合にあっては、当該父又は母

三　第一号に掲げる者以外に当該養子縁組のあっせんに係る児童についての監護の権利を有する者がある場合にあっては、当該者

9　民間あっせん機関は、十五歳以上の児童を養子とする養子縁組に係る養子縁組のあっせんに際し、縁組成立前養育を行わせようとするときは、縁組成立前養育に先立ち、縁組成立前養育を行うことについて、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者から同意を得なければならない。

一　当該養子縁組のあっせんに係る児童

二　当該養子縁組のあっせんに係る児童についての監護の権利を有する者

10　民間あっせん機関は、前各項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者に対し、その置かれている状況等を勘案し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会等の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を十分に行わなければならない。

11　第一項から第九項までの規定は、民間あっせん機関が、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者から、第一項から第九項までの同意を同時に得ることを妨げるものではない。

12　第一項から第九項までの同意をした者は、養子縁組のあっせんに係る児童についてその養子縁組が成立するまでの間、いつでも、厚生労働省令で定めるところにより、その同意を撤回することができる。

（養子縁組のあっせんに係る児童の養育）

第二十八条　民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんに係る児童についての監護の権利を有する者から当該児童を委託された場合には、養親希望者が当該児童の養育を開始するまでの間、当該児童が適切に養育されるよう必要な措置を講じなければならない。

（縁組成立前養育）

第二十九条　民間あっせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあっせんを受けることを養親希望者が希望する場合には、養親希望者に縁組成立前養育を行わせなければならない。

２　民間あっせん機関は、養親希望者に縁組成立前養育を行わせようとするときは、養親希望者から、次に掲げる事項について、書面による同意を得なければならない。

一　民間あっせん機関から、第三十二条第一項又は第二項の規定による報告を行うための協力その他児童の監護の状況等を把握するための協力を求められたときは、その求めに応ずること。

二　民間あっせん機関から、第五項の規定により縁組成立前養育の中止を求められたときは、当該縁組成立前養育を中止し、児童を民間あっせん機関に引き渡すこと。

三　その他厚生労働省令で定める事項

３　民間あっせん機関は、縁組成立前養育が行われている場合には、養親希望者及び児童に対して面会の方法により相談に応ずること等により、適時かつ適切に縁組成立前養育における監護の状況等を把握するよう努めなければならない。

４　民間あっせん機関は、縁組成立前養育が行われている場合において、縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で

養子縁組を成立させることが児童の最善の利益に適合すると認めるに至ったときは、養親希望者に対し、養子縁組を成立させるために必要な手続をとるよう指導及び助言を行うものとする。

５　民間あっせん機関は、次に掲げる場合には、養親希望者に対し、縁組成立前養育の中止を求めなければならない。

一　縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で養子縁組を成立させることが児童の最善の利益に適合しないと認めるに至ったとき。

二　第二十七条第七項から第九項までの同意が撤回されたとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、児童と養親希望者との間で養子縁組が成立する見込みがないこと等により、縁組成立前養育を継続させることが相当でないと認めるに至ったとき。

（養子縁組の成否等の確認）

第三十条　民間あっせん機関は、その行った養子縁組のあっせんに関し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　養子縁組を成立させるために必要な手続の開始の有無

二　児童と養親希望者との間の養子縁組の成否

三　前号の養子縁組が成立した場合において、その成立の日から六月間における当該養子縁組に係る児童の監護の状況その他厚生労働省令で定める事項

（縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置）

第三十一条　民間あっせん機関は、第二十九条第五項の規定により養親希望者に対して縁組成立前養育の中止を求めたときは、養親希望者から児童の引渡しを受けて、当該児童についての監護の権利を有する者に引き渡すこと、児童相談所に児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告を行うことその他の児童の保護のための適切な措置を講ずるものとする。

（都道府県知事への報告）

第三十二条　民間あっせん機関は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる事項を、その事由が生じた日から一月以内に、都道府県知事に報告しなければならない。

一　養親希望者との養子縁組のあっせんに係る契約の締結　第二十四条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二　縁組成立前養育の開始　第二十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項、第二十五条第二項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項

三　第二十九条第五項各号に掲げる事由（縁組成立前養育が行われている場合に限る。）　当該事由の内容その他厚生労働省令で定める事項

四　養子縁組を成立させるために必要な手続の開始　第二号に掲げる事項（縁組成立前養育が行われていない場合に限る。）その他厚生労働省令で定める事項

五　児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定　当該養子縁組の成否その他厚生労働省令で定める事項

２　民間あっせん機関は、養子縁組の成立の日から六月が経過したときは、その経過した日から一月以内に、第三十条第三号に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

３　民間あっせん機関は、その養子縁組のあっせんに係る養親希望者が児童の養育を開始したときは、その養育を開始した日から一月以内に、当該児童の居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（養子縁組の成立後の支援）

第三十三条　民間あっせん機関は、その行った養子縁組のあっせんについて、養子縁組の成立後において、養子となった者、養親となった者又は養子となった者の実父若しくは実母を支援するため、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（養親希望者等への情報の提供）

第三十四条　民間あっせん機関は、その養子縁組のあっせんに係る児童について養親希望者又は養親となった者（以下この条において「養親希望者等」という。）による養育が開始されるまでに、当該養親希望者等に対し、当該児童の心身の状況に関し、当該児童の養育に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

２　民間あっせん機関は、養親希望者等に対し、養子縁組のあっせんに係る児童の父母に関する情報（当該児童との養子縁組を成立させるために必要な手続をとる際に必要な情報を除く。）として厚生労働省令で定めるものを提供してはならない。

（秘密を守る義務等）

第三十五条　民間あっせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。民間あっせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。

２　民間あっせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に関して知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ

てはならない。民間あっせん機関及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。

（養子縁組あっせん責任者）

第三十六条　民間あっせん機関は、事業所ごとに、当該事業所に係る養子縁組のあっせんに係る業務を適正に実施するため、養子縁組あっせん責任者を選任しなければならない。

２　養子縁組あっせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であって養子縁組あっせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

第四章　雑則

（指針）

第三十七条　厚生労働大臣は、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うために必要な指針を公表するものとする。

（指導及び助言）

第三十八条　都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、民間あっせん機関に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（報告及び検査）

第三十九条　都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、民間あっせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

２　都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、民間あっせん機関の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（養子縁組のあっせんに係る制度の周知）

第四十条　国及び地方公共団体は、児童に対する養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育の機会の確保に資するよう、養子縁組

のあっせんに係る制度の周知のための措置を講ずるものとする。

（大都市等の特例）

第四十一条　この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下この条において「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下この条において「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（経過措置の命令への委任）

第四十二条　この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第四十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第五章　罰則

第四十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第六条第一項の許可を受けないで養子縁組あっせん事業を行った者

二　偽りその他不正の行為により、第六条第一項の許可又は第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

三　第十六条第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四　第十七条の規定に違反した者

第四十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第九条第一項の規定に違反した者

二　第十五条の規定による命令に違反した者

第四十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第二項（第十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は第六条第三項（第十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二　第十三条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

三　第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四　第十八条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条若しくは第十九条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者

五　第三十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

六　第三十五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

七　第三十六条第一項の規定に違反した者

八　第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九　第三十九条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条第一項及び第六条の規定　公布の日

二　附則第三条の規定　公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二十一条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に養子縁組のあっせんを業として行っている国、都道府県及び市町村以外の者であって、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定による届出をしているものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間（その者が当該期間内に第六条第一項の許可の申請をした場合又は施行日前に次条第一項の規定による許可の申請をした場合において、当該期間内に許可の拒否の処分があったときは当該処分のあった日までの間、当該期間を経過したときはこれらの申請について許可又は許可の拒否の処分があるまでの間）は、第六条第一項の許可を受けないで、引き続き養子縁組のあっせんを業として行うことができる。

（施行前の準備）

第三条　第六条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

２　都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても、第七条及び第八条の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において第六条第一項の許可を受けたものとみなす。

３　第一項の規定による許可の申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

４　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

（検討）

第四条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった者に対する当該養子縁組のあっせんに関する情報の開示等の制度の在り方については、この法律の公布後三年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

２　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（社会福祉法の一部改正）

第五条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に規定する養子縁組あつせん事業

（政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に対する附帯決議（平成28年12月７日　衆議院　厚生労働委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、養子縁組のさらなる促進に資するよう、養親希望者の負担の軽減を含む必要な支援の在り方について検討を行うこと。

二　予期せぬ妊娠等、産前産後において特に支援を要する妊産婦や不妊に悩んでいる者が、養子縁組のあっせんに係る制度及び特別養子縁組制度に対する理解を深め、必要に応じて利用することができるよう、産科を始めとする医療機関等において両制度の適切な周知に努めること。

三　民間あっせん機関が継続的かつ安定的に養子縁組あっせん事業を運営することが可能となるよう、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めること。

四　養子縁組のあっせんは家庭における養育を児童に確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、当該あっせん業務の質にばらつきが生じないよう、厚生労働大臣が定める指針や運営基準等の周知徹底に努めること。また、営利目的が疑われるような悪質なあっせん事業を防止するよう、民間あっせん機関の指導監督に万全を期すこと。

五　民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り方について検討を行うこと。

六　養子縁組のあっせんに関する施策については、特定妊婦への支援、養子となった者の実父母が自立した生活を営むことができるようにするための施策その他の関連施策との有機的な連携を図ること。

七　本来の家庭における養育が困難な児童に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境の継続的な提供に資する観点から、児童相談所及び民間あっせん機関は、可能な限り連携を図りながら相互に協力すること。

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

（平成２７年１２月２１日「子どもの貧困対策会議」決定）

○経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
○児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

８月２８日　ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

Ⅰ　ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

○**就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実

○具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる**仕組みを整えつつ、**生活**、**学び**、**仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】
◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
◇親の資格取得の支援の充実
◇児童扶養手当の機能の充実　など

Ⅱ　児童虐待防止対策強化プロジェクト

○児童虐待について、**発生予防**から**発生時の迅速・的確な対応**、**自立支援**まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】
◇子育て世代包括支援センターの全国展開
◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
◇里親委託等の家庭的養護の推進
◇退所児童等のアフターケア　など

平成２８年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。
※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。
※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

（注）「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定（平成28年２月23日）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

○　経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
○　これらの方の自立のためには、
・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
・安定した就労による自立の実現
が必要。

○昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍（母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯）

○母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4% はパート、アルバイト等

○母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

対　応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる	◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進
② 生活を応援	◆ 子どもの居場所づくり ◆ 児童扶養手当の機能の充実 ◆ 養育費の確保支援 ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減
③ 学びを応援	◆ 教育費負担の軽減 ◆ 子供の学習支援の充実 ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応
④ 仕事を応援	◆ 就職に有利な資格の取得促進 ◆ ひとり親家庭の親の就労支援 ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進 ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進
⑤ 住まいを応援	◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援
⑥ 社会全体で応援	◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進 ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会において児童扶養手当法改正法が成立

「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）（注１）
（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）

Ⅰひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(全体像)【平成２９年度予算案　　2,299億円(注2)】

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進
- ○ワンストップ相談体制整備
- ○窓口の愛称・ロゴマークの設定
- ○相談窓口への誘導強化
- ○携帯メールによる双方型支援
- ○集中相談体制の整備　　等

生活を応援

１ 子どもの居場所づくり
- ○放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

２ 児童扶養手当の支給
- ○第２子・第３子以降加算額の平年度化

３ 養育費の確保支援
- ○地方自治体での弁護士による養育費相談
- ○養育費に関するパンフレット・合意書のひな形を離婚届書等の交付時に同時に交付
- ○財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討　　等

４ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の実施

５ 保育所等利用における負担軽減
- ○年収約３６０万円未満のひとり親家庭の保育料負担軽減等

学びを応援

１ 教育費の負担軽減の推進
- ○幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- ○高校生等奨学給付金事業の充実
- ○大学等奨学金事業の充実　　等

２ 子供の学習支援の充実
- ○高等学校卒業認定試験合格事業の実施
- ○生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化
- ○地域未来塾の拡充
- ○官民協働学習支援プラットフォームの構築　等

３学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応
- ○ＳＳＷの配置拡充
- ○訪問型家庭教育支援の推進　　等

社会全体で応援

１子供の未来応援国民運動の推進
- ○支援情報ポータルサイトの運用　　等

２子供の未来応援地域ネットワーク形成支援
- ○「地域応援子供の未来応援交付金」

仕事を応援

１ 就職に有利な資格の取得の促進
- ○高等職業訓練促進給付金の支給
- ○高等職業訓練促進資金貸付事業の実施
- ○自立支援教育訓練給付金の支給　等

２ ひとり親家庭の就労支援
- ○出張ハローワークの実施
- ○マザーズハローワークでの支援
- ○企業への助成金の活用・拡充　　等

３ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ○求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- ○職業訓練におけるｅラーニング
- ○ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進　　等

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援
- ○公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ○ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- ○生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- ○新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援　　等

（注１）「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定（平成28年２月23日）
（注２）主にひとり親家庭・多子世帯等を対象とする関係予算（平成２８年度予算額2,035億円）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト①

支援につながる

自治体の窓口のワンストップ化の推進

⇒平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件

○ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備。

○ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めるため、**窓口の愛称・ロゴマークを設定。**

○自治体内の各窓口における連携、支援ナビの活用、スマホ等で検索できる支援情報ポータルサイトの活用により、ひとり親支援の**相談窓口への誘導を強化**。

○ひとり親の携帯メールアドレスを登録し、自治体からの定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約を受け付ける**携帯メールを活用した双方向型の支援**を実施。

○**児童扶養手当の現況届の時期（毎年８月）**等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる**集中相談体制の整備**を支援。

【その他】

○　自治体の窓口における相談の水準の向上（アセスメントシートの開発、研修の充実等）

○　ひとり親家庭が必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化

○　生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト②

生活を応援

子どもの居場所づくり

○　放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施。

⇒可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供

児童扶養手当の機能の充実

○　児童扶養手当の第２子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第３子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。

※　収入に応じて支給額を逓減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）

※　平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）

○　上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

養育費の確保支援

○地方自治体での弁護士による養育費相談の実施

⇒平成31年度までにすべての都道府県・政令市・中核市で実施

○離婚届書の交付時に養育費の合意書ひな形も同時に交付

⇒離婚届書のチェック欄「取決めをしている」の割合を70%にする

○財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト③

生活を応援

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

○ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げ。（注）保証人ありの場合は無利子（現行）

年利1.5%（現行）→　1.0%

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

○年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第２子半額、第３子以降無償化を実施する。

○年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第１子半額、第２子以降無償化を実施する。

【その他】

○日常生活支援事業の充実

⇒平成31年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間1万人（平成25年度4608人）

○ショートステイ・トワイライトステイの充実

⇒平成31年度までにショートステイの利用人数を年間延べ16万人（平成26年度見込7万人）、トワイライトステイの利用人数を年間延べ14万人（平成26年度見込5万人）

○母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

⇒平成31年度までにひとり親支援拠点として活用されている施設を100施設

○児童家庭支援センターの相談機能の強化

⇒平成31年度までに340箇所（平成26年度104箇所）

○生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

○沖縄における居場所づくりと支援員の配置

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト④

学びを応援

教育費負担の軽減

○**幼児教育の無償化へ向けた取組の段階的推進**

多子世帯・低所得世帯への負担軽減

○**フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援**（モデル事業の実施）

○**高校生等奨学給付金事業の充実**

非課税世帯への給付額増額

○**大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）の充実**

無利子奨学金の貸与人員増員、ひとり親家庭・多子世帯への重点支援

○**大学等の授業料減免の充実等**

子供の学習支援の充実

○**高等学校卒業程度認定試験合格支援事業※の対象追加**　※合格のための講座の受講費用の６割（上限15万円）を支給

ひとり親家庭の親→ひとり親家庭の親及び子ども

○**生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実**（高校中退防止の取組強化、家庭訪問の強化）

⇒平成31年度までに年間3万人（実人数）に提供

○地域住民の協力やＩＣＴの活用等による、**中学生等に対する原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充**するとともに、**新たに高校生へ対象を広げる**

⇒可能な限り早期に5,000中学校区で実施

○地域における子供の学習活動へのＩＣＴ活用を支援する**「官民協働学習支援プラットフォーム」の構築**

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑤

学びを応援

学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

○スクールソーシャルワーカーの配置の拡充
　⇒平成31年度末までに1万人（全中学校区に1人）配置
○スクールカウンセラーの配置の拡充
　⇒平成31年度までに全公立小中学校（27,500校）に配置
○家庭教育支援チーム等による、家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進
　⇒平成31年度までに訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等を増加させる（26年度283チーム）

【その他】

○親の学び直し支援（家計管理等の講習会の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援）
○生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外（平成27年10月から実施）
○家庭環境等に左右されず学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導体制を充実
　⇒貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する

○青少年の「自立する」力応援プロジェクトの実施
　⇒アンケート調査により、８割以上の参加者から「満足」の評価を得る

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑥

仕事を応援

就職に有利な資格の取得支援

○高等職業訓練促進給付金※の充実　※資格取得のための養成訓練の受講期間に月額10万円を支給

・支給期間の上限を延長（２年→３年）。（養成期間が３年間の資格（看護師等）も全期間支給可能に。）
・対象資格の拡大（２年以上修学する資格→１年以上修学する資格）。（調理師や製菓衛生師も対象に。）
・通信制の利用要件を緩和。

○高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

入学準備金（50万円）・就職準備金（20万円）を貸付。（５年間継続して就業した場合には返済免除）

○自立支援教育訓練給付金の充実

訓練受講費用の２割（上限10万円）を助成　→６割（上限20万円）を助成

ひとり家庭の親の就労支援　～ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン～

○出張ハローワーク！の実施

８月の現況届提出時期に、自治体にハローワークの臨時相談窓口の設置、常設窓口へ誘導等。

○マザーズハローワークでの支援

ひとり親の就職支援担当の専門相談員及び職業訓練担当の専門相談員を配置。

○企業への助成金の活用・拡充

試行雇用から長期雇用につなげる道を拡大。（トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑦

仕事を応援

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

○**求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コース（約4時間／1日）の創設**

既に両コースを実施している公共職業訓練においても拡充。

○**職業訓練における eラーニングの活用促進**

子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、職業訓練におけるeラーニングの活用を促進。

○**ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進**

ひとり親を含む労働者のキャリアアップ等を促進するため、ジョブ・カードを活用し、雇い入れと実践的な訓練をセットにした雇用型訓練の倍増に向けた取組を推進。

非正規雇用労働者の育児休業取得促進

○育児・介護休業法における非正規雇用労働者にかかる育児休業取得要件の見直し

【その他】

○母子父子自立支援プログラム策定事業の充実（アフターケアの強化）

⇒ 平成31年度までにプログラムの策定件数を１万件（25年度7175件）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑧

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

○公的賃貸住宅等におけるひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定の確保

・公営住宅における優先入居、入居者の収入算定上の寡婦（夫）控除適用対象の非婚の母（父）への拡大

・地域優良賃貸住宅におけるひとり親家庭・多子世帯等への支援の拡充　　等

○ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進

民間賃貸事業者団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促進。

○生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

○新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援を実施。

転居を希望するひとり親家庭等に、支援情報ポータルサイトにおいて、各自治体におけるひとり親家庭支援施策等を情報提供。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑨

社会全体で応援

「子供の未来応援国民運動」の推進

○各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備
⇒既に公開している国、都道府県、政令市の支援情報に加え、平成２８年度中には全市町村の支援情報についても提供する。

○支援ニーズと支援活動のマッチング事業や地域における交流・連携事業による応援ネットワークの形成

○寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」等を実施

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援（地域子供の未来応援交付金）

○「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、ＮＰＯ、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設

ひとり親家庭・多子世帯等
自立応援プロジェクト
（参考資料）

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援につながる

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口に確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、**ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備**

ひとり親家庭

282

新 スマートフォン等で**支援情報ポータルサイト**にアクセス可能に

子供の未来 応援国民運動 ホームページ

新 **窓口の愛称・ロゴマークを設定**

離婚届、転入届 保育園の手続 児童扶養手当等の窓口

新 **支援ナビを配布 ひとり親窓口に誘導**

支援ナビ

新 **携帯メールを活用した双方向型の支援**

○**来所相談予約の申込み**（ひとり親→行政）

○**支援情報の定期的な配信**（行政→ひとり親）

生活困窮者自立支援制度の相談窓口
（福祉事務所設置自治体の窓口(直営)又は民間団体(委託)）

協力

ひとり親支援の相談窓口

（福祉事務所設置自治体の相談窓口）

母子・父子自立支援員　就業支援専門員

※NPO法人等の民間団体への一部委託も可

相談員が寄り添い型支援

↑
相談の水準の向上
（活動マニュアルの作成等）

協力

新 **集中的な相談体制の整備**
児童扶養手当の現況届の時期（８月）等に集中的に相談

支援ナビ

関係機関等

- ハローワーク
- 母子家庭等就業・自立支援センター
- 弁護士等
- 公営住宅担当部局
- ＵＲ、民間賃貸事業者
- 婦人相談所 婦人保護施設 母子生活支援施設等
- 子育て世代包括支援センター
- 保育所等担当部局
- NPO法人 社会福祉法人等

※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

自治体の窓口における相談の水準の向上

支援につながる

概要

ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるよう、自治体の窓口における相談の水準の向上を図る。

対応

（１）相談支援の質を標準化するための**アセスメントシートを開発し、**母子・父子自立支援員等の**活動マニュアルを作成**（平成27年度～）

（２）母子・父子自立支援員等に対する**研修の充実**（平成28年度～）
（全国研修におけるアセスメントシートや活動マニュアルの活用方法の周知）

母子・父子自立支援員相談実績（平成25年度）

		生活一般	再掲			児童	経済的支援・生活援護	再掲		その他	合計
			うち就労	うち配偶者等の暴力	うち養育費			うち母子寡婦福祉資金	うち児童扶養手当		
母子寡婦	件数	201,130	71,821	15,084	7,132	70,648	440,570	291,671	92,135	22,693	735,041
	割合	27.4%	9.8%	2.1%	1.0%	9.6%	59.9%	39.7%	12.5%	3.1%	100.0%
父子	件数	3,826	735	78	147	2,665	5,790	—	4,019	292	12,573
	割合	30.4%	5.8%	0.6%	1.2%	21.2%	46.1%	—	32.0%	2.3%	100.0%
合計	件数	204,956	72,556	15,162	7,279	73,313	446,360	291,671	96,154	22,985	747,614
	割合	27.4%	9.7%	2.0%	1.0%	9.8%	59.7%	39.0%	12.9%	3.1%	100.0%

生活困窮者自立支援制度の着実な実施と ひとり親施策との連携の推進

支援につながる

○ひとり親施策の窓口が十分に認知されていない。また、生活困窮者自立支援法は今年４月に施行されたばかりで、引き続き周知が必要。

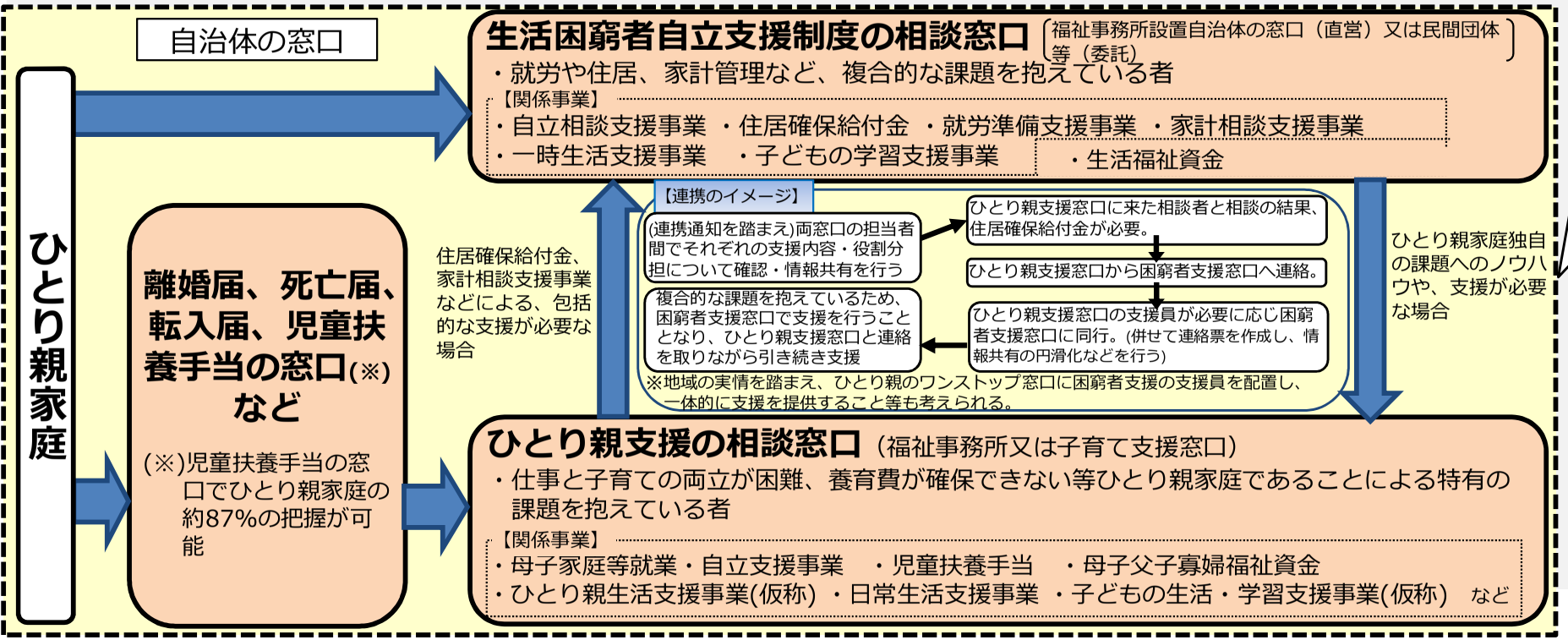
○対象者の状況に応じて生活困窮者自立支援制度、ひとり親施策それぞれの施策を組み合わせ、より効果的な支援が必要。

○このため、生活困窮者自立支援相談事業とひとり親施策の相談窓口とのさらなる連携が必要。
※連携に係る通知を発出したところであるが、それぞれ各地域で実際に機能するようにする必要がある。

○ひとり親家庭の状況に応じたさまざまな端緒から適切な支援につなげる具体的な流れを構築する。

○連携通知の内容が機能するよう、それぞれの制度の役割分担の明確化などを行い、自治体での取組の具体化につなげる。

○生活困窮者自立支援制度は施行後間もなく、実践の蓄積が求められることから、ひとり親施策の窓口と生活困窮者自立支援相談の窓口が連携した好事例を収集し共有する。



子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

生活を応援

現状と課題

○　ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。

○　ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

対応

※平成28年度から実施

○　放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図る自治体の取組を支援する。

○　自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、事業を実施する。

＜イメージ＞

地域の支援スタッフ
（学生・教員OB等）



＜実施場所＞
児童館、公民館、民家等



＜支援の内容（例）＞

学習支援　遊び等の諸活動　調理実習　食事の提供



※食材の確保は地域の協力を得る

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を補助。

児童扶養手当の機能の充実

生活を応援

現状

【支給対象者】18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）

【手当月額】　児童１人の場合　全部支給：42,000円　一部支給：41,990円から9,910円まで
児童２人以上の場合、２人目は 5,000円、３人目以降は１人につき 3,000円加算

【所得制限】　本人：全部支給（２人世帯） 130万円　一部支給（２人世帯）365万円
扶養義務者（注）（６人世帯） 610万円　（注） 生計を同じくする祖父母など

課題

○ひとり親の生活の安定と自立の促進の観点から、児童扶養手当のあり方について検討が必要。

対応

○　児童扶養手当の第２子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第３子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。

※　収入に応じて支給額を逓減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）
※　平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）
※　平成29年4月から加算額に物価スライドを適用（第1子分と同じ取扱）

○　上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

養育費の相談支援の強化

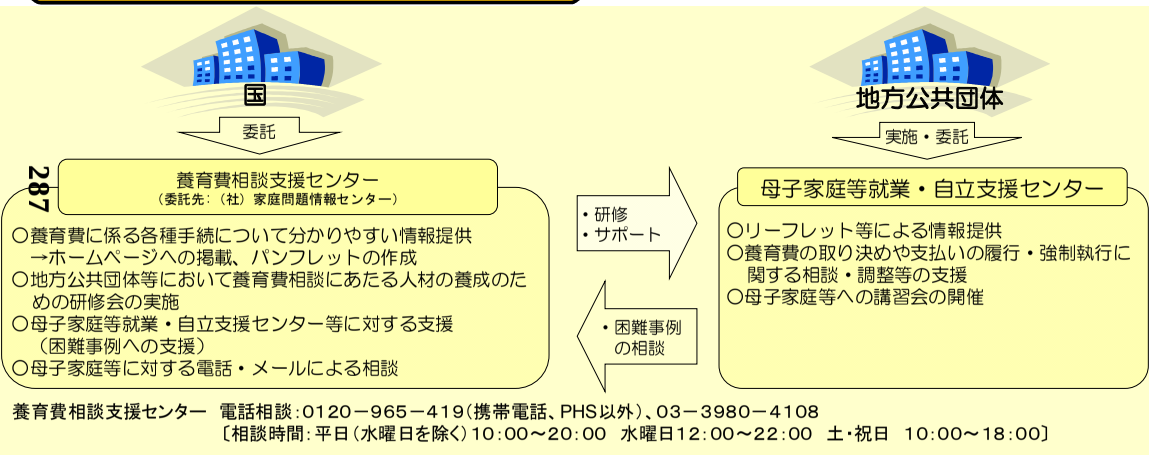
生活を応援

現状

○養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センターを設置し、取決めの重要性等に関する普及啓発、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援等を実施。また、地方公共団体においても、専門知識を有する相談員を配置し、相談に対応。

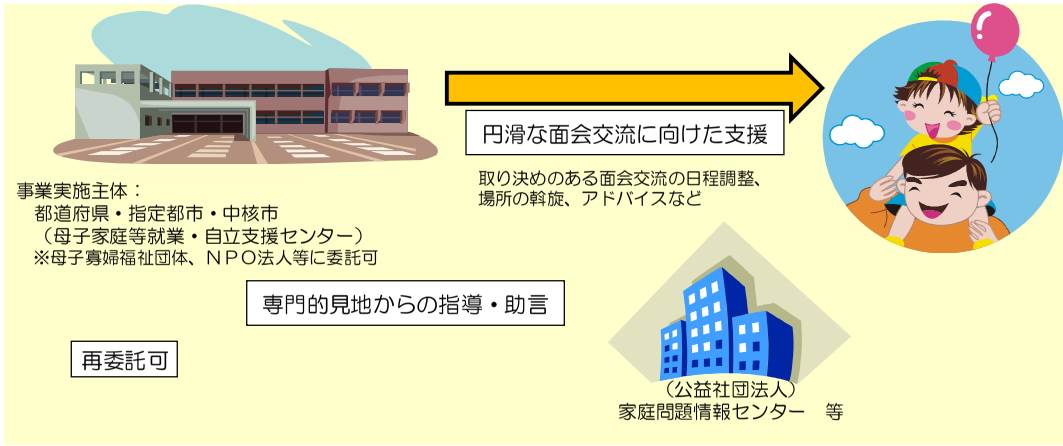
○面会交流については、面会交流の取り決めがあり、父母間で合意がある児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある者を対象に、面会交流の支援を行うための活動費を補助。

養育費相談支援センター事業



養育費相談支援センター　電話相談：0120－965－419（携帯電話、PHS以外）、03－3980－4108
〔相談時間：平日（水曜日を除く）10：00～20：00　水曜日12：00～22：00　土・祝日　10：00～18：00〕

面会交流支援事業



課題

○ 養育費の取決めが適切になされるよう、離婚当事者に対して離婚前に周知啓発や相談支援を行うことが必要。

○ 面会交流の意義や課題を離婚当事者や支援者が認識した上で、面会交流の取決めが行われ、適切に実施されることが必要。

対応

○ 地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援するとともに、地方自治体、民間団体などの関係機関による養育費確保支援のネットワークを構築する。

○ 養育費及び面会交流の取決め促進に効果的な取組を地方自治体に情報提供する。

パンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書との同時交付等

生活を応援

概要

○　養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット(注)と養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形を作成する。

○　これらの書類を離婚届書と一緒に当事者に交付する。

（注）　パンフレットには、養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説、合意書の書き方、養育費の取決めや履行の確保の方法（裁判手続の流れ、強制執行の方法等）を分かりやすく記載する。

※　さらに、関係府省や地方公共団体と連携して、これらの取組の効果を更に高めることができないかを検討する。

※　離婚後共同親権制度の導入の可能性については、引き続き検討する。

これまでの取組

○　平成２３年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示された（民法第７６６条第１項）。

○　離婚届書に養育費の取決めの有無をチェックする欄を追加。

・　離婚届書に養育費についての「取決めをしている」にチェックがされたものの割合は、約１０％上昇したが、６０％を少し超えたところで頭打ち(注)。

・　養育費の取決めがされていない原因としては、養育費の分担に関する法的な知識が不足している場合、ＤＶ等が原因で相手と関わりたくないと考えている場合等があると考えられる。

（注）　養育費の分担について「取決めをしている」にチェックが付されたものの割合

H24.4	～ H24.6	49%	H25.4	～ H25.6	59%	H26.4	～ H26.6	61%
H24.7	～ H24.9	55%	H25.7	～ H25.9	60%	H26.7	～ H26.9	61%
H24.10	～ H24.12	58%	H25.10	～ H25.12	61%	H26.10	～ H26.12	62%
H25.1	～ H25.3	60%	H26.1	～ H26.3	62%	H27.1	～ H27.3	62%

養育費の取決めを促進するための施策を更に検討する必要がある。

財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正（中期的課題）

生活を応援

概要

債務名義を有する債権者等が、強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報をより得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

これまでの取組

平成１５年の民事執行法改正の内容

○　養育費については、その一部が不履行となっていれば、まだ支払期限が到来していない部分（将来分）についても、一括して、給料その他継続的給付に係る債権に対する強制執行を開始することができる旨の特例が設けられた。

○　民事執行法では、標準的な世帯の必要生計費を考慮して、給料等については、その４分の３に相当する部分を差し押さえることはできないこととされているが、養育費の支払を求めるために給料等を差し押さえる場合には、差押えをすることができない範囲を４分の３から２分の１に縮小する旨の特例が設けられた。

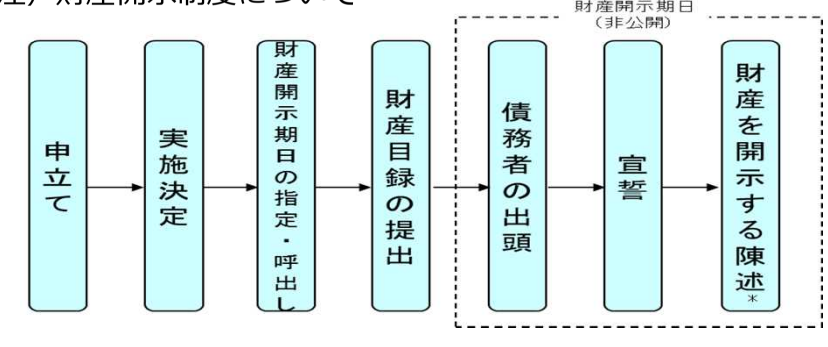
○　勝訴判決等の債務名義を得た債権者が債務者の財産に関する情報を得ることができるように、財産開示制度（注）が創設された。

・　財産開示制度に対しては、その導入後約１０年を経過した現在、財産開示手続を実施するための要件が厳格すぎる、債務者が財産開示手続の期日に裁判所に出頭しない場合や虚偽の陳述をした場合などの制裁が弱く手続の実効性が乏しい等の批判がある。

・　財産開示制度のみでは不十分であり、金融機関に対し債務者の預金の有無及び預金額の照会をすることができる第三者照会の制度を新たに導入すべきとの意見もある。

養育費の履行を確保するための施策を更に検討する必要がある。

（注）財産開示制度について



財産開示の申立て件数（全国）

財産開示（新受件数）	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全地裁総数	789	663	884	893	1,207	1,124	1,085	979

＊・虚偽の陳述等に対し、過料の制裁が科せられる。
・申立人は、期日に出頭し、債務者に対し、質問をすることができる。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

生活を応援

現状

○生活の維持のために必要な費用、子供の進学等に必要な費用等に充てるための資金を貸付

○返済の負担に配慮し、子供の進学等に要する費用の貸付は無利子で長期の返済期間（20年以内）を設定。
（他の資金は保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は年利1.5%、返済期間は一定の据置期間の後、３年～20年に設定）

貸付金の種類　（計12種類）

【子供の進学等に要する資金】
修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金
【生活のための資金】　生活資金
【親の就業等に関する資金】
技能習得資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金
【その他生活に関連する資金】
医療介護資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

貸付実績（平成２５年度）

・母子福祉資金貸付金　　207億3717万円（41282件）
・寡婦福祉資金貸付金　　5億8882万円（　989件）
※約９割が子供の進学等に要する資金の貸付
（注）父子福祉資金貸付金は平成26年10月創設

課題

○　貸付金制度について、ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとする必要がある。

対応

※平成28年４月から実施

○　返済の負担に配慮し、ひとり親家庭に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を以下のとおり引き下げる。
・年利１．５%→１．０%

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

生活を応援

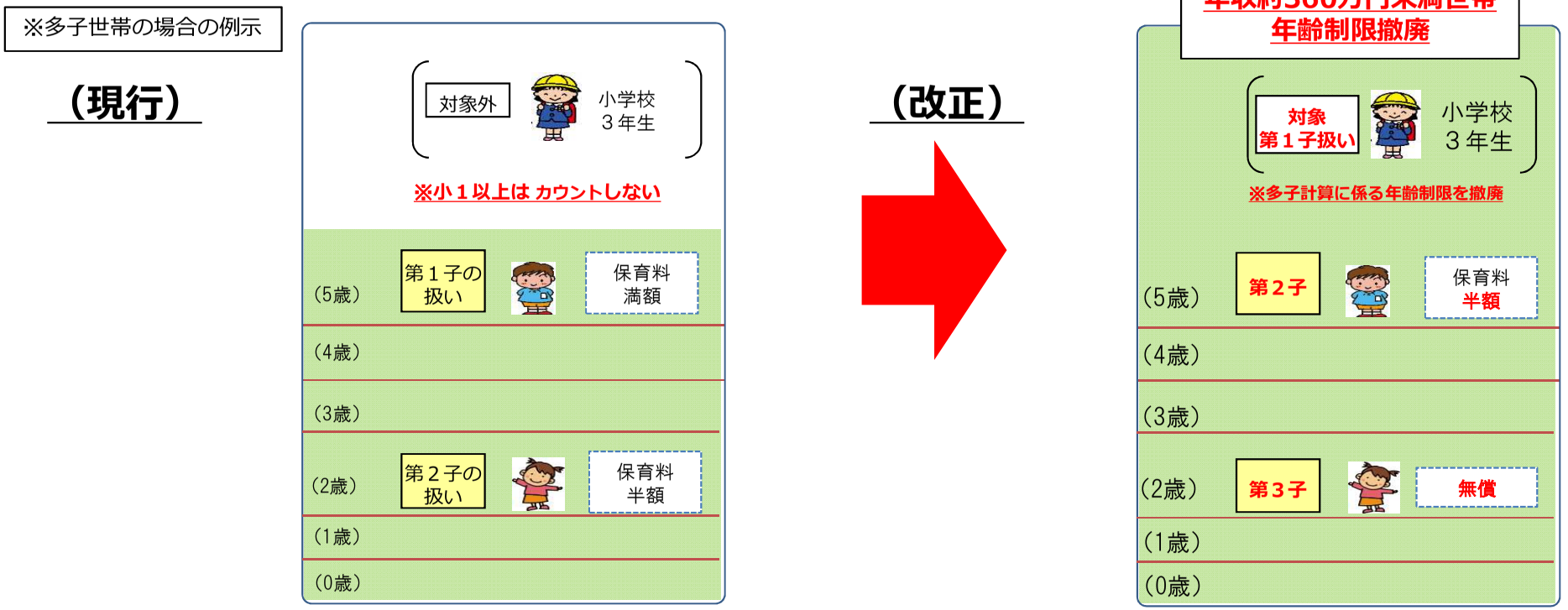
現状と課題

○　就労家庭が保育所等を利用しやすい環境を実現する。
○　多子世帯は、特にその保育料負担を支援する必要がある。

対応

○　年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第２子半額、第３子以降無償化を実施する。
○　年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第１子半額、第２子以降無償化を実施する。

※多子世帯の場合の例示



日常生活支援事業の充実

現状

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった際に、低料金でヘルパーを派遣し、児童の世話や生活援助を行う。

課題

○ 定期的な利用は本事業の対象外としており、利用者から使いにくいとの指摘がある。

○ ひとり親家庭に派遣する支援員（ヘルパー）の確保が困難との指摘がある。

<利用料（１時間当たり）>

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	０円	０円
児童扶養手当支給水準世帯	７０円	１５０円
上記以外の世帯	１５０円	３００円

対応

※平成28年４月から実施

○　安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、**未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能**とする。

○　**ヘルパーの資格要件について、**自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を終了した者も対象とするよう緩和することにより、ヘルパーの更なる確保を図る。

ショートステイ・トワイライトステイの充実

現状

○ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。（ひとり親家庭以外の利用も可能）

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	614か所	651か所	671か所	678か所

夜間養護等（トワイライトステイ）事業

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	329か所	354か所	358か所	364か所

課題

○　ひとり親家庭において、仕事と子育ての両立を図るためには、夜間・休日などに子供を預かる子育て支援サービスの充実が必要。

対応

○　ショートステイ・トワイライトステイの利用の拡大を図る。

○　子どもの生活・学習支援事業に関する取組との連携など、好事例を示しつつ、積極的な活用を自治体に求める。

母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

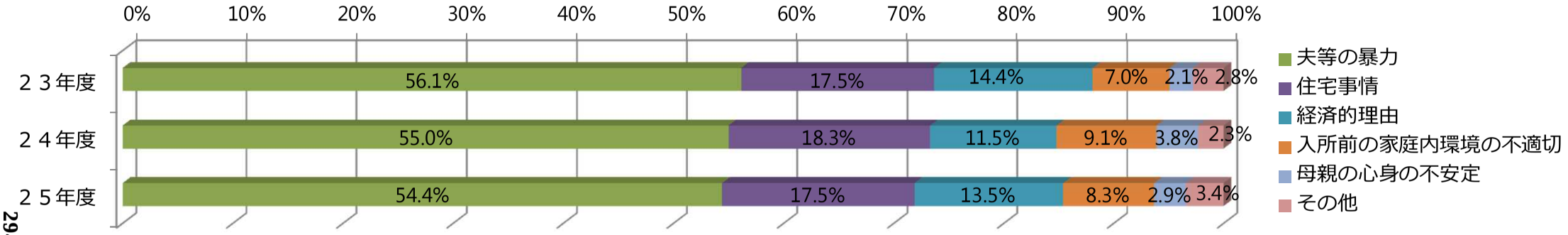
生活を応援

現状

○母子生活支援施設は、母子家庭の母及び子を入所させて保護し、自立に向け、生活を支援する施設。施設数は247か所で、3542世帯が利用（平成26年10月時点。定員は4936世帯）

○居室、集会・学習室等があり、母子支援員、保育士、少年指導員、調理員等、嘱託医が配置。

○DV被害を理由とする入所が５割を超えており、住宅事情や経済的理由による入所も約3割を占める。



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「社会的養護の現況に関する調査」（※平成25年度）

課題

○DV被害者の入所が約半数を占め、虐待児の増加も見られることから、自立を支援するための機能・役割の充実・強化が必要。

○関係機関との連携を強化し、母子の抱える課題や状況の違いを理解した、早期・集中的な支援を実施していくことが必要。

○母子生活支援施設が有する機能を活用し、地域の支援拠点として活用していくことが必要。

対応

○母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用。

- 親の生活支援事業の実施
- 子どもの生活・学習支援事業の実施
- 就業支援専門員の配置
- ショートステイ、トワイライトステイの実施
- 母子・父子自立支援員等の関係者との情報共有

生活を応援

児童家庭支援センターの相談機能の強化

現状

○ 児童家庭支援センターは、以下のような子どもの養育全般にわたる相談対応業務を担う重要な機関

①地域・家庭からの相談対応　②市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助の実施

③都道府県又は児童相談所からの受託による指導　④里親等への支援　⑤関係機関との連携・連絡調整

【設置か所数の推移】

年　度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
設置か所数	82	87	92	98	104

課題

○子ども・子育て支援から家族支援まで地域で幅広く相談に応じることによって、役割が不明瞭となっている。

○継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として設置数の拡大と更なる機能強化が必要。

対応

○相談・援助体制の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置を拡大する。

○児童家庭支援センターにおける相談・援助機能の強化を図る。

生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

現状

○困難を抱える世帯に対する子どもの進学費用の公的な経済的支援は、奨学金、国の教育ローン、母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金などの制度により実施されている。

課題

○教育支援資金（生活福祉資金）については、主として他の貸付制度（ひとり親を対象とした母子父子寡婦福祉資金貸付金など）を利用できない低所得世帯（二人親で多子の貧困世帯）への支援という役割を担っているところであるが、そうした世帯の子どもが授業料等の多寡により進学先の選択肢を狭める等、経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよう、制度の一部を拡充する必要。

対応

※平成27年度補正予算において実施

○現行の貸付限度額について、特に必要と認める場合に限り、１．５倍の額まで貸付可能とする。

例）教育支援費　大学の場合：月額６５，０００円 →９７，５００円

○延滞利子の引き下げ：（現行）年１０．７５％　→年５％

○卒業後に就職できない、または就職したが十分な収入を得られていない場合に、償還計画の見直しを行う。

○市町村民税非課税程度とされている貸付対象世帯の基準について、多子世帯等の場合には、その世帯の経済状況を十分に勘案した対応とする。

沖縄における居場所づくりと支援員の配置

生活を応援

現状

○沖縄の子供を取り巻く環境は、１人当たりの県民所得が全国最下位であり、母子世帯の出現率が全国１位であることなど、全国と比較して特に深刻な状況である。

参考データ

１人当たり県民所得ー47位	完全失業率ー１位	非正規の職員・従業員率ー47位	母子世帯出現率ー１位
離婚率ー１位	高校進学率－47位	高校中退率ー１位	大学等進学率ー47位
若年無業者数ー１位	不良行為少年補導数ー１位	若年（15～19歳）出生数ー１位	

課題

○沖縄においては、保護者が就労等により夜間家にいないことが多く、昼間も全国に比べて高額な放課後児童クラブの利用料を支払えないため、日中及び夜間の子供の居場所の確保が急務であるとの指摘がある。

○沖縄においては、生活保護等の行政の支援から取り残されている世帯が多いのではないかとの指摘がある。

対応

○全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた事業を、**モデル的・集中的に実施する。**

居場所づくり

市町村において、子供の居場所を提供するNPO等を支援する。居場所では、地域の実情に応じ、**食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援**を行うとともに、年に数回程度、**キャリア形成等の支援**を行う。

・地域の実情に応じ、深夜まで開所することも想定。
・ひとり親世帯の子供に限定せず、居場所を必要とする子供を対象とする。

支援員の配置

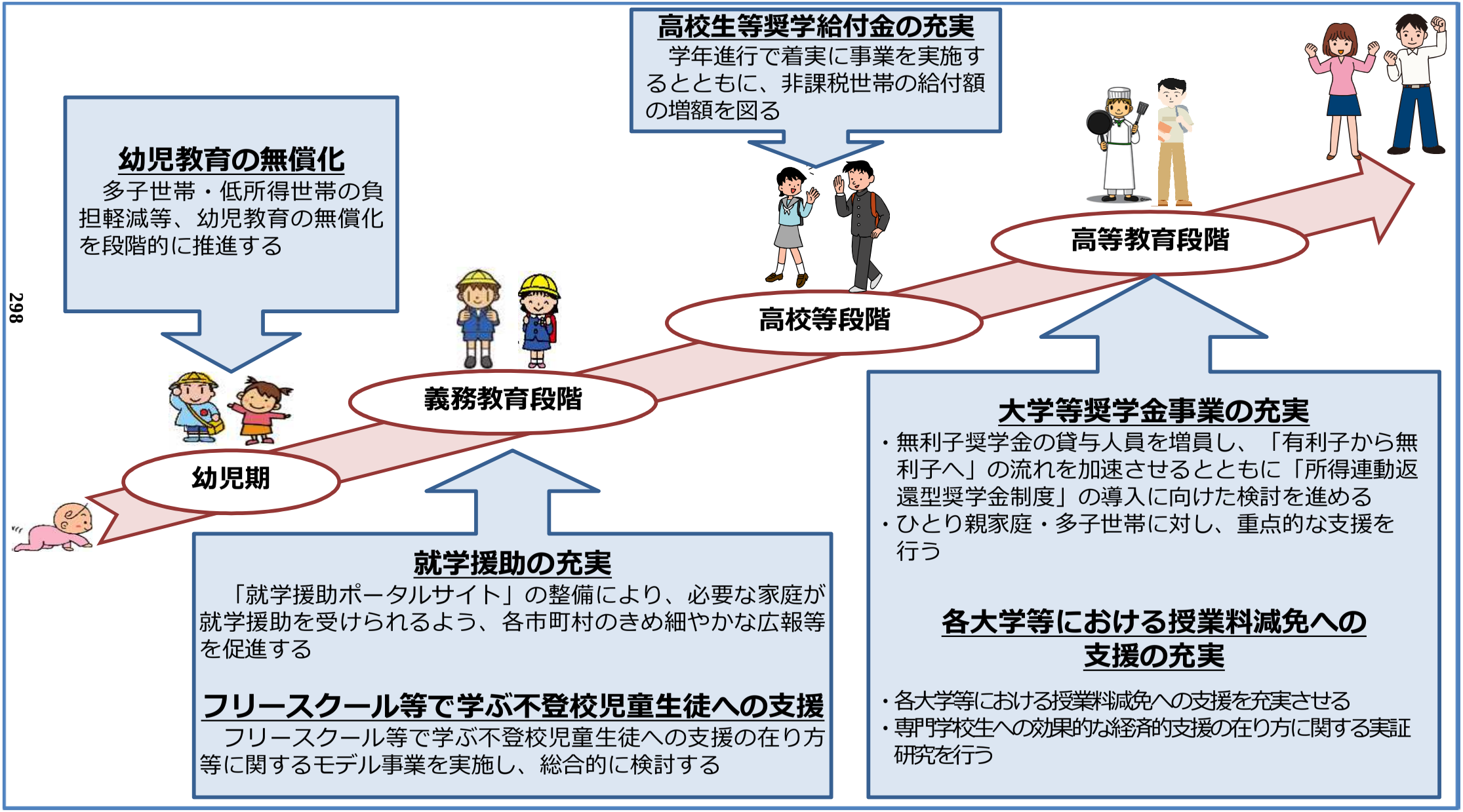
市町村において、「子供の貧困対策支援員」を配置する。支援員は、子供の貧困に関する**各地域の現状を把握**し、学校や学習支援施設、居場所づくりを担うNPO等との**情報共有**や、子供を**支援につなげるための調整**を行う。また、支援員は、居場所の担い手を確保するなど、**新たな子供の居場所づくりの準備等**を行う。

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減

学びを応援

概要

貧困の連鎖を防止するため、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減により、ひとり親家庭の子供が、親の経済状況にかかわらず学習できる機会を確保する。



困難を抱える世帯の子どもへの切れ目のない学習等の支援（イメージ）

生活を応援
学びを応援

○ ひとり親家庭向けの施策は、ひとり親家庭特有の課題に配慮しながら、基本的な生活習慣の習得を支援することにより、子どもの健全育成を図るための取組を実施。
○ 生活困窮者自立支援制度は、生活困窮からの脱却を主眼に自立のための包括的な支援を実施。

⇒**両者が役割分担しながら対応することで、小学校等から高校生まで、切れ目のない学習等の支援を実施し、「貧困の連鎖」の防止の強化を図る。**

就学前 | 小学校 | 中学校 | 高校 | 大学

ひとり親家庭の子供等の支援

【ポイント】 親との離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添った子どもの健全育成。
【対象の考え方】 就学前、小学生は本施策で対応、高校中退後の支援も実施。
【強化すべき分野】 家に一人でいることが多い子どもの食事の提供も含めた居場所の確保。

就学前の支援
家事援助等の
ヘルパー派遣

強化



子どもの生活・学習支援
放課後児童クラブ終了後等の生活習慣の習得・学習支援



強化



高校中退者への支援
高等学校卒業程度認定試験の
合格支援

強化



子どもの学習支援（※）
（※）制度施行により大幅な支援拡充

強化



強化

高校中退防止の取組を強化

家庭訪問の強化



生活福祉資金（教育支援資金）（拡充）

生活困窮者自立支援制度

【ポイント】 将来の自立に向けた包括的な支援。
【対象の考え方】 高校卒業が自立のための一つの大きなポイントになることから、中学生を中心に支援。
【強化すべき分野】 高校中退防止と、家庭状況により複雑な課題を抱えるなどにより、支援が必要だが事業に参加できない子どもの把握、併せて親への支援につなげるための家庭訪問の強化。

＊学習支援については上記の他に、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身についていない中学生等を対象とした学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、高校生等を対象とした学習支援を新たに実施する。

生活困窮世帯等の子どもの学習支援の拡充

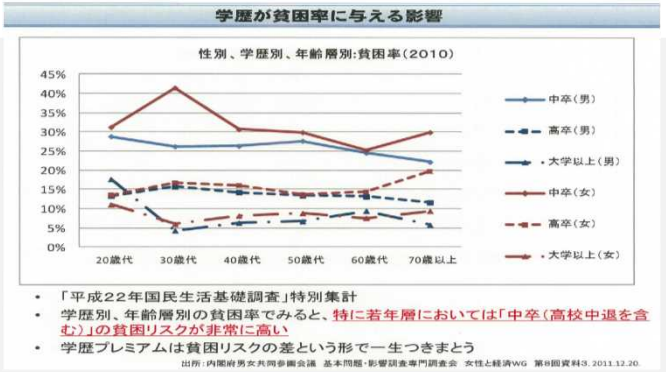
学びを応援　生活を応援

（高校生に対する中退防止の取組強化、家庭訪問の強化による生活困窮世帯等の自立促進等）

現状

○学歴別、年齢層別の貧困率でみると、特に若年層においては「中卒者（高校中退含む）」の貧困リスクが非常に高い。

○生活保護受給者の高校中退率5.3%、一般世帯の高校中退率1.5%
⇒3.5倍（H24実績）



○一方で、モデル事業等において、高校生を対象として実施している自治体は全体の１／５程度

○子どもは人間関係の形成に不安があり、集団型の支援になじめない子が存在する。生活困窮者自立支援制度が施行されたばかりで十分に浸透していないため、生活困窮者が自ら相談窓口に行くことが難しい。

○教育支援資金（生活福祉資金）において、主として他の貸付制度を利用出来ない低所得世帯への進学費用の支援を行っている。

課題

○ 高校進学が就労を含む自立のポイントとなるが、学習支援事業により高校進学を果たした後、中退する対象者が多い。

○ 支援が必要な子どもに支援を提供し、子どもの自立に資するとともに親の支援につなげる必要。

○ 経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよう、制度の一部を拡充する必要。

対応

※平成28年４月から実施

○学習支援事業について、高校中退防止の取組強化。



○また、支援が必要な子どもに支援が届くよう、家庭訪問の強化。



○教育支援資金（生活福祉資金）について、貸付上限額の引き上げなど、制度の拡充。

中学生等を対象とした地域住民の協力やＩＣＴの活用等による学習支援（地域未来塾）

学びを応援

概要

○　中学生・高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やＩＣＴの活用等による学習支援を実施。

○　経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない中学生・高校生等への学習支援を実施。

○　教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、ＮＰＯ等の協力により、多様な視点からの支援が可能。



＊学習支援が必要な中学生・高校生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
＊高等学校等進学率の改善や学力向上



学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

全生徒を対象とした学習支援の事例

【東京都内のある中学校の取組】　※学校支援地域本部を活用

＜放課後学習支援＞
- 対象は中１～３の希望者
- 年間約80回　(学期中の週２回(２時間程度))
  - ＊学校の空き教室を利用、無料
- 指導員による個別指導と自習
  - ＊指導員：教員志望の講師や大学生など





平成31年度末までの目標数

H27年度	H28年度	H31年度
2,000中学校区	3,000中学校区 新たに高校生を支援	5,000中学校区（50%） 高校生支援全国展開

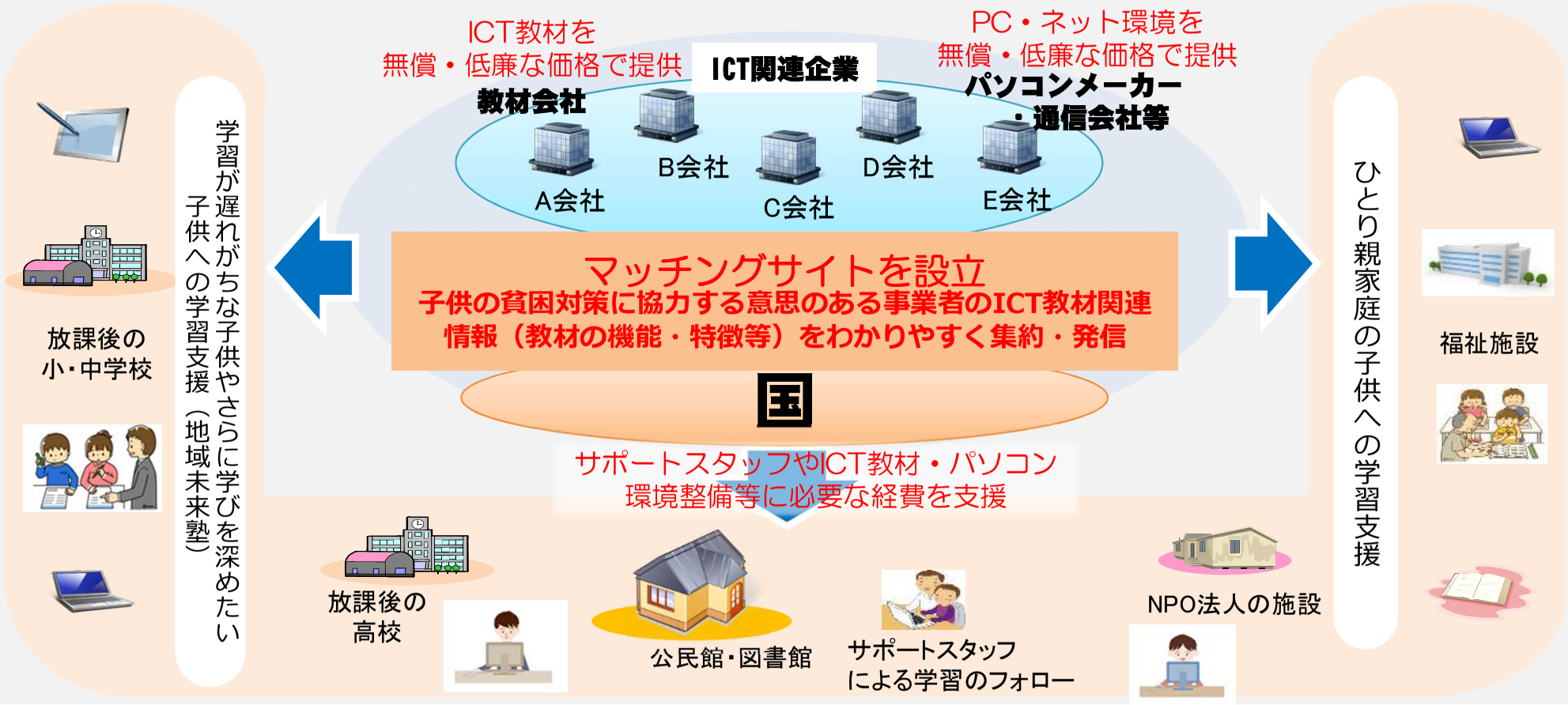
ＩＣＴの活用等により、学習支援を一層促進し、可能な限り早期に目標達成

ＩＣＴを活用した学習支援（官民協働学習支援プラットフォーム）

概要

○　ＩＣＴ関連企業と連携協力し、地域での子供の学習活動へのＩＣＴ活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」を構築する。
○　ＩＣＴを活用して、小中高生の地域における学習活動やひとり親家庭の子供への学習支援等を行う。

＜ＩＣＴ活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」（イメージ）＞



ひとり親家庭の親子の学び直しの支援
～高等学校卒業程度認定試験の合格支援～

学びを応援

現状

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、平成27年度より、ひとり親家庭の親に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給。



最大、受講費用の**6割**を支給（上限１５万円）

課題

○ひとり親家庭の子供の高校中退率等は高い水準にあり、ひとり親家庭の子供についても支援が必要。
○既に本事業の対象となっているひとり親家庭の親についても、確実に試験合格につなげていくことが必要

対応

※平成28年４月から実施

○**ひとり親家庭の子供を**高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の**対象に追加**。
○親子いずれの場合も学習支援事業と組み合わせて実施可能な仕組みとする。
○e-ラーニングの活用も推奨する。

ひとり親への生活・学習支援の実施

現状

○　ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。

○　ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

対応

※平成28年度から実施

○　ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理講習会、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。

○　ひとり親が生活支援を利用する際には、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。



悩み相談、育児や健康管理、家計管理などに関する専門家による講習会の開催、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。





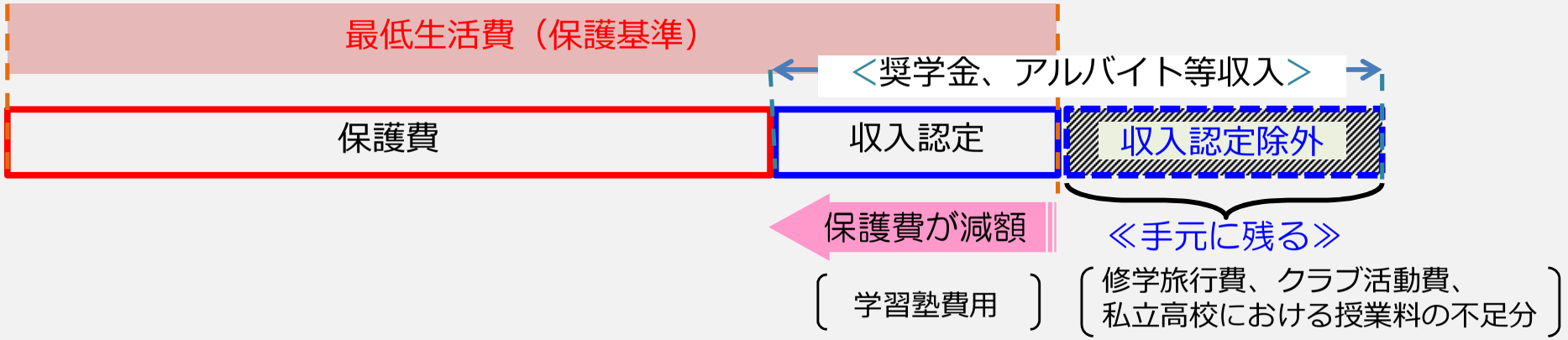

学びを応援

生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外

現状

○生活保護受給世帯の子どもに対しては、教育扶助、高等学校等就学費を支給するとともに、自立更生のために当てられる奨学金、アルバイト収入等を収入認定から除外することで支援をしている。

（参考）現行の保護費の仕組み



課題

○子どもの貧困の連鎖の解消という観点から、まずは高校進学率上昇、高校中退の防止に取り組むことが重要な課題であり、さらに、大学進学率の向上も視野に取り組むことも必要である。

○一方、学習塾費用については、現行の運用上、保護費の支給対象及び収入認定除外の対象となっていない。

対応

※平成27年10月施行済み（平成27年８月６日通知発出）

○生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する。

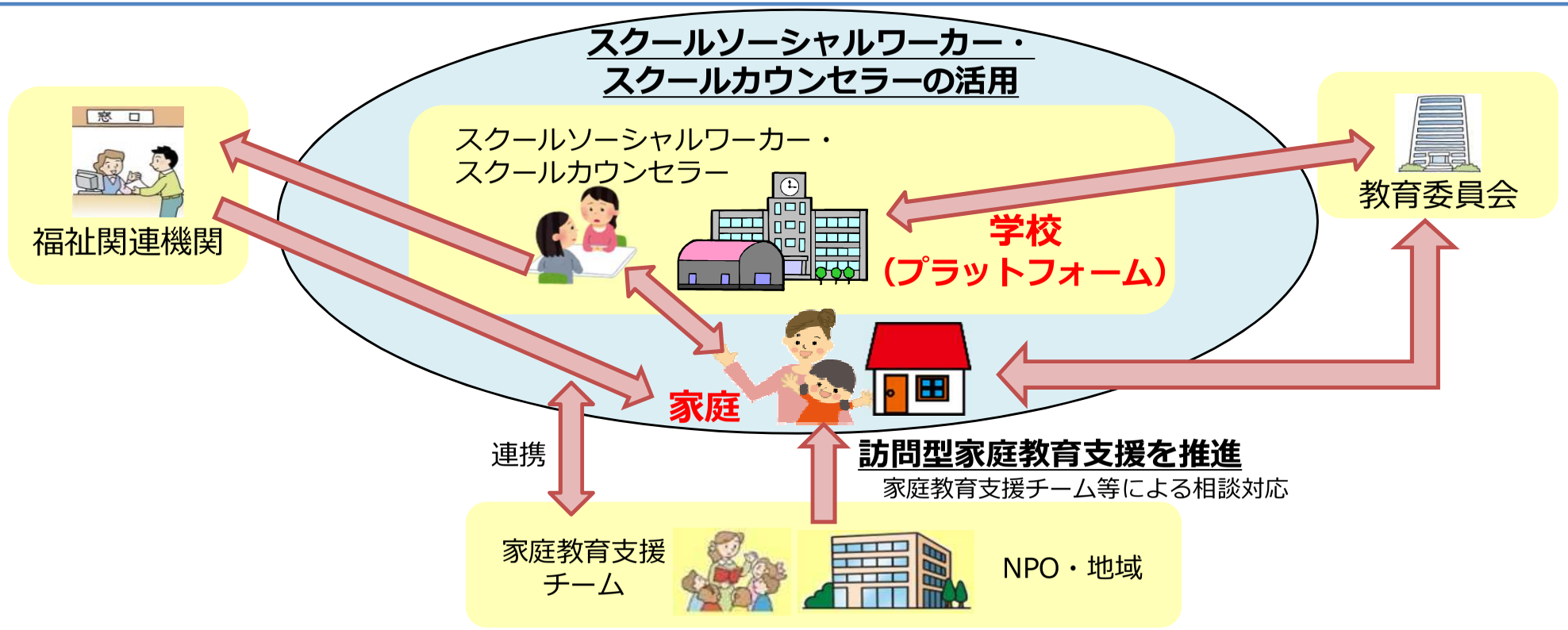
○また、子どもの学習支援は早期からの支援が重要であると考えられるため、生活保護受給世帯の小学生・中学生についても、同様の取扱いとする。

学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

学びを応援

概要

全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待など子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図る。



○スクールソーシャルワーカーの活用
- 学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備
- 貧困対策のための重点加配等、配置を拡充

○スクールカウンセラーの活用
児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充

○家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進

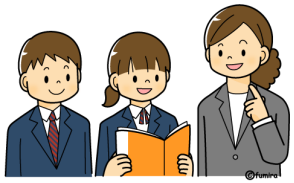
教育環境等の整備（学校における学力保障等）

概要

ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、学校における学力保障等による教育環境等の整備を図る。

○教職員等の指導体制を充実

家庭環境等に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進



○夜間中学の設置促進

義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たす夜間中学の設置を促進

○サポートスタッフの派遣

公立高等学校等に、学力向上や中途退学を防ぐことなどを目的としたサポートスタッフ（退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーター等）の配置充実のための支援を実施



○多様な学習を支援する高等学校への支援

定時制・通信制課程や総合学科における多様な学習を支援する高等学校への支援を実施

教育環境等の整備（地域と学校の連携・協働による教育力の充実）

概要

ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、地域と学校の連携・協働による教育力の充実による教育環境等の整備を図る。

○コミュニティ・スクールの導入支援

コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくりへの支援を行い、コミュニティ・スクールの導入を促進

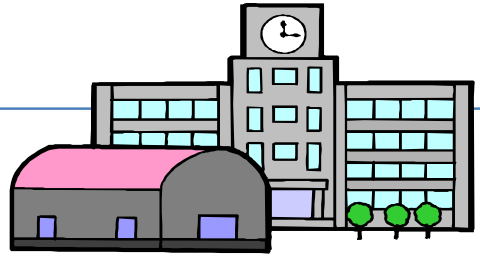


○地域と学校の連携・協働

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を積極的に推進するための体制を整備

○放課後子供教室の充実

全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点を設け、多様な体験や学習活動等の機会を提供する放課後子供教室を充実



学びを応援

青少年の「自立する力」応援プロジェクト

概要

青少年の「自立する」力応援プロジェクトとして、「生活・自立支援キャンプ」、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」による支援を実施する。

青少年の「自立する」力　応援プロジェクト

National Institution For Youth Education
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

体験活動のノウハウや全国28の教育施設などを活かすとともに、関係機関と連携して、総合的な取組みを行う

「生活・自立支援キャンプ」の実施

ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供が規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、国立青少年教育施設において、「生活・自立支援キャンプ」を実施。

↓

生活習慣や自立的行動習慣の定着

「子どもゆめ基金」による支援

民間団体が、困難な環境にある子供を対象とした体験活動や読書活動を行う場合、従来の「子どもゆめ基金」における支援では対象外とされていた参加者の交通費・宿泊費や飲食代など（自己負担経費）について、支援。

↓

体験活動等への参加に係る経済的負担の軽減

学生サポーター制度による支援

児童養護施設または母子生活支援施設出身の大学生や大学進学を予定している高校生を対象に、国立青少年教育施設における「学生サポーター」としての業務に対して、毎月一定額の報酬（10万円／月）を支給。

↓

学生生活を経済的に支援、体験活動に関する知識や技能の習得

UP!

青少年の自立する力

高等職業訓練促進給付金の充実

仕事を応援

現状

○就職に有利な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間に高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

○対象となる資格は、就職に有利な資格であって、法令で２年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの（看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等）

○支給対象期間は最長２年間、支給額は月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

高等職業訓練促進給付金の実績（平成25年度）

・総支給件数　：　7,875件
・資格取得者数：　3,212人（看護師 1,441人、准看護師 1,133人、保育士 243人、介護福祉士 111人など）
・就職者数　　：　2,631人（看護師 1,313人、准看護師　797人、保育士 186人、介護福祉士　97人など）

課題

○高等職業訓練促進給付金については、看護師など修学期間が３年以上の場合、１年間は給付金による生活費の支援が受けられない。

対応

※平成28年４月から実施

○高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実させる。

・支給期間の延長：**２年→３年**
・対象資格の拡大：**２年以上修学する資格→１年以上修学する資格**（調理師や製菓衛生師も新たに対象）
・**通信制の利用要件の緩和**：本人が仕事をしながら資格取得を目指す場合にも、通信制を利用可

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

仕事を応援

現状・課題

○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得を促進し、更なる自立の促進を図る必要がある。

対応

※平成27年度補正予算で実施

○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

○高等職業訓練促進資金貸付事業を以下のとおり創設する。

・対象者：ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者

・貸付額：養成機関への入学時　**入学準備金　５０万円**

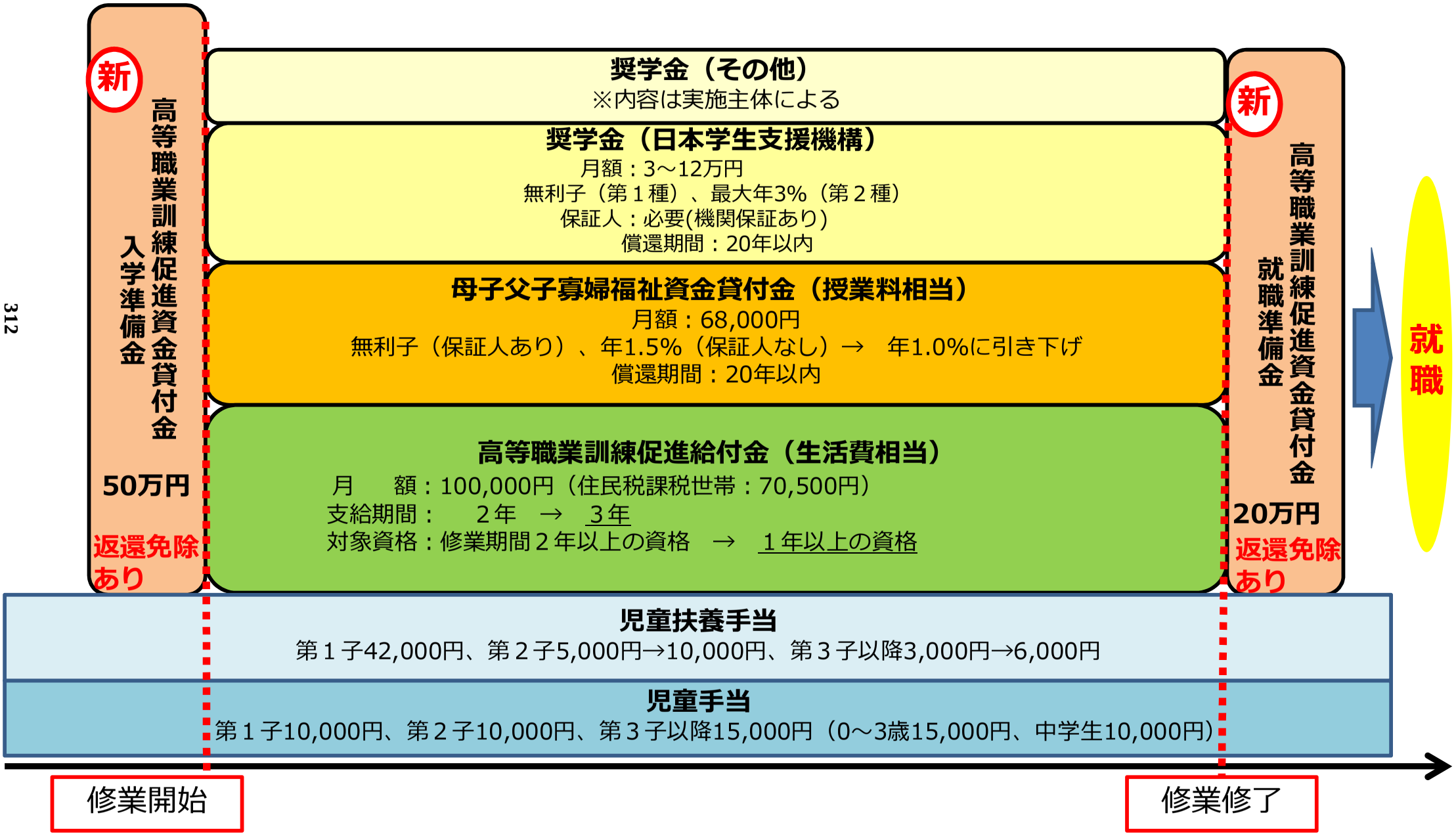
養成機関を修了し、資格取得をした場合　**就職準備金　２０万円**

・返還免除：貸付を受けた者が、養成機関卒業から１年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、**５年間**その職に従事したときは、**貸付金の返還を免除する**。

ひとり親の資格取得の支援（給付金・貸付金）

仕事を応援

ひとり親に対しては、児童手当や児童扶養手当に加え、高等職業訓練促進給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、奨学金の活用が可能であるが、さらに高等職業訓練促進資金貸付金を創設することにより、資格取得を支援。



自立支援教育訓練給付金の充実

仕事を応援

現状

○教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給（自立支援教育訓練給付金：受講費用の２割、上限１０万円）することにより、主体的な能力開発の取組を支援する。

自立支援教育訓練給付金の実績（平成25年度）

・支給件数 ： 1,004件
・就職件数 ： 675件
・対象講座 ： 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など（介護職員初任者研修、簿記、パソコン技能等）

課題

○働きながら更なるキャリアアップができるよう、教育訓練を受講しやすい仕組みとする必要。

対応

※平成28年４月から実施

自立支援教育訓練給付金について、以下のとおり充実する。

・訓練受講費用の**２割（上限10万円）を助成→６割（上限20万円）を助成**

ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン①
「出張ハローワーク！」
～地方自治体との連携による就労支援の強化～

仕事を応援

現状

○都道府県労働局・ハローワークでは、地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る事業（生活保護受給者等就労自立促進事業）を行っている。

○このほか、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業である「一体的実施事業」も行っている。

課題

○生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者とするに当たっては、地方自治体からのハローワークへの送り出し（支援要請）が必要。

○しかし、児童扶養手当受給者については、地方自治体へ定期的に出向く必要がないため、本事業への誘導が難しい。

対応

※平成27年度より実施

○児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する８月に、**『出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン』**を実施し、周知用のチラシを自治体からの郵送物に同封してもらう等、集中的に配布。

○**地方自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置する取組を強化。**また、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合は、常設窓口への誘導を強化。

○既存の一体的実施事業の施設で、ひとり親家庭を対象としていない場合には、地方自治体のニーズを踏まえつつ、ひとり親家庭の就労支援に関する事業の追加を検討。

実施結果

・臨時相談窓口の設置件数　412か所
　相談件数　3,217件　（※平成27年８月３１日時点）

・生活保護受給者等（児童扶養手当受給者も含む）を対象にした一体的施設（常設窓口）
：86市区（161拠点）※平成27年10月１日時点

ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン①
「出張ハローワーク！」
～地方自治体との連携による就労支援の強化～

仕事を応援

○都道府県労働局長に対し、**地方自治体へのハローワークの臨時相談窓口の設置について重点的に取り組むよう指示**。
　また、全国会議において職業安定部長に対し、指示。
○これを受け、各労働局・ハローワークにおいてプレスリリース、リーフレット等を活用して**積極的に周知・広報**。

【取組実施状況】
常設窓口161か所に加え、
臨時相談窓口を412か所設置。

プレスリリース(例)

厚生労働省
香川労働局

Press Release

香川労働局
平成 27 年 7 月 30 日発表

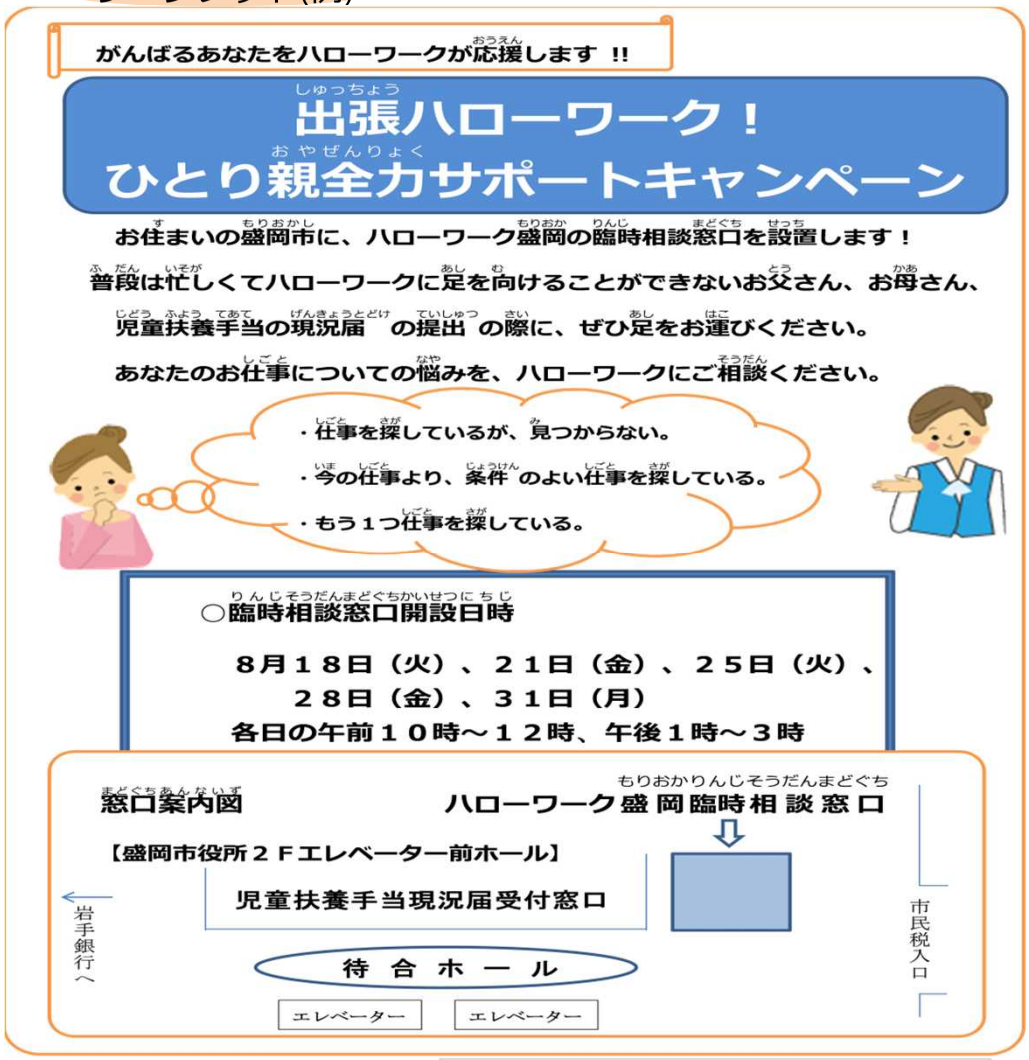
報道関係者各位

“ひとり親全力サポートキャンペーン” を実施します

香川労働局（局長　藤永芳樹）及び香川県内ハローワークでは、ひとり親の就労支援を強化するため、児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する８月の時期に合わせ、「ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。
キャンペーン期間中は、下記内容にて香川県内ハローワークが市役所及び町役場に臨時窓口を設置する等の取組みを行います。
なお、当該事業における臨時窓口設置については、香川県内で初めての実施となり、概要は以下のとおりです。

記

リーフレット(例)



厚生労働省・岩手労働局・ハローワーク盛岡

ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン②
～マザーズハローワーク事業におけるひとり親支援の体制整備～

仕事を応援

現状

○子ども連れで来所しやすい環境を整備のうえ、担当者制によるきめ細かな職業相談の実施。
○あわせて、地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報を提供。

課題

○安定した雇用への就労を推進するため、ひとり親に対する就職支援を充実することが必要。

対応

○ひとり親に対して専門的な支援を実施するため、各マザーズハローワークに、ひとり親の就職支援担当の専門相談員を新規配置する（平成28年度　２１人（各所１人））とともに、プライバシーに配慮した相談環境を整備する。
○地方公共団体やひとり親家庭への支援を行うＮＰＯ法人等の関係機関と連携した支援を実施する。
○ひとり親が利用しやすい職業訓練への誘導・あっせん機能を強化するため、各マザーズハローワークに職業訓練担当の専門相談員を新規配置する。（平成28年度　４２人（各所２人））

マザーズハローワーク事業の利用実績（平成26年度）

・新規求職者数：　219,085人　（うち担当者制支援対象者　71,560人）
・就職件数　　：　 76,119件　（うち担当者制支援対象者　62,611件）



ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン③
～助成金の活用・拡充～

仕事を応援

現状

○関係する助成金としては、
・試行的な雇い入れを経た安定就業を支援する制度として『トライアル雇用奨励金』
・就職困難者の雇用をサポートする制度として『特定求職者雇用開発助成金』
・非正規雇用労働者のキャリアアップを支援する制度として『キャリアアップ助成金』がある。

助成金の概要・実績

【概要】
●トライアル雇用奨励金：　一定期間（最大3か月）試行雇用した場合に15万円を支給（月額5万円）
●特定求職者雇用開発助成金：　ひとり親などの就職困難者の雇入れ後、最初の半年を第１期として30(25)万円、次の半年を第２期として30(25)万円、合計60(50)万円を支給（括弧書きは中小企業以外の場合の額）
●キャリアアップ助成金
有期契約労働者を正規雇用に転換した場合に50(40)万円＋10万円（ひとり親加算）を助成　等
（平成27年12月時点の助成額(括弧書きは中小企業以外の場合の額））

【平成26年度支給実績（ひとり親家庭の親の実績）】
●トライアル雇用奨励金：　26人（259万円）
●特定求職者雇用開発助成金：　36,262件（133.6億円）※第１期及び第２期の支給件数の計
●キャリアアップ助成金：　327人（1.8億円）（正規雇用等転換コースに限る）

課題

○結婚、育児等で離職し、長期のキャリアブランクがあるひとり親の中には、再就職に当たって、まずは試行的な雇用（有期雇用）を希望する者が一定程度いるため、試行的な雇用が有効。
○加えて、試用雇用から長期雇用につなげる道を広げることが重要。
○また、キャリアアップ助成金の活用による正規雇用転換等も引き続き重要。

対応

○トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とする。
※平成28年度から実施
○キャリアアップ助成金についても、引き続き活用を促進。

仕事を応援

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進①

現状と課題

○出産・育児等を理由とする離職後の再就職のためには、実践的な職業能力開発への支援が必要

○特に求職者支援訓練（雇用保険を受給できない求職者が対象）については、受講者の７割を女性が占めており（30代以降の女性のうち約２割がひとり親）、育児等に配慮した職業訓練の拡充が必要

対応

○求職者支援訓練において、以下のコースを新設する。

・託児サービス支援付きの訓練コース

・１日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コース（約４時間／日）

○ひとり親に対する訓練受講のあっせんの更なる優遇を実施する。（平成28年１月～）

○より就職に繋がるよう基礎的な訓練受講後に資格取得を含めた実践的な訓練（公共職業訓練を含む。）にステップアップする仕組みを新設する。

○公共職業訓練（主に雇用保険を受給している求職者が対象）において、既に実施している託児サービス支援付きコース及び短時間訓練コースを平成28年４月から拡充する。

求職者支援訓練の概要

○対象：雇用保険を受給できない求職者

（職業経験が乏しい方、育児で仕事にブランクのある方等）

※ひとり親の方等を、就職困難者としてあっせんにあたって優遇

○訓練の種類：基礎コース（基礎的能力を習得）、実践コース（基礎～実践的能力を習得）

（実践コースの例）

・介護系（介護福祉サービス科等）・医療事務系（医療・調剤事務科等）等

○訓練期間： ３～６か月

・平成26年度実績（速報値）：受講者数合計：55,002人
うち女性：39,245人（71.4%）

・30代女性に占めるひとり親の割合：23.1% ※JILPT制度利用者調査
40代女性に占めるひとり親の割合：26.1% ※JILPT制度利用者調査



（訓練風景）



（託児サービスの様子）

（参考：公共職業訓練における託児サービス支援の実績）

	設定コース数	託児利用受講者数	申込児童数
平成25年度	266コース	473人	514人
平成26年度	428コース	519人	575人

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進②
（職業訓練におけるEラーニング等の活用促進）

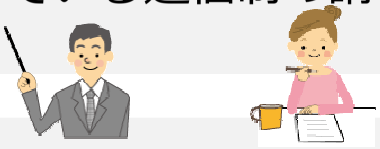
仕事を応援

現状と課題

○子育てや働きながら更なるキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、Eラーニングを活用した講座の設定を検討する必要

○公的職業訓練については、公共職業能力開発施設や民間の教育訓練機関での集合型訓練が原則

○訓練費用の一定割合（最大６割）を個人に支給する専門実践教育訓練の対象となっている通信制の講座が少ない



対応

○子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、平成28年4月より公的職業訓練におけるＥラーニングを試行実施する。

○専門実践教育訓練について、ひとり親家庭の親等が活用しやすい訓練の受講を促進するため、通信制の講座に係る指定要件を明確化(平成27年10月)し、対象となる講座を拡充する。（例：看護師資格取得のための通信制の養成課程など）

公的職業訓練におけるEラーニングの試行実施の検討

○Eラーニングは、育児等による時間的制約を抱える求職者の訓練として高い期待があるものの、課題も存在

・受講状況確認のための技術的工夫が必要
・受講者のモチベーション維持が必要

↓

Eラーニング固有の課題を整理・検証し、試行を通じて、公的職業訓練への導入可能性を検証



准看護師→看護師のキャリアアップイメージ

○高等職業訓練促進給付金を活用し、准看護師資格を取得

↓

○准看護師として一定年数活躍

↓　更なるキャリアアップ

○専門実践教育訓練給付を活用し、通信制の養成課程を受講し看護師資格を取得

資格取得者のうち、資格が役にたっているとする者の割合
准看護師　96.4%、看護師　87.8%
（全体　60.7%）

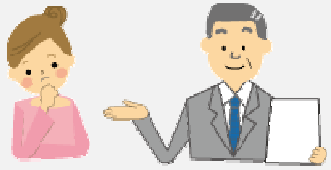
ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進③
（ジョブ・カードの活用促進等）

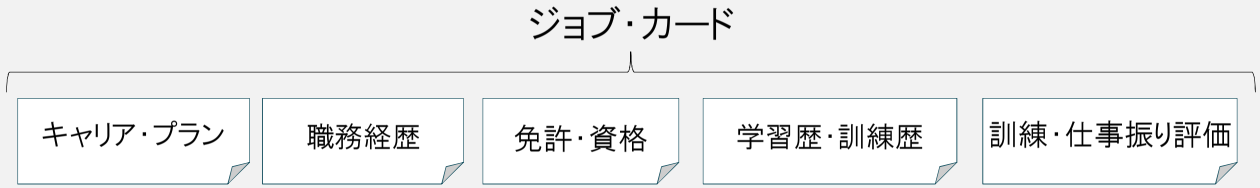
仕事を応援

現状

○正社員経験の少ない等職業能力形成の機会に恵まれなかった人に対し、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援を通じ、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講を促進

○公的職業訓練において、ジョブ・カードの活用を図るとともに、キャリアコンサルティング等による職業能力証明のツールとして、求職者や在職者、学生等も対象に普及を促進







課題

○ひとり親を含めた求職者等に対する、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援が、充分に進んでいない。

○ジョブ・カードの活用が訓練実施時等の場面に限定されている。

対応

○ジョブ・カードを、生涯を通じた「キャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして継続的に活用

○ジョブ・カードを活用して行う、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講者数を倍増

○公的職業訓練において引き続きジョブ・カードを活用

○ひとり親の就労支援を行う支援員が、ジョブ・カードを活用しきめ細やかな支援が行えるよう講習の受講を促進

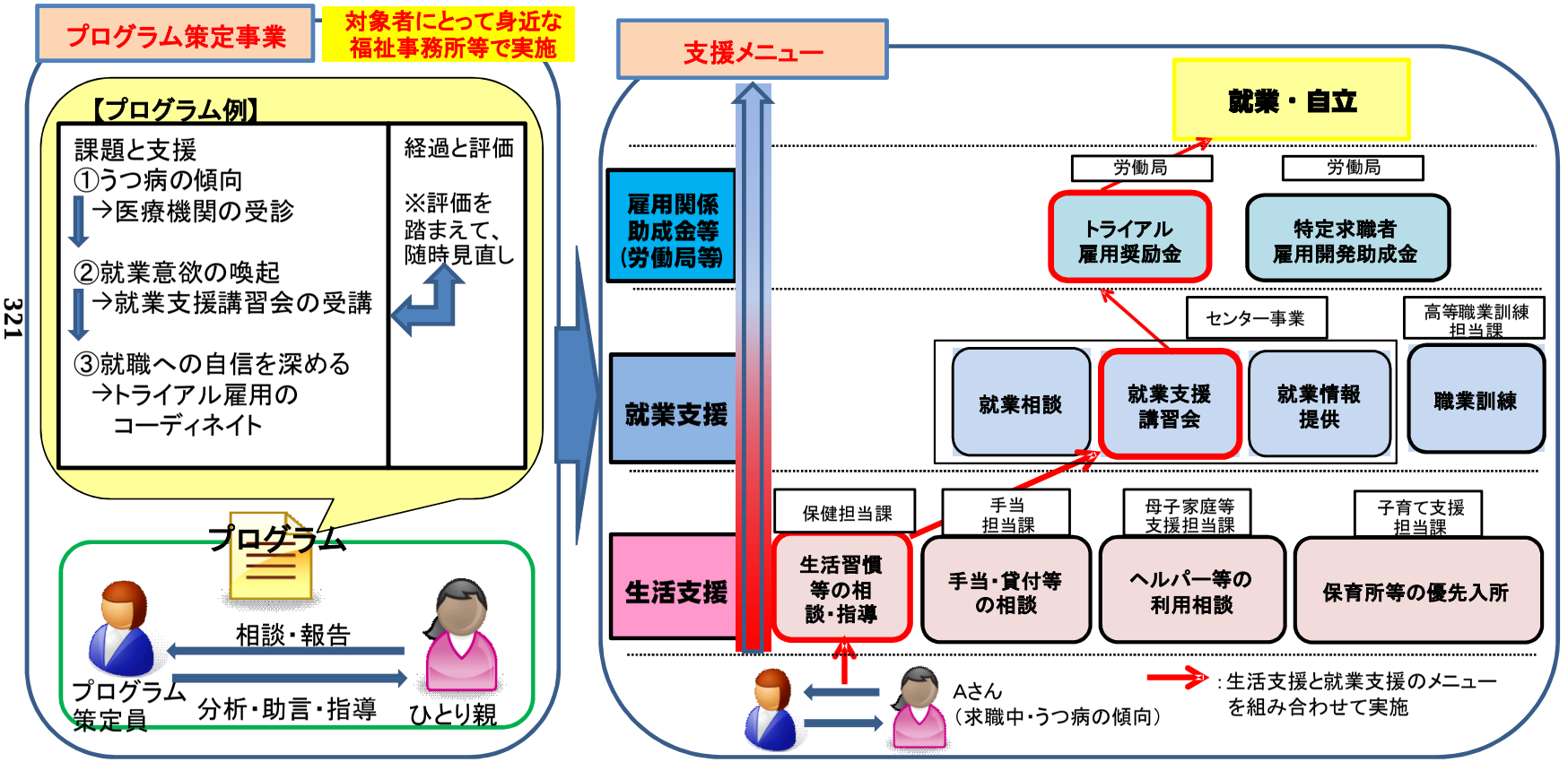
○ひとり親支援の相談窓口の担当者に対し、職業訓練や助成金等に関する研修を実施

母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実

仕事を応援

現状

多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し就業自立を支援する。



平成25年度　実績

実施自治体数：565自治体
（全901自治体の62.7%）

策定件数　7175件

課題

就業後の生活状況や再支援の必要性を確認するためのフォローが不十分

対応

※平成28年度から実施

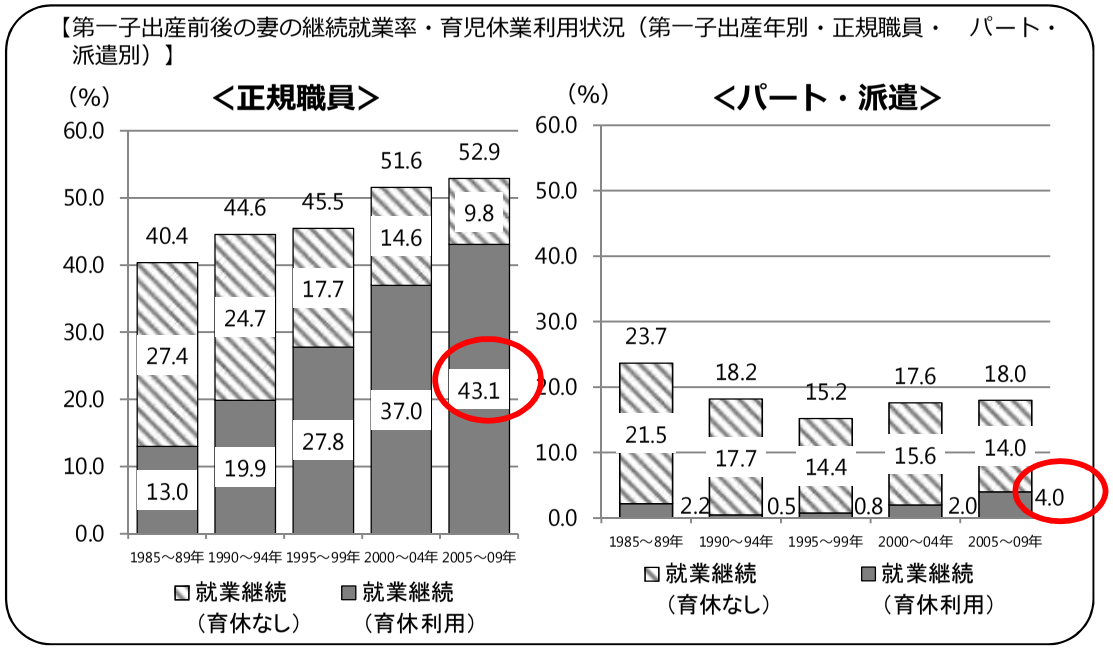
プログラム策定による自立後、１年間のアフターケア（定期的な相談の実施等）を行う。

非正規雇用労働者の育児休業取得促進

仕事を応援

現状と課題

○　育児休業を取得しつつ第１子出産後も継続就業をしている割合をみると、正規職員は育児休業取得による継続就業が進んでいる（平成17年～21年で43.1%）ものの、パート・派遣といった非正規雇用労働者は低い水準（平成17年～21年で4.0%）に留まっていることから、**非正規雇用労働者の育児休業取得促進を図る必要がある。**



対応

○　育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（１歳までの継続雇用要件等）の緩和等を行うことにより、非正規雇用労働者の育児休業の取得促進を図る。

【現行法】

① 申出時点で1年以上継続して雇用されていること

② １歳以降も雇用継続の見込みがあること

③ ２歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く

→

【労働政策審議会雇用均等分科会報告書（案）】
（平成27年12月7日）

②の子が１歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること、という要件について、事業主にとっても労働者にとっても分かりづらいという課題があることから、育児又は介護を理由として雇用関係が終了することを防ぎ、その継続を図ることを目的とする制度であるという育児休業・介護休業制度の趣旨を踏まえつつ、育児休業の取得を促進するため、有期契約労働者の育児休業取得要件については、以下の通り、現行の②の要件を削除し、③の要件を「（ⅱ）子が１歳６ヶ月に達するまでの間に、労働契約期間が満了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかである者を除く」のように見直すことが適当である。

→

【対応】
（**現行の②の要件を削除**し、**③の要件を緩和**する。）

① 申出時点で１年以上継続して雇用されていること

② １歳６ヶ月までの間に更新されないことが明らかである者を除く。

住まいを応援

公的賃貸住宅等における子育て世帯の居住の安定の確保

概要

ひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するため、公的賃貸住宅等を活用し、ひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定を図る。

公的賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保

民間賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保

公営住宅

ＵＲ賃貸住宅

地域優良賃貸住宅

民間賃貸住宅

公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

公営住宅の入居支援

＜対象＞
ひとり親世帯や多子世帯等の特に住宅困窮度が高い者

＜施策概要＞
事業主体の判断による、公営住宅への入居者選考における優先的な取扱い　等

ＵＲ賃貸住宅における子育て世帯向け制度

＜対象＞
子育て世帯等

＜施策概要＞
・子育て世帯への家賃減額（地優賃制度を活用）
・子育て世帯等とそれを支援する世帯が近居する場合における一定期間の家賃減額　等

賃貸住宅の整備費・家賃低廉化への支援

＜対象＞
子育て世帯等の各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯

＜施策概要＞
賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃低廉化に対し、国と地方公共団体が協力して支援

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業

＜対象＞
住宅に困窮している低所得の子育て世帯等

＜施策概要＞
居住支援協議会等との連携や管理の下で、空き家等のリフォームやコンバージョンへの支援

住まいを応援

公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

概要

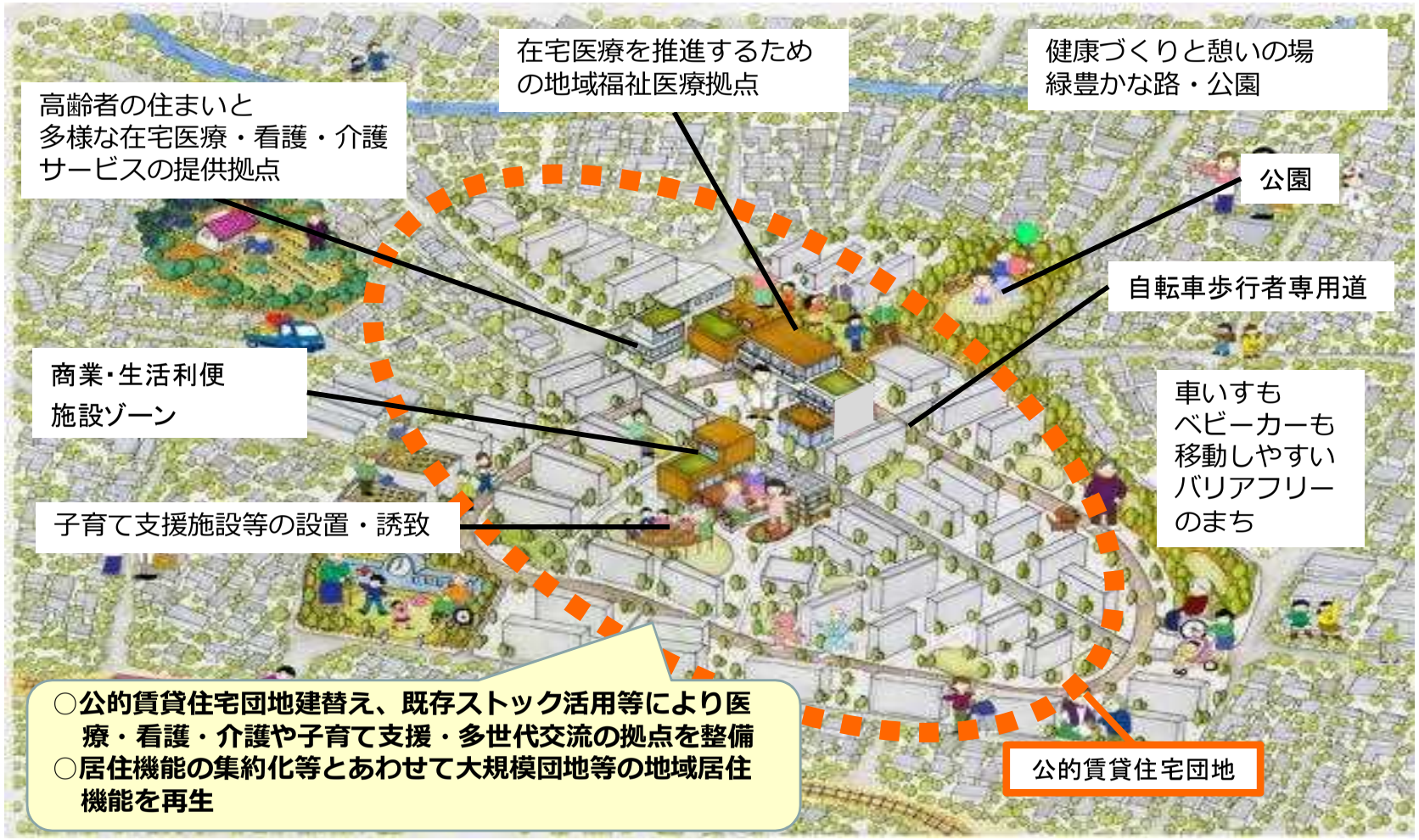
○公的賃貸住宅団地において、医療・介護サービスへのニーズが拡大していると共に、子育て世帯への支援の充実を図る必要があることから、公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を通じて多世代が暮らしやすい居住環境の形成を図る。

2020年KPI

○UR団地の医療福祉拠点化（大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、100団地程度で拠点を形成）

○高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合：25%（2013年度19%）

施策イメージ



＜柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会の資料を基に国土交通省作成＞

公営住宅における優先入居の概要

概要

特に住宅困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、入居者選考において優先的に取扱う。

社会経済情勢に照らし、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる世帯及びその方法について、事業主体向けに技術的助言を講じている。
（「公営住宅管理の適正な執行について」H17.12.26国住総138号住宅局長通知）

（１）優先入居の取扱いが適当と考えられる世帯
- ①　高齢者世帯
- ②　障害者世帯
- ③　著しく所得の低い世帯
- ④　母子世帯、父子世帯
- ⑤　小さな子どものいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯
- ⑥　ＤＶ被害者世帯
- ⑦　犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯
- ⑧　中国残留邦人等世帯

（２）優先入居の方法
- ①　倍率優遇方式
  抽選における当選率を一般の入居申込者より有利に取扱う方式
- ②　戸数枠設定方式
  募集戸数の中に優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式
- ③　ポイント方式
  住宅困窮度の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式

概要

公営住宅法施行令の一部を改正する政令について

改正の背景　「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）

入居者の収入の算定（公営住宅法施行令1条3号）上、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象とすることについて検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。

現行制度の概要（公営住宅の入居者の収入の算定方法）

［ 世帯の年間所得額 － 世帯の控除額の合計 ］ ÷ 12ヵ月 ＝ 収入月額

※この額に応じ①公営住宅への入居の可否、②家賃額が決まる。

●基本的な取扱い

- 所得税法における収入の考え方と同じ。

（一人につき）

配偶者、扶養親族に係る控除	38万円
上記のうち70歳以上の者の控除	10万円
障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円
寡婦控除、寡夫控除	27万円（所得税法では法律婚のみを対象。）

改正の概要

- 公営住宅法施行令第1条第3号ホを改正し、非婚の母又は父について、公営住宅の入居者の収入算定上、寡婦（寡夫）控除の対象とする。
- 公布日：平成27年10月16日　　施行日：平成28年10月1日

URにおけるミクストコミュニティ形成の促進と子育て支援等制度の拡充

住まいを応援

概要

○　高齢者・子育て等世帯が、親族と交流・援助しながら生活する近居を促進するため、「近居割」を創設（平成25年度）し、ＵＲ賃貸住宅ストックの約８割（約60万戸）で導入することにより、住宅セーフティネット機能の強化とミクストコミュニティの形成を促進。さらに一部エリアを対象に近居割ワイドを平成27年9月より導入。

⇒　「近居割」の家賃減額措置を、5年間・20%に拡充する（現行5年間・5%）。

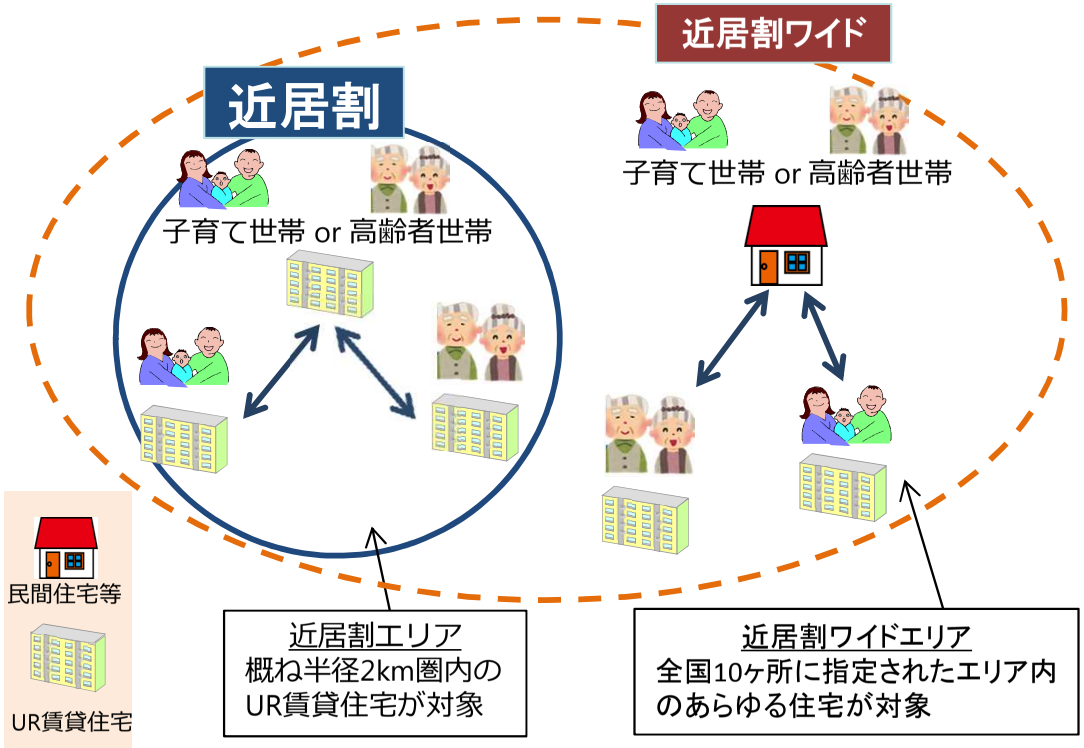
○　定期借家制度を活用した「そのママ割」や「Ｕ２９割」、地域優良賃貸住宅制度活用した「子育て割」等、若年・子育て世帯の入居を支援する家賃減額により、ミクストコミュニティの形成を促進。

⇒　「U29割」の対象を、新婚世帯を含む35歳以下の若年世帯に拡大予定（「U35割」の導入）。

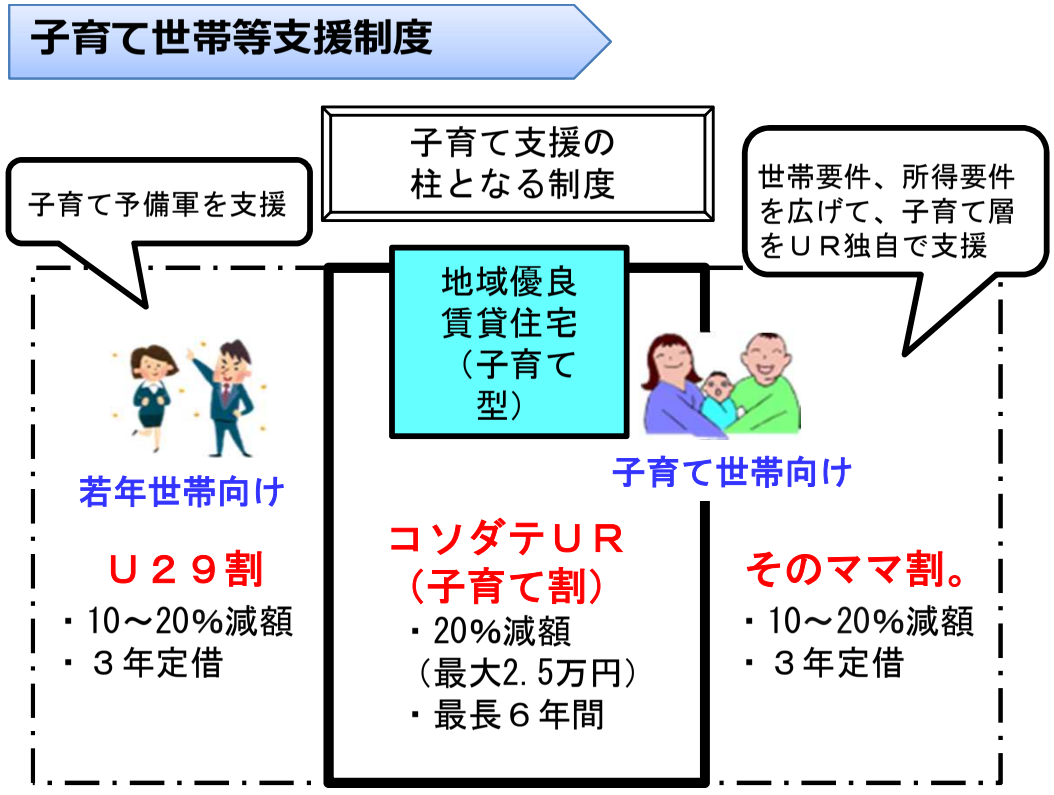
近居割・近居割ワイド

327

◆新たにUR賃貸住宅に入居する世帯を対象に5年間・5%家賃を割引



子育て世帯等支援制度



※地域優良賃貸住宅制度の活用や定期借家制度の導入等、団地の存する地域のニーズに合わせた支援を展開

概要

地域優良賃貸住宅制度の拡充による子育て支援の強化

住まいを応援

1. 地域優良賃貸住宅制度の目的

新婚・子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する良質な賃貸住宅の供給を促進するため、住宅の整備等及び家賃の低廉化に要する費用について支援を行う。

2. 現行制度概要

① 入居対象

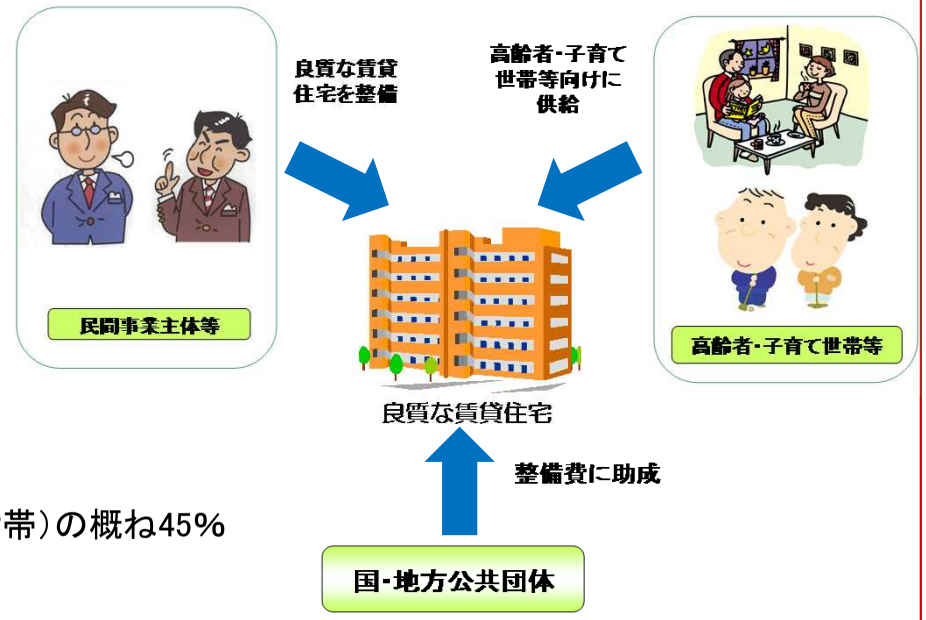
下記に掲げる者のうち、原則として収入分位70%（月収38.7万円）以下の者
新婚世帯、子育て世帯、高齢者世帯、障害者等世帯、
地方公共団体が地域住宅計画に掲げる者　等

② 整備に対する国の支援　**（社会資本整備総合交付金 等）**

・事業主体が民間事業者等の場合
⇒地方公共団体が助成する費用（住宅の建設・買取費の1／6等）の概ね 45%
・事業主体が地方公共団体の場合
⇒住宅の整備費の概ね 45%

③ 家賃低廉化に対する国の支援　**（社会資本整備総合交付金 等）**

・地方公共団体が事業主体に対し家賃低廉化助成をする費用（上限：4万円/月・世帯）の概ね45%
＜対象世帯＞　ⅰ）収入分位 0～25%（月収15.8万円以下）の世帯
ⅱ）収入分位 25～40%（月収21.4万円以下）である次の世帯
高齢者世帯、障害者等世帯、小学校卒業前の子がいる世帯　等



＜制度イメージ（事業主体が民間事業者等の場合）＞

3. H27年度補正予算・H28年度当初予算における拡充内容

①子育て世帯等への支援の拡充　**＜H27年度補正予算＞**

・新婚世帯・子育て世帯（収入分位25～50%）を家賃低廉化支援対象に追加（H32年度までに新たに入居する場合の時限措置）

・三世代同居・近居に活用する場合における入居時の収入算定方法の特例措置

・地域優良賃貸住宅(転用型)について、最低管理期間（10年間）を緩和し、地方公共団体が定める期間以上とする

②ひとり親世帯・多子世帯への支援の拡充　**＜H28年度当初予算＞**

・ひとり親世帯・多子世帯に係る家賃低廉化支援期間の延長

・入居世帯要件の柔軟化（複数のひとり親世帯等のグループ居住への対応）

ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進

住まいを応援

現状と課題

ひとり親が持ち家を有する割合は一般家庭に比べて低く、生活の安定のためには住居の確保支援が必要。

【ひとり親家庭の住宅の状況】

	母子世帯	父子世帯	全世帯
持ち家	29.8%	66.8%	61.9%
公営住宅	18.1%	4.8%	4.2%
民間	32.6%	15.2%	28.1%

母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査　全世帯は平成22年国勢調査

対応

民間賃貸事業者の団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促す。

家主への周知内容

○　住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（国土交通省の助成制度）を活用して、**空き家の多くなった賃貸住宅を改修し、「ひとり親家庭向け賃貸住宅」としての再利用を促す**。

※ あんしん居住推進事業の補助（１室５０万円(戸建住宅等からの用途変更の場合100万円)を上限とし、改修等の費用の１／３を助成）の要件
現行の耐震基準に適合、住居の床面積が原則25㎡以上、住宅設備（台所・浴室等）を有すること、一定のバリアフリー化がなされていること 等

※「ひとり親家庭向け賃貸住宅」の入居者は、0歳～小学生の子供を育てている児童扶養手当を受給するひとり親家庭であることなどを想定

※「ひとり親家庭向け賃貸住宅」には、入居者への配慮を求める。

（例）全住戸のうち１室以上をキッズルームとして入居者に常時公開すること
育児や医療など入居者に必要な情報を常時公開すること　など

新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

住まいを応援

現状

ひとり親が家庭や仕事上の理由により転居することを希望する場合に、新たな居住地の候補となる地域の情報を入手しやすくすることが必要。



新たな生活場所を希望

対応





～「移住・交流情報ガーデン」「全国移住ナビ」を活用した移住相談～

- **子育て・生活環境等の移住関連情報**

～移住を促進する自治体への支援～

- **地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(27年度)**

浜田市「シングルペアレント介護人材育成事業」（平成27年度）

ひとり親家庭が、浜田市外から移住し、浜田市内の介護保険サービス事業所で就労研修を行う場合に以下の支援を行う。（支援期間は１年間）

- 月額15万円を研修体験費用として支給
- 月額３万円を養育費として支給
- 中古自動車の無償提供
- １年間の研修終了時に、奨励金100万円を支給　　等

平成２６年度はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰　受賞企業

リバー・ゼメックス株式会社（長野県岡谷市）

- 全従業員（60名）中、母子家庭の母の割合　20.0%
- 全女性従業員（47名）中、母子家庭の母の割合　25.5%
- 母子家庭の母の平均勤続年数　　６年６ヶ月

○支援情報ポータルサイト（子供の未来応援国民運動ホームページ）において、各自治体におけるひとり親家庭支援施策やＩターン・Ｕターンの取組について情報提供するとともに、ひとり親家庭を応援する企業の情報を掲載する。

○「移住・交流情報ガーデン」や「全国移住ナビ」を活用し、子育て・生活環境等の移住関連情報の提供を行う。

○ひとり親家庭の移住を促進する自治体に対して、地方創生に関する「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(27年度)」、「新型交付金(28年度)」の活用を促すことにより、ひとり親家庭のニーズに沿った移住促進策を実施できるよう支援する。

生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

住まいを応援

概要

○　離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

※　緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われていた住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を生活困窮者自立支援法における福祉事務所設置自治体の必須事業として制度化。（国庫負担３／４）

住居確保給付金の概要

➢ **支給対象者**

○ 申請日において６５歳未満であって、離職等後２年以内の者
○ 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
○ ハローワークに求職の申し込みをしていること
○ 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

➢ **支給要件**

①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。
（東京都１級地の場合）単身世帯：13.8万円、２人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円

②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×６（ただし100万円を超えない額）以下であること。
（東京都１級地の場合）単身世帯：50.4万円、２人世帯：78万円、3人世帯：100万円

③就職活動要件：ハローワークでの月２回以上の職業相談、自治体での月４回以上の面接支援等

➢ **支給額**

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都１級地の場合　単身世帯：53,700円、２人世帯：64,000円）

➢ **支給期間**　原則３か月間（就職活動を誠実に行っている場合は３か月延長可能（最長９か月まで））

期待される効果

○　有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至る前の段階のセーフティネットとして、効果を発揮。
○　自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

「子供の未来応援国民運動」の推進

社会全体で応援

趣旨・目的

いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならず、子供たちと我が国の未来をより一層輝かしいものとするため、国民の力を結集して全ての子供たちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指す。

平成２７年４月２日　総理及び関係各大臣をはじめ、官公民、様々な立場の方々が一堂に会した「発起人集会」を開催し、趣意書を採択。

国民運動事業の展開

○支援情報の一元的な集約・提供
- 各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備

○支援活動と支援ニーズのマッチング事業
- 企業・団体が行っている支援活動と地域における様々な支援ニーズとをマッチング

○地域における交流・連携事業の展開
- 地域の実情を踏まえた関係者の顔の見える交流・連携の推進

○民間資金による基金創設

○国民運動の推進主体となる事務局の設置
- 内閣府、文部科学省、厚生労働省及び日本財団を中心に設置



「支援情報ポータルサイト（子供の未来応援国民運動ＨＰ）」の開設

社会全体で応援

概要

ひとり親家庭に対する支援施策を含め、国、都道府県、市町村等が行う子供の貧困対策（支援情報）を一元的に集約した上で、支援の種類等によって検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備し、支援者及び当事者へ情報提供を図る。

検索のイメージ

教育の支援
生活の支援
親の就労支援
その他

支援の種別から検索

又は

勉強に関すること
仕事に関すること
友達や趣味、居場所など
その他

悩みごと（60種類）から検索

×

詳細検索

- 対象（属性）で検索
  （生活保護世帯、ひとり親世帯、社会的養護施設入所者等）
- 支援を受ける地域で検索
  （都道府県名を選択、市区町村名を入力）
- 支援を提供する組織で検索
  （中央省庁、都道府県庁、市区町村）
- フリーワードで検索

検索を実行

支援情報（施策名、担当窓口、連絡先）が表示される　⇒　更に詳細な情報も表示可能

※　国、都道府県、政令市の支援情報は開設時（平成27年10月）から掲載（市区町村の支援情報も平成28年4月から掲載）。なお、民間団体等の支援情報は順次追加を図り、それぞれ情報量を充実させる。

「支援活動と支援ニーズとのマッチングサイト（子供の未来応援国民運動ＨＰ）」の開設

社会全体で応援

概要

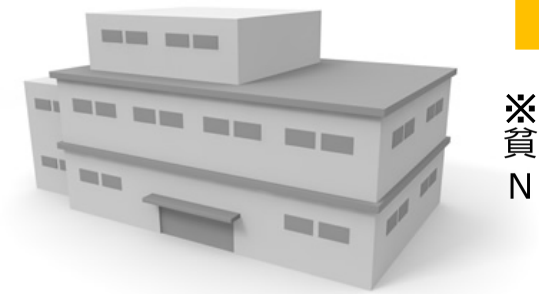
ＣＳＲ活動を行う企業等の支援リソースと、ＮＰＯ等が抱えているニーズの双方を掲載し、相互に検索できるようにすることで、マッチングさせる仕組みを構築する。

企業理念に沿った
ＣＳＲ活動等と連携できる
ＮＰＯ等はあるだろうか？

企業等

ＮＰＯ等

どんな企業にお願いすれば、
わたしたちの活動を理解し、
支援してもらえるだろうか？



マッチング

※提供できるリソースの登録
貧困家庭の子供等を支援している
ＮＰＯ等の検索・情報収集

※希望する支援内容等の登録
ＣＳＲ活動を行う企業等
の検索・情報収集



相互に連絡を取り合い、調整を図る

CSR活動を行う企業等

貧困家庭の子供等を支援しているNPO等



マッチングの成功

マッチングが成功した場合は、その具体的な内容について、その後の展開も含めて登録することとし、マッチングを希望する他の企業、ＮＰＯ等の参考にしてもらうこととする。

※登録にあたっては、登録企業、ＮＰＯ等の 信頼性の確保のため、遵守すべき事項を定めた利用規約への同意を条件とする。

民間資金による「子供の未来応援基金」の創設

社会全体で応援

概要

子供の貧困の放置は、子供たちの将来が閉ざされてしまうだけでなく、社会的損失につながるとの考えを前提に、子供の貧困対策を「慈善事業」にとどまらず、「未来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、「未来応援ネットワーク」事業等を実施する。

企業

大学等

社会福祉法人

個人

335

子供の未来応援基金

使途の決定にあたっては事務局案を基に、発起人等で構成する基金事務審査委員会（仮称）で審査する。

【未来応援ネットワーク事業】

草の根で支援を行っているＮＰＯ等に対して支援を実施



貧困家庭の子供等を支援しているＮＰＯ等

- 家庭的養護支援
- 学校外学習支援
- 居場所支援
- 生活支援
- 児童養護施設等退所者支援
- その他

金銭を直接交付・貸与する団体は支援対象外

【子供の生きる力を育むモデル拠点事業】

生きる力を育み貧困の連鎖を断つ場の提供を検討



居場所となる拠点の整備

- 食事の提供・調理
- 学習指導
- 職業体験
- スポーツ・芸術指導
- その他

これらのメニューを地域の実情に合わせ柔軟に組み合わせる。

子供の未来応援地域ネットワーク支援事業（地域子供の未来応援交付金）

社会全体で応援

概要

「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、ＮＰＯ、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設する。

事業の具体的内容

（１）各自治体における、貧困の状況にある子供や家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析、支援のために整備すべき地域の資源の把握、具体的・定量的な支援体制の整備計画の策定を支援する。
（２）当該計画に従った体制整備のため、上記「３つのつなぎ」を実現することができる人材（コーディネーター）を発掘し、関係者間の実のある協力関係を構築することを、上記の支援と併せ、実施する。
（３）上記のいずれも実施した自治体が、国民運動の展開に合わせ、「子供の未来応援基金」とも連動し、県民・市民運動を展開して協力体制を形成しつつ、地域の資源を活かした先行的なモデル事業を実施する場合に、これを支援する。

平成29年度（予算案）厚生労働省　主な子供の貧困対策関連施策（新規・拡充）

赤字：新規事項　青字：拡充事項

１．子供の学習支援を行い、貧困の連鎖を防止する

○生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援（拡充）　【35億円】

生活困窮世帯等の子供に対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言等を行う。特に、学校や教育委員会等との定期的な情報共有、関係の構築等により教育機関との連携強化を図る。

２．社会的孤立化を防ぎ、必要な支援を提供する

○子育て世代包括支援センターの全国展開（拡充）　【母子保健医療対策総合支援事業206億円の内数】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

※「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業）については、内閣府予算に計上。

○社会的養護の推進（一部新規を含む）　【1,456億円】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護、家庭的養護の推進など改正法に盛り込まれた内容等を実施するための必要な予算を確保することにより、社会的養護の一層の推進を図る。

３．保護者の就労支援や経済的支援により、生活の安定を図る

○待機児童解消等の推進などに向けた取組の推進（拡充）　【保育所等整備交付金564億円、保育対策総合支援事業費補助金395億円の内数】

待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に基づき平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

○放課後児童クラブの拡充等(拡充)【子ども・子育て支援交付金1,076億円の内数、子ども・子育て支援整備交付金163億円の内数 ※内閣府予算に計上】

「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒しして実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続するとともに、運営補助額の増額を行うほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

○自立支援教育訓練給付金の充実（拡充）　【母子家庭等対策総合支援事業114億円の内数】

雇用保険の受給資格のないひとり親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部（費用の６割：上限２０万円）を支給する自立支援教育訓練給付金について、雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付（費用の２割：上限１０万円）の支給を受けるひとり親に対しても、費用の６割（上限２０万円）との差額を上乗せして支給する。

資料41

平成29年度（予算案）厚生労働省　主な子供の貧困対策関連施策

赤字：新規事項　青字：拡充事項

教育の支援

○生活困窮世帯等への学習支援

- ●生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援　【35億円】
- ●児童養護施設等で暮らす子供への学習支援　【児童入所施設措置費等1,227億円の内数】
- ●ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）　【母子家庭等対策総合支援事業114億円の内数】
- ●（ひとり親家庭）高等学校卒業程度認定試験の合格支援　【母子家庭等対策総合支援事業114億円の内数】

保護者に対する就労の支援

○親の就労支援

- ●ひとり親家庭の親に対する就業支援　【母子家庭等対策総合支援事業114億円の内数】
- ●相談窓口のワンストップ化の推進　【母子家庭等対策総合支援事業114億円の内数】
- ●生活困窮者自立支援制度及び生活保護受給者に対する就労支援　【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数】

○親の学び直しの支援

- ●（ひとり親家庭）高等職業訓練促進給付金の支給　【母子家庭等対策総合支援事業114億円の内数】
- ●（再掲）（ひとり親家庭）高等学校卒業程度認定試験の合格支援

○就労機会の確保

- ●（ひとり親家庭）在宅就業の推進　【母子家庭等対策総合支援事業114億円の内数】

資料42

平成29年度（予算案）厚生労働省　主な子供の貧困対策関連施策

赤字：新規事項　青字：拡充事項

生活の支援

○保護者の生活支援（保護者の自立支援、保育等の確保）

- ●ひとり親家庭に対する総合的な支援　【母子家庭等対策総合支援事業114億円の内数】
- ●ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）　【母子家庭等対策総合支援事業114億円の内数】
- ●ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施　【母子家庭等対策総合支援事業114億円の内数】
- ●生活困窮者自立支援制度等　【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数】
- ●待機児童解消等の推進などに向けた取組　【保育所等整備交付金564億円、保育対策総合支援事業費補助金395億円の内数】
- ●放課後児童クラブの拡充等　【子ども・子育て支援交付金1,076億円の内数、子ども・子育て支援整備交付金163億円の内数 ※内閣府予算に計上】

○子供の生活支援（児童養護施設等の退所児童等の支援、子供の居場所づくりに関する支援）

- ●児童自立生活援助事業（仮称）の創設　【児童虐待・DV対策等総合支援事業154億円の内数】
- ●社会的養護自立支援事業（仮称）の創設　【児童虐待・DV対策等総合支援事業154億円の内数】
- ●自立援助ホーム入居者への支援の充実　【児童入所施設措置費等1,227億円の内数】
- ●（再掲）待機児童解消等の推進などに向けた取組

○支援する人員の確保等（社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化）

- ●児童養護施設等の体制整備　【児童入所施設措置費等1,227億円の内数】
- ●児童相談所の相談機能強化等　【児童虐待・DV対策等総合支援事業154億円の内数】

○その他の生活支援（妊娠期からの切れ目ない支援等）

- ●妊娠・出産包括支援事業　【母子保健医療対策総合支援事業206億円の内数】

平成29年度（予算案）厚生労働省　主な子供の貧困対策関連施策

赤字：新規事項　青字：拡充事項

経済的支援・調査研究

○児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し

●児童扶養手当の支給　【児童扶養手当（国庫負担分）1,784億円】

○母子父子寡婦福祉資金貸付金

●母子父子寡婦福祉資金の貸付　【母子父子寡婦福祉資金貸付金36億円】

○ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究

●ひとり親家庭支援施策等についての調査研究　【保健福祉調査委託費（本省費）0.8億円】

○養育費の確保に関する支援

●養育費相談支援センター事業　【養育費相談支援センター事業0.6億円】

ひとり親家庭等自立支援関係の平成２９年度予算案
（厚生労働省関係）

3,588億円（3,338億円）

支援につながる

○**母子家庭等対策総合支援事業　114億円の内数**
- ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の推進

○**子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進　77百万円**

○**配偶者からの暴力（DV）防止など、婦人保護事業の推進　177億円の内数**

○**母子家庭等自立支援対策費　3百万円**

○**ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施　9百万円**

○**在宅就業に関する情報提供　12百万円**

生活を応援

○**母子家庭等対策総合支援事業　114億円の内数**
- 子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）
- 母子家庭等就業・自立支援事業の実施
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

○**児童扶養手当の支給　1,784億円**

○**養育費相談支援センター事業　56百万円**

○**母子父子寡婦福祉資金貸付金　36億円**

学びを応援

○**生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】　35億円の内数**

○**母子家庭等対策総合支援事業　114億円の内数**
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施
- ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

仕事を応援

○**母子家庭等対策総合支援事業　114億円の内数**
- 高等職業訓練促進給付金の支給
- 自立支援教育訓練給付金の充実
- 母子家庭等就業・自立支援事業（再掲）
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

○**生活保護受給者等就労自立促進事業の推進　66億円の内数**

○**マザーズハローワーク事業の推進【拡充】33億円の内数**

○**トライアル雇用奨励金の活用　38億円の内数**

○**特定求職者雇用開発助成金の活用　748億円の内数**

○**キャリアアップ助成金の活用【拡充】　501億円の内数**

○**母子家庭の母等に対する職業訓練の実施　36億円の内数**
- 託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施
- 雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施

○**公共職業訓練におけるe-ラーニングコースの新設【新規】　43百万円の内数**

住まいを応援

○**生活困窮者に対する住居確保給付金の支給　17億円の内数**

（参考）「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」
※内閣府HP
http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/

資料43

自立支援教育訓練給付金事業の充実について

現状

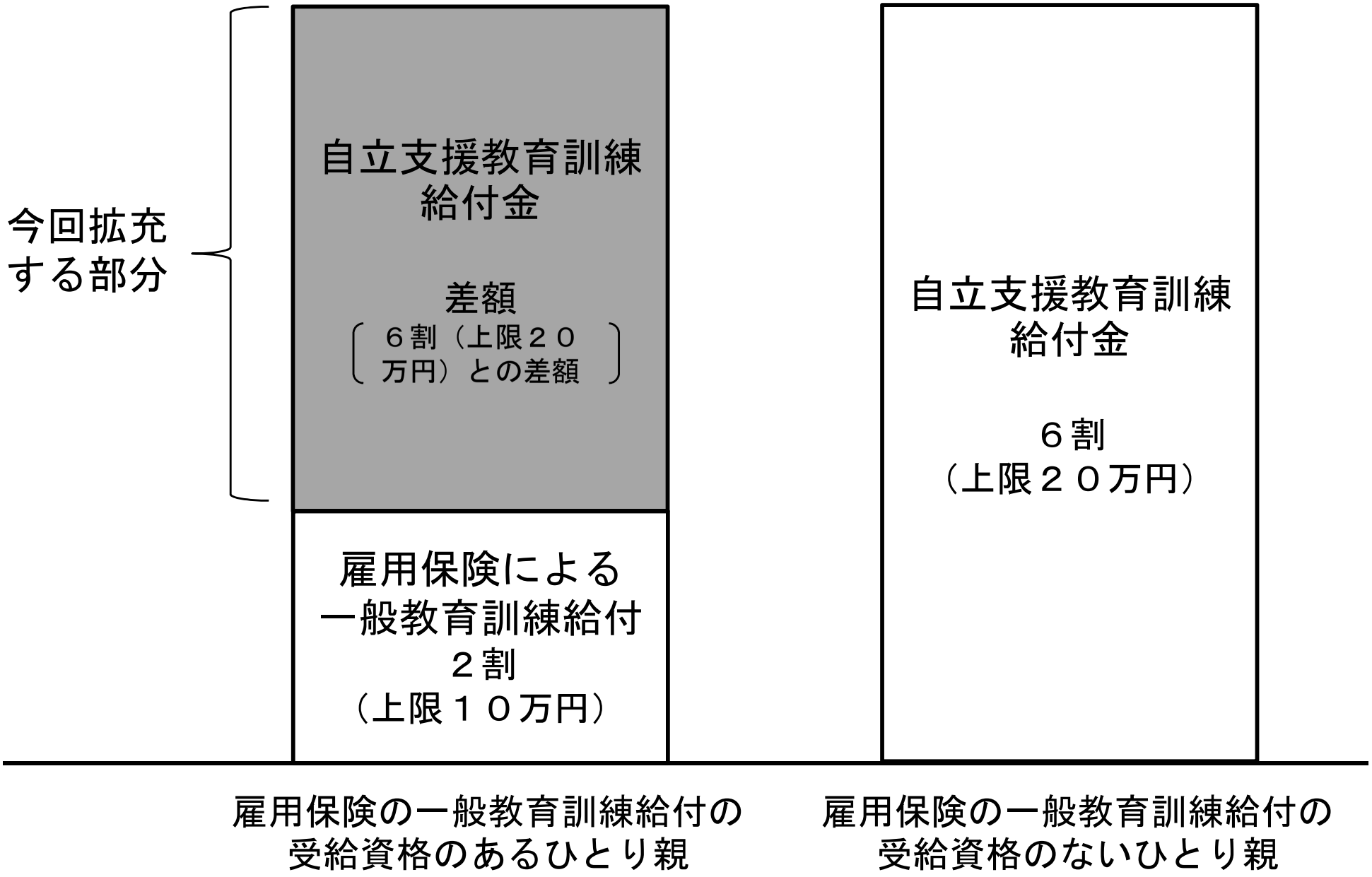
	一般教育訓練給付	自立支援教育訓練給付金
対象者	次のいずれかに該当する者 ① 教育訓練を開始した日に被保険者である者 ② 教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから１年以内にある者	次のいずれにも該当する母子家庭等の母又は父 ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること ② **雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと** ③ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること
支給内容	指定する教育訓練を受け、修了した場合、それまでの通算被保険者期間が３年以上（初めてに限り１年以上）のときに、**訓練に要した費用の２割相当額（上限10万円）**。	**対象講座の受講料の６割相当額（上限20万円）**。 （ただし、６割相当額が12,000円を超えない場合は支給しない。）

課題

○ 平成28年度予算においては、特に支援が必要な自立支援教育訓練給付金の受給対象者のスキルアップを支援するため、同給付金の拡充を行ったが、同給付金の対象者以外にも、パート・アルバイトで在職中又は離職後１年以内で失業中のひとり親など、同様の支援が必要な者が存在

対応方針

○ 雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付（費用の2割：上限10万円）の支給を受けるひとり親に対しても費用の6割（上限20万円）との差額を自立支援教育訓練給付金から上乗せして支給する。


今回拡充
する部分
自立支援教育訓練
給付金
差額
（６割（上限２０
万円）との差額）
雇用保険による
一般教育訓練給付
２割
（上限１０万円）
自立支援教育訓練
給付金
６割
（上限２０万円）
雇用保険の一般教育訓練給付の
受給資格のあるひとり親
雇用保険の一般教育訓練給付の
受給資格のないひとり親

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

１．事業の概要

○	要旨	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
○	対象治療法	体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
○	対象者	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が４３歳未満である夫婦）
○	給付の内容	①１回１５万円（初回の治療に限り３０万円まで助成） 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、４０歳未満であるときは通算６回まで、４０歳以上４３歳未満であるときは通算３回まで助成 （凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものついては、１回７．５万円） ②男性不妊治療を行った場合は１５万円（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）
○	所得制限	７３０万円（夫婦合算の所得ベース）
○	指定医療機関	事業実施主体において医療機関を指定
○	実施主体	都道府県、指定都市、中核市
○	補助率	１／２（負担割合：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／２）
○	予算額	平成２８年度　１５８億円

２．沿　革

平成１６年度創設	支給期間２年間として制度開始
平成１８年度	支給期間２年間を５年間に延長
平成１９年度	給付金額を1年度あたり１回１０万円、２回までに増額、 所得制限額を（６５０万円 → ７３０万円）引き上げ
平成２１年度補正	給付額１０万円→１５万円
平成２２年度	給付額１５万円を継続
平成２３年度	１年度目を年３回に拡充
平成２５年度	凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し（15万円→7.5万円）
平成２６年度	通算助成回数は治療期間初日の妻の年齢が４０歳未満の場合は６回まで助成
平成２５年度補正	一部助成対象範囲を見直し、安心こども基金により実施
平成２７年度	安心こども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
平成２７年度補正	初回治療の助成額を１５万→３０万円 男性不妊治療を行った場合、１５万円を助成
平成２８年度	妻の年齢が４３歳以上の場合助成対象外。通算助成回数は治療期間初日の妻の年齢が４０歳以上４３歳未満の場合は３回まで助成

３．支給実績

平成１６年度	１７，６５７件
平成１７年度	２５，９８７件
平成１８年度	３１，０４８件
平成１９年度	６０，５３６件
平成２０年度	７２，０２９件
平成２１年度	８４，３９５件
平成２２年度	９６，４５８件
平成２３年度	１１２，６４２件
平成２４年度	１３４，９４３件
平成２５年度	１４８，６５９件
平成２６年度	１５２，３２０

資料45

子育て世代包括支援センターの全国展開

○ **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため**に、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、**「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。

○母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターを法定化（平成29年４月１日施行）（法律上は「母子健康包括支援センター」）。

➢ 実施市町村数：296市区町村（720か所）（平成28年4月1日現在）　➢ **おおむね平成32年度末までに全国展開**を目指す。



医療機関（産科医、小児科医等）



保健所



児童相談所



子育て支援機関



利用者支援実施施設

妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築



地域の関係団体（医師会等）





民間機関

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

保健師　助産師　看護師　ソーシャルワーカー

①妊産婦等の支援に必要な実情の把握　②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導

③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整　④支援プランの策定

マネジメント（必須）

345

母子保健支援

子育て支援

妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児
妊娠に関する普及啓発	産前・産後サポート事業		産後ケア事業	
	妊婦健診	産婦健診		乳幼児健診
不妊相談	両親学級等	乳児家庭全戸訪問事業		予防接種
	養育支援訪問事業			

子育て支援策
- 保育所
- 地域子育て支援拠点事業
- 里親　・乳児院
- 養子縁組
- その他子育て支援策

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

サービス（現業部門）

資料46

子育て世代包括支援センターの全国展開

（妊娠・出産包括支援事業の拡充について）

２３．８億円　→　３７．８億円

要求要旨

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。

また、同センターの拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。

事業内容

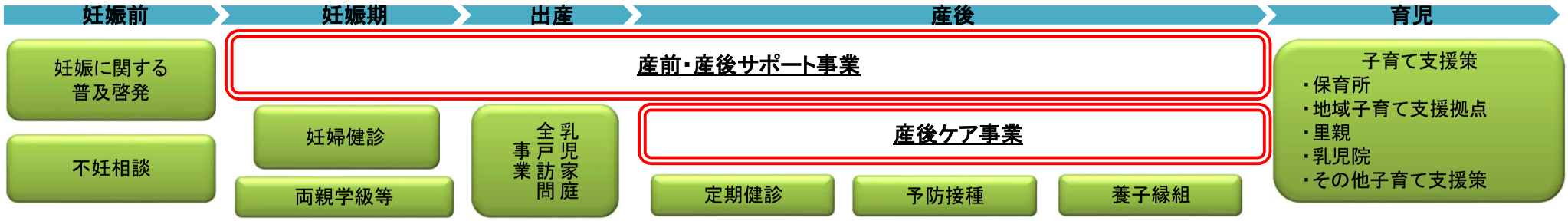
	【28年度予算】		【29年度予算案】
①産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援等）	160市 町 村	→	240市 町 村
②産後ケア事業（母子への心身のケアや育児サポート等）	160市 町 村	→	240市 町 村
③妊娠・出産包括支援緊急整備事業（①及び②の修繕費）	52市 町 村	→	52市 町 村
④子育て世代包括支援センター開設準備事業【新規】（立ち上げ準備経費）			150市 町 村
⑤妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県による研修の実施等）	47都道府県	→	47都道府県

（実施主体：市町村（⑤は都道府県）、負担割合：国１／２、市町村（都道府県）１／２）

子育て世代包括支援センター
- ○　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施
- ○　保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定

子育て世代包括支援センター開設準備事業
子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



不妊専門相談センター事業

※「母子保健医療対策総合支援事業」のメニューとして実施（平成29年度予算案206億円の内数）

○ 対象者

不妊について悩む夫婦等を対象

○ 事業内容

（1）不妊について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等が、医学的な相談や心の悩み等について相談指導を行う。

（2）不妊について悩む夫婦に対し、診療機関ごとの不妊治療の実施状況などに関する情報提供を実施。

（3）不妊相談を行う専門相談員の研修

（4）その他不妊相談に必要な事項

○ 実施担当者

不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

（電話相談）　医師 13%、助産師 45%、保健師 23%、看護師 7%、心理職等 12%

（面接相談）　医師 40%、助産師 28%、保健師 11%、看護師 4%、心理職等 17%

○ 実施場所（実施主体：都道府県・指定都市・中核市）

全国65か所（平成28年7月1日時点）　※自治体単独（5か所）も含む。

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

「結婚年齢等の上昇と医療技術の進歩に伴い、不妊に悩む方が増加しており、不妊専門相談センターを平成 31 年度（2019 年度）までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化し、不妊治療支援の充実を継続するとともに、不妊治療をしながら働いている方の実態調査を行い、必要な支援を検討する。」

47都道府県、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、京都市、堺市、北九州市、福岡市、青森市、川越市、越谷市、長野市、豊田市、大津市、和歌山市、下関市

主に大学・大学病院・公立病院24か所（37%）、保健所18か所（28%）において実施。

○ 相談実績

平成27年度：20，623件（内訳：電話10，316件、面接7，305件、メール1，600件、その他1，402件）

（相談内容）・費用や助成制度に関すること（7，476件）　・不妊症の検査・治療（5，711件）　・不妊の原因（1，736件）
・不妊治療を実施している医療機関の情報（1，615件）　・家族に関すること（1，394件）　・不育症に関すること（852件）
・主治医や医療機関に対する不満（796件）　・世間の偏見や無理解による不満（549件）

産婦健康診査事業について【新規】

3．5億円

要　旨

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

事　業　内　容

○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。
（実施主体：市町村、負担割合：国1／2、市町村1／2）

※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。
（1）産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
（2）産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
（3）産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。







妊娠　出産　乳児　幼児

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠の届出・母子健康手帳の交付

妊婦健診（14回）
※地方交付税措置

産婦健診

2回分を助成

乳幼児健診（3～4か月児健診など）
※市町村が必要に応じ実施（地方交付税措置）

1歳6か月児健診
※地方交付税措置

3歳児健診
※地方交付税措置

支援が必要な産婦の把握

産後ケア事業
※産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等の実施

資料47

新生児聴覚検査の体制整備事業について【新規】

０．５億円

要　旨

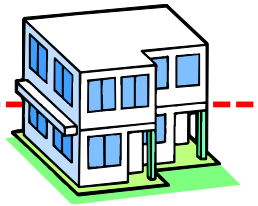
○　聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。

事　業　内　容

○　新生児聴覚検査に係る行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関等による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等により、都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の整備を図る。

（実施主体：都道府県、負担割合：国１／２、都道府県１／２）

都道府県



＜都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の確保＞

○　医療機関や教育機関などの関係機関等による協議会の設置
○　医療機関従事者等に対する研修会の実施や新生児聴覚検査のパンフレット作成等による普及啓発
○　県内における事業実施のための手引書の作成　　など

支援

市町村



＜新生児聴覚検査の実施＞

○　新生児聴覚検査に対する公費助成の実施（※地方交付税措置）
○　新生児訪問等の際に、母子健康手帳を活用し、新生児聴覚検査の実施状況の把握及び要支援児や保護者に対するフォローアップ　　など

※新生児聴覚検査･･･新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査。

平成29年度 厚生労働省組織再編

※新規官職は全て仮称

○　医療・保健の技術分野で、部局連携による 対応が必要な重要課題が多数存在する中、医療・保健に係る重要施策について専門的観点から「統理」する**「医務技監」**を設置する。

○　政府の重要課題である「働き方改革」、「少子化対策・子育て支援」、「生産性向上」に的確に対応するため、組織再編を行い、**「雇用環境・均等局」、「子ども家庭局」及び「人材開発統括官」**を設置する。

【　現　行　】

【大臣官房】

技術・国際保健総括審議官

【医薬・生活衛生局】

生活衛生・食品安全部

【職業安定局】

次長

派遣・有期労働対策部

【雇用均等・児童家庭局】

雇用均等・児童家庭局

審議官（雇用均等・児童家庭担当）

【職業能力開発局】

職業能力開発局

【中央労働委員会】

次長

（２）

【　組織再編後　】

医務技監（次官級）

【医薬・生活衛生局】

生活衛生・食品安全審議官

【職業安定局】

審議官（職業安定担当）

【雇用環境・均等局】

雇用環境・均等局

審議官（雇用環境・均等、子ども家庭担当）

【子ども家庭局】

子ども家庭局

【人材開発統括官】

人材開発統括官

【中央労働委員会】

審議官

（２）

資料49

雇用均等・児童家庭局再編に伴う主な所掌事務の見直し

【 現行（雇用均等・児童家庭局） 】

◆総務課
（本課）
・局の所掌事務の総合調整、児童福祉に関する政策の企画・立案等
・児童相談所、児童福祉施設等の整備、子育て人材確保
（少子化総合対策室）
・少子化対策等の総合的な企画・立案、地域行動計画等
・放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等
（虐待防止対策推進室）
・児童虐待防止対策

◆保育課
・保育園
・待機児童対策（保育園整備含む）
・保育人材確保対策

◆家庭福祉課
（本課）
・社会的養護　等
（母子家庭等自立支援室）
・ひとり親家庭支援　等

◆母子保健課
・母子保健、生殖補助医療等

４つの機能に沿って再編

【 組織再編後（子ども家庭局） 】

※組織名称は仮称

①少子化対策、次世代育成支援対策等を含む総合的な施策の企画・立案

◆総務課　＜少子化対策等の司令塔機能＞
（本課）
・局の所掌事務の総合調整、児童福祉に関する政策の企画・立案等

（少子化総合対策室）
・少子化対策等の総合的な企画・立案、地域行動計画等

②一般的な子ども・子育て支援施策の推進と基盤整備

◆子育て支援課　＜子育て支援基盤の一体的整備＞
・施設整備（児童福祉施設（保育園含む）、児童相談所、地域子育て拠点等）
・人材確保（保育、児童相談所、地域子育て拠点等の子育て人材）

◆保育課　＜切れ目のない子育て仕事両立支援の推進＞
・保育園、放課後児童クラブ
・待機児童対策（保育園整備除く）

③特別な配慮を要する家庭への子ども・子育て支援施策の推進

◆社会的養育・虐待防止対策推進課　＜虐待防止対策と社会的養育の総合的な推進＞
（本課）
・社会的養護、児童相談所（子育て支援課が所掌するものを除く）　等
（虐待防止対策推進室）
・児童虐待防止対策
（母子家庭等自立支援室）
・ひとり親家庭支援　等

④母子保健施策の推進

◆母子保健課　＜妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援＞
・母子保健、生殖補助医療等

資料50

児童虐待防止対策等の強化（次世代育成支援対策施設整備交付金）

平成28年度補正予算　70億円

一時保護された児童の処遇向上のための環境整備

＜一時保護施設における環境改善等事業＞

事業内容：児童相談所一時保護施設において、入所事由（虐待、非行等）に応じた個別的ケア等、個々の児童の状況に配慮した処遇を図るため、施設の創設及び改修等を実施する場合の費用に対して支援を行う。

対象施設：児童相談所一時保護施設

補 助 率：定額２／３相当（地方１／３）

＜児童養護施設等における委託一時保護児童の受入機能強化のための整備事業＞

事業内容：一時保護された児童は、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間が必要となることから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該児童のケアに適した居室等を整備する場合の費用に対して支援を行う。

対象施設：児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設

補 助 率：定額２／３相当（地方１／１２、民間１／４）

資料51

児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備

＜児童養護施設等における小規模化等や「自立生活支援室（ステップルーム）」の整備＞

事業内容：子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化、施設機能の地域分散化を進めるとともに、入所児童の退所に向けた準備や自立のための支援を行う「自立生活支援室（ステップルーム）」（小規模化の一環として施設内、近隣地域で退所前の一定期間、一人暮らしを疑似体験しながら自立に向けた必要な支援を行う場）を整備する。

また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ（１．３５倍）を可能とし、自治体や施設の取組を促す。

対象施設：児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）等　※ただし、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）は、「ステップルーム」の整備に限る。

補 助 率：定額１／２相当（地方１／４、民間１／４）

＜自立援助ホームの整備＞

事業内容：改正児童福祉法において、自立援助ホームについて２２歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加したことに伴い、引き続き必要な支援を行うため、社会福祉法人等が設置する児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）の整備を行う。

また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ（１．３５倍）を可能とし、自治体や施設の取組を促す。

対象施設：児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）（設置主体：社会福祉法人等）

補 助 率：定額１／２相当　（地方１／４、民間１／４）

市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備

事業内容：市町村が、児童福祉法に規定された支援（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担う拠点を整備する。

対象施設：市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点

補 助 率：定額１／２相当 （地方１／２）

児童養護施設等の耐震化等整備

事業内容：児童養護施設等の防災対策を推進するため、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化等を図るため、補助率を嵩上げ（1／2→2／3）して改築又は補強等の整備を行う。

対象施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

補 助 率：定額２／３相当（地方１／１２、民間１／４）

児童養護施設等の防犯対策の強化

事業内容：児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策を講じる。

対象施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、児童厚生施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、児童家庭支援センター

補 助 率：定額１／２相当（児童厚生施設は１／３相当）（地方１／２または２／３）

次世代育成支援対策施設整備交付金の概要

（平成２８年度予算）　（平成２９年度予算案）
５６．６億円　→　６５．９億円

１　目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業概要	対象施設	整備内容
①通常整備		
児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等や市町村における要保護児童等の支援拠点の整備の推進を図る。	児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、助産施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童館、児童センター、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備、防犯対策強化整備
②耐震化等整備（⇒通常整備よりも補助基準額を引き上げ）		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備
③スプリンクラー設備整備		
火災発生時に自力で避難することが困難な児童が多く入所する乳児院のスプリンクラー整備を図る。	消防法関係法令により、スプリンクラー設備の設置が義務づけられている施設 ・乳児院 ・入所施設（乳児院を除く）であって、設置を要する部分の床面積が275㎡以上の施設 ・入所施設以外の施設であって、設置を要する部分の床面積が6,000㎡以上の施設	スプリンクラー設備整備

２　設置主体　都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く）等

３　国庫補助率　定額（１／２相当、児童館・児童センターは１／３相当）

資料52

児童福祉施設等の災害復旧（施設整備・設備整備）

平成28年度補正予算　23億円

1．概要

平成28年熊本地震により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について支援を行う。

2．補助対象施設

・保育所　・認定こども園　・小規模保育事業所　・事業所内保育事業所　・母子生活支援施設　・乳児院
・児童養護施設　・児童自立支援施設　・情緒障害児短期治療施設　・婦人保護施設　・助産施設
・児童家庭支援センター　・児童厚生施設　・児童自立生活援助事業所　・子育て支援のための拠点施設　　等

3．補助対象経費

児童福祉施設等の災害復旧事業に要する経費及び事業再開に要する費用（備品・設備等）

4．交付先

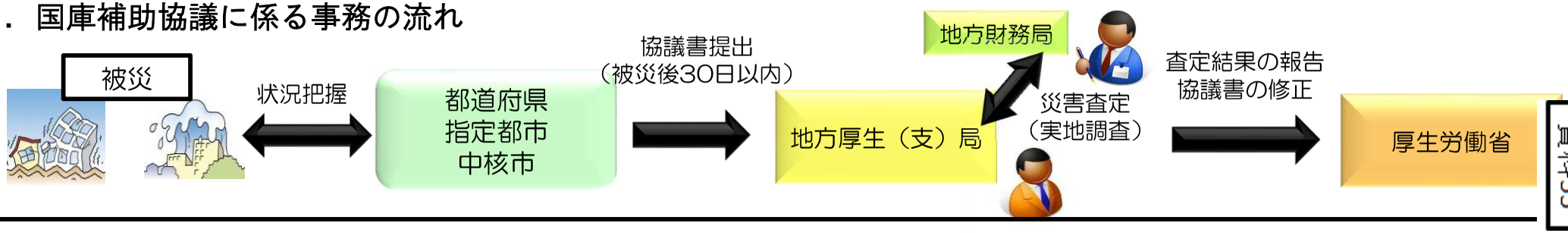
県、指定都市、中核市

5．国庫補助率

施設整備：　２／３　または　１／２　（施設種類によって異なる）
※　今後、激甚法対象施設については、被害額等を踏まえ、地方公共団体の財政力に応じて国庫補助率を決定。

設備整備：　定額

6．国庫補助協議に係る事務の流れ



資料53

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第12次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【平成28年９月】

１．検証対象

（１）死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例64例（71人）を対象とした。

区分	第12次報告			（参考）第11次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	43	21	64	36	27	63
人数	44	27	71	36	33	69

※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

（２）重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成26年４月１日から６月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年９月１日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例10例（10人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第１次報告から第12次報告）

	第1次報告（平成17年4月）			第2次報告（平成18年3月）			第3次報告（平成19年6月）			第4次報告（平成20年3月）			第5次報告（平成21年7月）			第6次報告（平成22年7月）			第7次報告（平成23年7月）			第8次報告（平成24年7月）			第9次報告（平成25年7月）			第10次報告（平成26年9月）			第11次報告（平成27年10月）			**第12次報告（平成28年9月）**		
	H15.7.1～H15.12.31（6か月間）			H16.1.1～H16.12.31（1年間）			H17.1.1～H17.12.31（1年間）			H18.1.1～H18.12.31（1年間）			H19.1.1～H20.3.31（1年3か月間）			H20.4.1～H21.3.31（1年間）			H21.4.1～H22.3.31（1年間）			H22.4.1～H23.3.31（1年間）			H23.4.1～H24.3.31（1年間）			H24.4.1～H25.3.31（1年間）			H25.4.1～H26.3.31（1年間）			**H26.4.1～H27.3.31（1年間）**		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	**心中以外**	**心中**	**計**
例数	24	－	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	**43**	**21**	**64**
人数	25	－	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	**44**	**27**	**71**

2．死亡事例（64例・71人）の分析

（1）心中以外の虐待死（43例・44人）

○　死亡した子どもの年齢は、０歳が27人（61.4%）と最も多く、特に、０歳のうち月齢０か月が15人（55.6%）と高い割合を占めた。
○　虐待の種類は、身体的虐待が24人（54.5%）、ネグレクトが15人（34.1%）、心理的虐待が1人（2.3%）。直接の死因は、「頭部外傷」10人（26.3%※）が最も多く、次いで「頸部絞扼（けいぶこうやく）以外による窒息」が8人（21.1%※）であった。
○　主たる加害者は、「実母」が28人（63.6%）と最も多く、次いで「実父」が3人（6.8%）、「実母と実父」が2人（4.5%）であった。
○　実母の抱える問題（複数回答）として、「望まない妊娠／計画していない妊娠」が24人（54.5%）と最も多く、次いで「妊婦健康診査未受診」が18人（40.9%）、「遺棄」が15人（34.1%）であった。
○　加害の動機（複数回答）としては、「子どもの存在の拒否・否定」が14人（31.8%）と最も多く、次いで「保護を怠ったことによる死亡」が5人（11.4%）、「しつけのつもり」が４人（9.1%）であった。
○　乳幼児健康診査の受診状況では、「３～４か月児健診」の未受診者が９人（34.6%※）、「３歳児健診」の未受診者が３人（30.0%※）であった。

（2）心中による虐待死（未遂を含む）（21例・27人）

○　死亡した子どもの年齢は、０歳から１７歳までの各年齢に分散している傾向。
○　直接の死因は、「頸部絞扼（けいぶこうやく）による窒息」が11人（44.0%※）と最も多く、次いで「頭部外傷」が7人（28.0%※）であった。
○　主たる加害者は、「実母」が23人（85.2%）と最も多く、次いで「母方祖父」が1人（3.7%）であった。
○　加害の動機（複数回答）としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」が16人（59.3%）と最も多く、次いで「育児不安や育児負担感」が9人（33.3%）、「夫婦間のトラブルなどの家庭の不和」が5人（18.5%）であった。
○　乳幼児健康診査の受診状況では、「３～４か月児健診」の未受診者が１人（4.8%※）、同じく「１歳６か月児健診」の未受診者も１人（5.9%※）、「３歳児健診」の未受診者が２人（15.4%※）であった。

（3）関係機関の関与

○　心中以外の虐待死の事例では、児童相談所の関与がありは11例（25.6%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与がありは12例（27.9%）、心中による虐待死の事例では、児童相談所の関与がありは3例（14.3%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与がありは４例（19.0%）であった。
○　要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は、心中以外の虐待死が８例（18.6%）、心中による虐待死事例が1例（4.8%）であった。
○　心中以外の虐待死事例が発生した地域における要保護児童対策地域協議会の進行管理会議での１回あたりの平均検討事例数は71.0例で、会議の平均時間は2.6時間であった。

（4）児童相談所の受け持ち事例数

○　心中以外の虐待死事例が発生した地域における当該事例担当職員の受け持ち事例数は一人あたり平均104.9件であり、そのうち虐待事例として担当している事例数は平均59.7件であった。

※　この割合は「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した有効割合

３．重症事例（10例・10人）の分析（個別調査票による調査の結果）

（１）重症となった子どもの特性

○　重症となった子どもの受傷時の年齢は、「０歳」が8人（80.0%）と最も多く、受傷した０歳児を月齢別にみると、月齢「１か月」が３人（37.5%）で最も多く、次いで「２か月」が２人（25.0%）であった。

（２）虐待の類型と加害の状況

○　虐待の類型は、「身体的虐待」が7人（70.0%）、「ネグレクト」が3人（30.0%）であった。
○　直接の受傷要因は、「頭部外傷」が8人（80.0%）と最も多かった。
○　主たる加害者は、「実父」が５人（50.0%）、「実母」が３人（30.0%）、「実母と母の交際相手」が2人（20.0%）であった。
○　加害の主な動機（複数回答）は、「泣きやまないことにいらだったため」が3人（37.5%※）、「しつけのつもり」が2人（25.0%※）であった。

（３）関係機関の関与

○　重症の受傷以前において、児童相談所の関与ありが４例（40.0%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与ありが3例（30.0%）であった。
○　重症の受傷以前において、要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は、３例（30.0%）であった。
○　重症事例が発生した地域における要保護児童対策地域協議会の進行管理会議での１回あたりの平均検討事例数は48.3例で、会議の平均時間は2.7時間であった。

（４）重症となった受傷後の対応状況

○　すべての事例について、重症となった受傷後に医療機関へ入院しており、このうち、医療機関に一時保護委託した事例は６例（60.0%）、対応した診療科は「小児科」が7例（70.0%）であった。
○　受傷後に要保護児童対策地域協議会に登録された事例は、６例（60.0%）であった。
○　平成26年9月１日時点で加害者と同居していない事例は7例（70.0%）あり、このうち、援助方針として「家族再統合」としているものが2例（28.6%）、「分離」としているものが4例（57.1%）であった。
○　検証の実施状況について、行政機関内部における検証を実施した事例は３例（30.0%）、第三者による検証を実施した事例は２例（20.0%）であった。

※　この割合は「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した有効割合

４．個別ヒアリング調査結果の分析

○　検証対象事例のうち、特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例（４例）について、都道府県、市町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

（１）事例の概要

【事例１】長男（当時２歳）が頭部外傷で死亡、父母離婚後に実父と再婚相手との間に生まれた異母妹（当時８か月）も頭部外傷で死亡した事例（※）
【事例２】次男（当時１０か月）、三男（当時３歳）ともに実母からの身体的な暴力によって死亡した事例（※）
【事例３】実母と父方叔母が、長女（当時３歳）の両足・両手首を縛り上げ、口にガムテープを貼るなどして窒息により死亡した事例
【事例４】長男（当時中学２年生）が養父から身体的暴力を繰り返し受けたうえで、「24時間以内に自殺しろ」と教唆され死に至った事例
（※）事例１及び事例２は、きょうだいが異なる時期に、それぞれ死亡した事例

（２）事例から考えられる主な対応策

①　施設措置及び解除後の児童相談所と関係機関の対応

○　一時保護及び乳児院の入所措置時には、再発リスクを踏まえた指導内容とあらゆる可能性を想定した支援目標の設定及びリスクアセスメントを行うことが必要。
○　施設措置の解除決定前には、施設や在宅指導時に関わる関係者・機関とアセスメント内容を協議し、施設から在宅へ切れ目のない支援を引き継ぎ、措置解除後の子どもの安全確保のための事前調整が必要。

②　関係機関間の情報共有及びリスクアセスメント

○　現時点での状況のみならず、養育力や育児行動の基盤となる父母の生育歴、それぞれの家庭の養育に関する情報を意識的に聞き取り、リスクアセスメントすることが必要。
○　家庭状況の急激な変化が起きた場合には、個別ケース検討会議等において関係機関と情報共有・連携を図りつつ、早期に児童相談所との協議の場を設け、介入についての検討を行うことが望ましい。

③　頭部外傷を繰り返す養育者への対応

○　たび重なる頭部外傷の際には、児童相談所は虐待の可能性を十分に認識し、一時保護等の対応を行うこと、特に乳児期においては、原因不明のけがや受傷が繰り返された場合には、養育困難対応から虐待対応に切り替え、一時保護などの迅速な対応が必要。

④　精神疾患のある養育者等の支援を必要としている家庭への対応

○　精神疾患の症状によっては、妊娠・出産・産後の管理が可能な産科、もしくは精神科が併設された医療機関に早期からつなげ、精神保健の観点からの支援を行うことが必要。
○　養育者の生育歴に着目し、適切な養育を受けないままに親になった養育者の課題や子どもの頃の成長・発達の状況を踏まえた精神面のリスクアセスメントが必要。

⑤　きょうだいの虐待死をうけて、虐待の再発を防止するための対応

○　過去に虐待のおそれ・疑いがあった養育者は、養育支援の必要な対象者であり、生まれてくる子どもの安全を第一に、危機感を関係者の中で共有し、妊娠期から虐待を防止するための支援策を検討することが必要。
○　出産直後の介入も含め、医療機関と事前に打ち合わせを行うとともに、児童相談所の一時保護も意識した積極的な関わりが重要。

⑥　学齢期以降の子どもに対する支援のあり方

○　児童虐待は、家族・家庭の状況を踏まえて適切に判断することが重要であるため、可能な限り学校で家庭状況を把握し、必要な場合には関係機関と情報共有していくことが重要。
○　身体的虐待と考えられる状況を把握した場合には、医療機関への受診の有無によらず、虐待の可能性を念頭に置いた継続的な確認とリスクアセスメントが必要。

5.【特集】施設入所等の経験のある子どもの死亡事例

○　第10次報告から第12次報告までの心中以外の虐待死事例の中で、施設入所等の経験のある事例14例（14人）を対象に、施設等入所から家庭復帰までの状況や退所時における児童相談所と関係機関との情報共有などについて検証を行った。

概要と考察

（1）子どもの年齢

・「３歳」が４人（28.6%）で最も多く、３歳以下が９人（64.3%）と６割を超えている。

○　乳幼児期、特に３歳以下の子どもの家庭復帰については、慎重に検討し、その際は、分離により阻害された愛着形成を図る支援を時間をかけて行うことが重要。
○　市町村の虐待対応担当部署や母子保健担当部署等と連携を図り、家族からの相談に応じる体制の整備が必要。

（2）入所期間

・施設においては「１年～３年未満」が６人（54.5%）、一時保護所では「１か月～２か月未満」が５人（83.3%）と最も多い。

○　入所期間にかかわらず、家庭復帰後に起こり得る虐待発生のリスクについて、慎重かつ丁寧なアセスメントが必要。

（3）退所の判断基準

・児童相談所等の「公的機関等による支援体制が確保されている」が６人（42.9%）と最も多い。

○　家庭復帰後に支援機関との関係が疎遠になる場合は、子どもにとっての危機のサインであると考え、再度の入所措置について速やかな検討が必要。

（4）退所時における児童相談所と関係機関との情報共有

・退所前後に個別ケース検討会議を開催し、情報を共有した事例は５人（35.7%）、情報を共有していない事例は４人（28.6%）。

○　入所措置解除の決定に際しては、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を必ず開催し、家庭復帰後の支援のあり方を関係機関間で検討しておくことが必要。

（5）家庭復帰後の関係機関の関与状況

・児童相談所が家庭訪問等を実施して支援していた事例及び市町村（虐待対応担当部署）が関与した事例が９人（64.3%）。

○　家庭復帰後、一定の期間は、きめ細かに当該家庭への支援や子どもの安全確認を行うことが重要。
○　関係機関が当該家庭への援助方針や互いの役割について共通認識を持ち、緊密に連携することが重要。

（6）家庭復帰から死亡事例発生までの期間

・家庭復帰後「１か月～３か月未満」に死亡している事例が４人（28.6%）、「半年未満」に死亡している事例は９人（64.3%）と６割を超えている。

○　家族関係や養育環境の変化は虐待の再発につながりやすい要因となるため、特に留意して把握することが必要。
○　家庭復帰から少なくとも６か月間程度は、とりわけリスクが高まる期間として、養育状況の把握と、必要な援助の実施が必要。

（7）要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況

・要保護児童として検討していた事例が６人（42.9%）、検討していない事例が８人（57.1%）。

○　重要な資源を把握し、つながりを維持するためには、家族に関する様々な情報を有する要保護児童対策地域協議会と連携することが有効。
○　施設入所中にも、要保護児童対策地域協議会に報告し、一時帰宅や外泊を実施する前には地域の関係機関に連絡し、必要に応じて協力を得られるようにしておくことが必要。

6．課題と提言

地方公共団体への提言

1　虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応

①　妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化

・　妊婦が抱えている不安感を軽減するアプローチをタイミングを逃さず実施

・　「子育て世代包括支援センター」の設置促進

②　養育者等に精神疾患のある家庭に対する支援

・　保健・医療・福祉分野など多職種によるチーム支援

③　医療機関からの情報提供の促進と支援・連携のための体制づくり

・　市町村と医療機関の日頃からの連携体制の構築

・　医療機関における虐待防止委員会（CAPS）の設置、組織的な対応を行える体制整備

④　学齢期以降の子どもへの支援のための学校等との連携

・　学校内での虐待に関する理解の向上、組織的なリスクアセスメントの必要性と要保護児童対策地域協議会等を活用した支援体制づくり

2　関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用

①　入所措置解除時の支援体制の整備

・　関係機関間の事前調整、個別ケース検討会議を活用した支援機関の役割と支援方針の認識の共有

②　要保護児童対策地域協議会の効果的な運営

・　総合的なリスクアセスメントを行える専門職の配置及び研修の義務づけによる調整機関の調整能力の向上

③　児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上

3　児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施

・　組織的な判断に基づく、定期的なリスクアセスメントが重要

4　児童相談所及び市町村職員体制の充実強化

・　専門職の採用及び人事ローテーションの工夫

5　検証の積極的な実施と検証結果の有効活用

・　検証報告の積極的な活用と重篤な虐待事例の再発防止

国への提言

1　虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応

①　妊娠期から切れ目のない支援体制の整備

・　特定妊婦等や出産直後から支援が必要な家庭を医療機関及び市町村が確実に把握できる体制の整備

・　「子育て世代包括支援センター」の全国的な拡充のための支援

②　虐待の早期発見及び早期対応の広報・啓発

・　医療機関、学校等が支援対象者を適切に把握するための支援対象者の特徴をまとめて周知。

2　虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に関わる体制整備

・　児童相談所と市町村が共通認識に立てるようなアセスメントツールの開発、初期対応で見落としなく、相互理解と連携を深めながら適切な支援を行う体制の整備

3　児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上

・　地方公共団体の人員確保及び人材育成に関する制度等の検討

4　要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備

・　好事例の周知及び専門職の配置の促進

5　入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備

・　家庭復帰の適否に関するアセスメント実施の必要性の周知、親子再構築プログラム等の養育者支援策の検討

6　再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

・　死亡事例の検証を目的として個人情報の共有を可能とする制度改正等の検討

第1次から第１２次報告を踏まえて
子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- ○　妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- ○　妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- ○　関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- ○　望まない妊娠／計画していない妊娠
- ○　医師、助産師の立会いなく自宅等で出産した
- ○　乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- ○　精神疾患や強い抑うつ状態がある
- ○　過去に自殺企図がある
- ○　子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- ○　子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- ○　虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- ○　訪問等をしても子どもに会わせない
- ○　多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- ○　子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- ○　一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- ○　子どもが保育所等に来なくなった
- ○　施設等への入退所を繰り返している（家庭復帰後６か月以内の死亡事案が多い）
- ○　きょうだいに虐待があった

生活環境等の側面

- ○　児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- ○　生活上に何らかの困難を抱えている
- ○　転居を繰り返している
- ○　孤立している

援助過程の側面

- ○　関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- ○　要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- ○　家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- ○　スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった

※子どもが低年齢である場合や離婚等による一人親の場合であって、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

平成２７年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果【概要】

調査の概要

＜調査の経緯・目的＞

○　居住実態が把握できない児童（※１）やその家庭は特に支援を必要としている場合があり、平成26年11月、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、児童の所在確認のための市町村間の情報共有と連携のあり方について申し合わせがなされた。

○　更に、今後の対応策の検討の参考とするため、児童の所在及び安全確認のための市町村における取組状況等について、平成26年度（※２）に引き続き、調査を実施。

（※１）当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童（以下の①～③のいずれかに該当）であって、市町村が引き続き所在及び安全の確認を行ったにもかかわらず、所在等が確認できない児童。

① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等を実施しても、連絡・接触ができない児童

② 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のうち、電話、文書、家庭訪問等を実施しても連絡・接触ができず、必要な届出や手続が行われていない児童

③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務（注）の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が学校と連携しても、電話、文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない児童
（注）就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続に係る事務も含む。

（※２）初年度となる平成26年度は、平成26年５月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、同年10月20日時点の状況を調査し、結果を公表。

＜調査の対象＞

全国の市町村（1,741市町村）

＜主な調査内容＞

平成27年６月１日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童（以下「調査対象児童」という。）について、平成28年４月１日時点で居住実態が把握できない児童（＊１）の個別の状況と、平成28年３月31日までに所在等が確認できた児童（＊２）の全体の児童数や確認方法等について調査を実施。

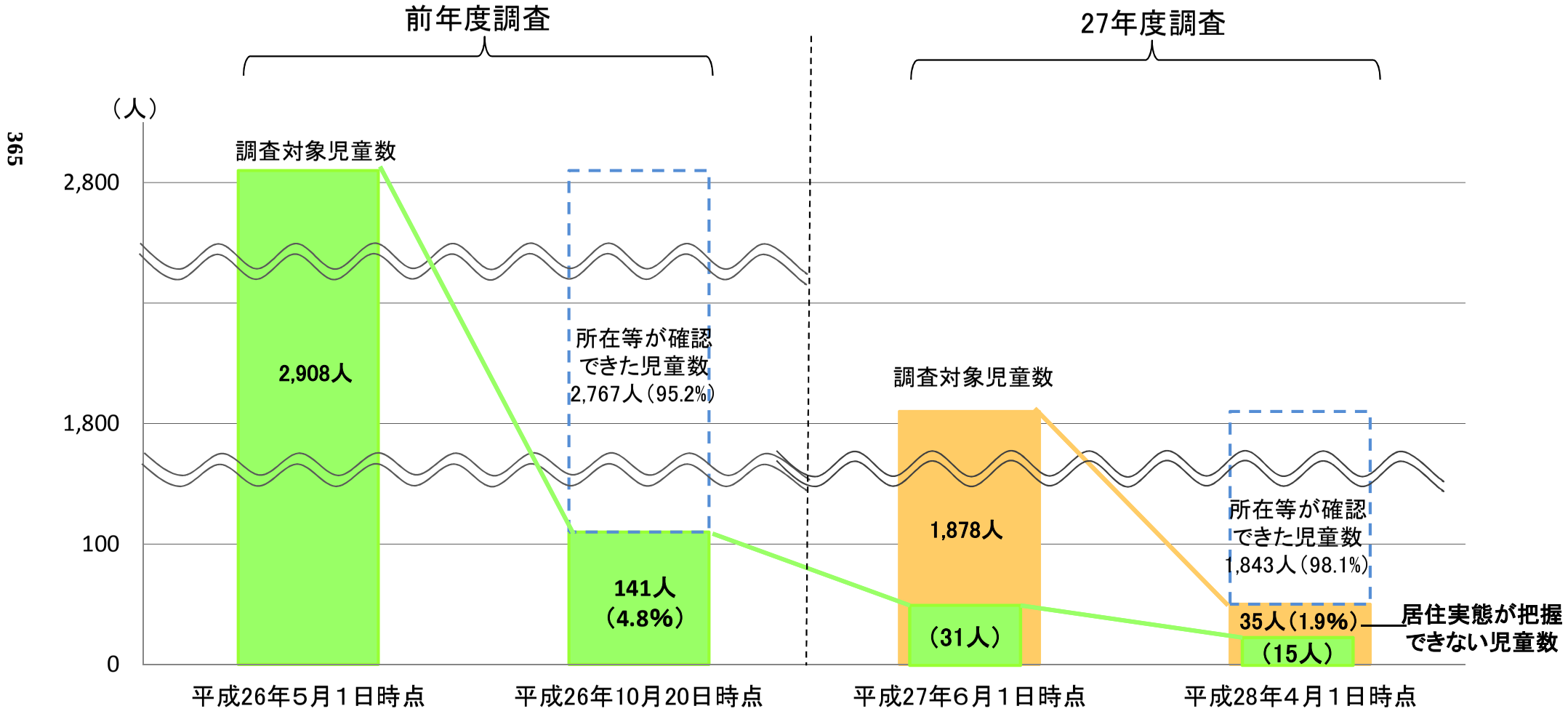
（＊１）「居住実態が把握できない児童」に関する主な調査項目	（＊２）「所在等が確認できた児童」に関する主な調査項目
・学年、年齢、性別 ・要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況、警察への通報（相談）の状況　　等	・所在等が確認できた児童数（確認方法別） ・所在等が確認できた際に虐待又は虐待の疑いがあった児童数　　等

調査結果

１．全体の状況

○　平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童数は35人。
（※）　平成27年６月１日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した調査対象児童数は全国で1,878人。
このうち平成28年３月31日までに所在等が確認できた児童数は1,843人（98.1%）。

○　平成26年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童は、平成28年４月１日時点では15人。



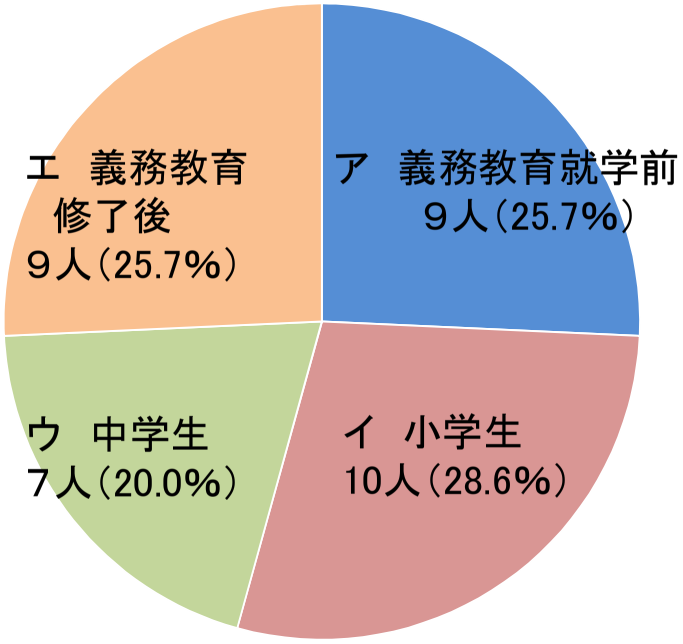
2．居住実態が把握できない児童（35人）の状況（平成２８年４月1日時点）

学年別の状況

○　「ア　義務教育就学前」が９人（25.7%）、「イ　小学生」が10人（28.6%）、「ウ　中学生」が7人（20.0%）、「エ　義務教育修了後」が９人（25.7%）。
（※）学年は、平成27年６月１日時点。

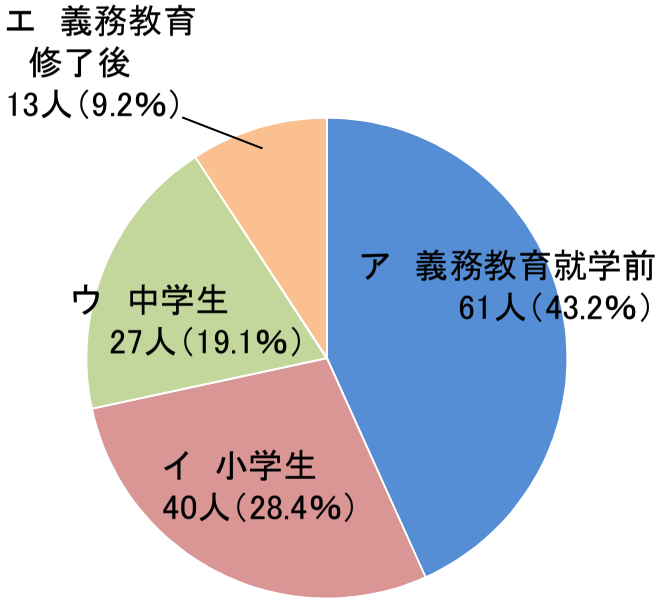
○　前年度調査では、「ア　義務教育就学前」が61人と最多で、全体の４割以上を占めていたが、本年度調査では25.7%と、特に「義務教育就学前」の児童の所在等の確認が進展している状況。

＜平成27年度調査＞



総数：35人

＜（参考）前年度調査＞



総数：141人（※H26.10.20時点）

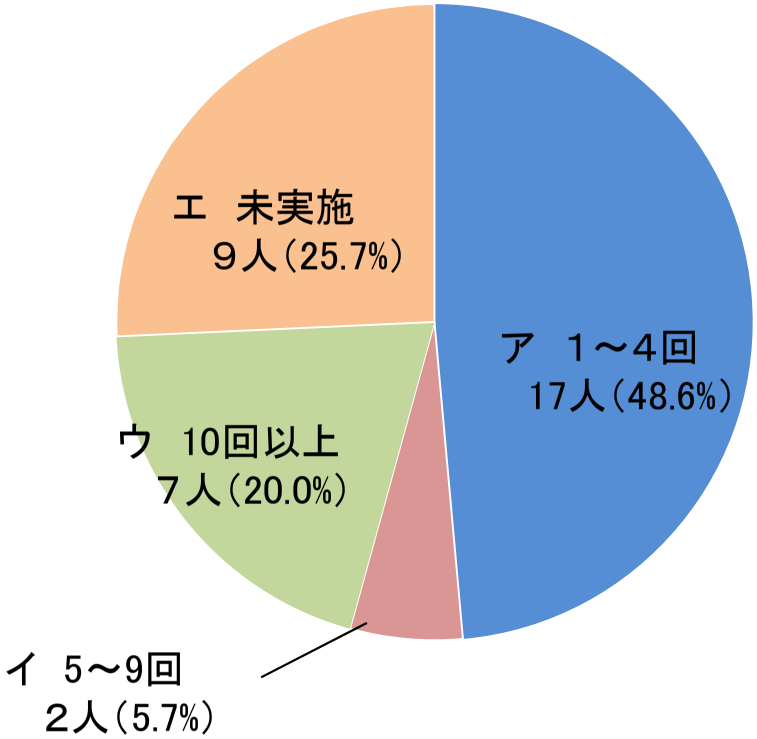
これまでの訪問調査の状況　【２の続き】

○　「ア　１～４回」が17人（48.6%）で最多。次いで「エ　未実施（※）」が９人(25.7%）、「ウ　10回以上」が７人（20.0%）、「イ　５～９回」が２人（5.7%）。

（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性がある」、「ＤＶ等で避難している可能性がある」等により住所地に居住していないことが明らかな場合。

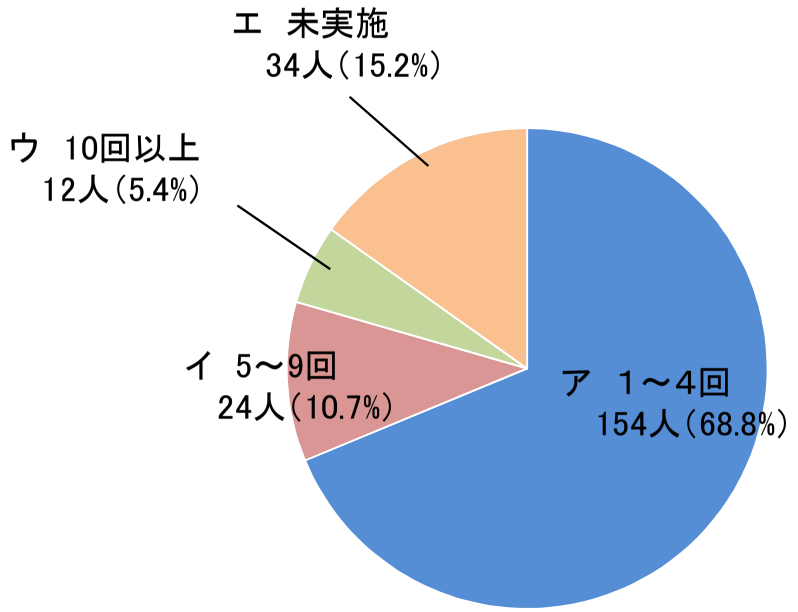
○　前年度調査との比較では、「ウ　10回以上」の割合が5.4%から20.0%と増加しており、頻回な訪問調査の実施による所在等の確認の取組が進展している状況。

＜平成27年度調査＞



総数：35人

＜（参考）前年度調査＞



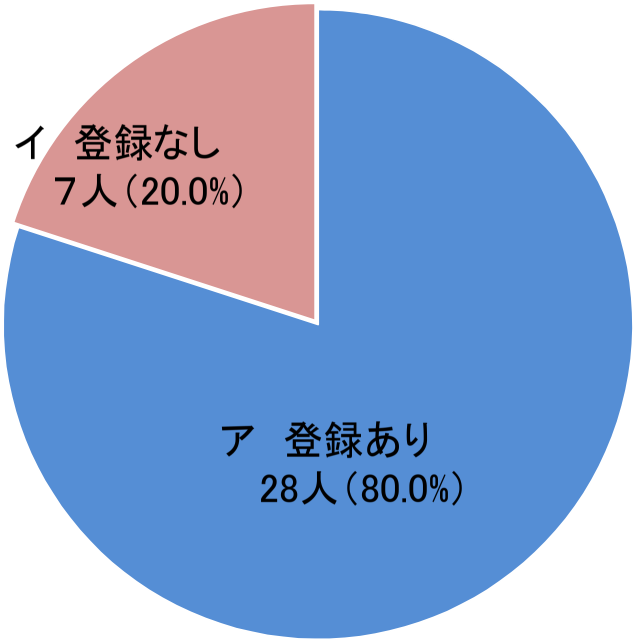
総数：224人（※H26.9.1時点）

要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況　【２の続き】

○　「ア　登録あり」が28人（80.0%）、「イ　登録なし（※）」が7人（20.0%）。
（※）理由については、例えば、「警察に通報（相談）しているため」、「海外に出国している可能性があるため」。

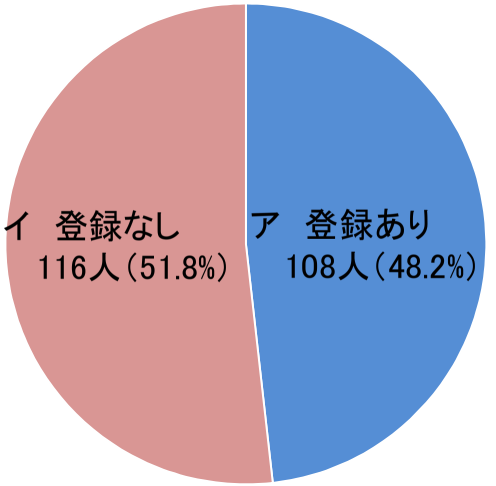
○　前年度調査との比較では、48.2%から80.0%と要保護児童対策地域協議会へのケース登録が進展している状況。

＜平成27年度調査＞



総数：35人

＜（参考）前年度調査＞

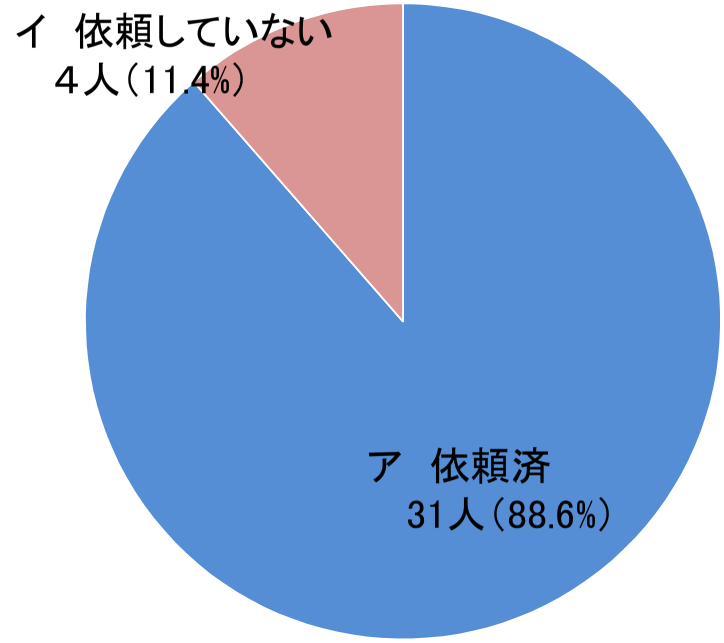


総数：224人（※H26.9.1時点）

児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況　【２の続き】

○　「ア　依頼済」が31人（88.6%）、「イ　依頼していない（※）」が4人（11.4%）。
（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性があるため」、「ＤＶ等で他市町村に避難している可能性があるため」。

＜平成27年度調査＞



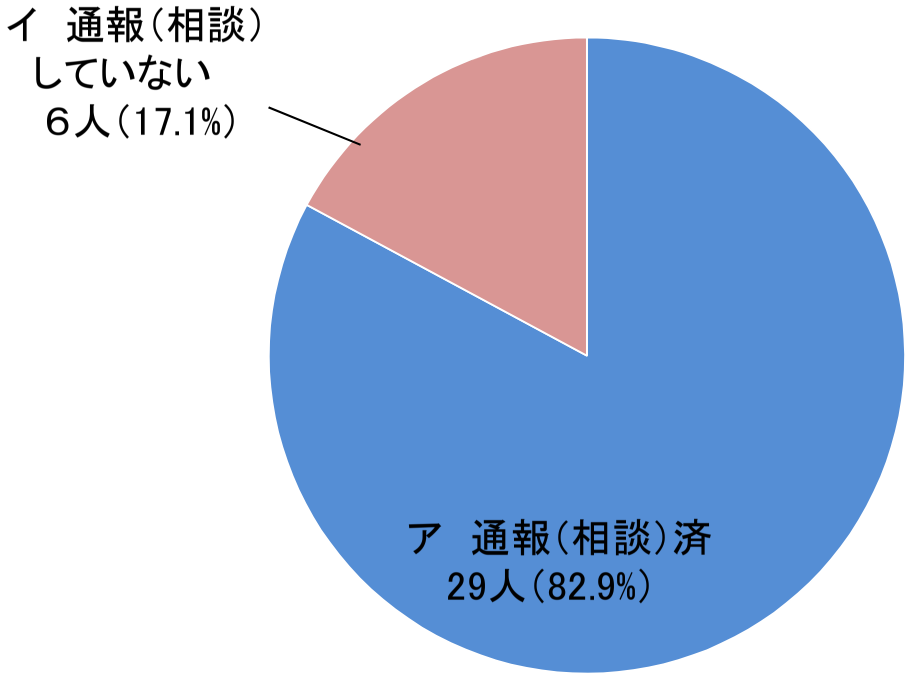
総数：35人

警察への通報（相談）の状況　　【２の続き】

○　「ア　通報（相談）済」が29人（82.9%）、「イ　通報（相談）していない（※）」が６人（17.1%）。
（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性があるため」、「ＤＶ等で他市町村に避難している可能性があるため」。

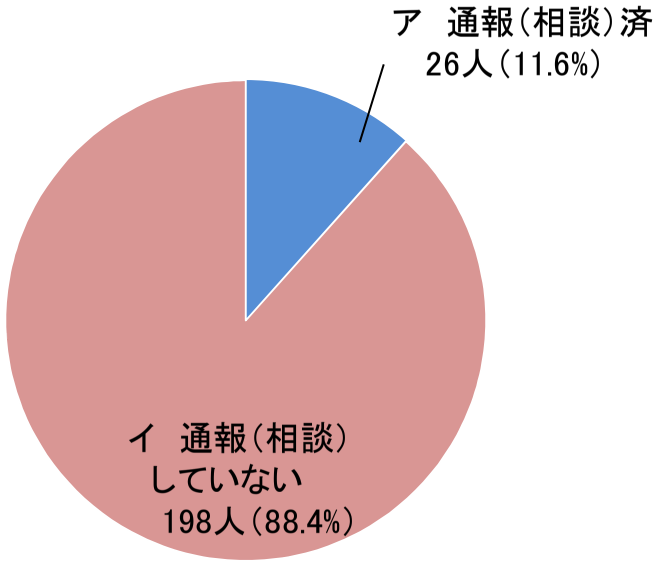
○　前年度調査との比較では、11.6%から82.9%と警察への通報（相談）が大幅に上昇し、徹底されている状況。

＜平成27年度調査＞



総数：35人

＜（参考）前年度調査＞



総数：224人（※H26.9.1時点）

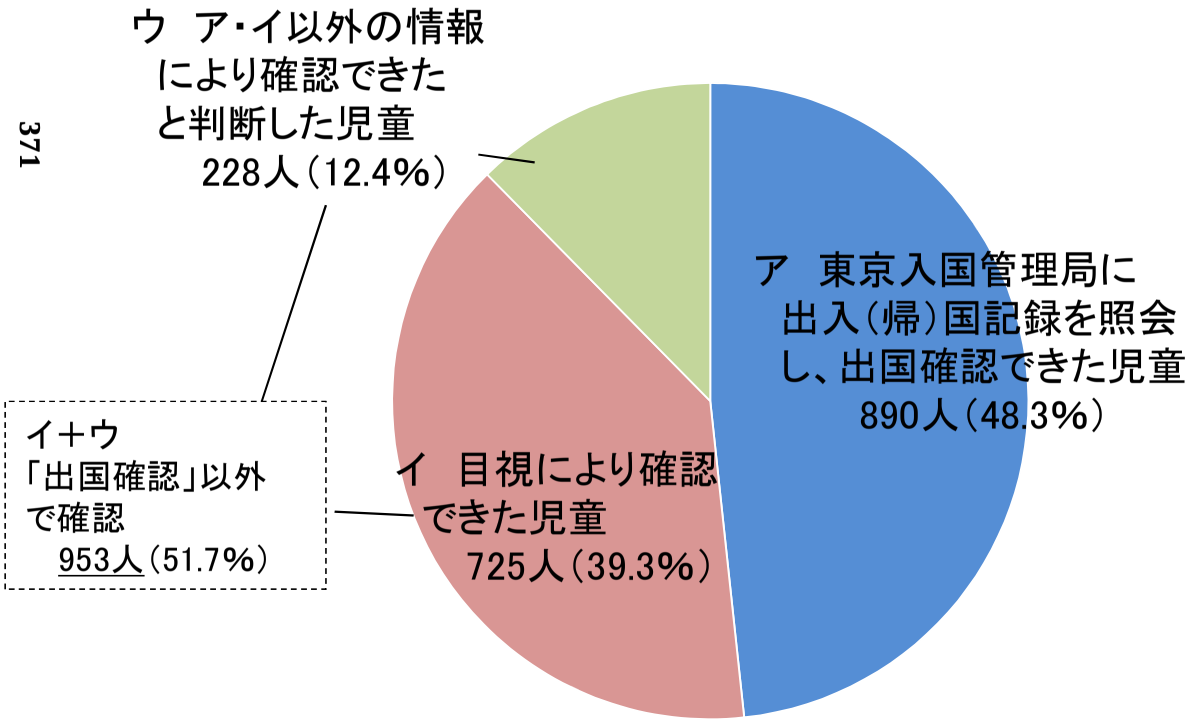
３．所在等が確認できた児童（1,843人）の状況（平成27年６月2日～平成２8年３月31日）

所在等が確認できた方法

○　「ア　東京入国管理局に出入（帰）国記録を照会し、出国確認できた児童」が890人（48.3%）で最多。
　次いで「イ　目視により確認できた児童」が725人（39.3%）、「ウ　ア・イ以外の情報により確認できたと判断した児童」が228人（12.4%）。

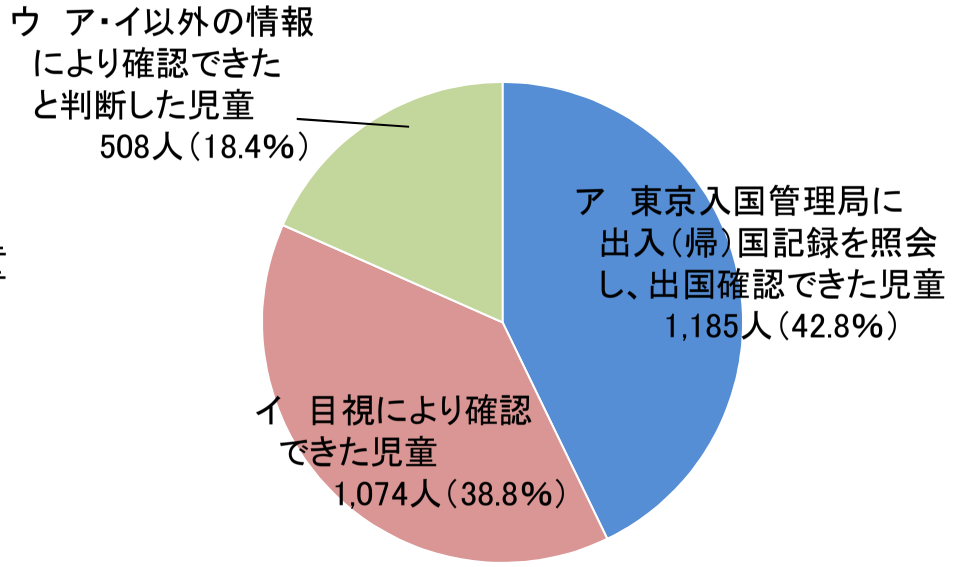
○　前年度調査と概ね同様の傾向。

＜平成27年度調査＞



総数：1,843人

＜（参考）前年度調査＞



総数：2,767人

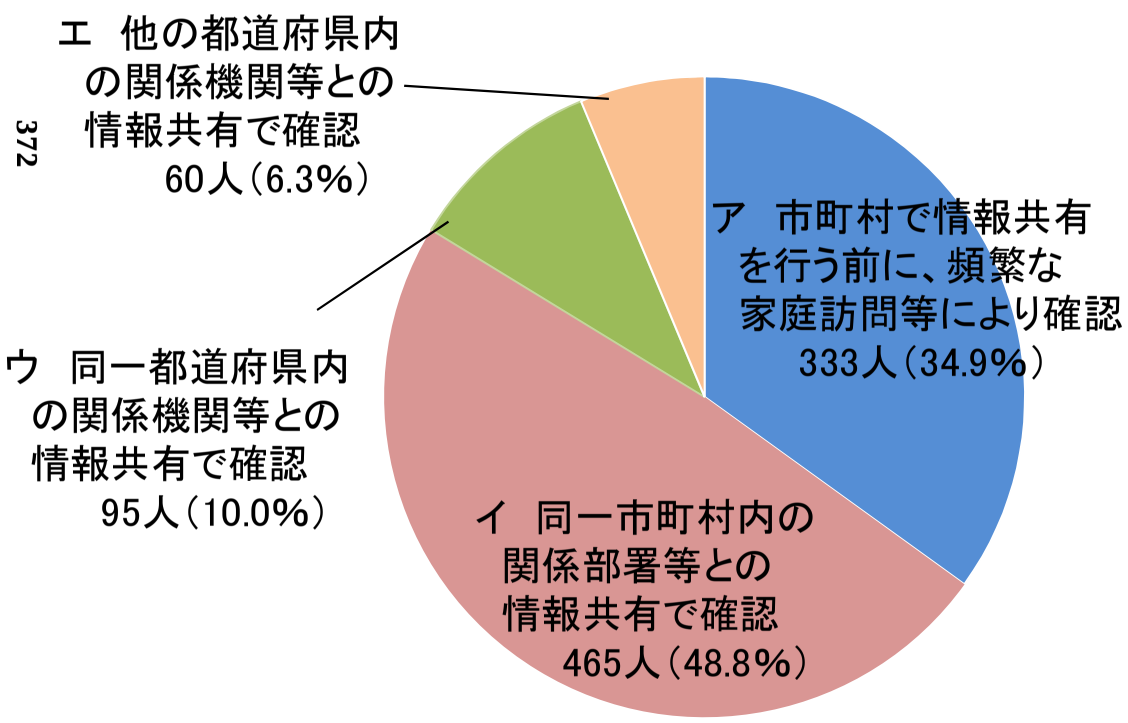
所在等が確認できた方法の詳細

～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた953人の状況～　【３の続き】

○　「イ　同一市町村内で確認」が465人（48.8%）で最多。次いで「ア　頻繁な家庭訪問等により確認」が333人（34.9%）、「ウ　同一都道府県内で確認」が95人（10.0%）、「エ　他の都道府県内で確認」が60人（6.3%）。

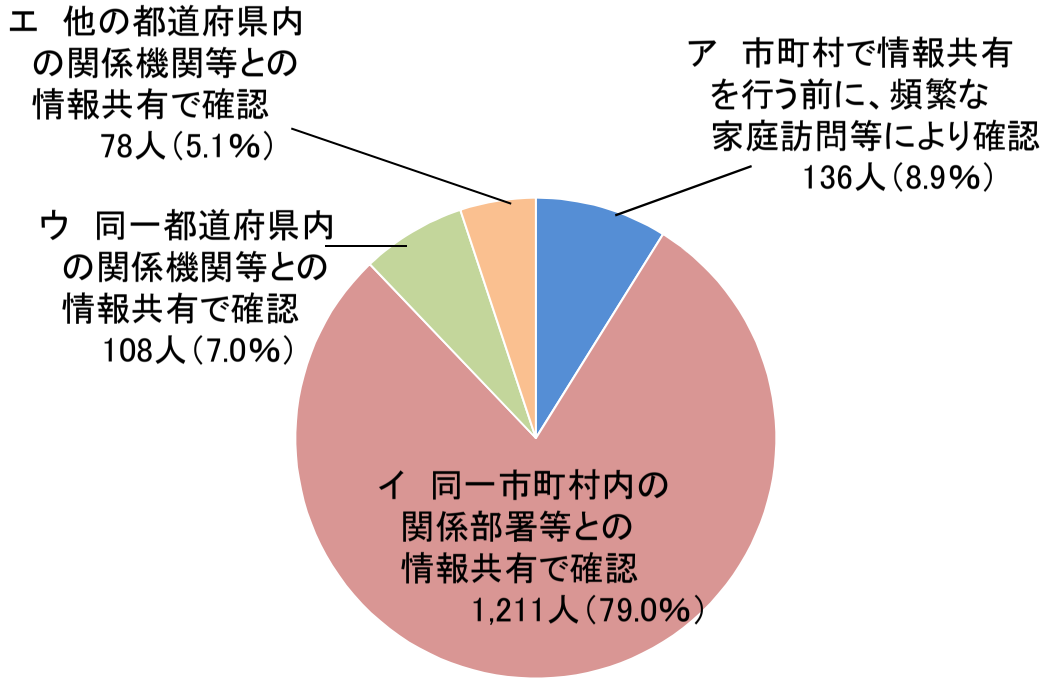
○　特に「ア　頻繁な家庭訪問等により確認」と「イ　同一市町村内で確認」の合計は、前年度調査と同様に８割超。

＜平成27年度調査＞



総数：953人

＜（参考）前年度調査＞



総数：1,533人

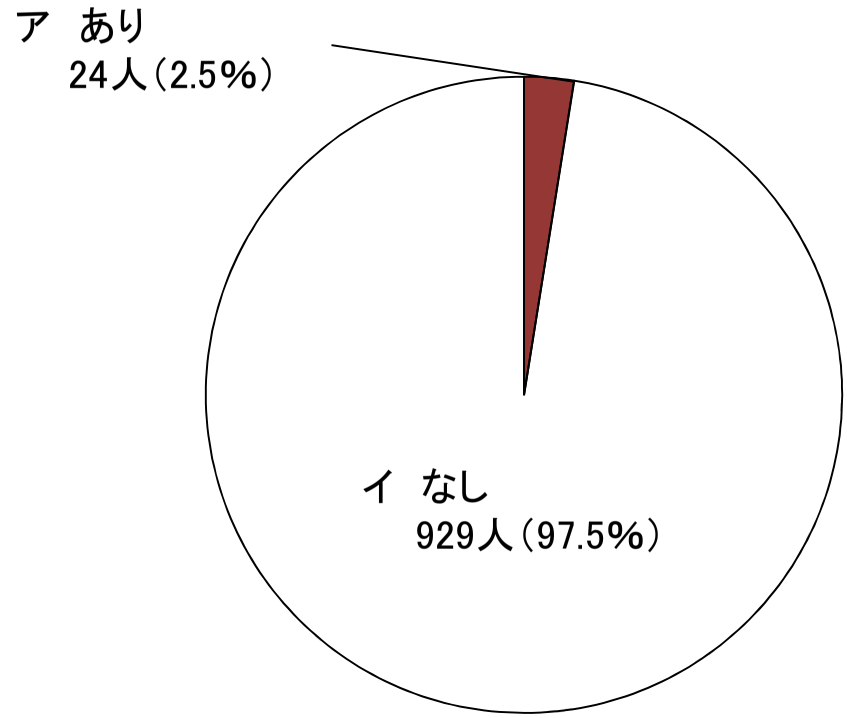
所在等が確認できた際の虐待又は虐待の疑いの有無

～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた953人の状況～　【３の続き】

○　「ア　あり（※）」との回答が24人（2.5%）。

（※）理由については、例えば、「学校に通わせていないため（教育ネグレクト）」、「母親の養育力不足等によるネグレクトの疑いがあるため」、「家族から暴言等を受けて家出を繰り返していた経緯があるため」。

<平成27年度調査>



総数：953人

所在等の確認の取組事例

取組事例①

１．所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

○　実母、本児（１歳５か月）の世帯。　※年齢は平成27年６月１日時点

○　住所地市町村では、転入時から転居を繰り返す母子として把握。

○　住所地市町村の母子保健部門が発出した本児の１歳６か月児健診の案内が宛所不明で返送され、実母、本児と連絡・接触ができず、所在等の確認が必要と判断。

２．所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

○　住所地市町村は、住所地への訪問に警察と児童相談所とともに同行。

○　訪問時、母子は不在であったが、在室していた関係者の協力により実母と電話連絡ができ、実母から「居所都道府県の児童相談所に向かう予定である」旨を聴取。住所地市町村は、即日、この旨を当該児童相談所に連絡し、本児の安全確認の協力依頼と、これまでの対応経過を情報提供。

○　居所都道府県の児童相談所に母子が来所し、実母から「遠隔地で働くため子どもを預かって欲しい。」旨の相談を受理。児童相談所では、実母の意向に加え、住所地市町村における対応経過等から、このまま放置するとネグレクト（育児放棄）につながることも考慮して、即日、本児を乳児院に一時保護委託とし児童の安全を確保。

３．所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

○　本児は、その後、一時保護を解除され、乳児院に施設入所措置となっており、現在、児童養護施設に措置先を変更し入所中。

○　居所都道府県の児童相談所は、住居を転々とする実母の特性を踏まえ、住民登録手続、住居の決定等について親身に助言を行うなど実母と連絡を密に取り合う関係を構築し、支援を継続。

４．本事例から得られた取組のポイント

☆　住所地市町村、児童相談所及び警察が連携し、協力体制のもと住所地への訪問を実施したこと。

☆　住所地市町村から居所都道府県の児童相談所に母子の対応経過等を速やかに情報提供したことで、迅速に一時保護を実施し、児童の安全を確保したこと。

取組事例②

１．所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

○　実父、実母、長女（７歳）、次女（５歳）の世帯。　※年齢は平成27年６月１日時点

○　住所地市町村の教育委員会が発送した長女の小学校入学案内が返送され、入学手続が行われないことから、教育委員会が家庭訪問を実施したところ、本世帯が住民票をそのままにして転居したことを把握。本世帯と連絡・接触ができず、所在等の確認が必要と判断。

２．所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

○　住所地市町村の関係部署間（戸籍担当、国民健康保険担当、税務担当等）、要保護児童対策地域協議会（要対協）の関係機関間（市教育委員会、保健福祉センター、福祉事務所、児童相談所、警察署等）で所在確認のための情報共有を実施し、他市町村で居住の可能性があることが判明。

○　住所地市町村の関係機関（教育委員会、児童相談所及び要対協調整機関）が、居住の可能性がある他市町村に赴き居住実態を調査したが、直接接触して確認することができず、当該市町村の福祉事務所（要対協調整機関）に継続的な居住確認を依頼。

○　当該市町村では児童相談所、警察等関係機関と情報を共有しつつ居住確認を継続し、実父、実母、長女、次女の所在を確認。

３．所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

○　長女は小学校に通学しておらず、教育ネグレクトが疑われたことから、居所市町村において入学手続を支援。

○　居所市町村は、世帯全員の住民登録手続を支援するとともに、学校と連携しつつ定期的に家庭訪問を実施し、本世帯の生活状況を把握するなどして居住実態を継続的に確認。

４．本事例から得られた取組のポイント

☆　住所地市町村で、関係部署や要対協を活用した積極的な情報共有を行うことにより、他市町村での居住の可能性を把握したこと。

☆　住所地市町村が居所市町村に対して継続的な居住確認を依頼するなど、住所地と居所地の自治体が協力・連携して長女及び次女の所在確認に取り組んだこと。

平成２８年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施について

＜調査の経緯・目的＞

○　居住実態が把握できない児童（※１）やその家庭は特に支援を必要としている場合があり、平成26年11月、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、児童の所在確認のための市町村間の情報共有と連携のあり方について申し合わせがなされた。

○　更に、今後の対応策の検討の参考とするため、児童の所在及び安全確認のための市町村における取組状況等について、平成26、27年度（※２、３）に引き続き、調査を実施。

（※１）当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童（以下の①～③のいずれかに該当）であって、市町村が引き続き所在及び安全の確認を行ったにもかかわらず、所在等が確認できない児童。

> ①　乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等を実施しても、連絡・接触ができない児童
>
> ②　市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のうち、電話、文書、家庭訪問等を実施しても連絡・接触ができず、必要な届出や手続が行われていない児童
>
> ③　市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務（注）の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が学校と連携しても、電話、文書家庭訪問等により連絡・接触ができない児童
>
> （注）就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続に係る事務も含む。

（※２）平成26年度調査：平成26年５月１日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、同年10月20日時点の状況を調査。
（※３）平成27年度調査：平成27年６月１日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、平成28年４月１日時点の状況を調査。

＜調査の対象＞

全国の市町村（1,741市町村）

＜調査の内容＞

○　**平成２８年６月１日時点**で、当該市町村には住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童（上記①～③のいずれかに該当）であって、市町村が所在等の確認が必要と判断した児童を「調査対象児童」（※４）として、

- **「平成28年６月２日から平成29年３月31日までの間に所在等が確認できた児童」**
- **「平成29年４月１日時点で依然として居住実態が把握できない児童」**

の詳細な状況等を確認し、各市町村の取組状況を把握。（回等期限：平成29年４月10日　　調査項目の詳細：「別紙」参照）

（※４）保護者と連絡が取れている場合であっても、保護者の状況、これまでの支援の状況等から市町村において、早急に所在を確認する必要があると判断した児童も「調査対象児童」に含めて回答。

○　上記のほか、平成27年度調査結果における「居住実態が把握できない児童」について所在等の確認ができた場合は、速やかに報告

平成２８年度調査：調査項目の詳細

別紙

調査対象児童１人１人について、個別に以下の項目を調査。

全調査対象児童について必須調査項目

①住所地都道府県名、市町村名　②年齢、学年、性別　③戸籍の有無　④調査対象児童の存在を把握した時期
⑤調査対象児童の存在を把握する端緒となった主な業務
⑥平成27、26年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していたか否か

平成28年6月2日～平成29年３月31日までに所在等が確認できた児童についての調査項目

①居所都道府県名、市町村名
②住民票上の住所地での居住の有無
③所在等が確認できた方法
（ア　東京入国管理局に照会し、出国確認
イ　目視により確認
ウ　信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認）
④③でウにより確認した場合の判断根拠
⑤所在等が確認できた年月日
⑥義務教育就学中の児童で、③でイ又はウにより確認した場合の、所在等の確認時の教育の状況
⑦③でイ又はウにより確認した場合の、「所在等が確認できるまでの間」又は「所在等の確認時」における「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無
⑧⑦で「情報あり」の場合の、当該情報の詳細、その後の支援の内容等
⑨⑦で「情報なし」の場合の、所在等の確認時の状況

平成29年4月1日時点で居住実態が把握できない児童についての調査項目

①家族の所在の状況、住所地の住居における居住状況等
②調査対象児童の存在を把握して以降の訪問調査の回数
③調査対象児童の所在等を確認するための調査先（※）
（（※）自市町村の関係部署等、自都道府県内の関係機関等、自都道府県外の関係機関等、その他）
④「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無
⑤④で「情報あり」の場合の、当該情報の詳細
⑥要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、登録の時期、登録しない理由
⑦児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、依頼の時期、依頼しない理由
⑧警察への通報（相談）状況、通報（相談）の時期、行方不明者届提出の有無、通報（相談）しない理由
⑨東京入国管理局への照会状況、直近の回答日
⑩海外出国の可能性に関する情報の有無
⑪ＤＶで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無
⑫所在等を確認する上で生じている個々の問題点

児童扶養手当制度の概要

１．目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年８月より父子家庭も対象）

２．支給対象者

18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

３．支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※　ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。

平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

４．手当月額（平成29年４月～）

・児童１人の場合	全部支給：４２，２９０円	一部支給：４２，２８０円から９，９８０円まで
・児童２人以上の加算額［２人目］	全部支給：　９，９９０円	一部支給：　９，９８０円から５，０００円まで
［３人目以降１人につき］	全部支給：　５，９９０円	一部支給：　５，９８０円から３，０００円まで

５．所得制限限度額（収入ベース）

・本　人　　：　全部支給（2人世帯）　130．0万円 、一部支給（2人世帯）　365．0万円
・扶養義務者（6人世帯）：　610．0万円

６．受給状況

・平成28年3月末現在の受給者数　　１，０３７，６４５人　（母：971,591人、父：60,928人、養育者：5,126人）

７．予算額（国庫負担分）　［29年度予算案］　１，　７８３．　９億円

８．手当の支給主体及び費用負担

・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
・費用負担：国　1/3　　都道府県、市及び福祉事務所設置町村　2/3

資料57

資料58

児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議【参議院】

平成二十八年四月二十八日
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　ひとり親家庭に対しては、生活の安定を最大限確保し、かつ、子育てと両立できる質の高いかつ安定した就業が確保されるよう、自立に向けた就業支援、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実するとともに、支援を必要とするひとり親家庭に行政の支援が確実につながるよう、適切な措置を講ずること。また、ひとり親家庭が社会的孤立に陥らないよう、地方公共団体の取組のみならず民間団体の協力を得て社会的孤立の発生予防及び克服に努めるとともに、民間団体に対する支援等の必要な施策を講ずること。

二　児童扶養手当の加算額を含む支給額については、ひとり親家庭の所得状況及び生活実態、今後の社会経済状況の変化等を踏まえつつ、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するという制度の目的及び趣旨が実現されるよう、引き続き、その在り方について検討し、検討結果に基づき適切な措置を講ずること。

三　児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

四　児童扶養手当の不正受給防止対策の実施に当たっては、子育てと生計を一人で担い、生活上の様々な困難を抱えているひとり親家庭の実情に鑑み、手当の受給に伴う確認等の手続が過度な負担とならないよう十分配慮すること。あわせて、手当受給期間が五年を超える場合等に実施される一部支給停止に関し、本来手当の全額を受給できる者が支給を停止されることのないよう、適用除外となる事由、必要となる届出及び添付書類等について、受給者に対して丁寧な説明を行うこと。また、手当の受給要件を満たす家庭の受給漏れがないよう、地方公共団体によるワンストップサービス及びアウトリーチの強化等の必要な対策を講ずること。

五　ひとり親家庭の子どもの大学等への進学率が著しく低い実態を踏まえ、進学を希望する子どもが経済的理由で将来への可能性を断たれることのないよう、児童扶養手当等により生活の安定を図りつつ、子どもの学習支援、給付型奨学金の創設や授業料減免措置の充実等による教育費の負担軽減策を講ずるなど、ひとり親家庭の子どもの大学等への進学機会を確保するための総合的な取組を推進するよう努めること。

六　ひとり親家庭は婚姻歴の有無にかかわらず経済的に厳しい状況にあることから一部の地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること。

七　養育費に関する制度の周知に取り組むとともに、ひとり親家庭の養育費確保に向けた支援策を更に充実すること。あわせて、養育費の取決めを行うことが児童扶養手当の支給に当たっての要件ではないことについて、地方公共団体及び当事者に周知徹底すること。また、親権者ではない親も養育の義務を負うことについて当事者に対し自覚を促すとともに、子どもと同居していない親に対する就労支援等、養育費が安定して支払われるための取組についても検討すること。

八　面会交流は子の健やかな育ちのために重要であり、養育費を支払う意欲にもつながるものであることに鑑み、DV被害者や子どもの意思等に配慮しつつ、面会交流支援事業の拡充及び制度の周知等の面会交流の円滑な実施のための施策を講ずること。

九　ひとり親家庭の子どもを始めとした子どもの貧困率が上昇傾向にあることに鑑み、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、子どもの貧困を根絶するために必要な施策について総合的な検討を加えること。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

資料59

雇児発 0714 第 1 号
平成 28 年 7 月 14 日

各 都道府県知事
　 指定都市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
（ 公 印 省 略 ）

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令の施行について

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 126 号。以下「改正省令」という。）が、本日公布され、平成 28 年８月１日から施行されることとなったところである。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村及び福祉事務所に対する周知方をお願いする。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第１　改正省令の内容

１　児童扶養手当認定請求書の見直し

児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号。以下「規則」という。）第１条に基づく児童扶養手当認定請求書（様式第１号）について、養育費の取決めの有無について確認する項目を設けることとする。

養育費の取決めをしていないなど養育費の確保支援を必要としているひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員との連携を図る等により、相談支援につなげる等適切な対応をとること。

※　なお、本改正により、養育費の取決めをしていることが、児童扶養手当の支給要件となるものではないことを申し添える。

２　その他所要の改正

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）の施行に伴い、規則について所要の規定の整備を行うため、平成 28 年２月 25 日に、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 25 号）を公布したが、当該省令で改正した規則の様式の一部に誤りがあったため、所要の改正を行うこととする。

第２　施行期日

平成 28 年８月１日

第３　経過措置

改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

資料60

雇児福発０６１６第１号
平成２８年６月１６日

各 ［都道府県／指定都市／中 核 市］ 民生主管部（局）長　殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
（公　印　省　略）

児童扶養手当の現況届等について

児童扶養手当制度の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ひとり親家庭支援については、昨年１２月２１日に子どもの貧困対策会議において、ひとり親家庭への総合的な支援の充実策をまとめた「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」（以下「プロジェクト」という。）を策定したところです。

プロジェクトにおいては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口に確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することを盛り込んでいます。

また、毎年８月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制（集中相談体制）を構築することにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的にフォローしていくことを盛り込んでいます。

ついては、プロジェクトを踏まえ、ひとり親家庭の支援の充実につなげていただくよう、次の事項に十分留意の上、児童扶養手当支給事務の適切な執行をお願いするとともに、管内市町村に周知方お願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

１．児童扶養手当の現況届については、現在においても特段の事情（※）がない場合には対面による手続きを行っていただいているところですが、現況届時の集中相談期間の設定の趣旨も踏まえ、対面による手続きのより一層の徹底をお願いします。

※　受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合

２．プロジェクトにおいては、児童扶養手当の多子加算の拡充に併せて、不正受給防止対策の取組を行うこととされています。このため、「児童扶養手当事務処理マニュアル（平成２２年８月）」により示している第４章その他留意事項の「Ⅺ．適正受給」及び参考資料の「児童扶養手当の適正受給のための取組について」を引き続き参考にしていただき、新規認定や現況届時などの書類の確認については、市等の職員、民生委員等が協力して実態調査や現地調査を実施することについて、一層の徹底をお願いします。

なお、不正受給防止対策の実施に当たっては、子育てと生計を一人で担い、生活上の様々な困難を抱えているひとり親家庭の実情に鑑み、児童扶養手当の受給に伴う確認等の手続きが過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします。

資料61

雇児福発０８０１第２号
平成２８年８月１日

各 ［都道府県／指定都市／中核市］ 民生主管部（局）長　殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
（公　印　省　略）

「児童扶養手当法第 13 条の 3 の規定に基づく一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務について」（平成 20 年 3 月 31 日雇児福発第 0331001 号）の一部改正等の留意事項について

児童扶養手当制度の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ひとり親家庭支援について昨年１２月２１日に子どもの貧困対策会議において策定した「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」においては、児童扶養手当について、多子加算の拡充に併せて、自立のための活動促進の取組を行うこととされています。これを受け、今般、標記通知の一部改正により、児童扶養手当の受給期間が５年を超える場合等の一部支給停止措置に係る適用除外事由のうち、受給資格者が求職活動その他自立に向けた活動を行っている場合に該当することの確認方法を改めることにしました。

具体的には、受給者が求職活動支援機関等の利用状況を証明するに当たり、公共職業安定所等への求職登録等が有効であることに加え、実際に行った求職活動の年月日を２つ以上記入していただくこととしました。

この取組は、適用除外の要件を従来より厳しくするものではなく、受給者の自立のための支援に確実に繋げていただくことを趣旨としておりますので、最大限のご尽力をお願いします。

なお、この取組は、受給者への周知期間等を考慮し、本年８月からの適用ではなく、平成２９年８月の現況届に併せて届出を行う受給者からの適用となりますのでご留意の程お願いします。

また、一部支給停止措置の事務を行うに当たっては、引き続き、下記の事項に十分留意の上、適切な執行をお願いします。

この通知は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1　本来手当の全額を受給できる者が支給を停止されることのないよう、一部支給停止適用除外となる事由の証明に必要となる書類は、雇用主等が受給資格者を雇用していることを証明した書類だけではなく、健康保険証の写しや賃金支払明細書の写しなど、受給資格者が雇用されていることが確認できる書類であればよいことなど、受給者資格者に対して、一部支給適用除外となる事由や必要な届出等についての丁寧な説明を行うこと。

2　手当の受給要件を満たす者の受給漏れが生じないよう、窓口のワンストップサービス及びアウトリーチの強化等の取組を行うこと。

3　今般の多子加算の拡充により、すでに一部支給停止となっている受給者の支給停止額が支給停止上限額を超えることが想定されるが、以下の点に十分留意の上、適切な執行を行うこと。（（注）の具体例を参照されたい。）

①　一部支給停止は、５年等満了月の翌月から適用されること。

②　ただし、支給停止となる手当の額は、５年等満了月の翌月に支払うべき額（所得制限により手当の全部又は一部が支給停止されている場合は、所得制限により支給停止される前の額）の２分の１を超えないこと。

③　全部又は一部支給停止が行われている場合には、当該支給停止後の額に２分の１を乗じて得た額となること。

（注）具体例

例１：全部支給の場合

○　子どもを３人有するひとり親家庭への児童扶養手当額は、本年６月時点で50,330 円（42,330 円＋5,000 円＋3,000 円）。

○　本年６月時点で、受給期間が５年等満了となり一部支給停止される場合、支給停止の上限額は 50,330 円の２分の１の 25,160 円。

○　これは、本年８月以降、多子加算の拡充により、支給停止されない場合の額が58,330 円（42,330 円＋10,000 円＋6,000 円）となっても、支給停止の上限額は25,160 円のままで変更はない。（58,330 円の２分の１の 29,160 円ではない。）

例２：所得制限による一部支給の場合

○　子どもを３人有するひとり親家庭への児童扶養手当額は、本年６月時点で30,000 円（22,000 円＋5,000 円＋3,000 円）。

○　本年６月時点で、受給期間が５年等満了となり一部支給停止される場合、支給停止の上限額は 50,330 円の２分の１の 25,160 円。

○　本年８月以降、多子加算の拡充により、手当額が 32,960 円（22,000 円＋6,850 円＋4,110 円となった場合、32,960 円の２分の１の額は 16,480 円であり、上限額の 25,160 円よりも低いことから、支給停止される額は、16,480 円となる。

資料62

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」の公募開始

～積極的に就業支援に取り組む企業などを募集、２月３日（金）締切～

厚生労働省では、ひとり親家庭に対しての自立支援の一環として、就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています。

子育てと就業の両立が難しいなどの理由から、母子家庭の母、父子家庭の父の就業は困難な状況にあります。

この表彰は、母子家庭の母、父子家庭の父が働きやすい環境整備などの取組を促進すると同時に、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的に、平成18年から実施しています。今年度、表彰する企業は、平成２９年３月に発表する予定です。

たくさんのご応募お待ちしております。

１　募集対象

以下の（１）又は（２）の項目のすべてに当てはまる企業や団体を対象に、雇用均等・児童家庭局長が表彰します。

（１）母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等

①ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
②ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
③ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
④重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
⑤過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

（２）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業

①母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
②母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注額が一定程度であること
③重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
④過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

２　募集期間

平成28年12月6日（火）～平成29年２月3日（金）まで

３　応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、厚生労働省雇用均等･児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室宛てにＦＡＸまたは郵送（当日消印有効）してください。

４　応募用紙【公募用】

厚生労働省雇用均等･児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室で配付します。
厚生労働省ホームページにも掲載しますので、ダウンロードしてお使いください。

厚労省ＨＰ
はこちら↓

５　問い合わせ先

厚生労働省雇用均等･児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
住　　所：〒100-8916　東京都千代田区霞が関１-２-２
電　　話：03（5253）1111（内線7959）　ＦＡＸ：03（3595）2663
Ｈ　　Ｐ：右のＱＲコードからアクセスできます。

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせて被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。

被害女性 387

【支援対象】
- DV被害女性
- ストーカー被害女性
- 人身取引被害女性　等

婦人相談員
全国 1,415人
- 婦人相談所や福祉事務所に配置。
- DV等に係る相談・情報提供等を行う。

婦人相談所　49ヶ所
- 各都道府県 1ヶ所（徳島県のみ3ヶ所）
- DV等に係る相談・カウンセリング・情報提供を行う。
- 婦人相談所は配偶者暴力相談支援センターとしても位置づけられている。

（配偶者暴力相談支援センターは、婦人相談所も含め、全国271カ所設置）

一時保護所　47ヶ所
- 婦人相談所に併設 （各都道府県1ヶ所）
- DV被害等女性、同伴児童に係る短期間の一時保護を行う。
- 保護の期間は概ね2週間程度。
- 適切な保護が見込まれる場合、民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等へ一時保護委託。
- 中長期的な支援が必要な場合、婦人保護施設への入所措置決定を行う。

婦人保護施設
39都道府県
48ヶ所
- DV被害女性等に係る生活支援・心理的ケア・自立支援を行う。
- 支援期間は中長期で、概ね1ヶ月以上。

民間シェルター等
（一時保護委託）
- 保護の期間は概ね2週間程度

福祉事務所（もしくは市町村）
生活保護、母子生活支援施設入所
保育所入所、子育て短期支援事業
母子家庭等日常生活支援事業、
児童扶養手当の支給　等

母子生活支援施設
生活支援
子育て支援
心理的ケア
自立支援

他省庁等関係機関
警　察
裁判所
公営住宅窓口
等

連携・協力

自立

婦人保護事業関連

婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業

母子家庭等就業・自立支援センター：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等
ハローワーク：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供
児童相談所：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

（注）婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数は平成28年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成28年11月1日現在

資料63

平成29年度婦人保護事業関係予算案の概要

平成２８年度予算額
９６億円の内数
→
平成２９年度予算案
１７７億円の内数

１　婦人相談所における支援　（婦人相談所運営費負担金）　１７百万円

○婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

○外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。

２　婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援　（婦人保護事業費負担金 婦人保護事業費補助金）　２３億円

○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

新たに、婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給する。【新規】

○心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

同伴児童のケアを行う指導員の配置を拡充する。※（現行）最大2名まで配置可能→最大3名まで配置可能【拡充】

○夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の創設

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3　婦人相談員活動強化　（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）　１５４億円の内数

○婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう、平成29年度においては、月額最大149,300円（現行106,800円）に見直しを図る。【拡充】

4　ＤＶ対策等の機能強化　（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）　１５４億円の内数

○ＤＶ被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業

DV被害者の保護支援については、様々な関係機関の連携が必要であることから、婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○ＤＶ相談担当職員研修事業

婦人相談員等の経験年数等に応じた研修が実施できるよう、研修実施回数の増加（年１回→年３回）を図る。【拡充】

○休日夜間電話相談事業

婦人相談所に電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

○専門通訳者養成研修事業

DV等に関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、外国人DV被害者への適切な支援を確保する。

○法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

5　ＤＶ被害者等自立生活援助モデル事業（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）　１５４億円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成２７年５月２１日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

基本的考え方

○　本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。

○　認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

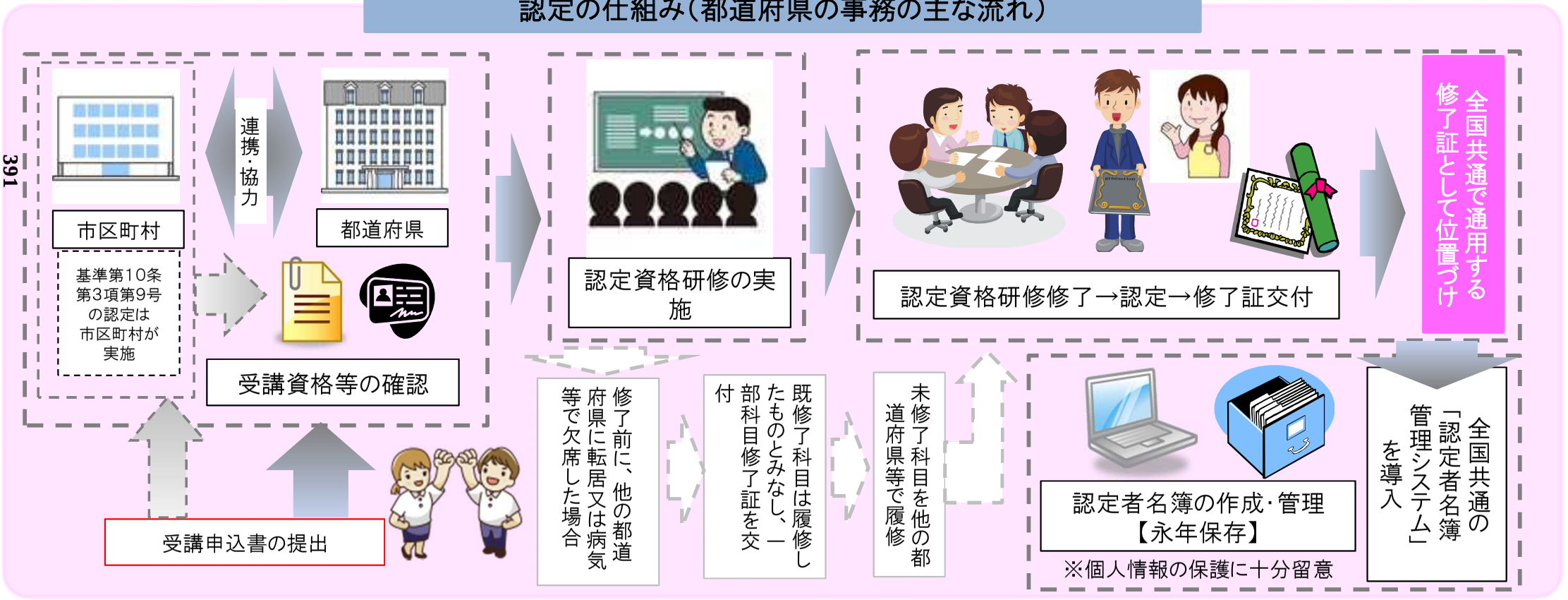
研修内容等

事　項	主　な　内　容
実施主体	都道府県　（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり（講義及び演習を合わせて24時間）（都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
修了の認定・修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事名で交付（委託は不可）。
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ①　虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ②　虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ③　秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 ④　その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合　など

資料65

事　項	主　な　内　容
研修会参加費用	研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用	国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 （※）認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

認定の仕組み（都道府県の事務の主な流れ）



別　紙

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4. 5時間(90分×3)】

① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間(90分×4)】

④ 子どもの発達理解
⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
⑥ 障害のある子どもの理解
⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間(90分×3)】

⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
⑨ 子どもの遊びの理解と支援
⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間(90分×2)】

⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間(90分×2)】

⑬ 子どもの生活面における対応
⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間(90分×2)】

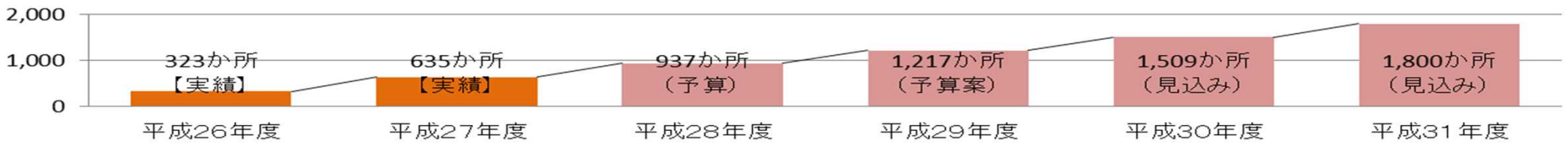
⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計　24時間(16科目)

利用者支援事業の平成29年度予算案について

○　少子化社会対策大綱において、平成31年度末までに1,800か所（基本型・特定型）の設置を目指すこととされており、平成29年度予算案においては、基本型・特定型については1,217か所を計上し、母子保健型については、市町村への実態調査の結果を踏まえ、763か所を計上したところである。

【参考】　か所数の推移（基本型・特定型）



1．運営費

子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）：
1，076億円の内数（982億円の内数）

（1）夜間・休日加算（基本型・特定型）

393

①事業内容

利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため夜間・休日の時間外相談を実施する。

②補助基準額（案）　夜間加算1，248千円（1，222千円）　休日加算671千円（651千円）

（2）出張相談支援加算（基本型・特定型）【新規】

①事業内容

両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスの情報提供、地域の保育所や保育サービスの利用に向けた相談支援などを実施する。

②補助基準額（案）　1，025千円

2．施設整備費

次世代育成支援対策施設整備交付金
56．6億円の内数（56．6億円の内数）

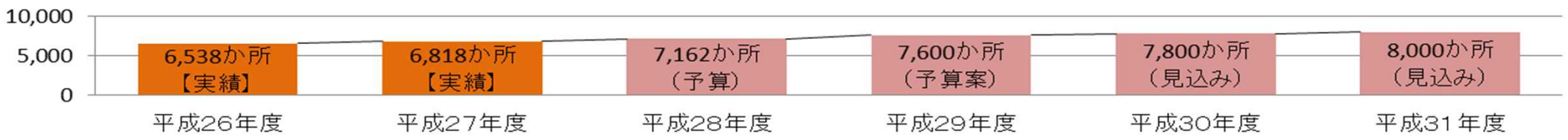
○設置主体の対象拡大【拡充】

多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、実施主体の対象を市町村や社会福祉法人等に加え、NPO法人や株式会社等を対象とする。

地域子育て支援拠点事業の平成29年度予算案について

○　少子化社会対策大綱において、平成31年度末までに8，000か所の設置を目指すこととされており、平成29年度予算案においては7，600か所を計上したところである。

【参考】 か所数の推移



1．運営費

子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）
：　1，076億円の内数（982億円の内数）

①事業内容

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や子育てに関する相談等を行うために要する費用に対して補助を行う。

②補助基準額（案）：8，364千円（8，317千円）　※6～7日型（常勤職員を配置する）の場合

2．施設整備費

次世代育成支援対策施設整備交付金
56．6億円の内数（56．6億円の内数）

○設置主体の対象拡大【拡充】

多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、補助対象となる設置主体について、NPO法人や株式会社等を加える。

3．担当職員の資質向上に向けた取組

子ども・子育て支援対策推進事業費委託費（指導者養成等研修事業）1．3億円の内数（1．3億円の内数）

①事業内容

地域の子育てに関する指導的立場の者を幅広く養成し、地域の子育て力の向上につなげることを目的に実施する。

②実施主体：国

※公募により民間団体に委託予定

資料67

児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及（子ども・子育て支援推進調査委託費）

1．調査主旨

平成27年度に社会保障審議会児童部会の下に設置した「遊びのプログラム等に関する専門委員会（以下、「専門委員会」という。）」において、時代の要請に対応した新たなプログラムの開発などを検討することとしている。中高生の居場所づくりの取組や、発達障害など配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの全国的な普及啓発を図るため、専門委員会において、こうしたプログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館を選定し、実施状況を検証する。

当該経費は、選定された児童館がプログラムを実践することにより、当該プログラムが子どもの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資するための調査研究を実施する。

2．実施内容

○ **専門委員会において、プログラムを実践する児童館（以下、「プログラム実施児童館」という。）を２０か所選定（指定）**
→ プログラム実施児童館の選定（指定）に当たっては、地域バランス等を考慮

プログラム実施児童館における取組内容

① 企画・実行委員会の設置

・プログラム実施児童館において、効果的にプログラムを実践するために、プログラムアドバイザー、地域の有識者、児童館職員などで構成される企画・実行委員会を設置

・具体的な実施方法、実施体制、実施時期などについて検討



② プログラムの実施

・プログラム実施の事前打ち合わせ

・プログラムの実施
→ 調査研究の成果として記録するため、プログラム実施までの検討経過や実施内容、参加者の声などを収録したDVDを作成

・事後アンケートの実施





③ 報告書の作成

・企画・実行委員会において、プログラムの実施内容や参加者の反応、プログラム実施の効果などをまとめた報告書を作成

・報告書の作成に当たっては、実践したプログラムが子どもの成長発達段階においてどのような効果をもたらすのかなどの観点も取り入れるよう留意




3．予算案の内容

○ 平成２９年度予算案　37,340千円（ １か所あたり1,867千円 × 20か所 ）　（28年度　37,340千円・1,867千円×20か所）

「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書の概要

現状と課題

■活動の範囲
- ・業務の範囲を超えた活動
- ・法律等による「協力」、「連携」による過剰な業務
- ・「個別支援活動」、「民児協活動」、「地域の福祉活動」のバランス
- ・「見守り」は民生委員・児童委員が中心的に行うべきものという雰囲気

■求められる役割の多様化と負担
- ・世帯の課題の複雑化・多様化による支援の困難性
- ・居住環境（大規模高層住宅、市町村合併）による定数基準の妥当性
- ・民生委員・児童委員活動中の事故等への対応
- ・経験の少なさ（Ⅰ期、Ⅱ期（6年未満）が6割）
- ・地域での様々な「充て職」

■対応する問題の複雑化・多様化と力量
- ・経歴による福祉への精通度合い
- ・生活困窮者や複雑・多様化する世帯の問題への理解
- ・認知症高齢者、障害者などの特性への理解　・外国籍住民への対応

■災害時の活動
- ・広範囲な活動範囲と時間的、財政的な負担
- ・避難生活の長期化による心の健康問題等の専門職との連携
- ・避難行動要支援者の避難支援の直接の担い手としての期待

■個人情報の取扱と関係機関との情報共有
- ・要支援者情報の行政や関係機関からの提供
- ・個人情報の取扱に関する理解
- ・自治会や町内会、福祉協力員との情報共有

■活動への支援・協力体制
- ・サポート体制
- ・専門職との関わり
- ・連合民児協、単位民児協機能の強化

■社会的な理解の促進と継続性の確保
- ・民生委員制度・活動の理解（行政や関係機関、地域住民）
- ・民生委員・児童委員の制度・活動に対する理解
- ・児童委員・主任児童委員制度・活動の役割に対する周知
- ・新任民生委員・児童委員に対する制度・活動に対する説明

提　　言

早期に対応できるもの

（1）活動への支援の充実
- ① 民生委員・児童委員が安心して活動するための取組
  - ・保険制度
- ② 民生委員・児童委員、民児協活動への支援
  - ・活動費　・行政のサポート体制
  - ・関係機関との連携　・地域福祉計画への位置づけ
- ③ 災害時の民生委員・児童委員活動への支援

（2）力量を高める取組
- ① 研修の充実
- ② 都道府県等における民生委員・児童委員活動の評価
- ③ 民生委員・児童委員活動に参加できるよう職場、家族、地域団体の理解と協力の促進

（3）自治体等の理解の促進に向けた取組（主に制度）
- ① 民生委員・児童委員制度・活動の正しい理解の促進
- ② 個人情報の取扱いの適切な理解による活動しやすい環境づくり

（4）国民の理解の促進に向けた取組（主に活動）
- ① 創意工夫による広報への取組
- ②「なり手」不足の解消に向けた試み

時間をかけて慎重に検討するもの

① 民生委員・児童委員の活動範囲に係る他制度の整理

② 時代の変遷に即した定数基準や区域の見直し

③ 研修等による民生委員・児童委員の「なり手」への仕組みづくり

④ 民児協、単位民児協事務局機能の強化

資料69

民生委員制度創設１００周年記念大会について

民生委員制度は、大正６年、大正天皇の岡山県知事に対するご下問が契機となり創設された済世顧問制度が源となり、平成２９年に制度創設１００年の節目を迎えます（児童委員制度は創設７０年を迎えます）。

この１００年の節目の年に、全国の民生委員・児童委員の代表者が一同に会し、これまでの１００年の歴史を振り返るとともに、将来に向けた委員活動の一層の充実、発展に向けた思いを新たにする機会として、１００周年記念大会を開催する。

１　主　催

全国民生委員児童委員連合会　　全国社会福祉協議会　　厚生労働省
東京都民生児童委員連合会　　東京都社会福祉協議会　　東京都

２　開催日

平成２９年７月　９日（日）　記念式典、表彰、記念講演等
〃　　１０日（月）　シンポジウム

３　会　場

東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）

４　参加者数

概ね10,000名程度を予定

医療的ケア児保育支援モデル事業

新　規

（保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数）

【事業内容】

医療的ケア児について、その保護者や児童が保育園利用を希望される場合に、受け入れることができる保育園の体制の整備を行う。

医療的ケア児とは　人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受入れを行う保育園等に必要に応じて看護師を派遣する。

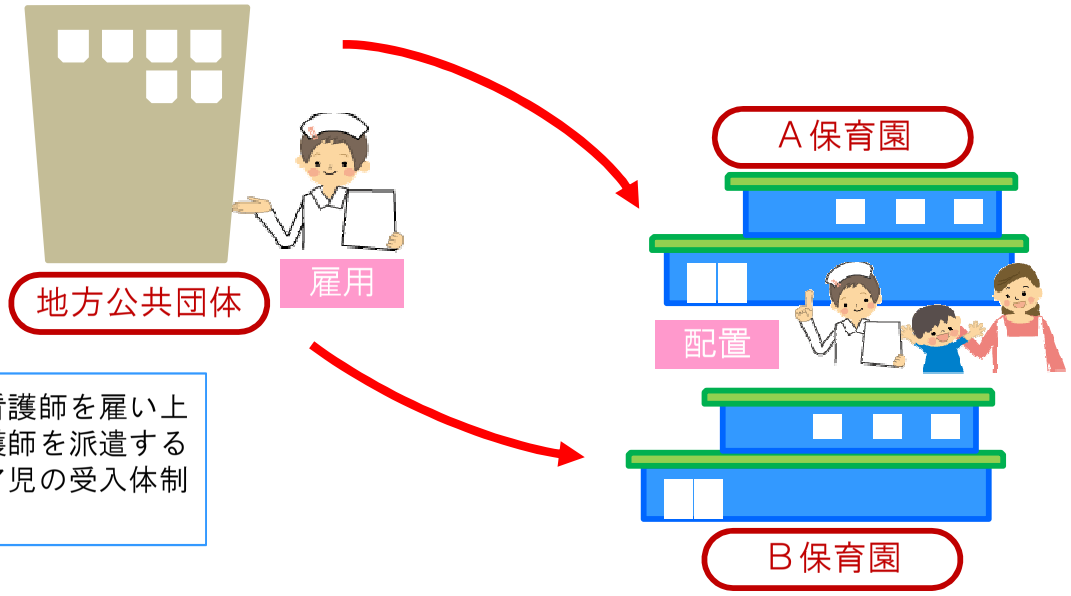
あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

- 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する。（当該研修に係る代替職員の配置等）
- 医療的ケア児受入れの際に、（研修受講済み）保育士を補助する保育士等の加配を行う　等

【実施主体】都道府県又は市町村

【補 助 率】国　１／２　都道府県・指定都市・中核市　１／２
（市町村が実施する場合は、国　１／２　都道府県　１／４　市町村　１／４）

398



地方公共団体において看護師を雇い上げ、保育園に対して看護師を派遣することにより、医療的ケア児の受入体制を整える。

資料71

企業主導型保育事業について

1．概要

○平成28年度より、**企業等からの事業主拠出金を財源とする**「仕事・子育て両立支援事業」の中で、**企業主導型保育事業**を創設し、**約５万人分**の保育の受け皿拡大を推進。
○申請の受け付けや説明会の開催は、随時実施。
○11月15日現在で、305施設 （利用定員数 7,862名）に対し、助成決定。

2．特徴

○**設置に市区町村の関与なし**（認可外保育施設の一類型（都道府県による指導監督の対象）、利用は直接契約）
○**地域住民の子どもの受け入れや他企業との共同利用も自由に行うことができる**
○**認可小規模保育並みの人員配置や、多様な勤務形態に対応した多様な保育**（延長保育・夜間保育・休日保育等）**の提供も可能**
○**運営費・整備費について、認可施設並みの助成が受けられる**







※内閣府HPより抜粋

資料72

連携施設の設定に関する課題・好事例について①

○地域型保育事業の連携施設の設定状況に関する調査にあわせて、自治体に対して、連携施設の設定に関する課題及び好評な取組の有無についても調査を行ったところ。

○その結果、連携施設の設定に際して、
①地域型保育事業者の中で、連携施設に関する制度の理解が進んでおらず、また、連携施設の設定に向けた交渉のノウハウがない
②連携先となる保育園等について、3歳児以上の定員が満員であったり、対応職員の確保や新規業務の発生等の負担が生じることから、連携先になることについて消極的
といった課題がみられるとの回答が多く寄せられた。

400

【具体的な回答】

（地域型保育事業者に関する課題）
・地域型保育事業者の制度認識が不足しているため、入所児童の保護者への説明や連携先の体制の整備がうまく行われず、連携施設の設定が困難な状況である。
・個人経営で余裕がなかったり、知り合いの保育園等がなかったりするために、地域型保育事業者が自ら連携施設を設定することが難しい。

（連携先となる保育園等に関する課題）
・持ち上がり児童や新規入園児等の定員の兼ね合いが難しいこと、また、保育士への負担が大きいことから、連携先となることが困難である。
・待機児童が多く、また保育士の確保も難しい現状があり、連携先となるために必要な体制が整わない。
・地域型保育事業者と保育園等の交流が乏しいこともあり、保育園等が連携先となることに消極的である。

資料73

連携施設の設定に関する課題・好事例について②

○こうした課題への対応策として、以下の取組により、一部自治体では連携施設の設定の促進に一定の成果をあげている。

1．地域型保育事業者に関する課題（制度の理解や交渉ノウハウの不足）に対する取組

【①市町村が自ら連携施設の設定を積極的に後押ししている】

例１）地域型保育事業者が幼稚園に連携先となることを依頼した際、幼稚園が連携施設という制度を十分理解しておらず、連携先となるとどのような影響が生じるか、地域型保育事業者に説明を頼んだところ、地域型保育事業者もそれほど制度に詳しくなかったためにうまく説明できず、交渉が行き詰まってしまった。A市の担当者が間に入り必要な説明を行った結果、幼稚園側の不安が解消され、無事に連携施設設定に至った。

例２）地域型保育事業者からB市に、近隣に連携施設に適した施設や知り合いの施設がないなどの相談があったため、B市が地理的要件等から連携施設候補となる施設を探し、事情の説明と連携先となることについて打診を行った。内諾があれば、その後の話し合いは基本的には当事者間で行うこととしているが、初顔合わせの場合等、B市が関与した方が円滑に進む場合は、話し合いに同席している。こうした取組の結果、連携施設の設定が進んだ。

【②地域型保育事業者と保育園等の間の交流促進】

例）C市では、既に市内の地域型保育事業者は全て連携施設を設定できている状況であるが、その上で、複数園での連携施設設定を可能にする等の多角的な協力を進めるため、公立保育園を拠点として、年2回ほど域内の保育園と地域型保育事業者が参集し、知り合うことができる場（地域連絡会）を設けている。

連携施設の設定に関する課題・好事例について③

2. 連携先となる保育園等に関する課題（業務負担増大等への不安から連携に消極的）に対する取組

【①施設拡張等により、公立保育園の幼児受け入れ枠の増加を図る】

例）D市では、新築及び増改築時の施設拡張等により、公立保育園の幼児受け入れ枠を増やし、経過措置期間終了までに公立保育園を中心とした連携施設を設定できるよう取り組んでいる。

【②保育園等に対して、幅広に連携施設となることを呼びかける】

例１）E市に所在する全ての保育園が家庭的保育事業等の連携施設として協定を結べないか、E市から園長会に提案を行い、現在、協議を行っている。

例２）F市内では、連携施設となることについて、メリットがなく、負担が増すという印象を持っている保育園等が多いため、連携施設となることが地域型保育事業者のみならず、保育園等にとっても前向きな効果をもたらした具体的な例（※）を示すことで、保育園等が連携先となることに抱くイメージの改善を図っている。

（※）今般の調査では、各自治体から、連携施設を設定したことによる効果として、

- 普段とは異なる児童との交わりの中で、児童の成長がみられた。
- 園庭開放や運動会・お遊戯会等の行事の合同開催等が、保育園等の職員にとっても、地域型保育事業所の職員にとっても、自らの業務や保育理念を再確認し、質を高めるためのよい刺激となった。
- 地域型保育事業所の職員が連携施設での保育士向けの研修会に参加し、安心安全な保育を行う上での様々な情報や工夫を連携施設の職員と共有することができた。
- 健康診断や歯科検診等について、合同開催することで、効率的に実施することができた。
- 保育園等の保健師や栄養士による専門的な相談や給食献立表の提供等により、地域型保育事業所における栄養管理が充実するとともに、その保健師や栄養士にとっても、スキルアップの契機となった。

等の声があった。

連携施設の設定に関する課題・好事例について④

○また、政府としても、連携施設の設定が円滑に行われるよう、平成29年度予算案において更なる保育園等の整備の推進に加え、下記事業を計上している。

【①「サテライト型小規模保育事業」の創設】

3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子どもの3歳到達時における保育園等への接続が課題となっているため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育園等で3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合、当該保育園等にインセンティブを付与する。



【②地域連携コーディネーターの機能強化】

保育園等の設置の際の地域住民との合意形成、保育園等設置後における3歳児の保育園等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育園等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。

保育園等の事故防止の取組強化事業

新　規

（平成29年度予算案　保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数）

1. 背　景

○子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条）

○平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

○教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（平成26年9月8日）を設置し、次の事項について議論

①重大事故の情報の集約のあり方　②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方　③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ（平成26年11月28日）

○重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

報告様式を定め、報告期限の目安（第1報は事故発生当日等）を設定する等、事故報告制度を全般的に見直し。　※平成27年2月16日に3府省で通知

・公表のあり方：国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表（個人情報を除く）　※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日）

○重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ

・事故の発生防止（予防）のためのガイドライン、マニュアルの作成（検討会では骨子を作成）
・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方
・事故の再発防止のための事後的な検証
　地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
　国…有識者会議を設置（H28.4.21）し、検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討

地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知
① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

○新たな取組（保育園等の事故防止の取組強化）

◎保育園や認可外保育施設等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導を行う。

○死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修事業の実施

○死亡事故等の重大事故の発生防止のための巡回支援指導員の自治体への配置

事故防止の取組

死亡率ゼロを目指す



認可保育園等



認可外保育施設

【研修事業】補助率：国1／2　都道府県又は市町村1／2
　　補助額：1人当たり6千円
【巡回支援指導事業】補助率：国1／2　都道府県又は市町村1／2
　　補助額：巡回支援指導員1人当たり4，064千円

資料74

保育施設・事業の届出に伴うＩＣＴ化推進事業

新　規

（平成29年度予算案　保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数）

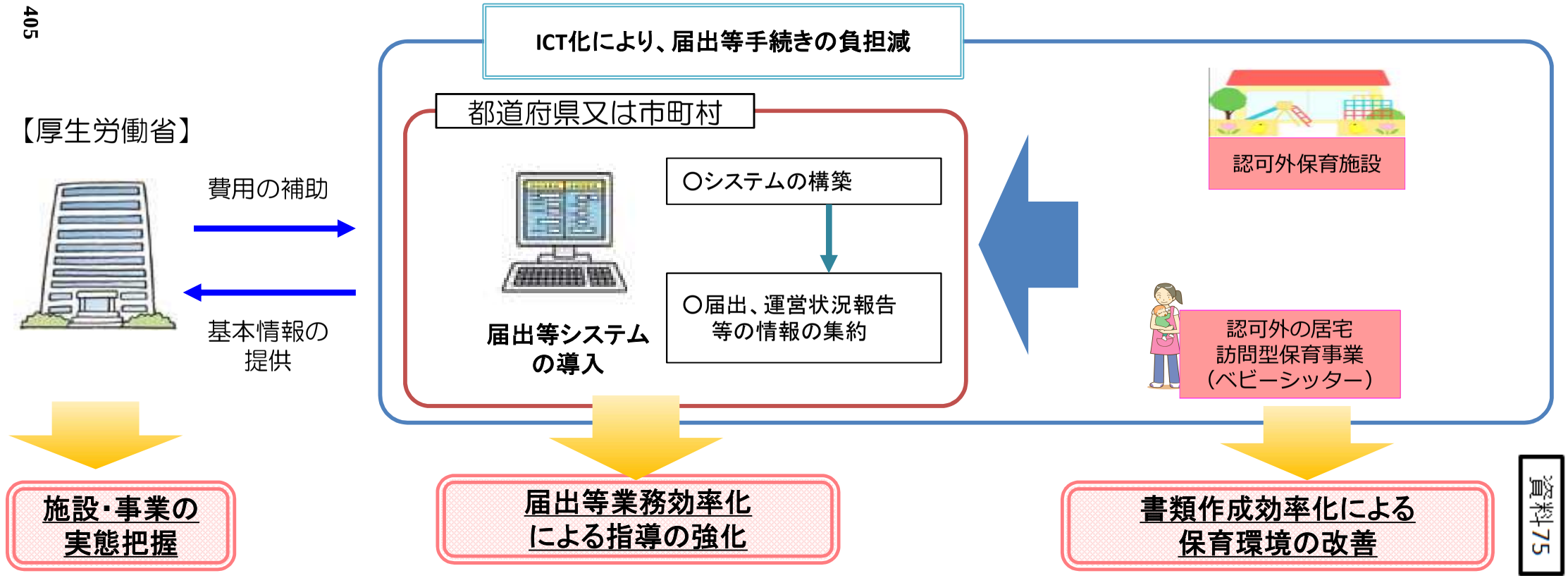
【概要】
　認可外保育施設・事業における都道府県又は市町村への届出・報告等に係る手続きの利便性を高め、施設・事業者からの設置の届出等を促し、あわせて、都道府県又は市町村における事務負担の軽減を図る。

【実施主体】　都道府県、指定都市、中核市又は市町村

【補助率】
　国　３／４　　都道府県、指定都市、中核市　１／４
　（都道府県から市町村に権限委譲している場合）　国　３／４　　都道府県　１／８　　市町村　１／８

【補助基準額】
　１自治体当たり　40,000千円

405



資料75

○　平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）

①家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化

→家庭的保育事業等には卒園後の受入先となる連携施設の確保が必要であるが、認可時にそうした連携施設を確保できない場合は、卒園児に関する市町村の利用調整等で利用乳幼児の卒園までに受入先となる連携施設を確保することも可能である旨を明確化することにより、家庭的保育事業等への事業者参入の促進に資する。【通知】

②病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置（ 病児保育事業実施要綱）

→離島・中山間地等の市町村において、利用児童数が2名以下の場合には、一定の研修を受けた看護師1名及び緊急に対応可能な看護師1名の配置で対象となるよう国庫補助要件の特例措置を設けることにより、病児保育実施地域の拡大に資する。【要綱改正】

③延長保育事業等と放課後児童クラブを合同で実施する場合の特例措置（児童福祉法）

→延長保育事業等の定員に空きがあり、放課後児童クラブの利用児童数が少ない場合、一定の要件の下で、一体的な運営を可能とすることにより、放課後における児童の受け皿の拡大に資する。【通知】

④子ども・子育て支援新制度における支給認定証の任意交付（ 子ども・子育て支援法）

→子どものための教育・保育給付の認定を行ったときに交付する支給認定証を希望者にのみ交付することにより、保育標準時間・保育短時間に係る認定区分の変更があった場合、支給認定証の交付を希望しない保護者は、支給認定証の返還が不要となるため、保護者、回収・再交付を行う市町村、それぞれの負担の軽減に資する。【府令改正】

○　平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）

⑤保育士の処遇改善に係る加算の認定権限の移譲（都道府県→指定都市・中核市）（ 子ども・子育て支援法）

→保育士の処遇改善に係る加算の認定権限を都道府県から中核市に移譲することにより、認定期間を短期化し、事業者が保育士に対し、早期に加算分を反映した賃金を支払うことができるため、保育人材や保育サービスの質の確保に資する。【通知】

⑥幼保連携型認定こども園の施設に関する基準の見直し

→満3歳以上の園児の保育室を2階までに確保している場合に、遊戯室を3階以上の階に設置することが可能である旨の通知等

保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計の状況について

1．調査の概要

（1）目的

本年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の記載等を踏まえ、保育所等の給与実態等を把握し、これまで行ってきた処遇改善策の効果の検証等を行うもの。

（2）調査対象

保育所、幼稚園（※）、認定こども園等

（※）私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ

（3）抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

（4）調査項目

①保育所等の職員の配置・給与の状況

②保育所等の職員の処遇改善の状況（給与の年度間比較）　等

（5）回収状況（10月21日時点）

（単位：か所）

	実態調査			処遇改善調査		
	調査客対数	回収数	回収率	調査客対数	回収数	回収率
保育所	9，332	3，642	39．0%	9，363	3，522	37．6%
幼稚園	2，081	809	38．9%	2，071	887	42．8%
認定こども園	1，310	470	35．9%	1，313	455	34．7%

※実態調査：保育所等の職員の配置・給与の状況について平成28年3月時点で調査

※処遇改善調査：保育所等に在籍する職員のうち、24年度末（幼稚園等は26年度末）と27年度末ともに在籍している職員の賃金の状況について調査

2. 中間集計の概要

(1)職種別職員1人当たり給与月額

① 保育所

○ 保育士(常勤)の1人当たり給与(賞与込み)は、私立保育所が月額26万3，513円(平均勤続年数9．6年)、公立保育所が月額28万6，911円(平均勤続年数10．1年)となっている。

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数
	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
1 施設長	1.0	523,885	25.3	0.0	280,326	10.3	1.0	513,178	27.5	0.0	213,713	3.8
2 保育士	12.5	263,513	9.6	2.7	152,842	7.0	11.0	286,911	10.1	2.3	152,188	5.1
3 主任保育士	1.0	374,449	19.8	0.0	83,662	16.0	1.0	442,686	21.7	0.0	175.924	12.3
4 保育補助者	0.2	194,137	3.6	0.5	147,948	4.8	0.2	182,890	6.0	0.6	151,985	3.9
5 調理員	1.5	245,005	9.4	0.6	143,745	5.6	1.3	268,535	11.0	0.5	138,108	4.9
6 栄養士	0.4	289,324	8.2	0.0	153,083	2.2	0.2	328,602	8.9	0.1	184,606	3.5
7 看護師(保健師・助産師)・准看護師	0.3	299,808	9.4	0.1	185,983	5.2	0.2	301,458	9.5	0.0	168,908	5.3
8 うち、保育業務従事者	0.1	298,636	11.7	0.0	157,802	4.3	0.1	288,095	9.2	0.0	138,442	2.1
9 事務職員	0.6	306,353	10.3	0.1	155,063	6.4	0.1	320,496	7.9	0.0	143,370	3.2
10 その他	0.2	324,280	14.0	0.2	124,741	6.1	0.2	259,087	11.5	0.2	141,872	4.5

施設数	627か所	209か所

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。
※「1人当たり給与」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。
※「常勤」・・・・・・施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
※「非常勤」・・・・常勤職員以外の従事者。
※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

② 幼稚園

○ 教諭等（常勤）の１人当たり給与（賞与込み）は、私立幼稚園が月額22万1,829円（平均勤続年数9.2年）、公立幼稚園が月額32万6,034円（平均勤続年数10.1年）となっている。

※ 新制度に移行した私立幼稚園は、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要。
（有効回答数（57か所）の属性 ： 平均利用定員104人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度）

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算人員	１人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	１人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	１人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	１人当たり給与	平均勤続年数
	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
1 園長	0.9	425,058	21.0	0.1	105,050	9.8	0.8	491,583	28.9	0.2	171,542	11.3
2 副園長・教頭	0.6	327,441	19.4	0.0	150,000	1.0	0.3	494,121	24.5	0.0	－	－
3 教諭・助教諭・講師等	6.2	221,829	9.2	1.0	132,148	7.3	3.6	326,034	10.1	1.0	141,021	5.8
4 主幹教諭（指導教諭を含む）	0.5	301,214	18.9	0.0	－	－	0.3	459,298	20.4	0.0	－	－
5 事務職員	0.7	258,337	13.7	0.2	125,675	11.0	0.0	195,851	8.4	0.0	96,957	2.0
6 教育補助者（幼稚園教諭免許を有しない者）	0.1	167,274	1.5	0.3	108,035	5.9	0.1	155,034	3.1	0.1	98,813	2.5
7 調理員	0.1	137,478	8.0	0.1	131,216	9.4	0.0	225,524	13.7	0.0	128,100	3.0
8 栄養教諭・学校栄養職員・栄養士	0.0	267,140	1.0	0.0	－	－	0.0	635,105	29.0	0.0	－	－
9 バス運転手	0.4	203,860	13.4	0.4	139,564	6.6	0.0	－	－	0.0	140,000	2.8
10 療育支援補助者	0.0	93,264	2.0	0.0	－	－	0.0	146,180	4.2	0.1	88,491	3.9
11 養護教諭・養護助教諭	0.0	－	－	0.0	5,000	2.0	0.1	277,713	7.6	0.0	191,520	2.0
12 その他	0.1	188,605	2.8	0.1	101,952	1.4	0.2	240,501	9.8	0.1	125,236	5.6

施設数	57か所	117か所

※「換算人員」は、職員が勤務した１週間の勤務時間を、施設が定める１週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値。
※「１人当たり給与」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。
※「常勤」・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、１日６時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
※「非常勤」・・・・常勤職員以外の従事者。
※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

③ 認定こども園

○ 保育教諭等（常勤）の1人当たり給与（賞与込み）は、私立認定こども園が月額22万8，063円（平均勤続年数9．5年）、公立認定こども園が月額29万770円（平均勤続年数12．9年）となっている。

＜認定こども園＞

	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与	平均勤続年数
	人	円	年	人	円	年	人	円	年	人	円	年
1 園長（施設長）	1.0	395,914	22.7	0.0	460,277	19.8	1.0	511,437	29.2	0.0	－	－
2 副園長・教頭	0.6	364,516	28.5	0.0	250,959	2.9	0.7	376,891	26.6	0.0	－	－
3 保育教諭・助保育教諭・講師等	8.5	228,063	9.5	2.2	115,214	5.0	16.3	290,770	12.9	2.6	157,239	2.3
4 主幹保育教諭・指導保育教諭等	1.2	290,599	19.7	0.0	112,137	2.6	0.6	546,703	27.5	0.0	－	－
5 調理員	0.6	180,544	6.6	0.4	125,010	3.5	1.3	243,912	16.1	0.5	143,755	1.2
6 栄養教諭・栄養士（5に含まれる者を除く）	0.4	200,206	5.7	0.0	97,700	3.3	0.1	381,579	6.2	0.0	170,996	3.8
7 事務職員	0.8	256,546	7.9	0.3	94,925	1.1	0.3	353,919	14.5	0.0	142,960	3.0
8 その他	0.4	248,878	7.5	0.7	121,394	4.8	1.6	233,191	6.9	0.7	135,941	6.7
施設数	112か所						11か所					

※「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値。
※「1人当たり給与」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。
※「常勤」・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
※「非常勤」・・・・常勤職員以外の従事者。
※「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

（2）職種別職員の賃金改善状況

① 保育所

＜私立保育所＞

○ 全体（「基本給及び手当」＋「一時金／12」）の改善率は、7%以上となっている。
○ 全職種において、「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	私立（常勤＋非常勤）											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」＋「一時金/12」			
				24年度	27年度	差引	改善率	24年度	27年度	差引	改善率	24年度	27年度	差引	改善率
	人	歳	年	円	円	円		円	円	円		円	円	円	
1 施設長	738	60.2	27.0	403,648	425,345	21,697	5.4%	1,269,889	1,438,607	168,718	13.3%	509,472	545,229	35,757	7.0%
2 保育士	7,924	36.5	12.6	208,064	226,680	18,615	8.9%	559,435	768,912	209,477	37.4%	254,684	290,756	36,072	14.2%
3 主任保育士	739	50.2	25.7	292,068	318,557	26,490	9.1%	884,887	1,119,337	234,450	26.5%	365,808	411,835	46,027	12.6%
4 保育補助者	38	48.6	10.8	174,315	183,837	9,523	5.5%	313,568	529,843	216,275	69.0%	200,445	227,991	27,546	13.7%
5 調理員	629	44.7	13.2	193,053	208,044	14,991	7.8%	553,488	699,846	146,358	26.4%	239,177	266,364	27,188	11.4%
6 栄養士	296	37.2	12.4	231,578	250,440	18,861	8.1%	664,136	884,442	220,306	33.2%	286,923	324,143	37,220	13.0%
7 看護師（保健師・助産師）・准看護師	148	47.0	14.1	241,293	250,187	8,894	3.7%	678,396	861,272	182,877	27.0%	297,826	321,960	24,134	8.1%
8 事務職員	338	48.0	13.4	233,071	254,486	21,416	9.2%	748,162	972,459	224,297	30.0%	295,417	335,525	40,107	13.6%
9 その他	102	53.8	15.7	265,095	291,574	26,480	10.0%	599,289	753,876	154,586	25.8%	315,035	354,297	39,362	12.5%
合計	10,952	40.7	14.8	231,079	250,349	19,270	8.3%	649,473	853,253	203,780	31.4%	285,202	321,453	36,251	12.7%

※平成27年度に処遇改善等加算（賃金改善要件分）を適用している施設が対象。
※平成25年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみの給与等について集計。
※「基本給及び手当」は平成25年3月分及び平成28年3月分の支給額。
※「一時金」は平成24年度及び平成27年度の１年度間に支給した合計額。

＜公立保育所＞

	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	公立（常勤＋非常勤）											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」＋「一時金/12」			
				24年度	27年度	差引	改善率	24年度	27年度	差引	改善率	24年度	27年度	差引	改善率
	人	歳	年	円	円	円		円	円	円		円	円	円	
1 施設長	32	56.4	26.3	384,649	413,258	28,609	7.4%	1,179,970	1,410,366	230,396	19.5%	482,979	530,789	47,809	9.9%
2 保育士	374	35.0	10.9	218,232	242,499	24,267	11.1%	564,988	752,321	187,332	33.2%	265,314	305,192	39,878	15.0%
3 主任保育士	37	45.8	21.5	296,668	319,176	22,508	7.6%	952,234	1,176,517	224,283	23.6%	376,021	417,219	41,198	11.0%
4 保育補助者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 調理員	22	42.8	12.1	191,844	206,589	14,745	7.7%	483,163	747,480	264,317	54.7%	232,108	268,879	36,771	15.8%
6 栄養士	10	33.6	9.3	198,070	216,881	18,811	9.5%	474,323	680,957	206,633	43.6%	237,597	273,627	36,030	15.2%
7 看護師（保健師・助産師）・准看護師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8 事務職員	15	46.5	12.5	282,649	305,858	23,208	8.2%	328,807	495,504	166,696	50.7%	310,050	347,150	37,100	12.0%
9 その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	500	38.6	13.4	238,728	262,071	23,343	9.8%	631,503	827,979	196,476	31.1%	291,353	331,069	39,716	13.6%

※平成25年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみの給与等について集計。
※「基本給及び手当」は平成25年3月分及び平成28年3月分の支給額。
※「一時金」は平成24年度及び平成27年度の１年度間に支給した合計額。
※集計人数が一桁の職種は「－」としている。

② 幼稚園

＜私立幼稚園＞

○ 教諭などの全体（「基本給及び手当」＋「一時金／12」）の改善率は、7%以上となっている。

○ 「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

※ 新制度に移行した私立幼稚園は、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要。
（有効回答数（99か所）の属性 ： 平均利用定員104人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度）

	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	私立（常勤+非常勤）											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」＋「一時金/12」			
				26年度	27年度	差引	改善率	26年度	27年度	差引	改善率	26年度	27年度	差引	改善率
414	人	歳	年	円	円	円		円	円	円		円	円	円	
1 園長	73	63.1	34.1	339,507	344,154	4,647	1.4%	769,812	983,461	213,649	27.8%	403,658	426,109	22,451	5.6%
2 副園長	35	55.7	28.1	345,143	356,987	11,843	3.4%	756,625	972,807	216,182	28.6%	408,195	438,054	29,859	7.3%
3 教諭	400	31.4	8.9	205,006	212,870	7,863	3.8%	480,832	659,314	178,482	37.1%	245,076	267,813	22,737	9.3%
4 主幹教諭	28	45.8	21.6	275,058	276,263	1,205	0.4%	605,735	843,025	237,290	39.2%	325,536	346,515	20,979	6.4%
5 指導教諭	16	39.5	14.1	238,154	242,711	4,558	1.9%	578,047	730,954	152,907	26.5%	286,324	303,624	17,300	6.0%
6 事務職員	54	51.2	18.2	256,497	236,566	−19,931	−7.8%	453,635	652,789	199,154	43.9%	294,300	290,966	−3,334	−1.1%
7 幼稚園教諭免許状を有する教育補助者	11	56.0	19.4	155,274	166,224	10,950	7.1%	83,607	124,951	41,344	49.5%	162,241	176,637	14,396	8.9%
8 バス運転手	32	60.5	9.2	185,656	186,685	1,029	0.6%	153,437	234,417	80,981	52.8%	198,443	206,220	7,777	3.9%
計	672	41.3	14.4	232,290	236,950	4,660	2.0%	501,107	681,403	180,296	36.0%	274,049	293,734	19,685	7.2%

※平成27年度に処遇改善等加算（賃金改善要件分）を適用している施設が対象。
※平成27年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみの給与等について集計。
※「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。
※「一時金」は平成26年度及び平成27年度の１年度間に支給した合計額。
※集計人数が0又は一桁の職種は表記していない。

＜公立幼稚園＞

	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	公立（常勤+非常勤）											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」＋「一時金/12」			
				26年度	27年度	差引	改善率	26年度	27年度	差引	改善率	26年度	27年度	差引	改善率
415	人	歳	年	円	円	円		円	円	円		円	円	円	
1　園長	95	57.8	28.3	378,072	381,631	3,559	0.9%	1,257,890	1,283,768	25,878	2.1%	482,896	488,611	5,715	1.2%
2　副園長	16	49.6	27.3	458,378	454,629	−3,749	−0.8%	1,504,480	1,725,018	220,537	14.7%	583,751	598,381	14,630	2.5%
3　教諭	349	38.1	13.5	307,550	314,816	7,266	2.4%	1,039,202	1,143,997	104,795	10.1%	394,151	410,150	15,999	4.1%
4　主幹教諭	22	47.9	22.9	365,663	379,599	13,935	3.8%	1,129,689	1,215,289	85,600	7.6%	459,804	480,873	21,069	4.6%
5　幼稚園教諭免許状を有する教育補助者	10	42.9	7.4	148,484	151,837	3,353	2.3%	20,008	20,270	262	1.3%	150,152	153,526	3,374	2.2%
計	628	43.8	16.8	312,087	317,616	5,529	1.8%	994,717	1,074,972	80,255	8.1%	394,980	407,197	12,217	3.1%

※公立幼稚園においては、処遇改善を実施しているかは不明。
※平成27年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみの給与等について集計。
※「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。
※「一時金」は平成26年度及び平成27年度の１年度間に支給した合計額。
※集計人数が0又は一桁の職種は表記していない。

③　認定こども園

＜私立認定こども園＞

○　保育教諭などの全体（「基本給及び手当」＋「一時金／12」）の改善率は、7%以上となっている。

○　「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている。

	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	私立（常勤＋非常勤）											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」＋「一時金/12）			
				26年度又は24年度	27年度	差引	改善率	26年度又は24年度	27年度	差引	改善率	26年度又は24年度	27年度	差引	改善率
	人	歳	年	円	円	円		円	円	円		円	円	円	
1　園長（施設長）	163	57.9	25.1	314,474	334,002	19,528	6.2%	712,214	998,121	285,907	40.1%	373,825	417,179	43,353	11.6%
2　副園長	88	56.3	29.0	283,453	297,434	13,981	4.9%	814,640	1,052,902	238,263	29.2%	351,340	385,176	33,837	9.6%
3　教頭	31	47.0	18.4	226,364	251,997	25,632	11.3%	872,953	1,060,738	187,785	21.5%	299,110	340,392	41,281	13.8%
4　保育教諭	870	31.9	8.7	187,925	211,428	23,503	12.5%	734,517	881,285	146,768	20.0%	249,135	284,868	35,733	14.3%
5　教諭	328	31.4	8.2	210,071	219,530	9,459	4.5%	840,692	1,108,642	267,950	31.9%	280,129	311,917	31,788	11.3%
6　保育士	130	33.6	9.3	193,998	222,119	28,120	14.5%	465,686	547,965	82,279	17.7%	232,805	267,782	34,977	15.0%
7　主幹保育教諭	83	42.4	14.3	226,137	244,535	18,399	8.1%	582,071	820,880	238,809	41.0%	274,643	312,942	38,300	13.9%
8　指導保育教諭	27	34.6	12.3	234,033	243,170	9,138	3.9%	724,157	986,705	262,548	36.3%	294,379	325,396	31,017	10.5%
9　主幹教諭	29	42.0	17.4	255,952	273,608	17,656	6.9%	810,211	996,725	186,514	23.0%	323,470	356,669	33,199	10.3%
10　主任保育士	10	48.4	23.1	258,033	300,190	42,156	16.3%	595,187	713,217	118,030	19.8%	307,632	359,624	51,992	16.9%
11　教育補助者	11	58.4	31.2	170,374	184,873	14,499	8.5%	392,270	443,798	51,528	13.1%	203,063	221,856	18,793	9.3%
12　調理員	98	44.9	11.2	175,687	182,192	6,505	3.7%	439,783	568,223	128,440	29.2%	212,336	229,543	17,208	8.1%
13　栄養士（主に栄養の指導等に従事する者）	32	32.1	6.9	193,871	191,230	−2,640	−1.4%	438,093	647,827	209,734	47.9%	230,378	245,216	14,838	6.4%
14　看護師（保健師・助産師）	18	44.0	10.6	218,503	246,093	27,590	12.6%	409,498	554,469	144,970	35.4%	252,628	292,298	39,671	15.7%
15　事務職員	147	42.7	9.9	203,668	218,234	14,567	7.2%	592,172	748,265	156,093	26.4%	253,015	280,590	27,574	10.9%
16　バス運転手	76	61.0	10.6	182,960	196,978	14,018	7.7%	414,848	478,713	63,866	15.4%	217,531	236,871	19,341	8.9%
17　その他	23	45.3	11.1	167,995	174,243	6,248	3.7%	224,085	326,701	102,615	45.8%	186,669	201,468	14,799	7.9%
合　計	2195	39.7	12.6	215,868	233,923	18,055	8.4%	679,622	865,876	186,254	27.4%	272,503	306,079	33,576	12.3%

※平成27年度に処遇改善等加算（賃金改善要件分）を適用している施設が対象。

※平成27年3月末日（保育所型認定こども園は平成25年3月末日）及び平成28年3月末日ともに勤務している職員のみの給与等について集計。

※「基本給及び手当」は平成27年3月分（保育所型認定こども園は平成25年3月分）及び平成28年3月分の支給額。

※「一時金」は平成26年度（保育所型認定こども園は平成24年度）及び平成27年度の１年度間に支給した合計額。

※集計人数が一桁の職種は表記していない。

＜公立認定こども園＞

	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	公立（常勤＋非常勤）											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」＋「一時金／12」			
				26年度又は24年度	27年度	差引	改善率	26年度又は24年度	27年度	差引	改善率	26年度又は24年度	27年度	差引	改善率
	人	歳	年	円	円	円		円	円	円		円	円	円	
保育教諭	18	30.8	7.6	175,546	176,957	1,411	0.8%	480,125	787,095	306,970	63.9%	215,556	242,548	26,992	12.5%

※平成27年3月末日（保育所型認定こども園は平成25年3月末日）及び平成28年3月末日ともに勤務している職員のみの給与等について集計。
※「基本給及び手当」は平成27年3月分（保育所型認定こども園は平成25年3月分）及び平成28年3月分の支給額。
※「一時金」は平成26年度（保育所型認定こども園は平成24年度）及び平成27年度の１年度間に支給した合計額。
※「保育教諭」以外は集計人数が一桁であるため表記していない。

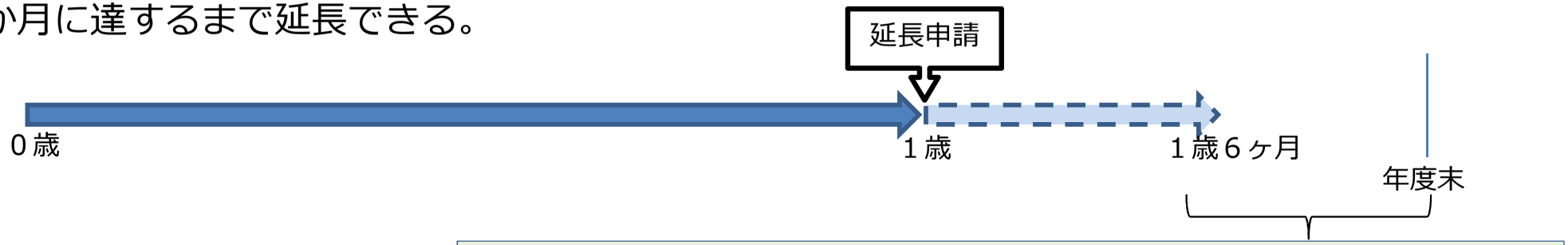
育児休業期間の延長（案）（育児・介護休業法、雇用保険法関係）

改正の趣旨

保育所に入れない等の理由で、やむなく離職する等、雇用継続に支障が出る事態を防ぐため、保育所に入るまでは育児休業を取得出来るように措置する。

現行の内容・課題

○　育児休業期間は、原則として子が１歳に達するまで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が１歳６か月に達するまで延長できる。



＜課題＞
保育所への入所が一般的に年度初めであることを踏まえると、この期間については、保育所に預けられず、かつ育休も取得出来ない期間となる。

改正の内容【平成29年10月１日施行】

○　１歳６ヶ月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申請することにより、育児休業期間を**「最長２歳まで」**延長できる。

○　上記に合わせ、**育児休業給付の支給期間を延長**する。



資料78

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から「次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）」、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行した。平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施した。

さらに、平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

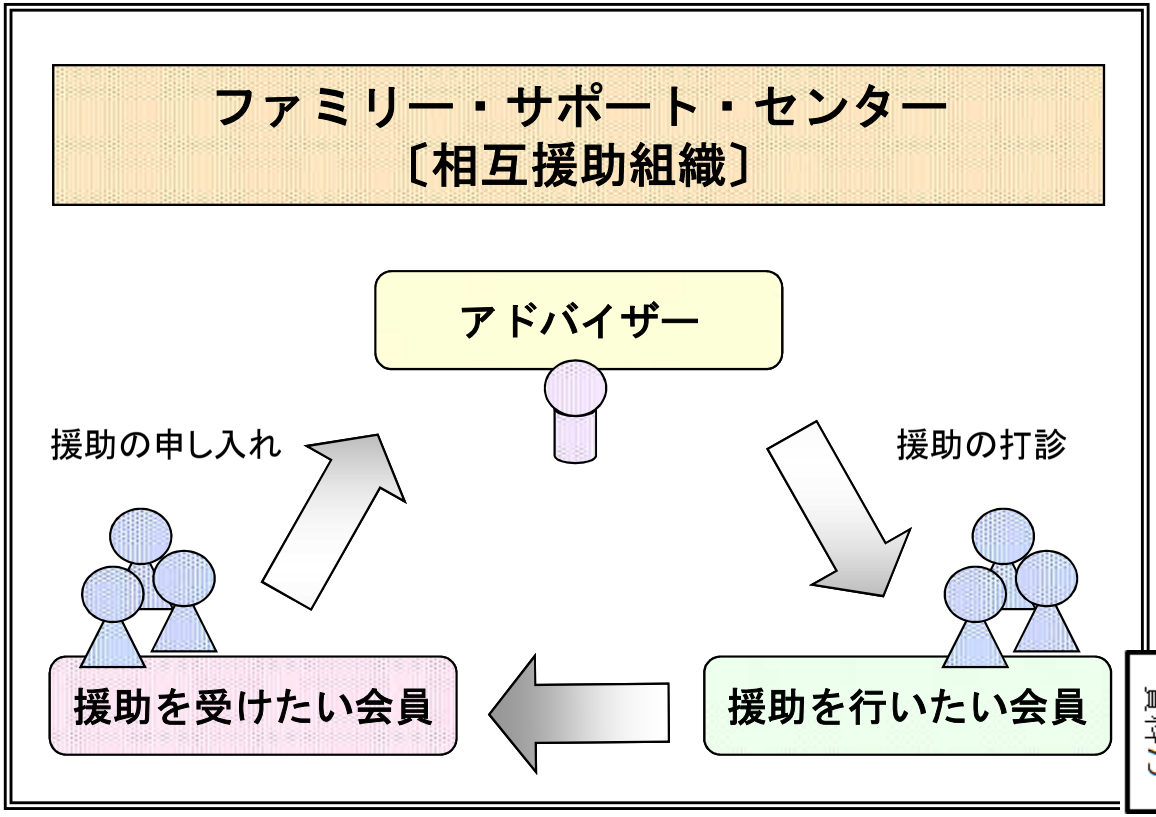
（平成29年度から、「事業についての事前説明会・登録会」、「利用者と提供会員の事前顔合わせ」の土日実施に対する加算措置を行う予定。）

○相互援助活動の例
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応（平成21年度から）

○実施市区町村

※平成27年度（交付決定ベース）
809市区町村

※平成26年度（実績ベース）
769市区町村



資料79